

## 令和 7 年度見直し対象法人の新中（長）期目標（案）

（中）：中期目標管理法人、（研）：国立研究開発法人

＜内閣府＞	
・（中）男女共同参画機構	2
＜総務省＞	
・（研）情報通信研究機構	22
＜財務省＞	
・（中）酒類総合研究所	58
＜文部科学省＞	
・（中）国立特別支援教育総合研究所	71
・（中）大学入試センター	88
・（中）国立青少年教育振興機構	101
・（中）教職員支援機構	123
＜農林水産省＞	
・（中）家畜改良センター	138
＜国土交通省＞	
・（中）海技教育機構	161
・（中）航空大学校	180
・（中）自動車技術総合機構	192
・（中）水資源機構	206
・（中）空港周辺整備機構	224
・（中）日本高速道路保有・債務返済機構	233
＜環境省＞	
・（研）国立環境研究所	249

独立行政法人男女共同参画機構第1期中期目標(概要)(案)

項目	主な内容	重要度	困難度	指標
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、全国各地の男女共同参画センター等を強力に支援するセンタオブセンタースとしての役割	—	—	—
II. 中期目標の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日	—	—	—
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	—	—	—	—
1. 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進	男女共同参画に関する国の実施機関として、国だけでなく、地方公共団体や地域の男女共同参画の推進拠点となるセンター、地域の多様な主体(研究・教育機関、企業、経済団体、労働組合、NPO、地縁団体等)(以下「関係者」という。)が相互に男女共同参画に関する課題を共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、機構が地方公共団体及びセンター(以下「センター等」という。)に対してノウハウや好事例・先進事例等を共有し、地域の多様な主体との連携・協働を促進	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対して調査を実施し、機構が開催する会議等によって得られたネットワークや機構からの助言を通じて得られた知見やノウハウなどを、ネットワーク構築等のセンター等の取組のために活用したと答えた割合について、中期目標期間中に80%以上の達成を目指す。</li> <li>・全国的な男女共同参画の推進のため、機構と男女共同参画に関わるセンター等とのネットワーク構築や連携強化を図るべく、中期目標期間中に可能な限り毎年度、全国規模の会議を開催</li> <li>・全国規模の会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。</li> <li>・地域における男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者相互間のネットワーク構築を促進するとともに、センター等が効果的・効率的に事業を実施するためのノウハウの提供や好事例・先進事例の共有を図るため、毎年度7か所のブロック会議を開催</li> <li>・ブロック会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。</li> <li>・将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等の効果的な事業実施に資する専門人材の分野や実績等の情報を掲載した専門人材情報バンクを作成</li> <li>・当該専門人材情報バンクにおいては、起業支援に係る専門人材の情報も収集し、センター等を含む各地の関係機関とマッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築</li> <li>・センター等への有識者や機構の職員などの専門家の紹介・派遣について、中期目標期間中に150件以上実施</li> </ul>
2. 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動	機構が保有する資料を活用しながら、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた広報や、男女共同参画社会の形成の促進に関する法制度の周知など、国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともにセンターが行う広報啓発活動への支援の実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に延べ170か所以上のセンターや研究・教育機関等に、女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに関する図書パッケージ化して貸出し</li> <li>・パッケージの貸出先に対してアンケート調査を実施し、80%以上から当該サービスが業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。</li> <li>・男女共同参画・女性活躍に関する資料を中期目標期間中に新たに5,000点以上データベース化</li> <li>・オンラインによるアーカイブ展示を中期目標期間中に10回以上実施</li> <li>・中期目標期間中に延べ80か所以上のセンターや大学等に、展示パネル(ダウンロード利用含む。)を貸出し</li> <li>・ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に年間35万件以上達成</li> <li>・SNS等による情報発信について、反応数を毎年度、前年度比増とする。</li> </ul>
3. 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	センター等が関係者と連携・協働しながら男女共同参画・女性活躍を推進できるよう、センター等の職員等に対し、男女共同参画の基礎知識、事業の企画立案及び広域連携の方法、関連施策分野(経済、福祉、教育、防災等)との連携方法など、センター等が地域における連携・協働の拠点として機能するために必要な現下の諸課題に応じた研修を実施することに加え、センター等が関係者と連携し、各地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう、関係者を対象とした研修プログラムの開発及び研修の実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に、延べ30以上の研修を実施</li> <li>・中期目標期間中に、研修プログラムの体系化及び受講の進捗状況の明確化についての枠組みを整備し、修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む</li> <li>・毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る</li> <li>・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る</li> </ul>
4. 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施	地域ごとの男女共同参画・女性活躍に係る現状や課題を可視化するため、センター等が効果的な取組を行うために必要なデータを地域別に集計・整理するとともに、センター等が地域における現状と課題等を把握するために必要な調査手法等についての調査研究や、機構がセンターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究の実施	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に調査研究を延べ10件以上実施</li> <li>・調査研究から把握された課題や実態を、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等へ広く共有し、センターにおける事業企画や連携についての知見を提供するとともに、機構における研修プログラムの企画・開発の資料として活用</li> </ul>
5. 国際的な情報収集や発信	国際会議への出席に加え、国際機関や男女共同参画に関する諸外国の団体等との意見交換、外国政府機関の職員等に対するセミナーの開催等を通じて、我が国の男女共同参画に関する取組の発信や、海外の施策や動向に関する情報収集に努めるほか、得られた知見を広く国内に還元	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に、国際関係事業を延べ10件以上実施</li> <li>・セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナー内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る</li> <li>・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る</li> </ul>
IV. 業務運営の効率化に関する事項	—	—	—	—
1. 経費等の合理化・効率化	■ 運営費交付金を充当して行う事業は、物価上昇の影響、新規・特殊要因により増減する経費は除き、一般管理費(人件費、公租公課、土地賃借料及び保険料を除く)については、今中期目標期間の初年度に比して同額以下とし、業務経費(人件費を除く)については、毎年度、今中期目標期間の初年度の0.375%に相当する額以上の効率化を図る なお、新規に追加されるものは、上記に準じて翌年度から同様の効率化を図る	—	—	—
2. 調達等の合理化	■ 契約の適正化、調達の合理化等を推進するとともに、他の独法との共同調達の実施による効果的な・効率的な業務運営の推進	—	—	—
3. 給与水準の適正化	■ 役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、業務の特性や実績等を踏まえた適切な処遇の確保に努め、適正化に取り組み、取組状況を公表	—	—	—
4. 情報システムの整備等	■ 業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続の簡素化等による効率的・効果的な業務運営の実現	—	—	—
V. 財務内容の改善に関する事項	■ 収益化単位の業務ごとの予算と実績の管理体制構築 ■ 多様な財源確保による自己収入の確保	—	—	—
VI. その他業務運営に関する重要事項	■ 機構の役割や課題等について理事長から全役員への共有、事業内容に対する不断の外部評価・改善 ■ 文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策への対応 ■ 人事・労務管理について、職員の専門性確保のための研修機会の充実、柔軟な人員配置による効率的・効果的な運営 ■ 本館の改修及び宿泊棟等の施設の撤去 ■ 温室効果ガス削減の取組実施	—	—	—

## 独立行政法人男女共同参画機構第1期中期目標（案）

### 目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	4
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	4
1	男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進	4
(1)	男女共同参画センターを拠点とした連携・協働の促進	5
(2)	知見・ノウハウの蓄積及び共有	6
(3)	センター等に対する助言等	6
2	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動	7
(1)	男女共同参画・女性活躍に資する情報の提供	7
(2)	男女共同参画・女性活躍に関する歴史的資料の収集・保存の推進	7
(3)	積極的な広報啓発活動の充実・強化	8
3	男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	8
(1)	センター職員等の育成・専門性向上	9
(2)	地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上	9
(3)	困難な問題を抱える女性や望まない孤独及び孤立などに直面する男性を支援するための人材の育成	10
4	男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施	10
5	国際的な情報収集や発信	11
(1)	国際的な情報収集と情報発信	12
(2)	諸外国における人材育成	12
IV	業務運営の効率化に関する事項	13
1	経費等の合理化・効率化	13
2	調達等の合理化	13
3	給与水準の適正化	13
4	情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善	13
V	財務内容の改善に関する事項	14
1	予算執行の効率化	14
2	自己収入の拡大等	14
VI	その他業務運営に関する重要事項	14
1	内部統制の充実・強化	14
2	公文書管理、個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ体制の充実	14
3	人事に関する計画	14
4	長期的視野に立った施設・設備の整備等	15
5	温室効果ガスの排出の削減	15



(序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

### <法人の使命>

機構は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）第3条の規定のとおり、男女共同参画促進施策（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第8条に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をいう。以下同じ。）に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成（基本法第2条第1号に規定する男女共同参画社会の形成をいう。以下同じ。）の促進に寄与することを目的とする独立行政法人である。

我が国では基本法において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現について、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとされている。

基本法に基づき「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年●月●日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、二つの政策領域（「I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」及び「II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」）に加え、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための「III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」が示されている。機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとしての、また、全国各地の男女共同参画センター（以下「センター」という。）等を強力に支援するセンターオブセンターズとしての役割を踏まえ、国、地方公共団体、男女共同参画促進施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画促進施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすことが求められている。

### <法人の現状と課題>

基本法の施行から約25年を経て、女性の就業率については、いわゆるM字カーブはほぼ解消し、男性の育児休業の取得率が向上したほか、女性に対する暴力についても、各種の支援体制が拡充されるなど、大きな進捗があった一方、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆるL字カーブ問題が続いており、政策や方針決定過程への女性の参画拡大などについては、進展に遅れが見られ、また、根強い固定的

な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も残っているほか、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成や、多様かつ複合的な困難を抱える女性へのきめ細やかな支援の充実に取り組む必要がある。

このように、男女共同参画に関する課題が幅広く多様化する中で、総合的に男女共同参画社会の形成に取り組んでいくためには、機構は国の男女共同参画促進施策を推進するための中核的な機関としての機能を果たしていくことが求められる。

くわえて、我が国全体の人口減少が続く中、今後、地方において人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。各地域において、女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げていくことにもつながり、我が国社会全体として、地域社会の担い手の確保や、多様な視点によるイノベーションを通じた、経済社会の持続可能性向上にもつながるものである。機構は、地方公共団体等が取り組む、女性の起業支援や男性の家事・育児参画の促進、仕事と介護の両立が可能となるような環境整備を含む働きがい・働きやすさを向上させるための職場づくりの推進、女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりの推進等を支援することを通じ、女性に選ばれる地域づくりを後押しし、ひいては、女性活躍の推進による地域経済の発展を実現するとともに、我が国社会全体の活性化に貢献することが求められる。

男女共同参画に関する課題や進捗状況は地域によって異なる中で、全国で男女共同参画社会の形成を着実に促進するためには、地域の実情を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されることが重要であり、そのためには、地域における様々な主体が相互に連携・協働し、地域の男女共同参画に関する個別の課題及びニーズへの対応を進めていくことが必要である。

こうした中、令和7年通常国会（第217回国会）において、基本法が改正され、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策として「連携及び協働の促進」及び「人材の確保等」が追加されるとともに、地方公共団体が、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点となるセンターの機能を担う体制の確保に努めること、機構が同センターを支援し、様々な関係者と連携して、施策を推進するための中核的な機関としての役割を果たすこと等が規定された。

これにより、我が国の男女共同参画に関するナショナルセンターとして、また、地域における諸課題の解決に取り組む各地のセンター等を速やかにかつ強力に支援するセンターオブセンタースとして、センターを拠点とした地域におけるネットワーク形成の支援やセンターが行う好事例・先進事例の収集・提供、個別事業の実施方法に関する助言、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報啓発活動、男女共同参画社会の形成の促進を担う人材の確保等に向けた研修、各地域が抱える男女共同参画・女性活躍に関する課題やニーズの把握等に必要な調査研究、諸外国との連携などを機構が行うことにより、全国各地のセンターの機能強化を図り、地域の男女共同参画社会の形成の促進のための環境整備、意識改革や行動変容を後押ししていくことが重要である。こうした機能を機構が最大限発揮するためには、所要の人員及び予算等のリソースを確

保しつつ、効率的に運営を行うことが求められる。

機構の前身法人においても、女性の資質や能力向上を図るため、地方公共団体の職員や地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う女性団体等を対象に、実践的な学習機会やネットワーク形成の機会の提供を実施してきたが、機構においても引き続きこれまで培ってきた男女共同参画促進施策に関する知見やネットワークといった強みを最大限に生かしていく必要がある。一方、女性教育の観点から研修施設の運営や当該施設における研修の実施を中心に業務を実施してきた前身法人に比べ、機構の目的及び業務の範囲は大きく拡大していることを踏まえ、企業や経済団体等との連携などの更なるネットワークの構築や、社会のデジタル化の進展などに対応した、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業の展開に必要なノウハウの蓄積や人材の育成が急務である。

#### <中期目標期間における取組等>

以上の機構の使命や現状と課題を踏まえ、次の①から⑥までの取組を実施することが期待される。

また、取組の実施の際には、業務の具体的な範囲や重点事項、重み付けの整理を行った上で、適切な時間軸を設定した中期計画期間のロードマップを策定するとともに、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努める。

#### ① 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進

男女共同参画に関する国の実施機関として、国だけでなく、地方公共団体や地域の男女共同参画の推進拠点となるセンター、地域の多様な主体（研究・教育機関、企業、経済団体、労働組合、NPO、地縁団体等）（以下「関係者」という。）が相互に男女共同参画に関する課題を共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、機構が地方公共団体及びセンター（以下「センター等」という。）に対してノウハウや好事例・先進事例等を共有し、地域の多様な主体との連携・協働を促す。

#### ② 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動

機構が保有する資料を活用しながら、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報や、男女共同参画社会の形成の促進に関する法制度の周知など、国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともにセンターが行う広報啓発活動への支援を行う。

#### ③ 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施

センター等が関係者と連携・協働しながら男女共同参画・女性活躍を推進できるように、センター等の職員等に対し、男女共同参画の基礎知識、事業の企画立案及び広域連携の方法、関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携方法

など、センター等が地域における連携・協働の拠点として機能するために必要な現下の諸課題に応じた研修を実施することに加え、センター等が関係者と連携し、各地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう、関係者を対象とした研修プログラムの開発及び研修の実施を行う。

④ 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施

地域ごとの男女共同参画・女性活躍に係る現状や課題を可視化するため、センター等が効果的な取組を行うために必要なデータを地域別に集計・整理するとともに、センター等が地域における現状と課題を把握するために必要な調査手法等についての調査研究や、機構がセンターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究を実施する。

⑤ 国際的な情報収集や発信

国際会議への出席に加え、国際機関や男女共同参画に関する諸外国の団体等との意見交換、外国政府機関の職員等に対するセミナーの開催等を通じて、我が国の男女共同参画に関する取組の発信や、海外の施策や動向に関する情報収集に努めるほか、得られた知見を広く国内に還元する。

⑥ 業務実施に当たっての留意事項

上記の取組を実施するに当たっては、オンラインの利点を生かした多様なスタイルの研修や調査研究等、デジタル化の進展を踏まえた実施方法を検討するほか、対面型の研修や関係者相互の連携促進の取組を機構の職員が全国各地に出向く形で実施するなど、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開する。

組織及び業務運営に関しては、経費や調達等の合理化・効率化を図るとともに、適切な予算管理を行い効率的な執行に努める。また、理事長のリーダーシップの下、機構が発足した背景や意義、果たすべき役割や課題を全職員が共有の上、迅速に取り組む。あわせて、内部統制等の継続的な見直しやDX等の推進により、業務の徹底した効率化を図るとともに、個々の職員のスキルアップ・専門性の向上を促す。

(別添) 政策体系図、使命等と目標との関係

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進

基本計画において、男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、関係者相互

の連携・協働を図ることが重要であるとされている。

特に、男女共同参画に関する課題やニーズは地域ごとに様々であることから、関係者が連携・協働しながら、地域の男女共同参画社会の形成の促進に係る個別の課題やニーズへのきめ細かい施策・取組を進めていくことが必要である。

そのため、センターを中心に、その他の関係者とともに地域課題を考えるワークショップを開催するなど、関係者が相互に課題やニーズを共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、機構がセンター等に対してノウハウや好事例・先進事例を共有する。

#### 【指標】

- ・地方公共団体に対して調査を実施し、機構が開催する会議等によって得られたネットワークや機構からの助言を通じて得られた知見やノウハウなどを、ネットワーク構築等のセンター等の取組のために活用したと答えた割合について、中期目標期間中に80%以上の達成を目指す。

#### (1) 男女共同参画センターを拠点とした連携・協働の促進

機構は、センターを拠点とする地方公共団体における男女共同参画主管部局、商工、教育、福祉、防災等の関連部局及びその他の関係者とのネットワーク構築を支援することで、地域の実情に応じた課題解決ひいては全国的な男女共同参画の推進のための基盤づくりに取り組む。

具体的には、男女共同参画社会の形成に関わる関係者が一堂に会し、男女共同参画に関する政府の方針や国際的な動向等の情報共有並びに参加者相互のネットワーク構築及び意見交換の場を設ける。

また、各センター等の効果的・効率的な事業の展開に資するよう、相談支援、調査研究、事業の企画立案及び広域連携の方法等の、男女共同参画施策に関する実務に必要な知識について、地域ブロックごとに、機構及びセンター等の職員等の間で、ノウハウの提供や各地域の課題や好事例・先進事例の共有を行う実践的な情報共有及び意見交換の場を設けることにより、各地域におけるセンター等の間のネットワーク構築や連携強化を図る。

#### 【指標】

- ・全国的な男女共同参画の推進のため、機構と男女共同参画に関わるセンター等とのネットワークの構築や連携強化を図るべく、中期目標期間中に可能な限り毎年度、全国規模の会議を開催する。
- ・全国規模の会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・地域における男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者相互間のネットワーク構築を促進するとともに、センター等が効果的・効率的に事業を実施するためのノウハウの提供や好事例・先進事例の共有を図るため、毎年度7か所のブ

ロック会議を開催する。

- ・ブロック会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

## (2) 知見・ノウハウの蓄積及び共有

センター等による効果的・効率的な事業実施を支援するため、センター等の事業や施策分野横断的な取組、広域連携の方法等に関する好事例・先進事例の収集を行うほか、これらの事例についてセンター等への情報発信・横展開を行うとともに、専門人材の分野や実績等を掲載した専門人材情報バンクを作成する。特に、女性の経済的自立の実現のために、女性の起業支援や地域の意識改革等に係る専門人材の情報を優先的に収集し、センター等の求めに応じ、マッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築する。

### 【指標】

- ・将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等の効果的な事業実施に資する専門人材の分野や実績等の情報を掲載した専門人材情報バンクを作成する。
- ・当該専門人材情報バンクにおいては、起業支援に係る専門人材の情報も収集し、センター等を含む各地の関係機関とマッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築する。

## (3) センター等に対する助言等

センター等に対して、有識者や機構の職員を紹介・派遣することにより、男女共同参画に関する事業の実施、現状や課題の把握等への助言等を行う。

特に、若年層や男性の関心が高いテーマも含め、センター等が地域の企業や経済団体向けの講座や学校における出前講座を実施するための基本的な教材や効果的な広報啓発のノウハウ等を提供し、センター等が地域の企業や経済団体、学校や教育委員会等に対する効果的な研修を実施することを支援する。

### 【指標】

- ・センター等への有識者や機構の職員などの専門家の紹介・派遣について、中期目標期間中に150件以上実施する。

### 【重要度：高】

全国各地で男女共同参画・女性活躍を推進するためには、地域における男女共同参画・女性活躍に関する多様な関係者が連携・協働して取り組むことが重要であるため。

## 2 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動

基本計画において、地域により男女共同参画に関する情報や取組に差があることから、住民に身近な地方公共団体その他の関係者と連携して、地域における広報啓発活動の一層の推進を図ることが必要であるとされており、機構は、男女共同参画社会の形成の促進に当たってのナショナルセンターとして、保有する資料を活用しながら、男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともに、センター等における資料の充実を図るため、こうした資料をセンター等に共有し、男女共同参画に関する専門的図書への市民の情報アクセスの確保及びセンター等で実施する講座や広報啓発、研修等と連動した活用を促す。

このため、継続的に国内外の専門的な資料や情報のほか、機構や関係府省、地方公共団体等の関係者の施策、事業、調査研究等の情報を幅広く取りまとめて、関係機関等と連携して分かりやすく提供し、国内外への広報啓発活動を充実・強化する。

また、顕著な業績を残した女性や男女共同参画促進施策等に関するアーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

さらに、SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

### (1) 男女共同参画・女性活躍に資する情報の提供

男女共同参画や女性活躍について、地域単位では収集困難な広域的・専門的な資料や情報を収集し、関係者において、情報を有効に活用し、男女共同参画・女性活躍の視点に立った施策の企画立案・実施につなげられるよう整理・提供する。その際、センターの職員等の利用ニーズの高い資料について、機構が保有する資料をデジタル化するとともに、電子書籍の購入を優先的に進め、各センター等において広く活用できるようにする。また、収集した資料を活用して男女共同参画社会の形成の促進について国民の理解を深めるための広報啓発活動を行う。

#### 【指標】

- ・中期目標期間中に延べ170か所以上のセンターや研究・教育機関等に、女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに関する図書をパッケージ化して貸し出す。
- ・パッケージの貸出先に対してアンケート調査を実施し、80%以上から当該サービスが業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

### (2) 男女共同参画・女性活躍に関する歴史的資料の収集・保存の推進

男女共同参画・女性活躍に関連する歴史的資料について、有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存のための方針に基づいて全国から収集し保存する。

また、保有する資料のデジタル化を進め、オンラインによるアーカイブ展示を

実施する。

#### 【指標】

- ・男女共同参画・女性活躍に関する資料を中期目標期間中に新たに5,000点以上データベース化する。
- ・オンラインによるアーカイブ展示を中期目標期間中に10回以上実施する。
- ・中期目標期間中に延べ80か所以上のセンターや大学等に、展示パネル（ダウンロード利用を含む。）を貸し出す。

#### （3）積極的な広報啓発活動の充実・強化

機構のプレゼンスを高めるため、機構の事業や取組について積極的に国民に周知し、機構としての広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントの下に効果的な広報啓発活動を推進する。SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

#### 【指標】

- ・ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に年間35万件以上達成する。
- ・SNS等による情報発信について、反応数を毎年度、前年度比増とする。

### 3 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施

基本計画において、持続可能な地域づくりを推進するためには、様々な場面で固定的な性別役割分担意識の解消を含む男女共同参画を推進し、それぞれの地方の持つ良さを生かしながら、女性や若者が活躍でき、暮らしやすい地域へとシフトしていくことが必要不可欠であるとされており、センター等が地域の拠点として男女共同参画社会の形成の促進を担う人材の育成を進めることが重要である。そのため、機構は、センター長、管理職、初任者等の階層別の研修プログラムや、男女共同参画の基礎知識や、事業（広報啓発、調査研究、相談支援等）の企画、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携、女性デジタル人材育成等について、研修プログラムを開発・実施することにより、地域の多様な課題及びニーズに応じた男女共同参画に係る事業の企画・実施における専門性向上を図る。

また、地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上のため、各関係者向けの男女共同参画における諸課題に関する研修を開発・実施する。

オンライン研修について、受講者の利便性を高め、多くの受講を可能とする観点から、オンデマンドでの視聴・学習を可能にする。

また、研修の一部のコンテンツについて広く配信し、地域で男女共同参画に取り組む多くの関係者において共有を図る。

## (1) センター職員等の育成・専門性向上

センター等の職員等の初任者を対象とした基礎的な研修の更なる充実を図る。具体的には、男女共同参画の基礎知識や関連の法制度、各センターが地域のニーズを把握するための手法、事業の企画立案及び広域連携の方法、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携方法など、着任後間もない時期に一括して学べるような研修プログラムを開発・充実し、研修を実施する。

さらに、現下の諸課題に応じて研修プログラムを充実させるとともに、これらの研修を分野別及びレベル別に体系化することで、各受講者の進捗を明確化し、研修を受講する動機付けを高める観点から、研修の修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む。

### 【指標】

- ・ 中期目標期間中に、延べ 30 以上の研修を実施する。
- ・ 中期目標期間中に、研修プログラムの体系化及び受講の進捗状況の明確化についての枠組みを整備し、修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む。
- ・ 毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・ アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

## (2) 地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上

センター等が企業や経済団体のニーズに合った講座や助言等を効果的に行うことができるよう、センター等の職員等が地域の企業や経済団体向けに活用できる、女性の採用・育成・登用や働き方改革、固定的な性別役割分担意識の解消等に関する研修プログラムを開発する。

教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状や課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう研修や教育・学習支援等を実施する。

また、教育委員会やセンター等と連携し、学校等における男女共同参画に関する教育・学習の推進に資する研修の充実を図る。

女性のデジタル人材育成の取組について、センター等の職員等向けや、デジタル人材を目指す女性向けに、デジタル分野に係る基礎的な研修プログラムを提供するため、各センターにおける好事例・先進事例を収集し、広く発信するとともに、関係者と連携して研修プログラムの提供に向けた検討を行う。

### 【指標】

- ・ 毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施

し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

- ・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

### (3) 困難な問題を抱える女性や望まない孤独及び孤立などに直面する男性を支援するための人材の育成

センター等における幅広い分野の相談に係る対応力の向上や、男女共同参画社会の形成の促進に関する法制度等の知識の習得、関係機関等との連携のノウハウ向上を図るため、相談員及び相談支援事業担当者向けの研修の強化を図るとともに、困難な問題を抱える女性向けの支援だけでなく、男性への相談支援も含め、現下の諸課題に応じた幅広い分野に係る研修プログラムの開発及び充実に努める。

#### 【指標】

- ・毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

## 4 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施

基本計画において、政策の立案に際しては、可能な限り、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）等を活用するとともに、ジェンダー統計の充実の観点から、男女別データの把握及び利活用の促進に取り組むこととされている。機構は、男女共同参画社会の形成に向けた取組を効果的に推進するため、各地域の男女共同参画・女性活躍の推進状況等を客観的に把握するための調査研究を行い、政府における政策立案や実施を支えるEBPM機能の強化を図る。

また、各地域によって、男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題は異なっており、様々な事業を効果的に展開するためには、それらについてきめ細かく把握し、的確に分析することが必要である。

そのため、機構は地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題を可視化するため、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状を把握し、諸課題の解決のために効果的な取組を行えるよう、必要な統計データ等を地域別に集計・整理を行うとともに、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状と課題を把握するために必要な調査手法等について調査研究を実施の上、センター等に提供する。

また、センターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究を実施する。

さらに、各センター等が把握した地域の様々な課題や事業のニーズ等について、定期的に収集・整理すること等により、地域ごとにきめ細かな課題把握・分析を行い、その結果について関係者へ共有する。

そのほか、女性の経済的自立に関する調査研究や初等中等教育分野における男女共同参画の促進に資する調査研究に加え、新たな課題が生じた場合は、当該課題の解決に資する調査研究を行い、その成果を広く関係者に提供する。

調査研究で把握された現状と課題の成果は、地域における関係者間での連携促進や研修プログラムの作成等の基盤として活用する。

#### 【指標】

- ・ 中期目標期間中に調査研究を延べ10件以上実施する。
- ・ 調査研究から把握された課題や実態を、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等へ広く共有し、センターにおける事業企画や連携についての知見を提供するとともに、機構における研修プログラムの企画・開発の資料として活用する。
- ・ 調査研究の成果普及等に資する取組に関しては、機構の研修プログラムや外部での講師活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、分かりやすい冊子や動画にまとめて発信する。

#### 【重要度：高】

我が国全体の人口減少が続く中、今後、地方において人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。各地域によって、男女共同参画社会の形成に係る状況や課題は異なっており、様々な事業を効果的に展開するためには、その状況や課題についてきめ細かく把握し、的確に分析することが必要であるため。

#### 【困難度：高】

センター等において、統計調査の実施や調査に必要なセンター等内外の組織との連携のノウハウの不足等により、地域間での比較分析等ができないといった課題がある中で、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状と課題を可視化・把握するためには、機構として、全国の各地域単位の多様な統計データについて把握・分析することが必要となるため、困難度は高い。

## 5 国際的な情報収集や発信

基本計画において、国際社会における男女共同参画・女性活躍の進展を真剣に受け止め、国際規範・基準等や国際的なコミットメント等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく必要があるとされている。機構は、男女共同参画・女性活躍推進のためのナショナルセンターとして、国際会議や国際的な連携の下で進める取組等において、機構における調査結果や、センターの取組を始めとする日本国内における好事例・先進事例等の積極的な発信を

行う。

また、センター等が国際的な動向や海外の好事例・先進事例等も参考にしながら業務の企画立案等を行うことを支援するために、男女共同参画・女性活躍に関する国際動向や海外の好事例・先進事例等について収集・整理し、センター等に対して広く情報提供する。

引き続き、男女共同参画・女性活躍推進のための人材育成を海外の政府機関等と連携を図りつつ実施する。

#### 【指標】

- ・中期目標期間中に、国際関係事業を延べ10件以上実施する。

#### (1) 国際的な情報収集と情報発信

国連女性の地位委員会（CSW）や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）で取り上げられている課題（女性の経済的エンパワーメント、女性のリーダーシップの発揮、女性に対する暴力の根絶、男性への働きかけ等）について、先進的な取組をテーマとして取り上げ、国内外の有識者による国際セミナーを実施するとともに、先進的な取組に関する情報のうち男女共同参画促進施策の実施に当たって参考となる情報を収集・発信する。また、これまでに構築した海外の政府機関等との協力体制を基礎として、男女共同参画・女性活躍に関する情報交換や協働事業等を実施する。

#### 【指標】

- ・セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。

#### (2) 諸外国における人材育成

基本計画の重点分野「第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」でも示されているように、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、男女共同参画・女性活躍に関連する国際的な取組に貢献することが求められている。

このため、SDGsの17のゴールに基づき、アジア地域等の共通のジェンダー課題をテーマに各国の男女共同参画・女性活躍推進のための人材育成に資するセミナーを開催する。

#### 【指標】

- ・セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施

し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

- ・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。

#### IV 業務運営の効率化に関する事項

##### 1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し、業務の電子化等に取り組み、業務の徹底した見直し及び効率化を図る。

その結果として、運営費交付金を充当して行う事業は、物価上昇の影響、新規に追加されるもの及び特殊要因により増減する経費は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、土地賃借料及び保険料の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、今中期目標期間の初年度に比して同額以下とし、業務経費（人件費を除く。）については、毎年度、今中期目標期間の初年度の0.375%に相当する額以上の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものは、上記に準じて翌年度から同様の効率化を図ることとする。

##### 2 調達等の合理化

契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、経済性、公正性及び透明性を確保する。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教職員支援機構及び機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。

##### 3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、業務の特性や実績等を踏まえた適切な処遇の確保に努め、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。

##### 4 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続の簡素化等により業務改善を推進し、効果的・効率的な業務運営を実現する。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則であることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する（仮に、中期目標期間中又は年度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに、予算管理に反映させる。）。

### 2 自己収入の拡大等

外部連携等の取組、受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の多様な財源確保の検討を進め、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行う。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制の充実・強化

法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進めるなど所要の規程等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実するとともに、理事長のリーダーシップの下、機構が担う役割や課題等の情報を全役職員が共有し、役職員の使命感・モチベーションの向上に取り組む。

内部規程を必要に応じて見直し、内部統制の強化及びリスク管理の充実を行う。監事による監査及び機構が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制の継続的な見直しを図る。また、各事業のプロセスや成果等について評価を行う外部評価委員会を設置し、事業内容についての専門的助言を得た上で、必要に応じて改善を図る。

### 2 公文書管理、個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ体制の充実

内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護及び情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。

情報セキュリティについては、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき対策を講じ、サイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより継続的に改善を図る。

### 3 人事に関する計画

職員の専門性を高めるため、研修を実施するとともに、他機関が主催する研修

事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。

また、柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備について検討するとともに、人事交流や客員研究員制度の活用により、研究職員等を確保し組織の活性化を図る。

また、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努め、育成方針を策定し、その取組を進める。

#### **4 長期的視野に立った施設・設備の整備等**

「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和6年7月30日内閣府・文部科学省・国立女性教育会館）に基づき、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、必要な機能は本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設については、令和12年度までを目指して撤去すべく、必要な準備を行う。

#### **5 温室効果ガスの排出の削減**

温室効果ガス削減のための取組を実施する。

# 独立行政法人男女共同参画機構の使命等と目標との関係（案）

## （使命）

機構は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、同施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的としている。

## （現状・課題）

### ◆強み

前身法人において、地方公共団体の職員や地域の男女共同参画を担う女性団体等を対象に、実践的な学習機会やネットワーク形成の機会の提供を通じ、男女共同参画促進施策に関する知見やネットワークを培ってきた。

### ◆課題

前身法人に比べ、機構の目的及び業務の範囲が大きく拡大していることを踏まえ、企業や経済団体等との連携などの更なるネットワークの構築や、社会のデジタル化の進展などに対応した特定の場所や方法にとらわれない多様な事業の展開に必要なノウハウの蓄積や人材の育成が急務。

## （環境変化）

○我が国の女性活躍・男女共同参画の課題として、  
・政治分野、経済分野における女性の参画  
・男女間賃金格差やL字カーブなど女性の経済的自立に向けた課題  
・固定的な性別役割分担意識  
に加え、地方において人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。

○男女共同参画社会基本法が改正され、地方公共団体に対し、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点となる男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に努めることが法定化。

## （中期目標）

○我が国の男女共同参画に関するナショナルセンターとして、また、地域における諸課題の解決に取り組む各地のセンター等を強力に支援するセンターオブセンターズとして、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報啓発活動、男女共同参画社会の形成の促進を担う人材の確保等に向けた研修、各地域が抱える男女共同参画・女性活躍に関する課題やニーズの把握等に必要となる調査研究、諸外国との連携等を機構が行うことにより、全国のセンターの機能強化を図り、地域の男女共同参画社会の形成の促進のための環境整備、意識改革や行動変容を後押しする。

# 独立行政法人男女共同参画機構に係る政策体系図(案)

## 男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

### ● 男女共同参画社会の形成についての基本理念

「男女の人権の尊重」(3条) 「社会における制度又は慣行についての配慮」(4条) 「政策等の立案及び決定への共同参画」(5条)  
「家庭生活における活動と他の活動の両立」(6条) 「国際的協調」(7条)

### 国

基本理念にのっとり、  
男女共同参画促進施策を  
総合的に策定及び実施  
(基本法8条)

広報活動等  
(基本法16条)

関係者相互間の  
連携・協働の促進  
(基本法18条)

人材の確保、養成  
及び資質の向上  
(基本法18条の2)

調査研究  
(基本法18条の3)

情報の提供  
(基本法19条)

助言  
(基本法19条)

男女共同参画基本計画(<男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(基本法13条)>

### 機構

男女共同参画促進施策  
の推進のための  
中核的な機関  
(基本法10条の2)

## 独立行政法人男女共同参画機構法(令和7年法律第79号)

広報・啓発  
(機構法12条1号)

関係者相互間の  
連携・協働の促進  
(機構法12条2号)

研修  
(機構法12条3号)

調査研究  
(機構法12条4号)

情報・資料の収集・  
整理・提供  
(機構法12条5号)

助言  
(機構法12条6号)

男女共同参画促進施策の効果的な推進を図るため、密接に連携(基本法18条3項)

### 地域

#### センター

関係者相互間の連携と協働の拠点  
(基本法18条)

#### 地方公共団体

国の施策に準じた施策の策定、実施  
(基本法9条)  
センターの体制確保の努力義務  
(基本法18条2項)

#### 国民(民間団体)

職域、学校、地域、家庭その他の社会の  
あらゆる分野において、男女共同参画社会の  
形成に寄与する努力義務(基本法10条)

国立研究開発法人情報通信研究機構  
中長期目標（第6期）

令和8年〇月

総務省

財務省

## 目 次

<b>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</b> .....	1
1. 政策体系における法人の位置付け及び状況の変化 .....	1
2. 法人の現状と課題 .....	2
3. 法人の役割（ミッション） .....	3
<b>II. 中長期目標の期間</b> .....	3
<b>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b> .....	4
1. 戦略的に推進すべき技術領域 .....	4
(1) AI・コミュニケーション	
(2) Beyond 5G	
(3) 量子情報通信	
(4) サイバーセキュリティ	
2. 重点的に推進すべき基礎的・基盤的研究開発等 .....	6
(1) 電磁波先進技術分野	
(2) 革新的ネットワーク分野	
(3) サイバーセキュリティ分野	
(4) ユニバーサルコミュニケーション分野	
(5) フロンティアサイエンス分野	
3. イノベーションの基盤となる研究開発課題 .....	13
4. 社会実装機能・外部連携機能等 .....	14
(1) 我が国発の技術の社会実装を促進するためのイノベーションハブ機能の強化	
(2) 研究資金配分機関としての機能の強化	
(3) NICTにおける研究開発成果の社会実装推進体制の強化	
(4) 戦略的な標準化活動の推進	
(5) 積極的かつ戦略的な国際連携の推進	
(6) 国土強靱化に向けた取組の推進	

(7) ICT 人材育成の強化	
(8) 研究支援業務・事業振興業務等	
5. NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの業務	19
<b>IV. 業務運営の効率化に関する事項</b>	19
1. 機動的・弾力的な資源配分	19
2. 調達等の合理化	20
3. DX を通じた業務変革と働きやすさの向上	20
4. 業務の効率化	20
5. 組織体制の見直し	20
<b>V. 財務内容の改善に関する事項</b>	21
1. 一般勘定	21
2. 自己収入等の拡大	21
3. 基盤技術研究促進勘定	21
4. 出資勘定	21
<b>VI. その他業務運営に関する重要事項</b>	22
1. NICT における人材の育成・確保	22
2. 研究開発成果の積極的・効果的な情報発信	22
3. 情報セキュリティ対策の推進	22
4. コンプライアンスの確保	23
5. 内部統制に係る体制の整備	23
6. 研究セキュリティ・インテグリティの確保	23
7. 情報公開の推進等	23
別紙 1 NICT に係る政策体系図	
別紙 2 NICT の使命等と目標との関係	
別紙 3 NICT の評価軸等	

## I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）は、我が国唯一の情報通信（ICT）分野を専門とする公的研究機関であり、国際動向を踏まえつつ、国の情報通信政策との密接な連携の下、大学や民間企業では実施できないような長期間にわたり組織的に推進すべき情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、標準時の通報、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行う国立研究開発法人である。

### 1. 政策体系における法人の位置付け及び状況の変化

NICT は、情報通信分野を専門とする国立研究開発法人として、『科学技術・イノベーション基本計画』や『統合イノベーション戦略』等の国の方針を踏まえ、大学や企業では取り組み難い研究開発課題等に取り組み、我が国の公益に資するため、研究開発の最大限の成果を確保することを第一目的とする法人である。

人口減少社会においてイノベーションを創出し、経済成長を実現するには、AI の活用をはじめとする社会 DX の加速化が不可欠である。また、近年、デジタル分野において海外依存が高まる中、安全保障の観点からも、デジタルインフラの中核となる技術・システムの競争力を強化し、海外展開を進めることが必要である。

このような状況の下、総務大臣の諮問機関である情報通信審議会は、令和7年7月、「新たな情報通信技術戦略の在り方」第5次中間答申（以下「第5次中間答申」という。）を取りまとめ、近年の社会情勢の変化、技術の進展及び市場の動向等を踏まえつつ、情報通信分野で国、NICT 等が取り組むべき重点研究開発分野・課題並びに研究開発及び成果展開等の推進方策について方向性を示した。

第5次中間答申では、人手不足の進展、インバウンドの拡大、エネルギー消費の増大、自然災害の激甚化及びサイバー空間上のリスクの増大といった社会情勢の変化や、生成 AI の爆発的普及、オール光ネットワークの商用サービス開始、量子技術に係る研究開発の進展及びサイバー空間を取り巻くリスクの変化といった近年の技術動向を踏まえ、NICT に特に期待する役割（ミッション）を提示した上で、我が国の重要政策の実現に不可欠な技術領域という観点から「戦略的に推進すべき技術領域（戦略領域）」を、我が国社会を支える情報通信分野の基礎的・基盤的な技術という観点から「重点的に推進すべき基礎的・基盤的研究開発分野（重点分野）」を特定するとともに、NICT の社会実装機能・外部連携機能等の強化の方向性が取りまとめられた。

その中では、とりわけ「国際競争力の強化や経済安全保障の確保等をはじめとした我が国の重要政策の実現への貢献」、「民間投資や人材育成を活性化するための触媒となる産学官連携の中核・連結点としての役割」及び「民間企業等におけるイノベーションを支援する機能の充実・強化」が強く打ち出されている。

第5次中間答申等を踏まえ、我が国の安全保障の確保と国際競争力の強化の観点から2030年代に目指すべき社会像を「激甚化する自然災害に対応した強靱な社会」、「誰もがICTの恩恵を享受でき、安心して技術を利用できるデジタル安全社会」、「クリーンエネルギーとデジタルインフラによる持続可能で活力のある社会」及び「労力の最小化と利益の最大化を可能にする人間中心のAI社会」と設定することとし、NICTはその実現に貢献すべく、「災害に強く、強靱な社会インフラの構築」、「安全で、信頼できる情報通信環境の整備」、「GX・DXを支える持続可能なICT基盤の構築」、「DXを通じた効率化・合理化、新たな価値の創造」を目標に、研究開発等に取り組むものとする。

## 2. 法人の現状と課題

NICTは、情報通信分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関として、電磁波先進技術、革新的ネットワーク、サイバーセキュリティ、ユニバーサルコミュニケーション及びフロンティアサイエンス分野で、技術力や知見・経験を蓄積してきた。そして、その研究開発成果の社会実装も着実に進展しており、例えば、革新的ネットワーク分野では、フォトニックネットワーク関連技術において、NICTが主導してオールジャパンのコンソーシアムを形成し、産学官連携で研究戦略を策定したほか、基礎・基盤研究から社会実装に向けた研究・開発までを分担して取り組んだ結果、2コアのマルチコアファイバーケーブルが海底ケーブルシステムに採用され、社会実装につながっている。今後も、蓄積された技術力や知見・経験を最大限活用することで、国際競争力の強化や国家安全保障・経済安全保障の確保等をはじめとした我が国の重要政策の実現に貢献していくことが求められる。

他方で、近年、研究開発及びその成果の社会実装のみならず、サイバーセキュリティ産学官連携拠点 CYNEX の構築、恒久的な基金（情報通信研究開発基金）の造成、GPAI 東京専門家支援センターの設置など、NICTの業務の中で民間企業等におけるイノベーションを支援する役割の比重が高まってきている。このような背景を踏まえ、NICTの研究開発成果を民間企業や大学等に橋渡しするための「社会実装機能」とともに、NICTが有する施設・設備や蓄積された知見等を活用して民間企業等のイノベーションを促進するための「外部連携機能」の充実・強化を図ることが重要である。

加えて、研究開発成果の最大化に向け、急速な進化・普及を見せる AI やサイバーセキュリティなど新技術に対応した研究人材の育成・確保や、マーケティングや製品化・事業化、知的財産の管理・活用など技術移転等に関する専門人材の確保・活用をはじめ、組織体制の見直し・強化を図ることが必要である。

### **3. 法人の役割（ミッション）**

上記を踏まえ、令和8年度から始まる新たな中長期目標期間において、NICTが以下の役割（ミッション）を果たすことを期待する。

第1に、NICTに蓄積された技術力や知見・経験等をさらに生かすことで、『科学技術・イノベーション基本計画』などの各種政府戦略で示された国家的重要課題に対して情報通信の観点から積極的に貢献し、国際競争力の強化や国家安全保障・経済安全保障の確保等をはじめとした我が国の重要政策の実現に寄与すること。

第2に、我が国全体として目指すべき中長期的ビジョンを構想し、産学官で共有しながら、基礎的・基盤的研究開発から社会実装まで連携して取り組んでいく産学官連携の中核・結節点としての役割を強化していくこと。また、その中において、国立研究開発法人という信頼できる公的機関であることを生かし、データを収集・蓄積し、NICTの知見を付加した上で社会に還元する取組を拡大すること。

第3に、NICTが有する施設・設備や蓄積された知見等の更なる有効活用を図りながら、イノベーションハブ機能、研究資金配分機関としての機能、スタートアップ支援等の充実・強化を図り、民間企業等におけるイノベーションを支援すること。

第4に、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第14条第1項第3号、第4号及び第5号に基づき、標準時通報、宇宙天気予報及び無線機器の較正の業務を継続的かつ安定的に実施すること。

別紙1 NICTに係る政策体系図

別紙2 NICTの使命等と目標との関係

## **Ⅱ. 中長期目標の期間**

NICTの令和8年度から始まる中長期目標の期間は、5年間（令和8年4月～令和13年3月）とする。

### Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

NICT は、中長期目標期間において、研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下の取組を実施するものとする。

なお、1. ～ 3. の取組に係る中長期計画及び年度計画の策定・変更に際しては、国の政策と連携し、I. で示した政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）を十分に踏まえて、検討するものとする。

また、評価に当たっては、2. (1) ～ (5) の各研究開発分野、3. ①～⑥の各研究課題、4. を一定の事業のまとまりと捉え、各研究開発・取組の内容、段階等に応じて、別紙3から適切な評価軸及び指標を用いて実施する。また、1. については、これらの取組が我が国の重要政策の実現等にどのように貢献しているかという観点から、別紙3に基づき総合的な評価を実施する。

#### 1. 戦略的に推進すべき技術領域

我が国の重要政策の実現に不可欠な技術であり、産学官一体となり、横断的かつ戦略的な取組を強力に推進すべきものを「戦略領域」と位置付け、これら戦略領域において、NICT が民間投資や人材育成を活性化するための触媒となるべく、中長期的なビジョンを構想し、産学官で共有しながら、研究開発から社会実装までを連携して取り組んでいく産学官連携の中核・結節点としての役割を果たすものとする。

##### (1) AI・コミュニケーション

労働人口が急減する我が国においては、社会全体でAIを利用することで生産性向上を図ることが不可欠であり、また、AIは安全保障、災害対策、温暖化対策等の地球規模の課題においても重要なツールとなっている。特に生成AIは、インターネット革命と同様に、歴史の画期となる可能性を含んでいる。我が国においても、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（AI法）が令和7年6月に公布、同年9月に施行され、「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」の実現を目指すこととされている。

他方、生成AI市場のシェア上位を占める海外製LLMは、外国語を中心とした言語データによってモデルの学習がされており、日本の歴史、文化、慣習などに関する質問に対して的確・正確に回答できない場合がある。このため、日本語データによって学習・強化がされ、日本固有の文化や慣習、歴史解釈等を適切に考慮できるLLMの活用により、我が国にとって信頼できるAIの社会実装を促進することが重要となる。

これまでNICTでは、自然言語処理技術の研究開発に取り組み、その成果を社会実装につなげることにより、コミュニケーションの高度化に貢献してきた。

NICT が培ってきた自然言語処理に代表されるコミュニケーション技術と AI 技術とを結びつけることで、生成 AI との円滑なコミュニケーションが可能となり、生成 AI の社会実装を促進することが期待される。そのためには、コミュニケーション技術と AI 技術との連携を強化するとともに、双方の高度化を図っていくことが重要である。

以上の認識の下、我が国において信頼できる AI 開発・評価・改善のための基盤を構築し、日本型の AI 活用モデルの確立に貢献するものとする。

## (2) Beyond 5G

NICT は、これまでもフォトニックネットワーク関連技術等において、産学官連携の中核・結節点としての役割を果たし、我が国発の技術の社会実装を実現してきた実績がある。これから社会実装フェーズを迎える Beyond 5G においても同様に、情報通信分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関として、中長期的なビジョンの下で産学官連携の中核・結節点としての役割を果たすべきである。

社会実装に向けての特に重要なポイントは、如何にしてユーザーが魅力を感じるユースケース／サービスを創出していけるかという点である。これは研究者やインフラ事業者のみでは困難であるため、社会実装に向けた研究開発に当たっては、ユーザー価値を起点として、素材・部品メーカーからアプリケーション・システムベンダーまで広くステークホルダーを巻き込みながら、NICT が“イノベーションハブ”となって協創連携を築いていく必要がある。

また、社会実装や市場獲得に向けては、市場で受け入れられる規格である必要があるため、技術開発の段階から、国際標準化を見据えて研究開発に取り組むとともに、その成果が社会実装につながるよう国際標準化していくことが重要である。

以上の認識の下、NICT がイノベーションハブとなり、Beyond 5G のユースケース創出及び早期社会実装に貢献するものとする。

## (3) 量子情報通信

我が国では、『量子技術イノベーション戦略』、『量子未来社会ビジョン』、『量子未来産業創出戦略』及び『量子産業の創出・発展に向けた推進方策』を踏まえ、量子情報通信に関する基礎研究や応用研究、産業の創出に着実に取り組んできたところであるが、先端分野である量子技術の進展は著しく、世界各国で国家戦略が策定されるなど、国を挙げて研究開発や人材育成等に取り組む動きが活発化している。こうした国際状況を踏まえ、量子技術の産業化を世界に先駆けて達成するために、『量子エコシステム構築に向けた推進方策』（令和7年

5月30日量子技術イノベーション会議）が取りまとめられている。

このような中、NICT が研究開発等に取り組んできた量子暗号技術は社会実装フェーズを迎えつつあり、我が国の強みを最大限活かし、量子暗号通信テストベッドの広域化等を通じたユースケース創出に向けた取組を加速化させる必要がある。また、世界トップレベルの技術力を維持するため、量子暗号通信の更なる高度化及び量子通信の実現に向けた研究開発に取り組む必要がある。

以上の認識の下、量子暗号通信のユースケース創出支援など、その早期社会実装の実現に向けた取組の推進とともに、量子通信の基礎・基盤技術の確立に向けた研究開発の加速に貢献するものとする。

#### （４）サイバーセキュリティ

デジタル化の進展により、国民生活・経済活動のデジタルサービスへの依存が一層高まっていく一方、質・量の両面でサイバー攻撃の脅威が増大し、国民生活や経済活動の基盤、ひいては国家及び国民の安全に深刻・致命的な被害を生じさせるおそれが現実のものとなっている。また、AI、量子技術等の新たな技術革新が続々と進む中、これらがサイバーセキュリティ分野にもたらす利便を最大限享受しつつ、それらのリスクに的確に対応することは喫緊の課題である。

こうした昨今の情勢認識を踏まえ、NICT は、信頼できる公的機関として一次脅威情報を収集・分析・蓄積し、産学官との連携により演習等を通じたサイバー人材の育成や国産を核とした新技術・サービスの創出等の取組を進めていく必要がある。また、AI とサイバーセキュリティの融合のための研究開発を推進し、成果展開にも積極的に取り組むべきである。加えて、我が国の安全保障の観点から長期的・継続的に維持することが求められる暗号研究にも、継続的に取り組んでいくべきである。

以上の認識の下、NICT は、サイバーセキュリティ研究開発の中核拠点として、我が国のサイバー対応能力を支える人材・技術に係るエコシステム形成に貢献するものとする。

## 2. 重点的に推進すべき基礎的・基盤的研究開発等

我が国社会を支える情報通信分野の基礎的・基盤的な技術であり、中長期的な視点に立って研究開発等に取り組むべきものを「重点分野」とし、ICT を専門とする我が国唯一の公的研究機関として蓄積された技術力や知見・経験等を最大限活用する観点から、「電磁波先進技術」「革新的ネットワーク」「サイバーセキュリティ」「ユニバーサルコミュニケーション」「フロンティアサイエンス」の5分野を位置付けるものとする。そして、これら重点分野の研究開発等

を通じて、「災害に強く、強靱な社会インフラの構築」「安全で、信頼できる情報通信環境の整備」「GX・DXを支える持続可能なICT基盤の構築」「DXを通じた効率化・合理化、新たな価値の創造」に貢献すべく、【重要度：高】として取り組むものとする。

また、貢献目標に資する技術として、特に重点的に取り組むべきものを「重点課題」とし、重点分野ごとに設定するものとする。

## (1) 電磁波先進技術分野

多様なセンサー等を用いた高度なデータ収集や様々な周波数帯の電磁波を用いた高精度な観測等に不可欠である基礎的・基盤的な電磁波技術は、特に「災害に強く、強靱な社会インフラの構築」及び「安全で、信頼できる情報通信環境の整備」に資することが期待されることから、以下の技術を重点課題として研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

### ① リモートセンシング技術

防災・減災などの社会課題の解決に資するよう、様々な周波数帯の電磁波を用いて大気や地表面等を観測・分析・把握することができるリモートセンシング技術の研究開発を行い、観測技術及びデータ解析技術の高度化を進めるとともに、得られたデータの有効活用を図るものとする。

### ② 宇宙環境技術

大規模太陽フレア等による宇宙環境の変動が地上及び地球近傍宇宙における通信・放送・測位・航空・人工衛星運用等の重要社会インフラの安全性に与える影響を軽減するため、宇宙環境計測技術及び宇宙環境予測技術等の研究開発を行い、宇宙天気予報サービスの高度化等に取り組むものとする。

### ③ 電磁環境技術

電波利用が一層高度化・多様化する Beyond 5G 時代において、電磁両立性（EMC）が確保された安心・安全な電磁環境を構築するため、実環境における EMC 評価技術及び先端的な EMC 計測技術等の研究開発を行うものとする。また、これら技術の標準化活動を推進し、技術基準の策定等に寄与するものとする。

### ④ 時空標準技術

標準周波数及び日本標準時の精度と信頼性の更なる向上を図るため、周波数標準の生成、供給及び伝送・比較技術の研究開発を行うものとする。また、サイバー空間とフィジカル空間の時空間同期に不可欠な原子時計について、小型化や分散配置、高精度な標準時供給を可能とする技術の研究開発を行うものとする。

## ⑤ デジタル光学基盤技術

空間光通信、モビリティ及びディスプレイ等の多様な分野での応用を目指し、軽量かつ安価で、複雑な光学特性をコンパクトに実装可能なプリント型光学素子の高度化を実現するため、光学素子の設計・実装・補償・プリント技術をはじめとしたデジタル光学基盤技術の研究開発を行うものとする。

## (2) 革新的ネットワーク分野

地上から宇宙までを広範につなぎ、データの高速かつ確実な伝送を可能とするために不可欠である基礎的・基盤的なネットワーク技術は、特に「災害に強く、強靱な社会インフラの構築」及び「GX・DXを支える持続可能なICT基盤の構築」に資することが期待されることから、以下の技術を重点課題として研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

### ① ネットワークアーキテクチャ技術

Beyond 5G とその先を見据え、通信と AI が融合する将来のネットワークアーキテクチャを提示するとともに、オール光ネットワーク、モバイルネットワーク及び宇宙通信ネットワーク等が混在するネットワークの自動制御を可能とする技術や、AI を用いてネットワークの高信頼性を確保するために必要な技術の研究開発を行うものとする。

### ② フォトニックネットワーク基盤技術

増大する通信トラフィックを支えるため、光ファイバ通信の更なる大容量化に向けた研究開発とともに、光ネットワークの通信資源の有効利用や安定運用に必要な技術の研究開発を行うものとする。また、低軌道衛星間ネットワークの大容量化に資する自由空間光ネットワーク技術の研究開発を行うものとする。

### ③ 光・電波融合アクセス基盤技術

ユーザー近傍のネットワークの大容量化・低遅延化・電力消費の効率化の実現を目指し、光と電波を融合したデバイス技術の確立に向けた研究開発を行うものとする。また、光や電波といった異なる伝送メディア間の柔軟なデータ伝送を可能とする技術の研究開発を行うものとする。

### ④ 次世代ワイヤレス技術

無線ネットワークの大容量化に不可欠な周波数資源の利用効率向上のため、ミリ波帯・テラヘルツ帯を含めた無線リソースをユースケースに応じて利活用するための技術の研究開発を行うものとする。また、実環境と仮想環境を統合した次世代無線システム評価基盤を拡張し、電波模擬技術の高度化等に関する研究開発を行うものとする。

## ⑤ 宇宙通信基盤技術

地上から衛星・深宇宙をつなぐユニバーサル NTN プラットフォームを確立し、幅広いユースケースで社会実装されることを目指し、拡張性が高く、いつでもどこでも途切れない通信を可能とする NTN 統合ネットワーク基盤技術の研究開発を行うとともに、多様な通信環境下においても高速かつ可用性の高い通信を可能とする光通信・無線通信基盤技術の研究開発を行うものとする。

## (3) サイバーセキュリティ分野

サイバー攻撃への対策は国を挙げて取り組むべき安全保障上の課題にもなっており、NICT に対する社会的要請が高まりつつあるとの認識の下、サイバー空間における脅威から社会システムや国民を守るために高度化が不可欠である基礎的・基盤的なサイバーセキュリティ技術は、特に「安全で、信頼できる情報通信環境の整備」に資することが期待されることから、以下の技術を重点課題として研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。とりわけ、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）第71条第2項に基づき、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事項について、サイバー攻撃の観測・分析等の観点から関係者との連絡・協力を努める。

また、我が国の政府機関等に CYXROSS センサー等の安全性・透明性を検証可能なセンサーを導入し、得られたサイバー脅威情報等を集約・分析・情報提供する活動をはじめ、こうした活動が研究開発をさらに推進するようなサイクルを確立することで、サイバーセキュリティ分野全体の継続的な能力向上に努めるものとする。併せて、これらの研究開発及び社会実装に関する体制の強化に向けた措置を講ずるものとする。

さらに、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第31条第1項第2号その他の法令に基づく委託を受けた場合には、それら委託業務を確実に実施するとともに、各重点課題との相乗効果を得られるよう一体的に取り組むものとする。

### ① サイバーセキュリティ技術

人間の社会活動の基盤となるインターネット上の脅威に適切に対処するため、我が国独自のサイバー脅威インテリジェンス基盤技術の確立を目指す。そのために、多種多様なサイバー攻撃の観測・分析技術、様々な機関等から発信される脅威情報の大規模収集・分析技術及び脅威インテリジェンス生成技術等の研究開発を行うものとする。

また、新たな脅威に対処するため、Beyond 5G 実現に向けたセキュリティ

検証技術やローレイヤーのセキュリティ技術、人間に関するセキュリティを扱うユーザブルセキュリティや脳情報通信融合セキュリティといったヒューマン・センタード・サイバーセキュリティの研究開発を行うものとする。

#### ② AI×サイバーセキュリティ技術

AI 技術を活用し、セキュリティ対策に有用な情報をリアルタイムに導出する「AI for Security (AI を活用したサイバーセキュリティ確保)」技術の研究開発を行うものとする。また、AI モデルや AI 搭載システムへの攻撃に対する安全性を検証・評価し、こうした安全性の観点を中心に信頼性の高い AI 技術を構築する「Security for AI (AI に係る安全性確保)」技術の研究開発を行うものとする。さらに、当該研究分野の国際競争力強化のため、積極的に国際連携を推進する。

#### ③ 次世代暗号・プライバシー保護技術

量子コンピュータ時代に安全に利用できる暗号基盤技術の確立を目指し、現代暗号に加え、耐量子計算機暗号を含む次世代暗号技術の研究開発及び安全なデータ利活用を促進するプライバシー保護技術等の研究開発を行うものとする。また、安心・安全な国民生活に貢献するために、耐量子計算機暗号に係る安全性評価等を喫緊の課題とし、国内外の状況変化に柔軟に対応して着実に実施するとともに、我が国の電子政府推奨暗号リストの維持・管理を行うものとする。

#### ④ サイバーセキュリティに関する演習

国の機関や地方公共団体、重要インフラ事業者等のサイバー攻撃対処能力の向上に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府方針を踏まえ、NICT 法第 14 条第 1 項第 7 号イの規定に基づき、最新のサイバー攻撃に関する知見や社会的ニーズを踏まえた実践的なサイバー演習を、高い受講効果が得られるよう開発・提供する。また、NICT におけるサイバーセキュリティ研究や本演習を通じて得られた知見等を活用し、若手セキュリティ人材の育成を行うものとする。

#### ⑤ サイバーセキュリティ産学官連携の推進

我が国のサイバー攻撃対処能力とセキュリティ自給率の向上<sup>1</sup>に貢献するため、サイバーセキュリティ分野の産学官連携拠点において、国内外の組織との実効的な連携等を通じ、サイバー攻撃情報等の大規模な収集・分析・共有やサイバー攻撃観測技術・ノウハウ等の共有、国産セキュリティ製品の評価と開発元へのフィードバックによる製品・サービス開発の加速化等に取り

---

<sup>1</sup> サイバーセキュリティ分野における技術や人材を過度に海外へ依存することなく我が国独自に安定的に確保できるようにすること。

組むものとする。

また、各産業分野の特性に応じたサイバー攻撃対処能力の構築に貢献するため、より高度な対処能力構築といった観点にも留意しつつ、NICTにおけるサイバーセキュリティ研究の知見等を活用し、演習基盤の開放により産学官における自律的な人材育成を支援するものとする。

#### ⑥ IoT 機器のサイバーセキュリティ対策の促進

IoT 機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府方針を踏まえ、NICT 法第 14 条第 1 項第 7 号口の規定に基づき、脆弱性を有する機器やマルウェア感染機器の調査を実施し、ユーザーやメーカー等の関係者に対して、必要な助言及び情報提供を行うものとする。また、独自のセンサーの開発等、IoT 機器のサイバーセキュリティ向上の研究開発を行うものとする。

### (4) ユニバーサルコミュニケーション分野

人間同士・人間と AI・AI 同士それぞれのコミュニケーションの高度化に資する信頼できる AI に不可欠である基礎的・基盤的なコミュニケーション技術は、特に「DX を通じた効率化・合理化、新たな価値の創造」に資することが期待されることから、以下の技術を重点課題として研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

#### ① AI 複合体技術

AI の創造性、多様性及び信頼性を強化し、人間と AI の安全・安心かつ効率的な共同作業を可能とするため、高品質なデータによって学習がされ、日本固有の文化や慣習等を適切に考慮できる大規模言語モデル (LLM) の研究開発とともに、多様な AI を連携させるプラットフォームの研究開発を行うものとする。また、多様な AI の連携枠組を用いて、AI の自己認識・自己進化技術等の研究開発にも取り組むものとする。加えて、我が国企業による信頼できる AI の開発を支援するため、LLM 用学習データの整備・外部提供を強化するとともに、多種多様な LLM を適時・適切に評価し、安全性の担保に資する能動的評価基盤を開発するものとする。

#### ② マルチモーダル AI コミュニケーション技術

言葉の壁のみならず文化の壁やリアル・バーチャルの壁も超えて相互理解を促進し、我が国企業の更なるグローバル展開及び我が国が競争力を有するコンテンツ関連市場の拡大等に貢献するため、AI を活用して音声及び画像等のマルチモーダルデータやコンテキストを把握し、言語のみならず動作等の非言語情報等も伝達することができるコミュニケーション技術を確立し、AI の多言語能力強化等による我が国のプレゼンス向上を目指すものとする。

また、我が国において重要性が増しているグローバルサウスの言語も対象に、データ基盤の構築・拡大や高度な多言語処理技術の研究開発を行うものとする。

#### (5) フロンティアサイエンス分野

Beyond 5G のその先を見据えた ICT として、次世代の戦略領域となる可能性を秘め、これまでにない価値の創造や社会システムの変革等をもたらすことが見込まれる基礎的・基盤的な技術は、いずれの貢献目標にも資することが期待されることから、以下の技術を重点課題として研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の普及や社会実装を目指すものとする。

##### ① 先端 ICT 基盤技術

新たなサイバーフィジカルシステムの創出や省エネルギー・低環境負荷社会の実現に資することを目指し、テラヘルツ帯無線通信の実用化に向けたデバイスや極限環境通信デバイスなど、先端的なデバイスとその集積技術に関する研究開発を行うものとする。また、量子鍵配送ネットワークの安全性向上及び高度化や量子インターネットの実現に資する基盤技術の研究開発を行うものとする。

##### ② フロンティア ICT 技術

通信・センシング技術等における周波数限界の拡大や超高速化、超高感度化及び処理能力向上並びに省エネルギー・低環境負荷社会の実現に資することを目指し、ナノ機能集積、超伝導及び深紫外光といった分野において、新奇技術による先駆的な ICT デバイス機能の実現に向けた研究開発を行うものとする。

##### ③ バイオインクルーシブ ICT 基盤技術

生物と ICT をシームレスにつなぐことにより、人や生物の活動状態やそれらを取り巻く環境を把握できるようにすること等を目指し、生物と ICT をつなぐインターフェース技術等に関わる研究開発を行うとともに、生体情報処理モデルの構築に向けた研究開発を行うものとする。また、新奇素材を活用したロボットシステム等の実現に向けた基盤技術の研究開発を行うものとする。

##### ④ 脳情報通信基盤技術

人間の脳機能の理解を深め、人に寄り添うことができる脳情報通信技術の実現を目指し、多様な感覚情報等によって変化する人の活動や心的状態に関する脳活動等の計測技術の高度化と、計測等から得られる脳機能データ等を包括的に解析できる基盤モデルの構築に向けた研究開発を行うものとする。また、その成果を ICT に活用して、人間の Well-being の向上を支援する技

術の研究開発を行い、普及を図るものとする。

### 3. イノベーションの基盤となる研究開発課題

NICT 内外の連携等を通じて情報通信技術そのものの高度化に資する我が国のイノベーションの基盤となる技術について、【重要度：高】として、中長期的な視点から研究開発等に取り組むものとする。

#### ① レジリエント ICT 基盤技術

災害や障害等の様々な事象が情報通信ネットワークに与える影響を抑制し、迅速に正常化することを目指した、障害抑制技術の研究開発を行うものとする。また、災害を迅速かつ正確に検知・通報するための広域・高感度センサーと、センサーデータの収集・処理技術及び解析・通知技術等の研究開発を行うものとする。

#### ② Beyond 5G アーキテクチャ構成技術

Beyond 5G を支え、フィジカル空間とサイバー空間の高度な融合を実現する情報通信プラットフォームの構築を目指し、産業分野を超えたシステム間連携を可能とするアーキテクチャ構成技術の研究開発とともに、超高周波 IoT 技術を核として物理空間とサイバー空間とを高度に連携させたシステム・サービスの実証的研究開発を行うものとする。また、NICT がイノベーションハブとなり、国内外の多様な主体と連携して、Beyond 5G のユースケース創出に向けた実証・評価に取り組むものとする。

#### ③ テラヘルツ波 ICT プラットフォーム技術

超高速・大容量無線通信が可能なテラヘルツ帯の電波利用の促進に寄与するため、テラヘルツ波領域の無線伝送技術及びテラヘルツ波の評価基盤技術の研究開発を行うものとする。

#### ④ グローバル量子セキュアネットワーク技術

現代暗号の危殆化<sup>たい</sup>が懸念されている量子コンピュータ時代において、盗聴を確実に検知可能で、あらゆる計算機でも解読不可能な、極めて安全性の高い通信及びデータ保管基盤の提供を目指し、量子鍵配送ネットワーク技術及び超長期データ分散保管やデータの安全な二次利用を可能とする量子セキュアクラウド技術等の研究開発を行うものとする。さらに、グローバル規模での展開を目指し、古典ネットワーク符号化技術との融合や、衛星等を介した長距離量子鍵配送技術の高度化を実現するものとする。

#### ⑤ Beyond 5G 時代のテストベッド構築技術

Beyond 5G の社会実装に向け、Beyond 5G 時代の通信システム及びその応用サービスの開発・検証が可能なテストベッドを構築するために必要となる

技術の研究開発を行うものとする。具体的には、効率的な検証やサービス開発を可能とするため、サイバー空間上で現実空間を仮想的に再現する技術や、通信と計算処理が統合された基盤システムなどの研究開発に取り組むものとする。また、これらの研究開発に当たっては、NICT内外の多様な技術とのインターネットによって、テストベッドの機能拡張が可能となるよう考慮するものとする。

#### ⑥ 先端 ICT デバイス開発基盤技術

オープンイノベーション拠点として、異なる材料系・異なる素子仕様に対応したデバイス加工や計測などを可能とするデバイスラボの安全かつ効率的な運用を通じて、デバイス加工や計測などに関する高度な技術ノウハウを創出・蓄積し、そのノウハウをデバイスラボの機能強化に生かしていくことで、先端 ICT デバイスに係る研究開発の高度化・効率化に寄与するものとする。

### 4. 社会実装機能・外部連携機能等

NICT の研究開発成果を民間企業や大学等に橋渡しするための「社会実装機能」及び NICT が有する施設・設備や蓄積された知見等を活用して民間企業等のイノベーションを促進するための「外部連携機能」の充実・強化を図るものとする。

その際には、上記 I. 1. で示した 2030 年代に目指すべき社会像の実現に資するよう、グローバルな視座から関連技術や人材育成・活用等のトレンドを把握・分析することで、イノベーション創出の方向性を明らかにするとともに、その実現に向けた実践的な行動計画を設計するものとする。また、産学官をはじめとしたすべての人々の「知」の結節点となるよう、過去から現在に至る研究開発の動向や社会的受容性等に関する知見の集積・共有を図るものとする。

#### (1) 我が国発の技術の社会実装を促進するためのイノベーションハブ機能の強化

我が国発の技術の社会実装を促進するため、NICT のイノベーションハブ機能を強化するものとする。なお、本事項は今中長期目標期間における NICT の役割（ミッション）に大きく寄与するものであるため、【重要度：高】とする。

##### ① 協創イノベーションテストベッドの整備

戦略領域でもある Beyond 5G の社会実装を加速させるため、企業等の実ニーズを踏まえ、ネットワーク（下位レイヤー）だけではなくサービス（上位レイヤー）までを含む Beyond 5G 時代の通信システムアーキテクチャを総合的に検証できるテストベッドを整備するものとする。その際、NICT が検証環

境の全てを用意・運用するのではなく、大学・企業等外部機関との連携を推進し、柔軟かつ拡張性の高い検証環境を志向する。

さらに、テストベッドを活用した研究開発の成果を次のテストベッドへと取り込んでいくことで、テストベッド自体の高度化も図っていく。

### ② NICT が有する施設・設備・データ等のより一層の有効活用

NICT が有するテストベッドをはじめとした施設・設備・データ等について、外部機関の利用ニーズ等を調査・分析し、機能や提供方法等の見直しを行いつつ、積極的に提供することで、我が国企業のイノベーションを促進するものとする。その際には、有償提供について検討するとともに、費用対効果等を勘案し、必要に応じて整理・重点化することも検討する。

### ③ GPAI 東京専門家支援センターの運営

「AI に関するグローバル・パートナーシップ(GPAI)」の枠組の下、AI に関する国際プロジェクトを企画・推進するものとする。また、その活動成果については、広島 AI プロセス等の AI に係る国際ルール形成の枠組の持続的な発展・拡大に資するよう、NICT が強みを有する AI 関連技術に係る知見等とともに、GPAI 等の国際的な議論の場に積極的にインプットするものとする。さらに、それら活動成果等の社会実装・還元を図るため、国内外の研究機関、大学及び産業界等による AI に関わる国際的なコミュニティ基盤を形成・支援するものとする。

## (2) 研究資金配分機関としての機能の強化

Beyond 5G に係る我が国発の技術を確立し、その社会実装や海外展開を促進するため、総務省が策定する基金運用方針等に基づき、情報通信研究開発基金を活用して、効率的かつ効果的に研究開発等の支援を行うものとする。なお、本事項は今中長期目標期間における NICT の役割（ミッション）に大きく寄与するものであるため、【重要度：高】とする。

その際には、NICT が社会実装・海外展開を目指した戦略的投資を推進するプロモーターとなり、目利き人材の確保・活用とともに、NICT の自主研究で培った成果・知見・ノウハウとの連携を含め、研究者や企業等との対話を通じて、市場や技術の動向、社会ニーズを踏まえた課題・テーマ設定を行うことで、長期的ビジョンの下で企業等と連携して、社会実装に向けた研究開発を推進する。なお、基金の執行に当たっては、基金のガバナンスの仕組みと体制を必要に応じて見直しながら、将来の見通しを立てつつ計画的に執行管理に取り組むものとする。

また、他の国立研究開発法人等とも連携しつつ、ICT に関する基礎研究等の優れた成果を社会実装・海外展開を目指した研究開発の支援を目的とする情報

通信研究開発基金へと円滑につなげるなど、Beyond 5Gに関する研究開発成果が我が国全体として最大化され、社会実装・海外展開に向けた取組が加速されるよう取り組む。

加えて、海外展開を見据えた国際共同研究プロジェクトの一層の充実を図ることとし、その際には、連携先相手国の科学技術政策等の動向を多角的に理解し、相手国との信頼関係を醸成するほか、政府間連携の状況や地政学的な状況を十分に踏まえるものとする。

### (3) NICTにおける研究開発成果の社会実装推進体制の強化

NICTにおける研究開発成果の社会実装を促進するため、社会実装推進体制を強化するものとする。なお、本事項は今中長期目標期間におけるNICTの役割（ミッション）に大きく寄与するものであるため、【重要度：高】とする。

#### ① NICTの技術シーズと外部のニーズの橋渡し機能の強化

研究開発成果の社会実装に当たっては、市場のニーズを的確にくみ取り、保有する技術シーズとの橋渡しを円滑に実施するための体制が不可欠である。このため、マーケティングや製品化・事業化支援、知的財産の管理・活用などについて、成果活用等支援法人といった体制も含め最適な体制の在り方を検討し、NICTの技術シーズと外部機関のニーズの橋渡しを担う体制を整備するものとする。

#### ② 外部機関との連携の推進

研究開発を推進するに当たっては、成果の社会実装を見据えて、大学、企業、公的研究機関及び地方公共団体等の外部機関と初期段階から連携し、市場のニーズを的確にくみ取るとともに、適時適切な技術移転や連携の場の形成に取り組むことで、早期の社会実装及び地域課題解決に結びつけるものとする。また、NICTの研究開発成果に係る特許やプログラムを有効活用するための方策を講じ、その社会実装を促進するものとする。

特に社会実装まで相応の期間を有する基礎研究については、基礎研究、応用研究、社会実装と段階を踏んで社会実装につなげる従来型のリニアモデルだけではなく、初期段階から外部と連携して研究開発を進めることにより、部分的な社会実装の早期実現を図る。

なお、外部への研究開発の委託については、NICTが自ら行う研究開発と一体的に行うことでより効率化が図られる場合にのみ実施するものとする。

#### ③ NICTの研究開発成果を活用するスタートアップの支援

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく「成果活用型出資制度」を活用し、関連する他の取組との連携も含め、効果的なリスクマネーの供給を図るものとする。

また、NICTにおける研究開発成果の社会実装の担い手を増やす観点から、研究者が起業しやすい環境の整備に取り組むものとする。

#### (4) 戦略的な標準化活動の推進

国際標準化は我が国の国際競争力の観点から重要な取組であるとの認識の下、NICTにおける戦略的かつ重点的な標準化のための計画を策定し、研究開発成果の社会実装に必要な国際標準化活動を強力に推進するものとする。このため、必要な専門人材の獲得に努め、その推進体制を整備する。併せて、国際標準化活動と研究開発の連携を図るため、国際標準化活動の動向を踏まえ、研究開発に取り組む。

また、NICTが有する知的財産や国際標準化に係る知見・経験・人材等のリソースを有効活用し、産学官連携の結節点として、民間企業に対する国際標準化活動に関する支援のほか、情報通信分野の国際標準化活動を担う人材育成の支援にも積極的に取り組むなど、国際標準化が本格化していく Beyond 5G 関連技術をはじめとして、我が国の標準化活動を後押しするものとする。

#### (5) 積極的かつ戦略的な国際連携の推進

NICTが有する研究開発成果、研究人材及び研究ネットワーク等を最大限活用し、海外関係機関とのパートナーシップの強化など積極的かつ戦略的な国際連携を推進することにより、NICTにおける先進的な研究開発や研究開発成果の海外展開を促進するとともに、国際的な社会課題解決に寄与するものとする。

#### (6) 国土強靱化に向けた取組の推進

激甚化する自然災害に対応した強靱な社会インフラの構築に貢献するため、NICTにおける研究開発成果の普及や社会実装に継続的に取り組むものとする。

その際には、地方公共団体、防災関連機関及び大学等の研究機関をはじめ、様々な関係者との連携を通じて、効果的な社会実装につなげるものとする。

#### (7) ICT人材育成の強化

我が国の国際競争力の強化のため、国として戦略的に取り組むべき ICT 研究開発分野において、NICTの研究成果等を活用した人材育成プログラムを若手技術者、教育指導者等へ提供し、新たな分野を切り拓くことのできる専門性の高い人材育成に取り組むものとする。

また、産学官連携による共同研究等を通じた専門人材の強化、連携大学院協定等による NICT の職員の大学院・大学での研究・教育活動への従事、国内外

の研究者や学生の受け入れ等を推進し、一層深刻化する ICT 人材不足の解消にも貢献するものとする。

## (8) 研究支援業務・事業振興業務等

ICT の活用を促進し、我が国の社会課題解決等を図るため、情報通信分野の研究支援及び事業振興等に取り組むものとする。

### ① 地域発 ICT スタートアップ等の支援

官民一体となって地域からスタートアップを産み育てるエコシステムを創出するため、ベンチャー・キャピタリストや起業家等の ICT メンターの協力を得るとともに、各地域とも連携の上、有望な起業家・起業家の卵の発掘（発掘フェーズ）から、ビジネスプランのブラッシュアップ（育成フェーズ）、ビジネスプランの披露（事業化支援・拡大フェーズ）までを一気通貫で支援する「全国アクセラレータ・プログラム」を推進するものとする。また、プログラムを運用する中で明らかになった課題を踏まえ、随時取組の改善を図るものとする。

### ② 情報バリアフリー環境整備への支援

身体障害者を含む全ての人が情報通信を円滑に利用できる情報バリアフリー環境の実現を図るため、次の業務を行うものとする。

ア 身体障害者向け放送の充実に貢献するため、国庫補助金を原資として、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作等の事業に対する助成を行う。

イ 通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便増進に貢献するため、国庫補助金を原資として、身体障害者向け通信・放送役務の提供等の事業に対する助成を行う。

ウ 情報バリアフリー関連情報の利用を推進するため、国庫補助金を原資として、関連情報の収集や調査等を行い、ウェブサイトにおいて、その成果等について情報発信を行う。

### ③ 海外研究者の招へい等の支援

高度通信・放送研究開発を促進し、我が国の情報通信技術の研究レベルの向上を図るため、「海外研究者の招へい」及び「国際研究集会の開催支援」を行うものとする。今中長期目標期間では、「海外研究者の招へい」及び「国際研究集会の開催支援」について、前期（令和3年度から令和7年度まで）と同程度の実績を目指すものとする。さらに「海外研究者の招へい」においては、招へいごとに、共著論文、研究発表、共同研究成果の取りまとめ、共同研究の締結等の研究交流の成果が得られるものとする。

また、民間の研究機関における通信・放送基盤技術に関する研究レベルの向上を図るため、民間の公益信託からの助成を受けて、海外から優秀な研究

者を招へいする「国際研究協カジャパントラスト事業」を着実に実施する。実施に当たっては、「海外研究者の招へい」との運用面での一体的実施を図るものとする。

#### ④ その他の業務

電波利用料財源による業務、型式検定に係る試験事務、情報収集衛星に関する開発等について国から受託した場合や、国との協定等に基づく取組については、適切に実施するものとする。

### 5. NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの業務

NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号に基づき、社会経済活動の秩序維持のために不可欠な尺度となる周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報する業務を行う。

また、NICT 法第 14 条第 1 項第 4 号に基づき、短波帯通信の途絶や衛星測位の誤差増大等の影響を生じさせる太陽活動や地磁気及び電離圏の乱れ、宇宙放射線の変動に関する観測や予報・警報を行う。

さらに、NICT 法第 14 条第 1 項第 5 号に基づき、社会経済活動に不可欠な無線設備の性能に関する試験や測定結果の正確さを保つための較正を行う。

これらの業務は、社会経済活動を根底から支えている重要な業務であり、継続的かつ安定的に実施するものとする。本業務は、「2. 重点的に推進すべき基礎的・基盤的研究開発等」における研究開発課題の一定の事業等のまとまりに含まれるものとし、評価については、別紙 3 に掲げる評価軸及び指標を用いて、研究開発課題と併せて実施する。

## IV. 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 機動的・弾力的な資源配分

NICT の役員は、研究開発の最大限の成果を確保することを目的とした国立研究開発法人制度の趣旨を踏まえ、社会情勢の変化や技術の進展のスピードに的確に対応し、適時・適切な橋渡しを含め、研究開発に係る機動的かつ弾力的な資源配分の決定を行うものとする。その際には、NICT 内部で資源獲得に対する競争的な環境を醸成し、研究開発成果（研究開発成果の普及や社会実装を目指した取組実績を含む。）に対する客観的な評価に基づき、適切な資源配分を行うものとする。なお、資源配分の決定に際しては、NICT が定常的に行うべき業務や長期的に維持すべき研究開発体制（若手研究者の育成を含む。）に対して十分に配慮するものとする。

加えて、客観的な評価に当たっては、外部の専門家・有識者を活用する等適

切な体制を構築するとともに、評価結果をその後の事業改善にフィードバックする等、PDCA サイクルを強化するものとする。

## **2. 調達等の合理化**

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日、総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性も踏まえながら、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むものとする。

## **3. DX を通じた業務変革と働きやすさの向上**

DX を通じて、業務の電子化・自動化等による事務作業の軽減を図ることに加え、経営資源を見える化し、データに基づく意思決定を促進することにより、業務運営の効率化・合理化を進めるものとする。これにより、職員一人ひとりが創造的かつ価値ある業務に集中できる環境を整備し、柔軟で働きやすい職場とすることで、組織全体の生産性を高め、働きがいと意欲の向上を目指すものとする。

また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日、デジタル大臣決定）を踏まえ、PMO（Portfolio Management Office）は、情報システムの現状と将来計画を見える化し、情報システムの適切な整備及び管理を行うものとする。

## **4. 業務の効率化**

運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び特殊経費を除く。）及び事業費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び特殊経費を除く。）の合計について、毎年度平均で前年度比 1.1%以上の効率化を達成するものとする。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。その際、給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、検証を行った上で、適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

## **5. 組織体制の見直し**

今中長期の役割（ミッション）に基づき、研究開発の成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営の一層の確保を図るため、NICT の本部・各拠点における研究等の組織体制の不断の見直しを図るものとする。その際には、研

究開発の推進スキーム、雇用形態を含む人員・推進体制の柔軟な設定及び研究者の育成・確保に留意するものとする。また、研究開発成果を最大化するための機能に係る組織の役割及びマネジメント体制を明確化することで効率的・効果的な組織運営を実現するものとする。

## **V. 財務内容の改善に関する事項**

### **1. 一般勘定**

運営費交付金を充当して行う事業については、「IV 業務運営の効率化に関する事項」で示した事項について配慮し、特許料収入等の自己収入及び競争的資金等の外部資金の適正な収入を見込んだ上で、中長期計画の予算及び収支計画を作成し、当該予算及び収支計画による運営を行うものとする。

また、独立行政法人会計基準等を踏まえ、運営費交付金の会計処理として、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

その他、保有資産については不断の見直しを行うとともに有効活用を推進し、不要財産は国庫納付するものとする。

### **2. 自己収入等の拡大**

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることも踏まえ、NICT が有する施設・設備・データ等のより一層の有効活用を図るとともに、NICT の技術シーズと外部のニーズの橋渡し機能の強化及び知的財産等の戦略的な取得と活用に取り組むことにより、競争的資金や資金受入型共同研究による外部資金等の獲得と併せ、自己収入等の拡大に努めるものとする。

### **3. 基盤技術研究促進勘定**

民間基盤技術研究促進業務については、これまでの事業の実施状況に関して、できる限り定量的に検証・分析し、今後の対応等も含め公表するものとする。また、既往の委託研究締結案件に関して、研究開発成果の事業化や売上等の状況把握を行い、収益納付・売上納付の回収を引き続き進めること、業務経費の低減化を進めることにより、繰越欠損金の着実な縮減に努めるものとする。

#### **4. 出資勘定**

出資業務（令和6年度以降は国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）附則第3条第2項に規定する出資継続業務）については、これまでの事業の実施状況に関して、できる限り定量的に検証・分析し、今後の対応等も含め公表するものとする。また、引き続き業務経費の低減化に努めること、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、各出資先法人の経営内容・状況の把握に努め、経営状況に応じて、必要があれば事業運営の改善を求めることにより、出資金の最大限の回収に努める。加えて、配当金の着実な受取に努めるなど、繰越欠損金の着実な縮減に努めるものとする。

### **VI. その他業務運営に関する重要事項**

#### **1. NICTにおける人材の育成・確保**

変化の早い ICT 分野において新技術に対応した研究人材を育成・確保するため、柔軟な人事・評価制度など、給与や研究環境を含めた処遇面の改善・充実に努めるものとする。併せて、研究開発成果の技術移転や研究開発活動の企画・マネジメント等に関する専門人材の充実・活用に取り組むものとする。その際には、NICT 全体で戦略的にダイバーシティ推進に取り組み、多様な人材が活躍できる環境を整備するものとする。

また、多様なキャリアの形成及び組織に変化をもたらす人材の流動化の促進並びに研究開発成果の社会実装に向け、国内外の外部機関との連携・人材交流に取り組むとともに、その取組を促進する観点から、NICT の職員が研究開発成果を当該研究分野以外の者にも理解できるように分かりやすく対外発信するためのスキルを身に付けられる機会等を設けるものとする。

なお、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」にも留意する。

#### **2. 研究開発成果の積極的・効果的な情報発信**

研究開発成果の科学的・技術的・社会的意義、学術論文、保有する知的財産、提供可能なデータベースやアプリケーション等に関する情報発信を積極的・効果的に行うことで、NICT の役割（ミッション）や研究開発成果を外部にアピールしていくものとする。

また、NICT の研究開発成果の普及や社会実装を推進するためには、上記の情報発信が受け手に十分に届けられることが必要であることから、サイエンス・コミュニケーション機能の充実など、広報業務の強化に向けた取組を行う

ものとする。

### **3. 情報セキュリティ対策の推進**

政府の情報セキュリティ対策における方針及び実際のサイバー攻撃の実態を踏まえ、情報システムや重要情報への不正アクセスに対して十分な対策を講じるとともに、サイバーセキュリティ基本法に基づき、情報セキュリティポリシーの不断の見直し・強化等により情報セキュリティ対策を講ずるものとする。さらに、NICTのサイバーセキュリティ分野における研究開発成果の導入等を通じて、対策強化を図るものとする。

### **4. コンプライアンスの確保**

理事長の指揮の下、職員の規律の確保、適切かつ効率的な予算執行を含むNICTにおける業務全般の適正性確保に向け、厳正かつ着実にコンプライアンス業務を推進する。

特に、研究不正の防止に向けた取組については、「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第3版）」（平成27年4月21日）に従って、適切に取り組むものとする。

### **5. 内部統制に係る体制の整備**

内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであることから、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）等で通知された事項を参考にしつつ、必要な取組を推進するものとする。

### **6. 研究セキュリティ・インテグリティの確保**

国際的かつ開かれた研究活動の進展に伴い、国家の自律性・不可欠性の重要な部分を構成する先端技術の不当な流出を防止することは、国家安全保障及び経済安全保障上の喫緊の課題となっている。このため、健全な研究環境基盤が損なわれる懸念や、研究者が意図せず利益相反等に巻き込まれる可能性を極力避け、研究者にとって自由に安心して研究に打ち込める環境を整備するものとする。

### **7. 情報公開の推進等**

NICTの適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報を公開するとともに、個人情報適切に保護するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第

140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

## 法人の目的

我が国唯一の情報通信（ICT）分野を専門とする公的研究機関であり、国際動向を踏まえつつ、国の情報通信政策との密接な連携の下、大学や民間企業では実施できないような長期間にわたり組織的に推進すべき情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、標準時の通報、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行う。

## 国の政策・施策

□科学技術・イノベーション基本計画 □統合イノベーション戦略 □情報通信審議会「新たな情報通信技術戦略の在り方」第5次中間答申 等  
 → 人口減少社会においてイノベーションを創出し、経済成長を実現するため、AIの活用をはじめとした社会DXを加速化。  
 → デジタル分野において海外依存が高まる中、安全保障の観点からも、デジタルインフラの中核となる技術・システムの競争力を強化し、海外展開を推進。

## 法人の役割（ミッション）

- 国際競争力の強化や国家安全保障・経済安全保障の確保等をはじめとした我が国の重要政策の実現に寄与
- 産学官連携の中核・結節点としての役割を強化
- NICTが有する施設・設備や蓄積された知見等の更なる有効活用を図りながら、民間企業等におけるイノベーションを支援
- 機構法に基づく標準時通報等の業務を継続的かつ安定的に実施

## 研究開発等を通じて貢献すべき目標（貢献目標）

災害に強く、 強靱な社会インフラの構築	安全で、信頼できる 情報通信環境の整備	GX・DXを支える 持続可能なICT基盤の構築	DXを通じた効率化・合理化、 新たな価値の創造
------------------------	------------------------	----------------------------	----------------------------

## 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

**社会実装機能・外部連携機能等**

我が国発の技術の社会実装を促進するためのイノベーションハブ機能の強化	研究資金配分機関としての機能の強化	NICTにおける研究開発成果の社会実装推進体制の強化
戦略的な標準化活動の推進	積極的かつ戦略的な国際連携の推進	地域発ICTスタートアップ等の支援

など

**戦略領域** 我が国の重要政策の実現に不可欠な技術であり、産学官一体となり、横断的かつ戦略的な取組を強力に推進すべきもの

AI・コミュニケーション	Beyond 5G	量子情報通信	サイバーセキュリティ
--------------	-----------	--------	------------

**重点分野** 我が国社会を支える情報通信分野の基礎的・基盤的な技術であり、中長期的な視点に立って研究開発等に取り組むべきもの

電磁波先進技術	革新的ネットワーク	サイバーセキュリティ	ユニバーサルコミュニケーション	フロンティアサイエンス
---------	-----------	------------	-----------------	-------------

**イノベーションの基盤となる研究開発課題** NICT内外の連携等を通じて情報通信技術そのものの高度化に資する我が国のイノベーションの基盤となる技術

（使命）

我が国唯一の情報通信（ICT）分野を専門とする公的研究機関であり、国際動向を踏まえつつ、国の情報通信政策との密接な連携の下、大学や民間企業では実施できないような長期間にわたり組織的に推進すべき情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、標準時の通報、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行う。

（現状・課題）

- ◆強み
  - ・ 情報通信分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関として、技術力や知見・経験を蓄積。
  - ・ NICTが主導してオールジャパンのコンソーシアムを形成することなどを通じて、研究開発成果の社会実装も着実に進展。
- ◆課題
  - ・ NICTの研究開発成果を民間企業や大学等に橋渡しするための「社会実装機能」とともに、NICTが有する施設・設備や蓄積された知見等を活用して民間企業等のイノベーションを促進するための「外部連携機能」の充実・強化を図ることが重要。
  - ・ 急速な進化・普及を見せるAIやサイバーセキュリティなど新技術に対応した研究人材の育成・確保とともに、研究開発成果の技術移転や研究開発活動の企画・マネジメント等に関する専門人材の確保・活用など、NICTの技術シーズと外部のニーズの橋渡しを担う組織体制の見直し・強化を図ることが必要。

（環境変化）

- ・ 人手不足の進展、インバウンドの拡大、エネルギー消費の増大、自然災害の激甚化及びサイバー空間上のリスクの増大といった社会情勢の変化。
- ・ 生成AIの爆発的普及、オール光ネットワークの商用サービス開始、量子技術に係る研究開発の進展及びサイバー空間を取り巻くリスクの変化といった技術の進展。
- ・ 研究開発及びその成果の社会実装のみならず、NICTの業務の中で民間企業等におけるイノベーションを支援する役割の比重が増加。



（中長期目標）

1. NICTに蓄積された技術力や知見・経験等をさらに生かすことで、『科学技術・イノベーション基本計画』などの各種政府戦略で示された国家的重要課題に対して情報通信の観点から積極的に貢献し、国際競争力の強化や国家安全保障・経済安全保障の確保等をはじめとした我が国の重要政策の実現に寄与すること。
2. 我が国全体として目指すべき中長期的ビジョンを構想し、産学官で共有しながら、基礎的・基盤的研究開発から社会実装まで連携して取り組んでいく産学官連携の中核・結節点としての役割を強化していくこと。
3. NICTが有する施設・設備や蓄積された知見等の更なる有効活用を図りながら、イノベーションハブ機能、研究資金配分機関としての機能、スタートアップ支援等の充実・強化を図り、民間企業等におけるイノベーションを支援すること。
4. 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第14条第1項第3号、第4号及び第5号に基づき、標準時通報、宇宙天気予報及び無線機器の較正の業務を継続的かつ安定的に実施すること。

## NICT の評価軸等（案）

## Ⅲ. 1. 戦略的に推進すべき技術領域

項目	評価軸	指標
(1) AI・コミュニケーション (2) Beyond 5G (3) 量子情報通信 (4) サイバーセキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>各領域において、各種国家戦略で示された我が国の重要政策の実現に寄与しているか。</li> <li>各領域において、産学官連携の中核・結節点としての役割を果たしているか。</li> </ul>	<b>【評価指標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種国家戦略で示された関連する取組</li> <li>各種国家戦略で示された取組の実行状況</li> <li>コンソーシアム等産学官連携の枠組の活動状況</li> </ul>

## Ⅲ. 2. 重点的に推進すべき基礎的・基盤的研究開発等

項目	評価軸	指標
(1) 電磁波先進技術分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発等の取組・成果の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか。</li> <li>研究開発等の取組・成果が社会課題・政策課題の解決につながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に貢献するものであるか。</li> <li>研究開発等の成果を社会実装につなげる取組（技術シーズを実用化・事業化に導く等）が十分であるか。</li> </ul>	<b>【評価指標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な研究開発成果</li> <li>研究開発成果の移転や利用の状況</li> <li>共同研究や産学官連携の状況</li> <li>データベース等の研究開発成果の公表状況</li> <li>標準や国内制度の成立寄与状況</li> <li>グローバルな場での主導的役割</li> </ul> <b>【モニタリング指標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>査読付き論文数</li> <li>招待講演数</li> <li>論文の合計被引用数</li> <li>研究開発成果の移転や利用に向けた活動件数（実施許諾件数等）</li> <li>報道発表や展示会出展等の取組件数</li> <li>メディアへの掲載件数</li> <li>共同研究件数</li> <li>標準化や国内制度化の寄与件数</li> </ul>

<p>(2)革新的ネットワーク分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発等の取組・成果の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか。</li> <li>研究開発等の取組・成果が社会課題・政策課題の解決につながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に貢献するものであるか。</li> <li>研究開発等の成果を社会実装につなげる取組（技術シーズを実用化・事業化に導く等）が十分であるか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な研究開発成果</li> <li>研究開発成果の移転や利用の状況</li> <li>共同研究や産学官連携の状況</li> <li>データベース等の研究開発成果の公表状況</li> <li>標準や国内制度の成立寄与状況</li> <li>グローバルな場での主導的役割</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>査読付き論文数</li> <li>招待講演数</li> <li>論文の合計被引用数</li> <li>研究開発成果の移転や利用に向けた活動件数（実施許諾件数等）</li> <li>報道発表や展示会出展等の取組件数</li> <li>メディアへの掲載件数</li> <li>共同研究件数</li> <li>標準化や国内制度化の寄与件数</li> </ul>
<p>(3)サイバーセキュリティ分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発等の取組・成果の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか。</li> <li>研究開発等の取組・成果が最新のサイバーセキュリティ脅威に係る社会課題・政策課題の解決につながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に貢献するものであるか。</li> <li>研究開発等の成果を社会実装につなげる取組（技術シーズを実用化・事業化に導く等）が十分であるか。</li> <li>国から委託を受けた事務</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な研究開発成果</li> <li>研究開発成果の移転や利用の状況</li> <li>共同研究や産学官連携の状況</li> <li>データベース等の研究開発成果の公表状況</li> <li>標準や国内制度の成立寄与状況</li> <li>グローバルな場での主導的役割</li> <li>IoT 機器のサイバーセキュリティ対策の促進に関する業務の実施状況</li> <li>国家サイバー統括室等の外部ステークホルダーからの所見</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>査読付き論文数</li> <li>招待講演数</li> <li>論文の合計被引用数</li> <li>研究開発成果の移転や利用に向けた活動件数（実施許諾件数等）</li> <li>報道発表や展示会出展等の取組件数</li> <li>メディアへの掲載件数</li> <li>共同研究件数</li> </ul>

	<p>を確実に実施したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な情報保全を実施できているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準化や国内制度化の寄与件数</li> <li>演習の実施回数又は参加人数（「サイバーセキュリティに関する演習」の評価時に使用）</li> <li>構築した基盤環境の外部による利用回数又は利用者数（「サイバーセキュリティ産学官連携の推進」の評価時に使用）</li> <li>民間企業が開発した人材育成コンテンツ数（「サイバーセキュリティ産学官連携の推進」の評価時に使用）</li> <li>IoT 機器の調査に基づく通知件数</li> </ul>
<p>(4)ユニバーサルコミュニケーション分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発等の取組・成果の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか。</li> <li>研究開発等の取組・成果が社会課題・政策課題の解決につながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に貢献するものであるか。</li> <li>研究開発等の成果を社会実装につなげる取組（技術シーズを実用化・事業化に導く等）が十分であるか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な研究開発成果</li> <li>研究開発成果の移転や利用の状況</li> <li>共同研究や産学官連携の状況</li> <li>データベース等の研究開発成果の公表状況</li> <li>標準や国内制度の成立寄与状況</li> <li>グローバルな場での主導的役割</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>査読付き論文数</li> <li>招待講演数</li> <li>論文の合計被引用数</li> <li>研究開発成果の移転や利用に向けた活動件数（実施許諾件数等）</li> <li>報道発表や展示会出展等の取組件数</li> <li>メディアへの掲載件数</li> <li>共同研究件数</li> <li>標準化や国内制度化の寄与件数</li> </ul>
<p>(5)フロンティアサイエンス分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発等の取組・成果の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか。</li> <li>研究開発等の取組・成果が社会課題・政策課題の解決につながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な研究開発成果</li> <li>研究開発成果の移転や利用の状況</li> <li>共同研究や産学官連携の状況</li> <li>データベース等の研究開発成果の公表状況</li> <li>標準や国内制度の成立寄与状況</li> <li>グローバルな場での主導的役割</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>査読付き論文数</li> <li>招待講演数</li> </ul>

	<p>貢献するものであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発等の成果を社会実装につなげる取組（技術シーズを実用化・事業化に導く等）が十分であるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>論文の合計被引用数</li> <li>研究開発成果の移転や利用に向けた活動件数（実施許諾件数等）</li> <li>報道発表や展示会出展等の取組件数</li> <li>メディアへの掲載件数</li> <li>共同研究件数</li> <li>標準化や国内制度化の寄与件数</li> </ul>
--	--	--

### Ⅲ. 3. イノベーションの基盤となる研究開発課題

項目	評価軸	指標
① レジリエント ICT 基盤技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発等の取組・成果の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか。</li> <li>研究開発等の取組・成果が社会課題・政策課題の解決につながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に貢献するものであるか。</li> <li>研究開発等の成果を社会実装につなげる取組（技術シーズを実用化・事業化に導く等）が十分であるか。</li> <li>研究開発等の取組・成果が情報通信技術そのものの高度化に資する我が国のイノベーションの基盤となるものであるか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な研究開発等の成果</li> <li>研究開発成果の移転や利用の状況</li> <li>共同研究や産学官連携の状況</li> <li>データベース等の研究開発成果の公表状況</li> <li>標準や国内制度の成立寄与状況</li> <li>グローバルな場での主導的役割</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>査読付き論文数</li> <li>招待講演数</li> <li>論文の合計被引用数</li> <li>研究開発成果の移転や利用に向けた活動件数（実施許諾件数等）</li> <li>報道発表や展示会出展等の取組件数</li> <li>メディアへの掲載件数</li> <li>共同研究件数</li> <li>標準化や国内制度化の寄与件数</li> </ul>
② Beyond 5G アーキテクチャ構成技術		
③ テラヘルツ波 ICT プラットフォーム技術		
④ グローバル量子セキュアネットワーク技術		
⑤ Beyond 5G 時代のテストベッド構築技術		
⑥ 先端 ICT デバイス開発基盤技術		

Ⅲ. 4. 社会実装機能・外部連携機能等

項目	評価軸	指標
<p>(1) 我が国発の技術の社会実装を促進するためのイノベーションハブ機能の強化</p>	<p>• 取組がイノベーションハブ機能の強化につながっているか。</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• イノベーションハブとしての活動状況</li> <li>• 協創イノベーションテストベッドの整備・利用状況 (①)</li> <li>• テストベッドをはじめとした施設・設備・データ等の利用状況 (②)</li> <li>• プロジェクトの実施状況 (③)</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• テストベッドをはじめとした施設・設備・データ等の利用件数 (うち、NICT 外での利用件数) (②)</li> <li>• プロジェクトの実施件数 (③)</li> </ul>
<p>(2) 研究資金配分機関としての機能の強化</p>	<p>• 取組が Beyond 5G の社会実装・海外展開につながっているか。</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各研究開発プログラムの支援状況</li> <li>• 国際標準化や知的財産取得等の活動への支援状況</li> <li>• 各研究開発プログラムに係る研究開発マネジメントの取組状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 標準化や国内制度化の寄与件数</li> <li>• 国内外での特許出願（・登録）件数</li> <li>• 各研究開発プログラムの採択件数</li> <li>• 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおけるステージゲート評価において、着実に進捗していると認められたプロジェクト数の割合</li> <li>• 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおいて採択された事業者の事業化に対する寄与度</li> <li>• 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおける評価委員（※）のプログラムに対する評価</li> </ul> <p>※ 情報通信審議会 情報通信技術分科会 技術戦略委員会 革新的情報通信技術プロジェクトWG を併任</p>

<p>(3) NICT における研究開発成果の社会実装推進体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組が研究開発成果の社会実装につながっているか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同研究や産学官連携等の活動状況</li> <li>早期社会実装の実現状況</li> <li>知的財産の取得と活用に関する活動状況</li> <li>NICT の研究開発成果を活用するスタートアップの支援状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同研究の件数</li> <li>特許出願件数</li> <li>知的財産の実施許諾契約件数</li> <li>NICT の研究開発成果を活用するスタートアップの設立件数</li> </ul>
<p>(4) 戦略的な標準化活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組が標準化につながっているか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準や国内制度の成立寄与状況</li> <li>産学官連携の中核・結節点としての活動状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準化や国内制度化の寄与件数</li> <li>人材育成等の支援件数</li> </ul>
<p>(5) 積極的かつ戦略的な国際連携の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組が NICT における先進的な研究開発や研究開発成果の海外展開につながっているか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外関係機関との国際連携の状況</li> <li>NICT の研究開発成果の海外展開に向けた活動状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協力覚書の締結件数</li> <li>国際共同研究プロジェクト等の件数</li> </ul>
<p>(6) 国土強靱化に向けた取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組が防災・減災、国土強靱化に係る社会実装や産学官連携につながっているか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NICT の研究開発成果の国土強靱化への貢献状況</li> <li>産学官連携等の活動状況</li> </ul>
<p>(7) ICT 人材育成の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組が新たな分野を切り拓くことのできる専門性の高い人材の育成につながっているか。</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成プログラムの取組状況</li> <li>人材交流等の取組状況</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成プログラムへの参加人数</li> <li>NICT の職員の大学院・大学での研究・教育活動</li> </ul>

		への従事人数 • 国内外の研究者や大学院生等の受け入れ人数
(8) 研究支援業務・事業振興業務等	• 取組が情報通信分野の研究支援や事業振興等につながっているか。	【評価指標】 • 地域発 ICT スタートアップ等の支援状況 • 情報バリアフリー環境の整備状況 • 研究交流の取組状況  【モニタリング指標】 • 地域発 ICT スタートアップの支援件数 • 情報バリアフリー環境整備のための事業に対する助成件数 • 海外研究者の招へい人数 • 国際研究集会の開催数

### Ⅲ. 5. NICT 法第 14 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの業務

項目	評価軸	指標
—	• 業務が継続的かつ安定的に実施されているか。	【評価指標】 • 各業務の実施結果としての利用状況  【モニタリング指標】 • 各業務の実施状況

令和8年●月●日  
財 務 省

## 1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

### (1) 法人の使命

酒類は、酒税が課される財政上重要な物品であるほか、我が国の食文化や地域社会とも関わりが深く、また、国際的に我が国の文化としても認められている伝統的な嗜好品の一つであるが、アルコール飲料であるため致酔性、習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物品である。

国税庁は、国家財政において重要な役割を果たしている酒税の適正かつ公平な賦課の実現のほか、酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類業全体を展望した総合的な視点に立った施策を行うとともに、社会的要請に対する取組も行っている。

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）は、国税庁の任務遂行のための技術的基盤として、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、併せて酒類に対する国民の認識を高めることを目的に、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を実施している。酒類総研は、国内唯一の酒類に関する国立研究機関として、酒類に関する研究・調査を実施する中で、近年は、特に日本産酒類の競争力強化等のための取組に重点を置き、輸出時等の品質劣化を抑制する酵母の開発等を実施してきた。また、酒類の原料や醸造用微生物等に関するビッグデータを含む、酒類に関する科学的知見を豊富に蓄積している。さらに、中小企業が大半を占める酒類業界において、鑑評会や酒類醸造講習等により、酒造技術者の育成や酒類製造技術の向上を支援することで、酒類業の健全な発達に貢献している。

### (2) 社会経済情勢等の変化

酒類業界の現状として、国内の市場は、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、消費者の低価格志向、ライフスタイルや嗜好の多様化等の環境変化が生じており、酒類の課税移出数量は平成11年度をピークとして減少している。海外に目を向けると、日本産酒類の輸出金額は令和4年まで過去最高額を更新し続けていたが、近年は世界的な物価高や一部の国・地域における消費減退等の影響で、横ばいで推移している。一方、酒類製造免許場数は長期的には減少傾向であった

が、近年はビール、果実酒、ウイスキー等の人気の高まりから増加傾向にある。

国内外の消費者に日本産酒類の魅力を訴求するためには、商品の差別化・高付加価値化に取り組む必要があり、加えて、従来の枠にとられない新たな価値機軸の展開といった多様化も期待される。

また、令和6年12月には「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、国として、造り手の技術研鑽を支援するとともに、麴菌、酵母等の醸造用微生物に関する研究等を実施し、その成果を情報発信する等、文化の啓蒙活動が求められている。

さらに、酒類業界における女性の活躍や働き方改革、環境保全や適正飲酒などの社会的要請へ対応していく必要がある。

### (3) 国の施策における酒類総研の位置付け

「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とすることを目指すとされ、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和7年5月30日改訂）において、酒類については清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛が重点品目に選定された。さらに、「新たなクールジャパン戦略」（令和6年6月4日知的財産戦略本部）では、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、商品の差別化・高付加価値化等に資する技術支援等を実施するとされるなど、累次の政府方針において日本産酒類の輸出促進の方針が掲げられている。

酒類は、各地域の歴史や文化との繋がりが深く、観光資源としても重要な役割を担っている。「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）では、観光等の地域に密着した産業やサービスを支える教育・人づくりを進めるとされている。

また、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）等において、科学技術イノベーション政策が経済、社会及び公共のための主要政策と位置付けられ、科学技術の活用による国際競争力強化や、Society 5.0の実現のための研究データ基盤整備が掲げられている。近年、様々な分野において、AI技術の開発・利用が加速しており、「統合イノベーション戦略2025」（令和7年6月6日閣議決定）では、AIの利活用の推進が掲げられている。

こうした方針の下、国税庁は、酒類行政の基本的方向性を定め、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化（特に輸出促進）に取り組んでおり、その中で酒類総研は、酒類業振興の取組の1つである技術支援において重要な役割を担っている。

酒類製造者は地域経済において重要な役割を果たしているが、中小企業が大半を占め、経営基盤はもとより人材育成や研究・開発能力が脆弱である。日本産酒

類の輸出促進をはじめとする酒類業の振興や地方創生の取り組みにおいて、中小企業を支援し、また、伝統的酒造りを保護する観点からも、酒類総研の役割は益々重要なものとなっている。

#### (4) 本中期目標期間における取組

上記の法人の使命等を踏まえ、酒類総研は令和8年度から始まる第6期中期目標の期間において、次の点を特に重視し業務を行うこととする。

##### イ 酒類業の振興のための取組

「酒類業の健全な発達」を実現するため、日本産酒類の競争力強化等、酒類製造の技術基盤の強化、酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成、酒類の品質及び安全性の確保に一層の取組が必要である。このため、従来実施してきた酒類製造に関する研究・調査に加え、それらの研究を分野横断的に統合し発展させていく研究・調査等を実施するとともに、国税庁と連携して、得られた研究成果や先端技術を酒造現場へ普及させることで、酒類業の振興を積極的に図る。特に日本産酒類の輸出促進に向けた取組については、重点を置いて実施していく。

##### ロ 酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適切な運用のための取組

酒税の保全の観点から、酒類の容器及び包装には、当該酒類の品目等の表示義務が課されている。また、酒類の円滑な取引や消費者利益に資する観点から、国税庁においては法令に基づき、酒類の製法、品質等に関して、表示基準を告示として定めている。これら制度の適切な運用のため、国税庁では、国税庁所定分析法に基づき可検物の分析・鑑定を行っている。

酒類総研では、国税庁では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査といった、国税庁の税務行政と密接不可分の業務に取り組み、技術的基盤としての役割を着実に担っていく。

##### ハ 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

酒類総研は、国内での酒類に関する研究の中核を担っており、日本産酒類の輸出促進が求められる中で、その役割がより重要になっている。そのため、国内外の業界団体や、大学、研究機関等との連携を推進し、酒類に関するナショナルセンターとしての機能を更に高め、常に我が国の酒造技術を先導していく必要がある。

また、酒類に関する正しい知識・魅力を普及させるため、科学的に明らかとなった日本産酒類の特徴や日本産酒類のブランド価値向上につながる酒類総研

の取組等について、国内外に向けて分かりやすい情報発信を実施していく。

## 2 中期目標の期間

酒類総研の第6期中期目標の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

## 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

酒類総合研究所法（平成11年法律第164号）第3条において、酒類総研は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、併せて酒類に対する国民の認識を高めるという当該法人の目的が規定されていることを踏まえ、引き続き、酒類に関する高度な分析・鑑定、品質評価、研究・調査、成果の普及等、独立行政法人として真に担うべき業務を実施するとともに、その質の向上に努める。

なお、研究開発業務の実施に当たっては、日本産酒類の輸出促進、地方創生等の国の諸政策も踏まえつつ、法人内外から研究ニーズを組織的にくみ上げ、社会実装も意識しながら、関係機関と連携して研究開発成果の最大化に向けて取り組むこととし、別表「第6期中期目標の指標及び評価軸」により評価を行う。また、成果を論文として公表することを原則とするが、研究意欲の維持・向上、研究の有効性の確保等の観点から、長期に及ぶ研究や困難性の高い研究にも挑戦できる研究環境の構築に努める。

※ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（令和6年11月26日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、下記(1)～(6)の業務全体で1つとする。

### (1) 日本産酒類の競争力強化等

日本産酒類の輸出拡大を後押しするためには、日本産酒類の差別化といった高付加価値化や多様化が必要であることから、日本酒や本格焼酎・泡盛等の日本産蒸留酒の付加価値向上に資する研究を実施するとともに、将来的なマーケティングへの展開も視野に入れ、AI等も活用しつつ、原料や製法、消費者の嗜好性等に関する高度な分析基盤構築を目指した研究を行う。

また、日本産酒類の輸出環境整備のため、輸出酒類の分析・証明事務等を円滑に実施する。

【重要度：高】

- ・ 日本産酒類の競争力強化のため、日本産酒類の差別化といった高付加価値化や多様化に向けた研究等を実施することは、政府方針として掲げられている日

本産酒類の輸出促進目標の達成に向けた重要な施策であるため。

## (2) 酒類製造の技術基盤の強化

酒類業の振興のため、「伝統的酒造り」の要件となる麹菌を含む醸造用微生物や酒類の原料、酒類の成分等に関する基盤的研究を通じて酒類製造の技術基盤の強化を図る。

特に、近年の気候変動が酒類の原料の醸造特性に与える影響に関する研究等については、日本産酒類を取り巻く喫緊の課題となっていることから、積極的に取り組む。

また、酒類製造者等が実施する醸造用微生物の開発等の取組を支援するほか、公設試験研究機関や製造関係者等との意見交換を通じて得られた科学的なニーズに対応する。

### 【重要度：高】

- ・ 酒類製造の技術基盤の強化に関する業務は、日本産酒類の輸出促進のみならず、気候変動への対応や地方創生の観点からも重要な取組であるため。

## (3) 酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成

伝統的酒造りの伝承及び酒類業の振興のためには、酒類製造を担う技術者、日本産酒類の特性及び魅力を発信できる人材、さらには酒類に関する研究者の育成が必要である。

酒類総研において明治時代より100年以上にわたり実施している酒類醸造講習及び鑑評会は、酒類業界において、酒造技術の伝承・発展及び酒造技術者の人材育成を支えている重要な施策となっていることから、引き続き実施する。

酒類醸造講習については、業界団体や受講生のニーズを適切に反映させるとともに、最新の技術・知識に加え伝統的酒造りも含めた内容とすることで、酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成を図る。

鑑評会については、酒類製造技術と酒質の現状及び動向を明らかにし、その結果を酒類製造者が活用することにより、酒類製造技術の研鑽を目指す。

また、関係機関と協力し、酒類に関する研究者や専門家等の育成に取り組むことにより、研究活動等を活性化させ、酒類業界の発展に貢献する。

## (4) 酒類の品質及び安全性の確保

酒類業の振興のためには、酒類が安心して消費される環境が必要であり、品質及び安全性の確保が不可欠である。近年の新たな潮流を取り入れた製造方法について、酒類の品質の確保の観点から研究を行う。また、行政ニーズや社会経済情

勢の変化に応じた酒類の安全性の確保に関する研究を行う。

国税庁の依頼を受け、酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析等を行う。

さらに、業界団体が主催する品質評価会等については、要請を踏まえ、品質に関する情報の提供、審査のための職員の派遣等、酒類の品質向上に向けて、積極的に支援を行う。

#### (5) 酒類の適正課税及び適正表示の確保

国税庁の税務行政に直結する業務を基本とし、税制改正等にも対応した、適正課税及び適正表示の確保のための取組を実施する。併せて、国税庁の分析精度管理を支援する。

さらに、酒類及び酒類の原料の判別技術等、分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究・調査を実施し、国税庁の任務の達成のための技術的基盤としての役割を着実に担う。

##### 【重要度：高】

- ・ 酒類の適正課税及び適正表示に関する業務は、国税庁の任務である酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を遂行するために主要な役割を果たすものであるため。

#### (6) アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

行政ニーズ等に的確に対応するとともに、日本産酒類に関する正しい科学的知識や魅力、特性、「伝統的酒造り」技術等に関する情報発信を行う。

また、研究活動やその成果の解説といったアウトリーチ活動を積極的に行い、製造者だけでなく、消費者等に対しても専門的知識の普及・啓発を推進することで、国民の日本産酒類に対する理解の深化を図る。

なお、研究成果については、技術相談等の製造者への接触機会を持つ国税庁職員へ解説等を実施することにより、業界への効果的な普及を図る。

さらに、酒類総研は、国内唯一の酒類に関する国立研究機関であることから、酒類総研に蓄積した豊富な科学的知見について、AI等の最新技術を活用しつつ、データベースを整備しオープンサイエンスを進めるほか、共同研究の取組を充実させることなどにより、酒類に関するナショナルセンターとしての機能をより一層高めていく。

上記取組の実施にあたっては、国内外の業界団体や大学、研究機関等との連携を推進する。

## 4 業務運営の効率化に関する事項

#### (1) 業務改革等

酒類の輸出拡大に伴って増加する分析依頼等、酒類総研に求められる業務が拡大していることから、限られたリソースをより効率的・効果的に活用するために、「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月2日総務大臣決定)等に準じ、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進等を通じて業務改革や働き方改革に取り組む。

なお、行政や業界ニーズ等を踏まえた業務の重みづけにより業務分担、組織体制、人員体制等の柔軟な見直しを実施し、パフォーマンスの最大化を図る。

#### (2) 経費の削減

業務運営の一層の効率化に努め、一般管理費及び業務経費(特殊要因経費、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費及び人件費(退職手当等を含む。))を除く。)について、物価変動の影響を除き、前年度予算額に対して、毎年度0.5%以上の削減を行う。

#### (3) 効果的な契約

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、酒類総研が毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

特に、随意契約については、他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

なお、共同調達については、引き続き実施するとともに、立地条件等も配慮しながら、拡大についての検討も行う。

#### (4) 適正な給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、適正な水準を設定するとともに、その取組状況等を公表する。

#### (5) 情報システムの整備及び管理

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

### 5 財務内容の改善に関する事項

#### (1) 自己収入の確保等

酒類総研が保有する酒類に関する知見等を活かして自己収入の確保に努めると

ともに、競争的研究資金等の獲得や知的財産マネジメントに取り組む等の経営努力を行う。運営費交付金を充当して行う事業については、「4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した第6期中期目標の期間の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、手数料等負担を求める業務については、第5期中期目標の期間中の増額等を踏まえ、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、受益者の負担が応分となるよう適宜に見直しを行う。

## (2) 保有資産の管理

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行う。

なお、研究施設・機器等の整備については、他法人の施設の活用等についても検討した上で、効率的かつ効果的な維持管理等が行われるよう計画的に実施するとともに、広く研究を行う者の利用に供する等、その有効活用に努める。

## (3) 独立行政法人会計基準の改訂への対応

「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)の改訂により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

## 6 その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の充実・強化

イ 内部統制推進及びリスク管理に関する内部規程に基づく取組を実施するほか、効率的かつ効果的な業務運営を図るため、役員会や部門長会議等による定期的な進捗状況等の把握を的確に行い、理事長のトップマネジメントを発揮することにより、その結果を業務運営に反映させる。その際、外部有識者による助言を受けることにより、客観的で透明性を確保した運営を行う。

また、役員等から職員に対して法人の使命等を組織内に浸透させる機会を設け、使命感の一層の向上を図る。

ロ 「サイバーセキュリティ戦略」(令和7年12月23日閣議決定)等の政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、リスク管理を行う。

ハ 研究開発業務の実施に当たっては、研究活動における不正行為の防止及び研

究費の不正使用防止に関する内部規程に基づき、引き続き適切な取組を推進する。

二 公正で民主的な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保するという観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

## (2) 人材の確保・育成

継続的に質の高い成果を得るためには多様な人材の確保・育成の取組が不可欠であることから、人材確保・育成方針を策定し、女性・若手研究者の活用を促進する。また、近年のAI技術の開発・利用の加速や、DXの推進等の社会経済情勢に対応していくためには、専門性の高い人材が求められることから、経験豊富な職員の能力を有効に活用するほか、専門性が高く、酒類総研自らでは人材育成が困難な分野については、従来のステークホルダーの枠を超えて外部機関等との連携を進めるとともに、大学・民間企業等の外部人材等を活用した研修の実施等により人材育成を図る。

また、職員の役割・権限を明確にして適切な業績評価を推進するとともに、表彰制度等を活用し、職員のモチベーションの一層の向上を図る。

## (3) 職場環境の整備

職場における事故及び災害の防止のため、安全衛生の確保を推進するとともに、職員の健康増進を図る。

また、多様な人材が働きやすい職場づくりを目指し、勤務環境の整備を行う。

## 第6期中期目標の指標及び評価軸

項目	指標	評価軸
3-(1) 日本産酒類の競争力強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本産酒類の競争力強化に資する研究の実施状況</li> <li>・ 輸出酒類の分析・証明状況</li> </ul>	<p>○成果・取組が産業の活性化・高度化に寄与するものであるか。</p> <p>○成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか。</p>
3-(2) 酒類製造の技術基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒類製造の技術基盤の強化に資する研究の実施状況</li> <li>・ 酒類製造者等が実施する醸造用微生物の開発支援等の取組実施状況</li> </ul>	<p>○成果・取組が産業の活性化・高度化に寄与するものであるか。</p> <p>○成果・取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか。</p>
3-(3) 酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒類醸造講習及び鑑評会の実施状況</li> <li>・ 研究生等の受入状況</li> </ul>	—
3-(4) 酒類の品質及び安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒類の品質及び安全性に関する研究の実施状況</li> <li>・ 国税庁からの有害物質等の依頼分析対応状況</li> <li>・ 品質評価会の支援等の実施状況</li> </ul>	○成果・取組が国税庁の果たすべき任務の達成に寄与するものであるか。
3-(5) 酒類の適正課税及び適正表示の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税庁からの各種依頼への対応状況</li> <li>・ 酒類の適正課税及び適正表示の確保に資する研究の実施状況</li> </ul>	○成果・取組が国税庁の果たすべき任務の達成に寄与するものであるか。
3-(6) アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究成果の公表、研究所講演会及び特許の出願の実施状況</li> <li>・ 共同研究、受託分析、醸造用微生物の分譲等への対応状況</li> <li>・ 学会等への支援状況</li> <li>・ 関係機関との連携及び研究会への講師派遣状況</li> </ul>	—

項目	指標	評価軸
4-(1) 業務改革等	・業務改革等の実施状況	—
4-(2) 経費の削減	・一般管理費及び業務経費の削減額	—
4-(3) 効果的な契約	・調達等合理化計画の策定・実施状況	—
4-(4) 適正な給与水準	・対国家公務員指数、人件費等の状況	—
4-(5) 情報システムの整備及び管理	・情報システムの整備・管理状況	—
5-(1) 自己収入の確保等	・競争的資金の獲得等、自己収入の確保状況	—
5-(2) 保有資産の管理	・保有資産の活用状況 ・研究施設・機器等の計画的整備と活用の状況	—
5-(3) 独立行政法人会計基準の改訂への対応	・運営費交付金の会計処理状況	—
6-(1) 内部統制の充実・強化	・内部統制の充実・強化の取組状況 ・情報セキュリティ対策の実施状況 ・研究不正防止への対応状況 ・情報公開及び個人情報保護の対応状況	—
6-(2) 人材の確保・育成	・適正な人事管理の状況	—
6-(3) 職場環境の整備	・職場環境の整備状況	—

## 国税庁の任務

### 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収を実現。

### 酒類業の健全な発達

主に産業振興の観点から酒類行政の基本的方向性を定め、酒類業の振興及びコンプライアンスの確保に取り組む。

## 主な政府方針等

### 酒類製造者の技術基盤の強化

- ▶ 地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

### 農林水産物・食品の輸出促進

- ▶ 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）
- ▶ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和7年5月30日農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議改訂）

### 科学技術の活用・研究データ基盤整備

- ▶ 科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）
- ▶ 統合イノベーション戦略2025（令和7年6月6日閣議決定）

### 酒造技術の伝承

- ▶ 「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録（令和6年12月）

## 独立行政法人酒類総合研究所の中期目標（令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間）

### 1 酒類業の振興のための取組

#### 日本産酒類の競争力強化等

- ・日本産酒類の特長を解明し、高付加価値化や多様化に資する研究
- ・AIを活用した高度な分析基盤構築を目指した研究
- ・輸出環境整備のための輸出酒類等の分析・証明事務等

#### 酒類製造の技術基盤の強化

- ・「伝統的酒造り」の要件となる醸造用微生物や、酒類の原料・成分等に関する基盤的研究
- ・近年の気候変動が酒類原料の醸造特性に与える影響に関する研究
- ・各地域の取組支援等

#### 酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成

- ・「伝統的酒造り」に関する酒造技術の伝承や人材育成を目的とした酒類醸造講習及び鑑評会の実施
- ・海外の酒類教育機関等への協力等

#### 酒類の品質及び安全性の確保

- ・酒類の品質及び安全性の確保に関する研究
- ・酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析
- ・業界団体等主催の品質評価会等の支援等

### 2 酒税法等の適切な運用のための取組

#### 酒類の適正課税及び適正表示の確保

- ・国税庁から依頼された高度な分析・鑑定業務の受託
- ・分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究等

### 3 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

#### アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

- ・酒類に関する正しい知識・魅力の情報発信やアウトリーチ活動
- ・関係機関と連携したオープンサイエンスの推進

# 独立行政法人酒類総合研究所の使命等と目標との関係（案）

## （使命）

酒類総合研究所は、国税庁の任務遂行のための技術的基盤として、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的に、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を実施する。

## （現状・課題）

### ◆強み

○明治37年から醸造技術に関する研究及び調査、成果の普及等に取り組んできたことにより、酒類に関する知見の豊富な蓄積がある。  
○明治38年より酒類醸造講習を実施しており、時代に沿った最先端の研究内容を踏まえたものとする<sup>こと</sup>で、受講者から高く評価されており、国内の酒類製造を担う技術者の育成や酒造技術の向上に大きく貢献をしてきた。

### ◆弱み・課題

○酒類総研が蓄積してきた科学的知見等を分野横断的に活用し、日本産酒類の競争力をより一層高める研究を実施していく必要がある。  
○酒類総研が科学的に明らかにした酒類の特徴など、酒類の魅力等を分かりやすく伝える必要がある。

## （環境変化）

○政府方針において日本産酒類の輸出促進や地方創生が掲げられている。国税庁が酒類業の振興の強化に取り組む中、酒類総研は、酒類業の振興の取組のひとつである技術支援に関する様々な業務を行っており、中小企業が大半を占める酒類業界において、その役割は益々重要なものとなっている。  
○ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」を文化として保護するため、国として作り手の技術研鑽のための鑑評会の開催、製造者対象の醸造講習の開催並びに醸造用微生物に関する研究等を実施し、情報発信していくことが求められている。  
○AI技術の開発・利用が加速しており、研究分野においても利活用が推進されている。

## （中期目標）

酒類総研のミッションである、酒類業の振興のための取組、酒税法等の適切な運用のための取組及び酒類に関するナショナルセンターとしての取組について、以下のとおり一層注力していく。  
○酒類業の振興のための取組として、①日本産酒類の競争力強化等、②酒類製造の技術基盤の強化、③酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成、④酒類の品質及び安全性の確保の観点から、研究を分野横断的に統合し発展させていく研究・調査等を実施するとともに、国税庁と連携して、得られた研究成果や先端技術の普及を図る。  
○酒税法等の適切な運用のための取組として、酒類固有の表示制度の運用や適切な課税のため、分析・鑑定業務及びその理論的裏付けとなる研究等を着実に実施する。  
○酒類に関するナショナルセンターとしての取組として、国税庁との連携強化等により、製造者への研究成果の効果的な普及を図る。また、製造者だけでなく消費者等にも分かりやすい情報発信を実施し、国民の日本産酒類に対する理解の深化を図る。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和8年〇月〇日

文 部 科 学 省

## 目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	2
II	中期目標の期間	4
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	4
1.	<u>特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献</u>	4
(1)	柔軟かつ機動的に対応できる体制構築	5
(2)	障害種を超えた横断的な課題及び障害種特有の課題への対応	5
(3)	研究成果の還元	6
(4)	評価システムの充実及び研究の質の向上	6
2.	<u>各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援</u>	7
(1)	国の政策的課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上	7
(2)	各都道府県等が実施する教師の資質向上に関わる支援	8
3.	<u>我が国のインクルーシブ教育システム構築の実現に向けた自治体・学校への支援及び国内外への情報発信・理解啓発</u>	9
(1)	戦略的な広報の推進	10
(2)	自治体・学校等教育現場の疑問や悩みにワンストップで応える情報発信及びアウトリーチ支援	10
(3)	国内外への情報発信・理解啓発	11
IV	業務運営の効率化に関する事項	12
1.	業務改善及び業務の効率化の取組	12
2.	予算執行の効率化	12
3.	間接業務等の共同実施	12
4.	給与水準の適正化	12
V	財務内容の改善に関する事項	12
1.	自己収入の確保	12
2.	保有財産の見直し	13
VI	その他業務運営に関する重要事項	13
1.	内部統制の充実	13
2.	研究データの管理・活用	13
3.	情報セキュリティ対策の推進	13
4.	施設整備に関する計画	13
5.	人事に関する計画	14

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

別紙 1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に係る政策体系図

別紙 2 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の使命等と目標との関係

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

### <法人の使命>

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、国の政策を踏まえ、特別支援教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行うこと、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする法人である。

少子化により学齢期の児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解・認識の高まりや、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒数は増加しており、通常の学級を含む全ての学びの場において特別支援教育の充実が求められている。

こうした現状を踏まえ、研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国や地方公共団体、小・中・高等学校等の関係機関等と連携・協力しつつ、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化を踏まえた国の政策的課題や教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応する業務運営を行うことを通じて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことができ、かつ、一人一人の教育的ニーズに的確に応えることができる教育の実現に貢献することをミッション（使命）とする。

### <法人の現状と課題>

研究所は、昭和 46（1971）年の設立以来、国の特別支援教育施策の展開や関連制度の改正、教育現場におけるニーズ等を反映させながら、研究活動や研修事業等に取り組んできた。

研究所には、この間に蓄積した研究成果や研修のノウハウがある。加えて、

- ・障害種に応じた指導・支援や障害のある子供の学びの充実に資する環境整備や体制構築等、特別支援教育に関する専門的な知見を有する研究職員が在籍していること、
- ・各地の特別支援教育センターや研究活動の協力機関等を通じた全国的なネットワークを有していること、
- ・所内施設に加え、関係機関や教育委員会等との連携の下、隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校等の教育実践のフィールドも活用することで、実践的な研究と研修を一体的に行うことができることから、

障害種固有の、あるいは障害種を越えた課題に対して、最新の知見及び教育現場の声を踏まえながら取り組むことが可能であるという強みがある。

一方で、教育現場においては、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の増加など、在籍する児童生徒の多様化に応じた学校・学級経営やデジタル学習基盤の整備に対応した指導・支援が求められており、管理職から通常の学級の担任まで、全ての教師の特別支援教育に関する専門性の確保・向上が急務となっている。また、加速度的に変化する社会情勢の中で新たな・突発的な政策課題が生じることも想定され、そのような課題にも中核的・機動的に対応していくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、研究所では、ナショナルセンターとして誰一人取り残さない教育の実現に資するため、また、教育現場で日々子供たちと向き合っている全ての教師を支援するため、外部の知見も活用しながら、研究・研修・情報発信の各事業について一層の選択と集中による体制強化を図り、国の政策的課題や教育現場の喫緊の課題に対して、より機動的かつ実効性の高い組織運営を行う必要がある。なお、研究所業務の円滑な実施のため、施設面での老朽化対策を早急に進める必要がある。

### ＜政策を取り巻く環境の変化＞

我が国では、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会の実現を目指して、様々な取組が進められている。

共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの構築を旨として行われることが重要であり、その構築のためには、特別支援教育の着実な推進が欠かせない。

特別支援教育の現状を見ると、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒の数が大きく増加している。また、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している状況にある。

インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、この点、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）では、前述の特別支援教育の現状も踏まえ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があると示された。

また、教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）においても、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、共生社会の実現に向けて必要不可欠な教育政策の方向性であるとされたほか、次期学習指導要領に向けても、誰一人取り残さない柔軟な教育課程の在り方、障害の「社会モデル」の考え方を踏まえた学校・学級経営や授業づくり、自立活動の更なる充実等について検討がなされている。

教師についても、全ての教師に対して特別支援教育に関する実践的な専門性の向上が求められている中で、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を通じて「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、子供たちと同じ学びの姿を目指し、学び続けることが求められている。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の改正により、令和6年4月より事業者も含めて合理的配慮の提供が義務化されており、学校教育においては、特に通常の学級を中心にその充実が求められている。

加えて、GIGAスクール構想による1人1台端末や高速通信ネットワーク環境の整備などにより飛躍的に整備されたICT環境を効果的に活用してくため、デジタル学習基盤を前提とした学びの変革が求められている。

### ＜中期目標期間における取組等＞

少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する中、Society5.0を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割がますます重要となっている。中でも、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増え、こうした児童生徒が通常の学級にも在籍している現状において、一人一人のニーズに応じた適切な教育的支援が行われるよう、通常の学級も含め特別支援教育の一層の充実を図っていく必要がある。その際、特に小・中・高等学校において、通常の学級で学ぶことが可能な児童生徒については、通級による指導や合理的配慮の提供等の適切な教育的支援を受けながら通常の学級において学び、通常の学級で学ぶことが困難な場合には特別支援学級を学びの場とする、といった重層的な指導・支援が行われることが重要である。

こうした状況の中、研究所は、ミッションに基づき、国及び教育現場の特別支援教育の充実に貢献する実践的な研究活動、特別支援教育に携わる全ての教師を支える研修事業、並びに教育現場や幅広い関係者を意識した戦略的な情報発信・理解啓発の各事業について、これまで以上に有機的な連携を図り一体的に実施することが必要である。その際には、理念・趣旨の理解・普及の上に着実な実践が求められる次期学習指導要領や、全ての学校において対応が求められる合理的配慮の提供など、国の政策的課題や教育現場等の喫緊の課題等への対応を研究所の全ての活動の主軸に据え、総合的で芯の通った取組を講じることが重要である。こうした研究所の諸活動を通じ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの構築に貢献することが強く期待される。

(別添) 政策体系図、使命等と目標との関係

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までの5年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

【重要度：高】【困難度：高】

研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動とも有機的な関連を図りながら、その成果を教育現場に還元し、インクルーシブ教育システムの構築の実現に貢献することは、特別支援教育のナショナルセンターとして不可欠な役割であることから、重要度は高い。同時に、これらの研究活動には、外部からの高い評価を得ることや、国の政策立案への貢献や教育現場への還元等が一層求められているため、従来の取組を上回る組織的・戦略的な取組が必要であることから、困難度は高い。

通級による指導を受ける子供や、特別支援学級に在籍する子供が増加する一方で、障害の多様化や重度・重複化なども進んでいることを踏まえ、特別支援教育の現場において、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導が提供できるよう、

多様な国の政策的課題や新たな教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応できる組織体制を構築し、先端的かつ革新的な研究を実施する。

(1) 柔軟かつ機動的に対応できる体制構築

多様な課題に柔軟かつ機動的に対応した研究を実施するため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)上の研究開発法人として、筑波大学附属久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校及び小・中・高等学校等やその設置者との連携に加え、多様な障害領域の研究者を配置している大学、特別支援教育分野内外の研究機関や民間企業との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、限られたリソースの中、外部の知見も活用して研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。

研究は、文部科学省との協議を経て策定する「研究基本計画」に基づき、今後5年間のロードマップと取組内容を明確にして実施すること。研究の実施に当たっては、国の政策動向及び教育現場の現状を踏まえるほか、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等を通じて教育現場のニーズを把握すること。また、中期目標期間中は、常時進捗管理を行うとともに、国の政策動向等を踏まえ、文部科学省と協議・連携しながら取組内容の見直しを含めた必要な対応を講じること。

【指標】

- ・第6期中期目標期間中に連携協定締結機関と新たに共同研究を3件以上実施し、また、それ以外の他機関との共同の研究を1件以上実施する。

(実績：前期中期目標期間 2件)

- ・実施する全ての研究課題において、学校、教育委員会、大学、研究機関、企業等関係機関からの参画を得ることとし、毎年1課題平均3機関以上からの参加を確保する。

(実績：令和7年度 平均2.3機関)

(2) 障害種を超えた横断的な課題及び障害種特有の課題への対応

障害種の枠にとらわれることなく、ナショナルセンターとしての研究所でなければ実施できない教育現場に根差した実践的な調査・研究に更に精選・重点化して実施すること。特に、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の増加等を踏まえ、小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒に対する重層的な指導・支援が重要であるとの考え方に立ちながら、インクルーシブ教育システムの構築に向けた研究や、次期学習指導要領の着実な実践に寄与する研究、デジタル学習基盤を前提とした特別支援教育における学びの変革を実現するための研究等を実施すること。

また、障害のある子供一人一人のニーズに対応した教育の実現のため、障害種特有の課題に関する研究についても内容の選択と集中を行いながら実施することとし、実施に当たっては、国や校長会等関係機関とも連携しながら、特に自治体・学校等現場が直面する課題に焦点を当て、特別支援教育の実践の改善につながる調査・研究とすること。

これらの研究の実施に当たっては、これまでの研究所の取組における成果やそこで明らかになった検討事項も踏まえつつ、研究間の役割分担や取り組むべき課題を明確化すること。その際、各障害種に共通する調査・研究については手法を共通化するなど、限られたリソースの適正な配分に努めること。

加えて、研究を支える各障害種に係る基盤的な情報収集や経年調査、関係機関連携、予備的研究など、今後の研究課題の検討ひいては文部科学省における政策等の検討の材料提供に寄与する基礎的な諸活動についても、例えば全ての学校に対応が求められる合理的配慮の提供など国の政策的課題や教育現場等の喫緊の課題等への対応を共通の取組内容に位置付けるなど、国の政策立案との関わりを踏まえながら戦略的・計画的に行うこと。これらの諸活動を行うに当たって重点的に取り組むべき方向性を「研究基本計画」で定めて取り組むこと。

#### 【指標】

- ・横断的な課題に関する研究（横断的研究）については、外部評価を実施し、全ての研究において研究終了時に高い評価（5段階評価で4以上）を得る。  
（実績：令和3年度 ー、令和4年度 100%、令和5年度 100%、令和6年度 ー）
- ・障害種特有の課題に関する研究及び基礎的諸活動（障害種別研究）については、毎年度、現場の教職員や有識者等によるピアレビューを含む評価を行い、教育現場等への寄与度において高い評価（5段階評価で4以上）を得る。  
※新規の指標につき基準となる実績値はないが、横断的研究に関する指標に倣って目標値を設定したもの。

#### （3）研究成果の還元

研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育現場における実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ること。その際、教育現場や保護者を意識し、特別支援教育の実践の改善や理解啓発につながる分かりやすい研究成果の取りまとめ・公表に努めるとともに、文部科学省と一層緊密に連携し、当該成果の国の政策立案への寄与について具体的に把握するよう努めること。

また、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。

#### 【指標】

- ・横断的な課題の研究及び障害種特有の課題の研究について、都道府県・指定都市・特別支援教育センターを含む教育センターを設置している市町村教育委員会における研究成果の活用状況、活用場面や活用方法、活用により得られた変化・効果、研究成果の有用性について、毎年度アンケート調査を実施し、8割以上の現場で活用されるとともに、当該研究成果が活用された現場において6割以上の現場から、成果の有用性について高い評価（5段階評価で4以上）を得る。  
（実績（活用状況）：令和3年度 82.5%、令和4年度 81.9%、  
令和5年度 83.3%、令和6年度 77.2%）

#### （4）評価システムの充実及び研究の質の向上

研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。外部評

価に当たっては、特別支援教育を必ずしも主たる専門としない研究者等による評価も取り入れること。また、P D C Aサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。

さらに、研究の質の向上を図るため、関係機関連携により多様な知見を確保することに加え、研究職員の研究力の向上及び外部競争的資金獲得に向けた取組を実施すること。

#### 【指標】

- ・研究に関する論文・ポスター発表・自主シンポジウム開催及び関係機関の刊行誌等への投稿件数について、各障害種別研究班において、毎年2件以上、横断的研究班において、研究期間中に1件以上の実績をあげる。  
※新規の指標につき基準となる実績値はないが、研究活動ごとに安定的・継続的なアウトプットを求める観点から、研究期間も勘案しつつ目標値を設定したもの。
- ・国の会議資料等への活用件数について、中期目標期間中に3件以上の実績をあげる。  
※新規の指標につき基準となる実績値はないが、想定される重要な国の政策的課題を念頭に目標値を設定したもの。
- ・科研費や受託研究等外部資金獲得額について、当該年度の研究活動総額に占める割合を4割以上とする。  
(実績：令和3年度 52.6%、令和4年度 40.9%、  
令和5年度 41.3%、令和6年度 57.5%)

## 2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援

(事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

【重要度：高】

インクルーシブ教育システムの構築に向け、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、指導者の養成に加え、通級による指導や特別支援学級の現状等を踏まえ、全ての教師が特別支援教育に関する専門性を修得することが求められており、各都道府県等が進める教師の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。

ナショナルセンターとしての役割を踏まえ、また、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる研究所の強みを活かして、通常の学級も含めた、特別支援教育に携わる全ての教師の専門性向上を支援するため、これらの教師の支援に着実に取り組むとともに、各都道府県等における特別支援教育の実践の推進等に寄与する研修等を実施する。次期学習指導要領や教師の採用・養成・研修に関する検討状況など最新の教育動向も踏まえ、多様な課題に柔軟に対応でき、教育現場に必要とされる研修等の資質向上支援が機動的に実施できる体制を整備する。

### (1) 国の政策的課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特

別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。

研修は、文部科学省との協議を経て策定する「研修指針」において、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにし、これを基本として実施すること。その策定に当たっては、国の政策動向及び教育現場の現状、これまでの研修の実施状況等を踏まえた改善すべき事項等を整理するとともに、地方自治体、小・中・高・特別支援学校等の関係機関との協議・連携を通じて研修内容に対する教育現場のニーズを的確に把握すること。中期目標期間中も、実施方法等の改善に随時取り組むとともに、国の政策動向等を踏まえ、文部科学省と協議・連携しながら取組内容の見直しを含めた必要な対応を講じること。

研修の実施に当たっては、研究活動と有機的な関連を図り、研究成果等の最新の知見が教育現場に還元されるようにすること。特に、次期学習指導要領の着実な実践に寄与する研修をはじめ、国の特別支援教育に関する政策動向を踏まえた研修を実施するとともに、教育委員会・受講者等の意見も踏まえながら不断にカリキュラム等の見直しを行うこと。その際、研修受講者により研修で得られた成果が各学校や地域に還元されているか、その状況を把握し、研修内容の更なる充実を図るなど、外部有識者の意見を取り入れながらPDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。

また、研修の形態については、教育現場におけるデジタル学習基盤の活用を前提としつつ、研修目的や対象に留意し、宿泊及びオンライン・オンデマンドを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、理論と実践との懸け橋となる実践的・専門的な研修を実施すること。また、教師自身が、探求心を持ち、自立的に学び続ける姿勢を確立するため、研修観の転換を通じて教育現場における学習観の転換に寄与することが重要であり、研修受講者が、持続的・自立的指導者として、研修で得られた成果を各学校や地域に確実に還元できるように、還元内容・方法の具体化を支援するなど、受講者の主体性を促す工夫をすること。

#### 【指標】

- ・専門研修受講者に対して調査を実施し、研修終了後における、①自分自身の指導力向上や授業改善等の実現状況について90.0%以上、②他の教師への指導・助言や波及効果の実現状況について80.0%、③学校全体への影響や組織的対応等の実現状況について60.0%、④地域の学校や地域への成果等の実現状況について50.0%以上の達成を図る。

(実績：令和6年度 自分自身89.4%、他の教師69.3%、学校44.7%、地域35.2%)

- ・教育現場におけるデジタル学習基盤の活用を前提とした専門研修の工夫として、ICT活用に関する講義及び障害種別の実践に関する講義を設定し、修了1年後アンケートにおいて、実践に反映できたかどうかについて80%以上を達成する。

※新規の指標につき基準となる実績値はないが、研修の質を確保するため、研修成果の還元について目標値を設定したもの。

#### (2) 各都道府県等が実施する教師の資質向上に関わる支援

通常の学級も含めた特別支援教育に携わる全ての教師の特別支援教育に関する専門性の向上が求められている現状を踏まえ、研究所で実施するセミナーに

ついて、対象を指導者等に限定しない、あるいはオンデマンド配信を取り入れるなど、より多くの教師が参加可能となるよう工夫すること。また、各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、幅広い教師の資質向上につながる多様な学びの場に対応した配信型講義コンテンツの充実を図ること。併せて、全国の教職員に対する総合的支援を行う教職員支援機構との連携を通じ、こうした配信型講義コンテンツについて裾野の広い普及に努めること。

特に、小・中・高等学校の管理職の専門性向上に資する機会の提供について、校長会等と連携し、教育現場のニーズに応じた研修の機会を提供するほか、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施すること。

さらに、教員養成大学等と連携し、特別支援教育に関する科目・単位の拡充の可能性の検討も含め、養成段階の学生等の学びの充実を図ること。これらの研修等の実施に当たっては、国との連携を強め、教師の採用・養成・研修の在り方に関する施策の方針に資する研修に機動的に対応することに加え、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。

#### 【指標】

- ・全ての教師の専門性の向上に資するよう、オンデマンド配信を取り入れたセミナーを毎年度実施し、参加者から実施内容について満足している旨の回答を6割以上確保する。  
※新規の指標につき基準となる実績値はないが、参加者の半数を上回って高い評価を得ることを目的とし、目標を設定したもの。
- ・特別支援教育の推進を図るため、配信型講義コンテンツ掲載プラットフォームについて小・中・高等学校からの登録者数を3万人以上とする。  
(実績：令和7年11月時点登録者 小学校10,352人、中学校4,504人、高等学校805人)
- ・全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会と連携して実施する管理職を対象とした研修において、受講者に対してアンケートを実施し、研究所のコンテンツの活用可能性について6割以上から高い評価を得る。また、5割以上の受講者から具体的な実践成果を得る。  
※新規の指標につき基準となる実績値はないが、研究所のコンテンツについて受講者の半数を上回って高い評価を得ること、実践成果について半数を最低限度の水準として得ること、をそれぞれ目的として目標値を設定したもの。
- ・免許法認定通信教育による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4千人以上とする。  
※視覚・聴覚障害領域の免許保有率を、それぞれ令和5年度調査時の他障害種の水準(85.5%)まで引き上げるために必要な人数を推計し、目標値を設定したもの。

### 3. 我が国のインクルーシブ教育システム構築の実現に向けた自治体・学校への支援及び国内外への情報発信・理解啓発

(事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

【重要度：高】

インクルーシブ教育システムの構築を全国的に着実に進めていくために、研究成果の普及や研修コンテンツ等の提供に加え、全ての教師の特別支援教育に関する

る理解促進や日々の指導・支援に関する有益な情報提供など、教育現場のニーズに寄り添った支援が求められている。また、障害者権利条約の理念が目指すところは、インクルーシブ教育システムの構築を通じた共生社会の実現であり、その実現のためには、教育関係者はもとより、広く社会に対して情報発信や理解啓発を行うことで、社会全体の理解啓発や意識醸成に取り組むことが不可欠であることから、重要度は高い。

ナショナルセンターとして、国の政策的課題や新たな教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応できる組織体制を構築し、自治体及び学校の取組を支える有益な情報発信及び国内外に向けた情報発信・理解啓発を戦略的・計画的に実施する。

#### (1) 戦略的な広報の推進

情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した「広報戦略」を基本としつつ、国と密に連携して、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について周知するほか、校長会、教育委員会、教育センター等関係団体、民間企業、各種団体等と連携しながら、教育現場のニーズに応える情報を総合的に収集・発信すること。

情報の発信に当たっては、特別支援教育に係る有益な情報や学びのコンテンツをあらゆる層の教師に活用してもらうため、SNSを有効活用するなど様々な手段を活用し、関係者及びそれ以外の人々に対する効果的な情報発信・理解啓発の在り方の工夫をすること。また、HP等を通じた情報発信については、教師等それぞれのニーズに応えられるよう、ユーザビリティに配慮した情報提供とすること。

#### 【指標】

- ・ホームページの主要ページについて、エンゲージメント率9割以上を確保する。  
※新規の指標につき基準となる実績値はないが、質の高い情報提供を行ったことが確認されるよう、目標値を設定したもの。
- ・SNSについて、年間3万5千件以上のエンゲージメント数を確保する。  
(実績：令和7年11月時点の実績見込み 2,500件×12か月)

#### (2) 自治体・学校等教育現場の疑問や悩みにワンストップで応える情報発信及びアウトリーチ支援

インクルーシブ教育システムの構築に向けた自治体の取組及び全ての教師の日々の活動や指導・支援の助けとなるよう、それぞれが抱えるニーズや直面する課題にワンストップで応えられる情報発信を行うこと。情報発信に当たっては、合理的配慮の提供について、基礎的環境整備の状況を踏まえた具体的な配慮事例をデータベースに集約し情報提供しているところ、障害者差別解消法の改正により全ての学校に対応が求められていることも踏まえ、機動的かつ柔軟に見直しや新規作成の検討を行い、計画的に充実を図ること。同様に、特別支援教育における支援機器等教材について、実践事例や活用場面も含めて情報提供するなど、個々の悩みやニーズの解決に資するものとなるよう機動的・計画的に充実を図ること。なお、事例の収集・提供に当たっては、デジタル学習基盤の活用を前提とした学校環境を踏まえたものとし、特に、特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教師へいかに情報を届けるかを意識し、発信方法等を工夫すること。

また、限られたリソースを最大限活用するため、ナショナルセンターとして、

全国特別支援教育センター協議会等による全国的なネットワークを有効活用し、各自治体が蓄積してきた知見が集約され、共有知で課題を乗り越えていけるような仕組みを検討すること。

さらに、自治体を実施する研修会への職員派遣や要請に応じた講師派遣など、アウトリーチによる支援の戦略的・計画的な実施や各都道府県・市町村・学校からの相談への随時対応など、教育現場に寄り添った支援を行うこと。特に、支援が行き届きにくい日本人学校に対して、関係機関と連携を図りながら、保護者も含めた関係者への情報発信・教育相談支援等を必要に応じて行うなど、ナショナルセンターとして、誰一人取り残さない教育の実現に寄与すること。

#### 【指標】

- ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年12万件を確保する。

(実績：令和3年度 22,459件、令和4年度 25,102件、  
令和5年度 80,335件、令和6年度 118,917件)

- ・障害の状態や特性等に応じた教材、支援機器等の情報を集約管理・データベース化した「特別支援教材ポータルサイト」の検索実行件数について、毎年6万件を確保する。

(実績：令和6年度 48,743件)

- ・日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的を実施し、派遣教師や保護者に対するアンケートにおいて、情報提供に満足している旨の回答を6割以上確保する。

※新規の指標につき基準となる実績値はないが、必要十分な情報提供を行ったことが確認できるよう、目標値を設定したもの。

#### (3) 国内外への情報発信・理解啓発

インクルーシブ教育システムの構築を通じた共生社会の実現に向けて、広く社会に対して情報発信や理解啓発を行い、社会全体の理解啓発や意識醸成に取り組むこと。

諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向について、国の政策立案との関わりを踏まえながら把握することとし、その結果をわかりやすく公表すること。把握した諸外国の取組については比較分析等を行い、障害者権利条約の趣旨を踏まえた我が国の取組について、広く戦略的に情報発信を行うこと。

また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及及び理解啓発を図ること。

国内に向けては、研究所セミナー等の開催やインターネットによる情報発信を通じて、教師以外の保護者や医療・福祉分野の関係者など、幅広い層への特別支援教育に関する理解促進につながるよう取り組むこと。

#### 【指標】

- ・諸外国のインクルーシブ教育システム構築の最新動向について情報収集するため、中期目標期間中に9か国以上の書面調査を行う。

(実績：令和7年度 8か国)

- ・諸外国調査の結果について、毎年電子媒体で情報発信し、そのコンテンツへの

アクセス数 840 件以上を目指す。

(実績:令和 6 年度 558 件(諸外国の最新動向と国際交流に関するウェブページ))

#### IV 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 業務改善及び業務の効率化の取組

業務運営に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定)を踏まえ、現在の業務プロセスを調査・分解し、問題点を明らかにした上で、業務プロセスそのものの再構築を図ること。

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。

中期目標期間中、退職手当及び特殊要因経費を除き、一般管理費と業務経費の合計について、毎事業年度につき、物価高騰等の状況をみながら対前年度比 1 % 以上の業務の効率化を目指すこと。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

また、業務の実施に当たっては、業務運営の効率化、業務負担軽減の観点から、デジタルの活用を前提とした業務改善を更に推進すること。

##### 2. 予算執行の効率化

業務達成基準による収益化の原則に基づいた管理体制のもと、予算執行の効率化を進めること。

##### 3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、男女共同参画機構、教職員支援機構の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進すること。

##### 4. 給与水準の適正化

研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。

#### V 財務内容の改善に関する事項

##### 1. 自己収入の確保

外部競争的資金の獲得や施設・設備の有効活用等により、自己収入の拡大に向けて取り組むこと。

また、受益者負担の適正化や他の法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。

公費で整備される研究所保有の宿泊研修施設や体育館について、最大限効率的な稼働を図ることが重要である。そのため、更なる利用促進に向けた具体的な方策を講じ、定期的に利用料金も検証しながら自己収入の拡大に繋げること。

### 【指標】

・年間自己収入の平均が、令和4年度から令和6年度の平均値に対して5%増とする。

※コロナ収束後、宿泊研修が再開された令和4年度以降を基準として目標値を設定したもの。

## 2. 保有財産の見直し

保有財産について、利用実績等を的確に把握するほか、他の法人の動向も踏まえて主務省ともよく協議し、その保有の必要性について不断の見直しを行うこととし、今期中に、専門家の知見も踏まえながら、今後の見直しについて整理すること。結論を得たものから順次実行に向けて主務省ともよく協議し、具体的な時期については年度計画等において明らかにすること。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1. 内部統制の充実

政策実施機能の最大化のため、理事長のリーダーシップの下、自主的・戦略的な業務運営及び組織のマネジメント機能を一層強化すること。特に組織のマネジメントについては、全ての職員の意識向上のため、計画的な研修や交流人事等に努めること。

また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みを運用すること。
- ② 研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用すること。
- ③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを計る継続的なモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、進めていくこと。

### 2. 研究データの管理・活用

研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や、他の研究機関等との間でデータの共有・活用を進めていくこと。

### 3. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、情報セキュリティ上のインシデントが発生した場合は、組織として迅速に対応すること。

また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

### 4. 施設整備に関する計画

「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づき、研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進するとともに、その有効活用手法について検討し、実践すること。

## 5. 人事に関する計画

長期的な見通しを持った計画的な新規採用や人事交流、多様化する課題に対応するための研究職員や専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ること。また、経験や役職に応じた研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。

評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。

以上について、人材確保・育成方針を策定すること。

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に係る政策体系図

## 国の政策

障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供とない子供が可能な限り共に学ぶための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向け、特別支援教育を推進する。

## 法人の使命

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国や地方公共団体、小・中・高等学校等の関係機関等と連携・協力しつつ、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化を踏まえた国の政策的課題や教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応する業務運営を行うことを通じて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことができ、かつ、一人一人の教育的ニーズに的確に応えることができる教育の実現に貢献する。

## 第6期中期目標 (令和8～12年度)

### 研究活動

- ・国の政策的課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究の実施
- ・教育現場や関係機関等と連携して研究体制を充実

研究成果を広く、分かりやすく還元

### 研修事業

- ・各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援

受講者を通じた研修成果の還元

- ・各活動について有機的に関連付けて展開
- ・国との緊密な連携のもと、柔軟かつ機動的に対応できる体制構築

### 情報発信

- ・教育現場のニーズに寄り添った情報提供
- ・広く社会に対する情報発信・理解啓発

教師等の疑問や悩みの解決、社会全体の理解促進



## （使命）

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国や地方公共団体、小・中・高等学校等の関係機関等と連携・協力しつつ、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化を踏まえた国の政策的課題や教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応する業務運営を行うことを通じて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことができ、かつ、一人一人の教育的ニーズに的確に応えることができる教育の実現に貢献する。

## （現状・課題）

### ◆強み

・特別支援教育に関する専門的な知見を有する研究職員が在籍していること、また、関係機関や教育委員会等との連携により、学校等の教育実践のフィールドを活用した実践的な研究と研修を一体的に行うことができることから、障害種固有の、あるいは障害種を越えた課題に対して、最新の知見及び教育現場の声を踏まえながら取り組むことが可能である。

### ◆弱み・課題

・外部の知見も活用しながら、研究・研修・情報発信の各事業について一層の選択と集中による体制強化を図り、国の政策的課題や教育現場の喫緊の課題に対して、より機動的かつ実効性の高い組織運営を行う必要がある。

## （環境変化）

- 教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）では、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、共生社会の実現に向けて必要不可欠な教育政策の方向性であるとされた。
- 「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、教師にも、子供たちと同じ学びの姿を目指し、学び続けることが求められている。
- 障害者差別解消法の改正により、通常の学級を中心に合理的配慮の提供の充実が求められている。
- GIGAスクール構想により飛躍的に整備されたICT環境を効果的に活用していくため、デジタル学習基盤を前提とした学びの変革が求められている。

## （中期目標）

- 教育現場や関係機関等との連携のもと、国の政策的課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究に取り組み、その成果について、広く、分かりやすく還元すること。
  - 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成や特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上のための支援を行うこと。
  - 教育現場のニーズに寄り添った情報提供や広く社会に対する情報発信・理解啓発を戦略的・効果的に行うこと。
- ⇒各活動について有機的に関連付けながら取り組むとともに、国との緊密な連携のもと、柔軟かつ機動的に対応すること 87

独立行政法人大学入試センターが達成すべき  
業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和8年●月●日

文 部 科 学 省

## 目次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験	2
2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	4
3 大学情報の提供等	6
IV. 業務運営の効率化に関する事項	7
V. 財務内容の改善に関する事項	8
VI. その他業務運営に関する重要事項	8

別紙 1 独立行政法人大学入試センターに係る政策体系図

別紙 2 独立行政法人大学入試センターの使命等と目標との関係

※ III. 1～3の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

## **I. 政策体系における法人の位置付け及び役割**

センターは、独立行政法人大学入試センター法（平成 11 年法律第 166 号。以下「センター法」という。）第 3 条に基づき、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校における教育の振興に資することを目的としている。センターは、我が国唯一の大学入学者選抜のための大規模共通試験という特有の業務に関して約 50 年間のノウハウを蓄積してきており、また、業務に必要な資質能力を備えた人材を採用するとともに、大学や各都道府県の教育委員会等との人事交流により人材を確保・配置し、高等学校関係者や大学関係者双方と協働することにより、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）に関し一括して処理することが適当な業務を実施している。また、大学入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報提供を行っている。

大学入学者選抜においては、各大学が定める入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、当該大学において学修し、卒業するために入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定することが重要となる。その中においてセンターは、令和 3 年度大学入学者選抜から開始された共通テストに関し、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力を把握するため、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視した評価を行うとともに、共通テストの信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、問題の作成及び採点等を適切かつ厳正に行っている。令和 7 年度大学入学者選抜においては、各大学にて実施される試験と適切に組み合わせるなどして 4 年制大学の約 9 割が共通テストを利用しており、我が国の大学入学者選抜において欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

令和 3 年 7 月に取りまとめられた「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」においては、共通テストに関し、テストの質を維持した上で、安定的で確実な実施を一層重視する方向で改善していくことが適当であるとされている。同時に高等教育を取り巻く状況に目を向ければ、令和 7 年 2 月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」において、我が国における急速な少子化の進展や緊張化する国際情勢、AI の進展による社会情勢の変化等を背景に、持続可能な社会の担い手として、社会・生活基盤を支える人材、地域の成長・発展をけん引する人材、世界最先端の分野やグローバルな競争環境で活躍する人材など厚み

のある多様な人材の育成が求められている。その中において、大学入学者選抜については、大学進学者数が減少していく中で、多様な背景を持つ学生が入学できるよう、多面的・総合的な入学者選抜を推進し、その後の大学教育につなげていくことが求められている。

これらを踏まえ、センターにおいては、引き続き共通テストの良質な問題作成と公平・公正かつ安定的で確実な実施を継続するとともに、共通テスト志願者数の減少等を見据えた持続可能な実施運営の方法の在り方について検討する必要がある。また、大学入学者選抜の改善に資する基盤的な研究や政策的・社会的課題に対応した先導的・実践的な研究の実施と成果の発信が求められる。

センターは上記にあるようなミッションの達成が求められていることから、業務の運営においては、理事長のトップマネジメントの発揮により、着実な業務の進捗管理や戦略的な資源配分の実施、必要に応じた計画の柔軟な見直しを行いながら、大学入学者選抜におけるナショナルセンターとして時代の要請に応えていくことが期待される。

以上を踏まえ、第5期中期目標期間における業務の実績についての評価等に基づき、センターの第6期中期目標を以下のとおりとする。

※政策体系図、使命等と目標との関係は別紙のとおり。

## **Ⅱ. 中期目標の期間**

中期目標期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

## **Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

### **1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験**

共通テストは、センター法第13条第1項第1号の規定に基づき、多くの大学が入学者選抜の一環として共同して実施するものであるが、これが全参加大学において円滑に実施されるために、センターでは一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施する。

#### **(1) 共通テストの問題作成**

共通テストは、各大学に対し、大学入学志願者の大学で学ぶために必要な能力・適性等に関する信頼性の高い情報を提供することを目的とするものであることから、良質な問題を作成することが重要な使命であり、各教科・科目の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視する必要がある。

このため、試験問題の作成にあたる委員の業務量の適正化を図るとともに、秘密保持を徹底し、毎年の問題作成及び点検を厳格に行う。また、高等学校教

育等への影響も考慮に入れつつ、試験問題に関する第三者評価及び自己点検・分析・評価を行い、適切な問題を作成する。

また、評価結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図る。

## (2) 共通テストの円滑な実施

共通テストは全国の大学において同一の期日（2日間）に同一の試験問題により行われるものであり、受験者にとって公平かつ公正に実施されることが必要である。このため、秘密保持に十分留意の上、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、参加大学に対する説明や各種マニュアルの配布を行うとともに、高等学校や志願者に対して出願方法を丁寧に周知するなど、試験の円滑な実施に必要な取組を行う。また、試験場や試験室の割当て方法等について、受験者の利便性等を考慮しつつ効率的な活用を検討し、着実に実施する。さらに、共通テストの実施結果を踏まえ改善を図る。加えて、感染症や災害等のリスクを踏まえ、受験者が安心して受験でき、かつ安定的に共通テストを継続していくための対策を講じるとともに、デジタル化への対応については、Web 出願等システムを安定的に運用する。

なお、障害のある者等に対して、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を踏まえ、能力・適性等に応じた進学の手続きをを広げる観点から公平に受験することができるよう、試験場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、適切な措置を講じる。

共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、試験の実施に参加大学の意思がより適切に反映されるよう、試験に係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。

また、今後、少子化により志願者の人数が大きく減少することが見込まれる中、現在の実施体制等に関して各地域においても様々な論点が生じてきていることも踏まえ、必要な体制を整備し、今後の実施運営の方法の在り方や業務の効率化・高度化について、継続的に検討を進める。

## (3) 共通テストの採点・成績提供

共通テストの採点及び成績提供を着実にを行うことにより、参加大学の多様なニーズに対応するとともに、受験者が自己の学習の成果を把握し、その後の学習上の参考とすることが可能となるよう、入学者選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対し共通テストの成績を開示する。

### 【重要度：高】

共通テストについては、約 50 万人の大学入学志願者を対象に中立・公平を旨として実施する大規模な共通の試験であり、社会的な説明責任を果たしながら、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握するための問題を作成しつつ円滑かつ着実に試験を実施する必要

があるため重要度が高い。

**【困難度：高】**

感染症等のリスクを踏まえ、実施準備に大きな影響を及ぼす事態が生じた場合にも適時適切に対応することができるよう、十分な対策を講じた上で共通テストの問題を作成するとともに、試験を円滑に実施する必要があるため困難度が高い。

**【指標】**

1-1 共通テスト試験問題の外部評価における良問の割合

1-2 共通テストの実施上の注意点等の説明資料に対する参加大学の視聴（閲覧）率

**【目標水準の考え方】**

1-1

高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握するための試験という特性を踏まえ、共通テストの試験問題に関する高等学校関係者による外部評価において95%以上が良問であるとの評価を得る（令和3年度から令和7年度共通テストまで、95%以上が良問であるとの評価を達成している。）。

1-2

共通テストを円滑に実施するため、オンライン等により、共通テスト実施上の注意点等の大学への説明を実施し、説明資料に対する利用大学の視聴（閲覧）率を100%とする（令和3年度から令和7年度共通テストまで、100%の視聴（閲覧）率を達成している。）。

## **2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究**

センター法第13条第1項第2号に基づき、センターは、大学入学者の選抜方法の改善に関する調査研究について、大学や高等学校等と連携しつつ進める。

特に、センターは、大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。

調査研究は、真に必要とされる具体的なテーマに集中・特化して行うとともに、それに対する目標や評価の基準の明確化を図るものとする。

### **(1) 調査研究の在り方及び評価・公表**

将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関する調査研究や、大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究や国内外の動向を踏まえて政策的・社会的課題に対応した先導的・実践的な調査研究等に

取り組むことが必要である。

このことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下で策定する研究計画に基づき調査研究を着実に実施するとともに、外部評価にあたっては、設定した目標が達成されているか、研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるか等について厳格な評価を行った上で、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部研究者の参画も得た柔軟な体制により行う。さらに、調査研究成果の事業への実装に向けて、事業部門との連携を行う。

また、研究成果については、共通テストの改善に活用するとともに、外部評価等によりその検証を行いつつ、各大学における専門人材の育成への貢献も含め、大学入学者選抜の改善に資するよう、積極的な情報発信に取り組む。

## **(2) 共通テストに関する調査研究**

共通テストの改善方策等に関しては、試験問題の作成支援に資する研究をはじめとして、様々な調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。

## **(3) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究**

持続可能な安定的試験実施に向け、大学入学者選抜方法の改善を目的とした教育測定等に係る基盤的研究とともに、大学入学者選抜における新技術の活用や障害のある者等への合理的配慮、アドミッションスタッフの育成支援など、政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。特に、教育のデジタル化の進展を踏まえ、Computer-Based Testing (CBT) については、先導的な取組を行う大学との連携も含め、実装を見据えた実証的な研究を行うなど、大学入学者選抜における活用促進に資する調査研究を推進する。

## **(4) 試験情報の活用の推進**

教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜に関する研究の活性化に向けて、共通テスト等のデータの研究における利活用の促進のための検討を進める。

### **【重要度：高】**

共通テストや個別の大学入学者選抜の不断の改善に向け、共通テストにおける試験問題の作成支援に資する調査研究などの中期的な課題だけではなく、CBT 等の新技術を活用した試験に関する調査研究などの長期的な課題についても、調査研究を行い、専門的知見に基づく改善方策を提示することが不可欠であるため重要度が高い。

**【困難度：高】**

新技術を活用した試験に関する調査研究など、大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、実践的かつ分野横断的であり、社会的影響も大きいことから、社会の理解を得つつ調査研究を進める必要があり、高い水準で成果が求められるため困難度が高い。

**【指標】**

2-1 中期目標期間中に終了した調査研究に対する外部評価状況

2-2 中期目標期間中に継続中の調査研究に対する外部評価状況

**【目標水準の考え方】**

2-1

大学入学者選抜に関する実践的な調査研究を進めることが重要であることから、中期目標期間中に終了した研究課題について、外部評価委員会において、研究課題に設定した目標が達成されており、かつ、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を80%以上の研究課題で得る（令和3年度から令和7年度まで、期間内に終了した研究課題と継続中の研究課題とを分けて外部評価を行い、研究課題に設定した目標が達成された上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を80%以上の研究課題で得ていることを参考にした。）。

2-2

調査研究を研究計画に基づき着実に実施し、中期目標期間中に継続中の研究課題について、外部評価委員会において、設定した目標の達成が見込めるとの評価を80%以上の研究課題で得る（令和3年度から令和7年度まで、期間内に終了した研究課題と継続中の研究課題とを分けて外部評価を行い、研究課題に設定した目標が達成された上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を80%以上の研究課題で得ていることを参考にした。）。

**3 大学情報の提供等**

センター法第13条第1項第3号に基づき実施する大学情報の提供業務について、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。

**【指標】**

3-1

大学入試に関する情報等の提供状況

### 【目標水準の考え方】

各年度の大学入学者選抜実施要項において設定される各大学が入学者選抜に関する基本的な事項を公表する時期を踏まえつつ、総合型選抜の入学願書受付開始時期までに、大学入試に関する情報等を提供する。

## IV. 業務運営の効率化に関する事項

### 1 組織体制

事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図り、効率的かつ円滑な業務運営の改善を図る。なお、効率化に関しては、長期的視野に立つて推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

### 2 業務運営

(1) センターの業務運営に関しては、大学入試改革の動向や受験者のニーズに配慮した上で、急速な少子化に伴う志願者数減等による収入減や物価上昇等による支出増を見据え、持続的・安定的な財政基盤の確保に向けて、業務の効率化・合理化等を進める。

また、一般管理費及び事業費のうち、人件費、変動費※<sup>1</sup>及び特殊業務経費※<sup>2</sup>を除く固定的な経費について、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、調達の合理化の取組を推進すること等により、効率的な執行に努め、物価上昇率の影響を除き、本中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の最終年度と同額以下とする。

なお、効率化に際しては、センターの行う事業が中長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

※<sup>1</sup> 変動費＝受験者の増減により変動する経費

※<sup>2</sup> 特殊業務経費＝新規・拡充等の特殊要因に係る経費

(2) 共通テストについては、試験の持続可能性及び受験者の利便性に配慮しつつ、試験場・試験室の効率的な活用に取り組む。また、デジタル化等の業務運営の効率化に取り組む。その際、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化に留意する。

(3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第 5 期中期目標期間に構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。

### 3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

## **V. 財務内容の改善に関する事項**

### **1 計画的な収支計画の作成**

検定料を主な財源として経営してきたところであるが、急速な少子化に伴う志願者数減等による収入減や物価上昇等による支出増を見据え、中長期的な収支の見込みを基に、業務の効率化・合理化等を含む収支改善のための検討等を通じて収支計画を作成し、持続的・安定的な財政基盤の確保に努める。

### **2 保有資産**

施設・設備については、共通テストの秘密保持に十分留意の上、計画的な整備を行う。

## **VI. その他業務運営に関する重要事項**

### **1 内部統制**

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充実・強化を図るため内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。

また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。

### **2 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ**

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。これに基づき情報セキュリティ対策や試験問題に係る秘密保持の確保を図る。また、Web 出願の実施も踏まえた、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

### **3 人材の確保・育成**

センターの人事基本計画を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保を図るとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極

的に行う。

#### **4 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化**

試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。

#### **5 情報の公開**

試験問題にかかる出題意図の解説や詳細な分析等、受験者や高等学校関係者等に向けての分かりやすい情報提供を図る。

また、業務の公共性に鑑み、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすい情報開示を図るとともに、毎年度、積極的な開示を行う。

# 大学入試センターに係る政策的位置付け

## 入学者選抜に関する政策方針

- 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（令和7年2月 中央教育審議会答申）  
大学進学者数が大幅に減少することに伴い入学者選抜における選抜機能も低下する中、多様な背景を持つ学生が入学できるようにするためには、多様な評価方法により受験生を丁寧に見る入学者選抜が必要である。
- 大学入試のあり方に関する検討会議 提言（令和3年7月）  
大学入学共通テストについては、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度の評価を主たる機能と捉え、テストの質を維持した上で、安定的で確実な実施を一層重視する方向で改善していくことが適当である。

## 大学入試センターの目的

- 独立行政法人大学入試センター法 第3条（平成11年法律第166号）  
独立行政法人大学入試センターは、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教育の振興に資することを目的とする。

## 大学入試センターの業務

### 大学入学共通テストの実施

大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して実施することが適当な業務を行う。

#### 問題作成

高等学校教育の成果として身に付けた、知識・技能や思考力・判断力・表現力等を問う問題の作成

#### 試験の実施

受験案内、出願の受付、受験上の配慮対応、試験場の割当、試験問題の印刷・輸送等の公平・公正な試験の円滑な運営

#### 採点・成績提供

答案の採点及び利用大学からの成績請求に基づく受験者の成績の提供



▶ 約50万人の志願者 / 4年制大学の約9割が利用（令和7年度時点）

### 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究

大学入学のための共通試験の改善及び個別大学における入学者選抜方法の改善を目的とする調査・研究を実施する。

### 大学情報の提供等

大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行う。

## 大学入試センターの使命等と目標との関係

(様式)

## (使命)

大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校における教育の振興に資する

## (現状・課題)

## ◆強み

- ・我が国唯一の大学入学者選抜のための大規模共通試験という特有の業務に関して約50年間のノウハウを蓄積
- ・問題作成等における高等学校関係者や大学関係者双方との協働体制

## ◆弱み・課題

- 急速な少子化による志願者数の減少等に伴う、
- ・安定的・確実・持続可能な試験の実施運営の在り方の検討
- ・収入の減少等を見据えた安定的な財政基盤確保に向けた収支改善

## (環境変化)

○大学入学者選抜全体については、大学進学者数が大幅に減少する中で、多様な背景を持つ学生が入学できるよう、多面的・総合的な入学者選抜を推進し、その後の大学教育につなげていくことが必要

○その中で、共通テストに関しては、テストの質を維持した上で、安定的で確実な実施を一層重視する方向で改善していくことが必要

## (中期目標)

○大学入学共通テストにおいて、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視した評価を行うことができる良質な問題の作成、公平かつ公正な試験の円滑な実施、答案の採点・成績提供等からなる一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施

○高大接続や大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施

**独立行政法人国立青少年教育振興機構が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)**

令和●年●月●●日  
文 部 科 学 省

# 目 次

(序文)

I	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
II	中期目標の期間	3
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
1.	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	3
(1)	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	3
①	青少年教育指導者等の養成体系の構築	3
②	読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進	3
③	青少年教育指導者等のサポート人材の養成	3
(2)	ナショナルセンターとして必要な体験活動等の充実	4
①	先駆的事業の開発並びに普及等	4
②	多様な背景を持つ青少年に対する事業の実施	4
③	青少年の体験活動等の普及・啓発	4
④	グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進	5
(3)	国立施設における研修事業の実施促進	6
①	研修における専門的指導の実施	6
②	研修活動プログラムの充実	6
③	多様な形態での研修活動プログラムの提供	6
2.	青少年教育に関する施設及び団体等との相互連携・協力体制の構築・強化	7
(1)	国内の青少年教育団体等との連携強化	7
(2)	体験活動のマッチング支援の実施	7
3.	青少年教育に関する調査研究	8
(1)	調査研究計画の策定	8
(2)	青少年教育のナショナルセンターとしての基盤的研究の実施	8
(3)	青少年教育のナショナルセンターとしての専門的研究の実施	8
(4)	成果の普及・活用	9
4.	青少年教育団体等が行う活動に対する助成	9
(1)	適正な助成事業の実施	9
(2)	申請団体増加に向けた取組の実施	9
5.	健全な組織経営	10
(1)	機能別分化・再編等の実施	10
(2)	効果的・効率的な組織の経営	10
①	目標設定による施設の経営管理の実施	10

② 経営支援体制の構築 .....	10
(3) 運営協議会の設置・運営 .....	10
(4) 付加価値を生むための利用者理解の徹底 .....	10
IV 業務運営の効率化に関する事項 .....	12
1. 業務効率化のための体制整備 .....	12
2. 人的資本規模の適正化 .....	12
3. 適正な調達促進 .....	12
4. 間接業務の共同実施 .....	13
5. 施設運営における民間活力の活用 .....	13
V 財務内容の改善に関する事項 .....	13
1. 自己収入の確保 .....	13
(1) 定期的な利用料金の検証及び見直し .....	13
(2) 高付加価値で収益性のある教育プログラム等の提供 .....	13
(3) 一般利用の拡大 .....	13
(4) 多様な財源の確保 .....	13
2. 固定的費用の削減 .....	14
(1) 一般管理費の削減等 .....	14
(2) 事業ポートフォリオを踏まえた保有資産の適正化 .....	14
VI その他業務運営に関する重要事項 .....	15
1. 内部統制・ガバナンスの充実・強化 .....	15
2. 人的資本に関する計画 .....	15
3. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進 .....	16
4. 各業務における安全性確保の徹底 .....	16
5. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施 .....	16
6. 効果的な広報の実施 .....	16
7. 各施設における地域貢献の実施 .....	17

別添 国立青少年教育振興機構に関する政策体系図  
 独立行政法人国立青少年教育振興機構の使命等と目標の関係

※Ⅲの1～5の各項目を一定の事業等のまとめりとする。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が達成すべき  
業務運営に関する目標（中期目標）

令和●年●月●●日  
文部科学大臣指示

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

＜法人の使命＞

機構は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体（以下「青少年教育団体」という。）に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする独立行政法人である。

「体験活動は人づくりの“原点”」であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に対し、発達段階に応じた多様な体験活動の場や機会を意図的・計画的・継続的に創出するため、機構は、研修施設の管理運営、青少年教育指導者等の養成、青少年に対する研修の企画・実施及び支援並びに指導、青少年教育に関する調査研究、機構と青少年教育団体相互間の連携促進、並びに青少年教育団体への助成金の交付等を行い、青少年教育のナショナルセンターとして、我が国の人づくりの根幹となる青少年教育に関して先導的な役割を果たすことを使命とする。

＜現状・課題＞

これまで機構は、青少年の健やかな成長や自立を促進するため、青少年の現代的課題に対応したモデル的プログラムの企画・実施、学校や青少年教育団体の活動に対する指導・助言、基礎的・専門的な調査研究等に取り組むとともに、青少年教育団体と連携し、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため「体験の風をおこそう」運動や、青少年の基本的な生活習慣の形成のため「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進してきた。

放課後や休日の過ごし方の多様化、家庭環境の変化等により、子供たちの自然体験活動を始めとした体験の機会そのものが減少傾向にある中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人の密集や接触を伴う集団での活動は敬遠され、以降、子供たちの体験活動機会の減少に拍車がかかっている。

また、体験活動の機会と場を提供する役割を担う公立の青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）は、青少年人口の減少や施設の老朽化等の影響もあり、全盛期の半数

以下に減少している。機構が設置する国立青少年教育施設（以下「国立施設」という。）も、昭和30年代から順次設置され、建設から長期間が経過しているものも多くあり、施設や設備の老朽化や、少子化の影響などによる稼働率の低下などの課題を抱えている。

加えて、保護者の所得など家庭の状況が子供の学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題も指摘されており、家庭の経済状況にかかわらず、安心して多様な体験ができる場や機会を確保する必要がある。

## ＜政策を取り巻く環境の変化＞

近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされた。社会環境の変化や、多様化・複雑化する子供・若者の個々の状況を踏まえて、青少年が自然の大切さ、主体的に挑戦することや、多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解するためには、体験を通じた学びや集団宿泊活動等を充実させることが必要であり、加えて、今後のデジタル社会の進展を見据え、学びを深めるため「リアル」と「バーチャル」との相乗効果を生み出す事例の形成など、先駆的な取組を進めていくことが求められている。

こども政策の総合的な推進に向けて、政府全体のこども施策の基本的な方針等として令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」においては、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるような「こどもまんなか社会」を目指しており、「こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する」ことが位置付けられている。

また、第4期教育振興基本計画においては、「地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組むとともに、指導者の資質の向上や青少年教育施設の効果的な利活用に取り組む」こととされている。

これまで体験活動の推進を担ってきた学校や教育委員会、青少年教育施設、青少年教育団体、社会教育団体等のほか、近年では、企業等が社会貢献活動の一環として実施する青少年の体験活動も活発化しており、機構は、これらの多様な関係者を先導し、青少年教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの実現に向けて、取組を促進する役割を担う必要がある。

機構は「法人の使命」の達成に向けて、自らの取組を「点」で実施することのみならず、青少年教育の更なる発展に向けて「面」での活性化を牽引する役割が求められており、青少年教育に関わる多様な主体が、質の高い取組を提供することができるような支援を行うとともに、誰もが、いつでも良質な体験等に触れることができるよう、「利用者」と「提供者」を結びつける仕組みの構築、「指導者」及び「提供者」並びに「中間支援組織」同士の連携促進により、青少年教育全体の底上げを図るための取組を進めることが期待されている。

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

子供たちの体験活動機会の減少や、全国の青少年教育施設の減少など、青少年教育を取り巻く様々な環境が縮小傾向にある中で、多様化・複雑化する社会の課題を踏まえつつ、青少年の成長を支える直接体験を、発達段階に応じて意図的・計画的・継続的に提供する体制の全国的な整備に向け、ナショナルセンターとして我が国の青少年教育に関して先導的な役割を果たすための取組を実施する。

また、機構が実施する全ての取組において、社会や利用者のニーズを重視したサービスを提供する。

### 1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

#### (1) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

##### ① 青少年教育指導者等の養成体系の構築

養成する青少年教育指導者像を明確にした上で、具体的な養成体系及び講習プログラムを構築する。また、構築したプログラムを青少年教育団体や企業等（以下「青少年教育団体等」という。）に提供するとともに、プログラム受講の有効性等の把握を通じて、定期的にプログラムの質的向上を図る。

##### ② 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進

絵本に関する専門知識や実践力を持った、地域の指導者である絵本専門士を養成する。また、現在の認定絵本土養成講座に加え、社会人の積極的な受け入れが可能となるオンラインやオンデマンドの手法を導入することにより、認定絵本土養成講座の充実を図る。

##### ③ 青少年教育指導者等のサポート人材の養成

機構が実施する事業、並びに全国の青少年教育団体等の取組を支援するため、ボランティアをはじめとして、青少年教育に携わるサポート人材を養成し、活動を促進する。

#### 〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 講習プログラムの受講者数	○ 中期目標の最終年度までに2,000人	○	○
○ 講習プログラムの受講者の満足度	○ 毎年度、全ての受講者数の80%から4段階評価の最上位評価を得る 〔令和6年度：89.8%〕		
○ 絵本専門士養成者数	○ 中期目標の最終年度までに575人 〔第4期中期目標期間：368人〕		

○ 絵本専門士活動数	○ 中期目標の最終年度までに 126,000回 〔第4期中期目標期間：74,528回〕		
○ 認定絵本土養成者数	○ 中期目標の最終年度までに 8,000人 〔第4期中期目標期間：6,369人〕		
○ 青少年教育の振興に貢献するボランティア等のサポート人材の養成者数	○ 中期目標の最終年度までに 延べ6,100人 〔第4期中期目標期間：5,551人〕		
○ 機構の活動に参画する青少年教育サポーター（仮称）の活動数	○ 中期目標の最終年度までに 23,500回 〔第4期中期目標期間：22,981回〕		

※達成水準の「第4期中期目標期間」とある実績値については、令和7年度の見込み値を含む（以下、同じ）。

### 〔重要度又は困難度〕

#### ○ 評価指標：講習プログラムの受講者数

- ・ 全国の青少年教育団体等に対する講習プログラムの提供を通じて、多数の青少年教育指導者等の養成及び資質向上を図る取組は重要度が高く、達成水準も困難度が高いものである。

## （2）ナショナルセンターとして必要な体験活動等の充実

### ① 先駆的事業の開発並びに普及等

青少年教育研究センター等と連携し、専門性が高く、教育的効果が高い取組の実践研究を行い、教育の質や内容の抜本的な変革に向けて、他の青少年教育団体の先駆けとなる教育プログラムや研修活動プログラム（以下「教育プログラム等」という。）を開発し、普及する。

また、これまで国立施設で実施してきた ESD（Education for Sustainable Development／持続可能な開発のための教育）や防災・減災教育などの教育プログラム等を提供するとともに、当該プログラムの指導方法・指導技術をはじめとしたノウハウ等について、青少年教育団体等に対して発信し、実際の活用や導入までの伴走支援を実施するなど、開発した教育プログラム等の普及促進に努める。

### ② 多様な背景を持つ青少年に対する事業の実施

経済的困難や不登校など、青少年を取り巻く多様な背景や課題を踏まえ、心理面（自信・自己肯定感等）、社会面（人間関係・集団適応等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）を含む包括的な支援を行う事業を企画・実施するとともに、これらの取組の普及促進に努める。

### ③ 青少年の体験活動等の普及・啓発

引き続き、以下の取組を実施するとともに、今後の継続的な取組の実施に向けて、時代の変化に即した運動の在り方や、更なる推進方策を検討する。

**(ア)「体験の風をおこそう」運動の推進**

青少年の健やかな成長にとって体験がいかに重要であることを広く社会や教育機関、家庭に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高める。

**(イ)「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進**

適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠など、基本的な生活習慣の確立に向けて「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。

**④ グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進**

青少年の異文化理解の増進を図るため、青少年及び青少年教育指導者等の国際交流を実施する。

**〔評価指標／達成水準〕**

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 先駆的事業の開発数	○ 中期目標の最終年度までに20事業		
○ 先駆的事業の普及数	○ 中期目標の最終年度までに機構内での普及を1事業当たり2施設		
	○ 中期目標の最終年度までに機構以外の40団体	○	
○ 教育プログラム等やノウハウ等の普及数	○ 中期目標の最終年度までに延べ324団体	○	○
○ 多様な背景を持つ青少年に対する事業数	○ 中期目標の最終年度までに350事業 〔第4期中期目標期間：269事業〕		
○ 公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事への参加状況 (青少年の体験活動等に関する意識調査)	○ 中期目標の最終年度に50% 〔令和4年度調査：36.7%〕		○
○ 青少年又は青少年教育指導者等の国際交流相手国数	○ 前中期目標期間と同数以上 〔第4期中期目標期間：16カ国〕		

**〔重要度又は困難度〕**

- 評価指標：先駆的事業の普及数
  - ・ 青少年教育に関して先導的な役割を果たす青少年教育のナショナルセンターとして、他の青少年教育団体の先駆けとなる先駆的事業を普及し、次代の青少年のために専門性の高い体験活動等を波及させる取組は重要度が高いものである。
- 評価指標：教育プログラム等やノウハウ等の普及数
  - ・ 我が国の青少年教育の更なる発展に向けて「面」での活性化を図る上で、機構がこれまで蓄積してきた教育プログラム等や指導のノウハウを他の青少年教育団体等に提供する取組は重要度が高く、達成水準も困難度が高いもの

である。

- 評価指標：公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事への参加状況
  - ・ 自然体験活動に関する行事への参加状況の向上は、社会全体の行動変容を伴うものであり困難度が高いものである。

### (3) 国立施設における研修事業の実施促進

#### ① 研修における専門的指導の実施

研修活動プログラムの提供に際して、利用団体の引率者等を介さずに国立青少年自然の家及び国立青少年交流の家（以下「地方施設」という。）の職員等が研修時の安全管理も含めて一貫して専門的な指導を行う直接指導を充実する。特に、学校教育課程で集団宿泊活動を行う際の教育効果の高い活動の提供や、教員の負担軽減を図るため、学校利用の際の直接指導や事前・事後学習に対する支援の充実を図る。

#### ② 研修活動プログラムの充実

利用者の体験価値の向上や利用者満足度を向上させるため、地域特有の素材を生かした地方施設ごとの代表的な研修活動プログラム（以下「シグネチャープログラム」という。）の開発や、利用者属性を意識した研修活動プログラムの充実を図る。

#### ③ 多様な形態での研修活動プログラムの提供

様々なニーズの分析を踏まえて、地方施設の利用を前提としないアウトリーチ型研修活動プログラムなど、多様な形態で実施する研修活動プログラムの充実を図る。

#### 〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 地方施設での学校利用における直接指導による研修活動プログラムの利用割合	○ 中期目標の最終年度までに全施設平均で 60% 〔令和 6 年度：51%〕		
○ 地方施設での学校利用（小中高等／宿泊のみ）における事前・事後学習の実施又はツール提供の割合	○ 中期目標の最終年度までに全施設平均で 80%		
○ 地方施設における研修活動プログラムの満足度	○ 毎年度、全ての地方施設において利用団体の 80% から 4 段階評価の最上位評価を得る 〔令和 6 年度：90.8%〕		
○ 地方施設における利用者満足度	○ 毎年度、全ての地方施設において研修活動プログラムを利用した団体の 80% から 4 段階評価の最上位評価を得る 〔令和 6 年度：82.5%〕		

○ シグネチャープログラムの開発及び当該プログラムを利用する団体の割合	○ 中期目標の初年度に全ての地方施設で1事業以上構築の上、中期目標の最終年度に研修活動プログラムを利用する団体数の60%に提供	○	
○ 宿泊利用者数	○ 中期目標の最終年度において、前中期目標期間の最終年度以上 〔令和6年度：1,426,380人〕		
○ 日帰り利用者数	○ 中期目標の最終年度において、前中期目標期間の最終年度以上 〔令和6年度：1,018,292人〕		
○ アウトリーチ型プログラムの利用者数及び団体数	○ 中期目標の最終年度までに延べ61,000人・1,100団体 〔第4期中期目標期間：40,821人・675団体〕	○	
○ 訪日教育旅行者※ <sup>1</sup> への研修活動プログラム提供団体数	○ 中期目標の最終年度までに延べ35団体 〔第4期中期目標期間：20団体〕		

※1 本目標における「訪日教育旅行」とは、青少年の訪日旅行の形態である団体旅行の総称を指す。

### 〔重要度又は困難度〕

- 評価指標：シグネチャープログラムの開発及び当該プログラムを利用する団体の割合
  - ・ 地方施設において、地域特有の素材を生かした研修活動プログラムの開発は、地方施設の魅力化につながるものであり、多くの利用団体への提供も含めて、当該取組は重要度が高いものである。
- 評価指標：アウトリーチ型プログラムの利用者数及び団体数
  - ・ 国立施設の利用を前提としない体験活動の提供など、新たな形態での青少年教育の取組は重要度が高いものである。

## 2. 青少年教育に関する施設及び団体等との相互連携・協力体制の構築・強化

### (1) 国内の青少年教育団体等との連携強化

国立施設を中核とした全国の青少年教育団体ネットワークを構築することで、青少年教育における現代的な課題の解決に向けた対話、先導的取組や優良事例の共有、青少年教育指導者等の交流、共同での教育プログラム等の実施、デジタルプラットフォームの活用による情報発信等を行うとともに、青少年教育団体等のハブ（結節点）となる取組を進め、関係機関・団体等との連携促進を強化する。

### (2) 体験活動のマッチング支援の実施

誰でも容易に体験活動の情報を入手できるようにするため、体験活動の利用者と提供者を結び付ける「体験活動情報サイト」を運営する。

〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 青少年教育団体等の連絡協力会議の実施	○ 中期目標の最終年度までに全国規模で5事業		
	○ 中期目標の最終年度までに各ブロック5事業	○	
○ 体験活動情報サイト（提供者）の登録団体数	○ 中期目標の最終年度に3,000団体		
○ 公的機関や民間団体等が行う体験活動事業の認知率向上	○ 青少年の体験活動等に関する意識調査（令和10年度調査）において公的機関等が行う行事に参加しなかった理由における「団体や行事などがあることを知らないから」の項目回答率の減少 〔令和4年度調査：23.7%〕		○

〔重要度又は困難度〕

- 評価指標：青少年教育団体等の連絡協力会議の実施
  - ・ 青少年教育に関して先導的な役割を果たす青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育団体等との連携・協力をはじめ、当該団体同士の連携促進を強化する取組は重要度が高いものである。
- 評価指標：公的機関や民間団体等が行う体験活動事業の認知率向上
  - ・ 行事に参加しなかった理由における「団体や行事などがあることを知らないから」の項目回答率の減少は、社会全体の行動変容を伴うものであり困難度が高いものである。

3. 青少年教育に関する調査研究

(1) 調査研究計画の策定

青少年教育研究センターが主体的に実施する研究について、青少年教育を取り巻く現代的な課題を踏まえ、国の政策立案等への活用をはじめ、青少年教育の推進や体験活動の充実に資することを見据え、我が国の青少年教育のナショナルシンクタンクとしての取組を明確化した計画を定め公表する。

(2) 青少年教育のナショナルセンターとしての基盤的研究の実施

青少年教育の基盤となり、ナショナルセンターとして青少年教育の振興に資する研究について、実証的、継続的又は分析的な研究を実施する。

(3) 青少年教育のナショナルセンターとしての専門的研究の実施

青少年の現代的な課題に対応する研究や、実践的な比較研究等を実施する。また、国際的なプロジェクト研究等との連携を通じて、諸外国の研究組織と共同した研究を実施する。

#### (4) 成果の普及・活用

研究成果について社会還元を行うとともに、青少年教育の必要性が社会全体に十分に理解されるよう、研究成果の普及や活用を促す。

##### 〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 研究成果の報告書数	○ 中期目標の最終年度までに15本 〔第4期中期目標期間：17調査〕		
○ 学会や他機関が開催する実践研究報告会等での発表数	○ 中期目標の最終年度までに20回 〔第4期中期目標期間：25回〕		

#### 4. 青少年教育団体等が行う活動に対する助成

##### (1) 適正な助成事業の実施

地域の民間団体等が行う体験活動を充実させるため、全国的に幅広く助成金を交付する。また、経済的に困難な状況にある子供の体験活動や読書活動への助成の充実を図る。

##### (2) 申請団体増加に向けた取組の実施

助成事業の利便性の向上を図るとともに、助成金を受ける民間団体を支援するためのサポート体制を強化する。

##### 〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 子どもゆめ基金助成金申請件数	○ 中期目標の最終年度に実施する助成活動に対する申請件数が5,400件 〔令和7年度：4,765件〕		
○ 子どもゆめ基金助成事業における助成活動への参加人数	○ 中期目標の最終年度までに子供（0～18歳）人口の10%程度 〔第4期中期目標期間：6.9%〕		
○ 経済的に困難な状況にある子供の体験活動や読書活動の採択件数	○ 中期目標の最終年度に実施する助成活動の採択件数が385件 〔令和7年度：120件〕	○	
○ 助成団体の満足度	○ 中期目標の最終年度における助成活動団体の80%から4段階評価の上位2段階目までの評価を得る		

## 〔重要度又は困難度〕

- 評価指標：経済的に困難な状況にある子供の体験活動や読書活動の採択件数
  - ・ 青少年教育に関して先導的な役割を果たす青少年教育のナショナルセンターとして、経済状況にかかわらず、安心して多様な体験ができる場や機会を確保する取組は重要度が高いものである。

## 5. 健全な組織経営

### (1) 機能別分化・再編等の実施

ナショナルセンターとしての機能を効果的に発揮するため、日本全体のバランスや人口動態、自然環境等の特徴、施設へのアクセスなどを踏まえて、拠点機能を担う国立施設（以下「拠点施設」という。）を一定のエリアごとに特定する。また、施設の数・規模や宿泊定員の見直し、機能の適正化などの機能別分化や再編に関する検討を進め、結論が出た国立施設から順次、機能強化や、統廃合を含む縮小・再編の取組を進める。併せて、国立施設の健全な経営を総合的・戦略的に進めるため、「機能強化・統廃合計画（案）」（仮称）を令和10年度末までに策定し、中期目標の最終年度までに全ての国立施設の在り方について、具体的な結論を得る。これらの検討を行うための体制を整備する。

### (2) 効果的・効率的な組織の経営

#### ① 目標設定による施設の経営管理の実施

機構本部（以下「本部」という。）が各国立施設に求める共通の「目標と主な結果」（Objectives and Key Results. 以下「OKR」という。）を設定するとともに、各国立施設が自らの役割に応じた独自のOKRを設定する。これにより、機構全体の目標を踏まえながら各国立施設の目標管理を行う。また、これらの結果を踏まえ、予算や人事などの資源配分の調整を行う。

#### ② 経営支援体制の構築

国立施設の経営改善に向けた本部の体制を整備し、国立施設の魅力向上、収支改善、管理業務の効率化などの全般に渡る支援により、国立施設全体の価値を向上させる。

### (3) 運営協議会の設置・運営

全ての国立施設に運営協議会を設置し、地域と協働した運営を実施する。また、拠点施設における外部評価の実施に向けて、評価項目の検討、評価結果の公表等の仕組みを構築する。

### (4) 付加価値を生むための利用者理解の徹底

利用者の満足度を高めるため、利便性、快適性、安全性等の観点から、機構が実施する全ての取組において、利用者サービスや利用者に対するホスピタリティの向上を図る。その際、社会や利用者のニーズを重視したサービスを提供するため、利用者理解を深める仕組みを導入する。

〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ ー	○ 令和 10 年度末までに「機能強化・統廃合計画（案）」の策定	ー	ー
	○ 中期目標の最終年度までに全ての国立施設の在り方の具体的計画の策定	ー	ー
○ 拠点施設における外部有識者による評価の実施並びに結果を公開した施設数	○ 中期目標の最終年度に100% (評価項目の詳細については、中期計画又は年度計画において別途定める)		
○ 宿泊室稼働率	○ 中期目標の最終年度までに全ての国立施設平均で60%以上、かつ全ての施設で50%以上 ※ 宿泊旅行統計調査報告(令和6年1~12月)の全国平均59.6% [令和6年度:46.8%]		
○ 宿泊定員利用率	○ 中期目標の最終年度までに全ての国立施設平均で50%以上、かつ全ての施設で39.0%以上 ※ 宿泊旅行統計調査報告(令和6年1~12月)の全国平均39.0%		
○ 無記名の満足度調査の実施	○ 毎年度、各国立施設において利用団体の20%に相当する団体に無作為で満足度調査を実施し、結果を基にした業務の改善を行うことで中期目標の最終年度までに回答者の70%から4段階評価の上位2段階目までの評価を得る	○	
○ インタビュー調査の実施	○ 毎年度、各国立施設において利用団体の10%に相当する団体にインタビュー調査を実施し、結果を基にした業務の改善	○	
	○ 毎年度、全ての国立施設で1,800の未利用団体にインタビュー調査を実施し、結果を基にした業務の改善	○	

〔重要度又は困難度〕

- 評価指標：無記名の満足度調査の実施

○ 評価指標：インタビュー調査の実施

- ・ 利用者の体験価値の向上やニーズに合ったサービスを提供するためには、課題の把握と改善を継続して実施することが必要であり、達成水準は定性的なものであるものの、業務改善の PDCA の実現に向けてこれらの取組は重要度の高いものである。

#### IV 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 業務効率化のための体制整備

利用者の利便性向上に向けて、手続きのデジタル化・オンライン化を進める。こうした利用者と機構との間のフロント部分の業務のみならず、機構内のバックオフィス業務も含めた、業務の標準化、業務プロセスや組織文化・風土の見直しに加えて、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日 デジタル大臣決定）にのっとり業務のシステム化・アプリ化などのデジタル化・オンライン化を行うことで、実施する業務の効率化を図るなど、機構のDX化を推進する。

##### 2. 人的資本規模の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえ、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、業務効率化の進捗や機能別分化や再編に関する方向性を踏まえ、適時見直しを行う。

###### 【評価指標／達成水準】

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 国立施設の管理部門の職員比率	○ 中期目標の最終年度までに1割減少 〔令和7年10月1日時点：154人〕		

##### 3. 適正な調達促進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進する。

###### 【評価指標／達成水準】

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 競争性のある契約全体に占める一者応札・応募の割合	○ 前中期目標期間の平均以下 〔第4期中期目標期間：34.1%〕		

#### 4. 間接業務の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、引き続き、男女共同参画機構、国立特別支援教育総合研究所、教職員支援機構、機構の 4 法人において、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施する。

#### 5. 施設運営における民間活力の活用

国立施設の維持管理や運営について、PPP/PFI 等の民間活力の導入を検討する。

### V 財務内容の改善に関する事項

#### 1. 自己収入の確保

##### (1) 定期的な利用料金の検証及び見直し

物価の変動や利用者属性に応じた料金設定など、国立施設の持続可能な経営に向けて、利用料金体系の検証を随時行い、利用料金の見直しを行う。

##### (2) 高付加価値で収益性のある教育プログラム等の提供

先導的で付加価値がある教育プログラム等の実施により、収益を確保する。

##### (3) 一般利用の拡大

国立施設の利用状況の改善に向けて、青少年教育に関する業務を着実に遂行するとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、企業、家族等の利用に広く供し、国立施設の効率的な利用を促進する。

##### (4) 多様な財源の確保

施設使用料以外の多様な財源の確保に向けて取り組む。

#### 【評価指標／達成水準】

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 国立施設の自己収入比率（各国立施設の総支出に占める自己収入の割合）	○ 国立オリンピック記念青少年総合センターは、毎年度、100%以上 〔令和6年度：79.2%〕		
	○ 地方施設は、中期目標の最終年度までに全ての地方施設の平均が24%、かつ27施設中10施設で33% 〔令和6年度：17.3%〕 ※自己収入比率33%以上の施設なし	○	
○ 収益性がある教育プログラム等の数（収益比率等の詳細は中期計画で定める）	○ 中期目標の最終年度までに各国立施設において3プログラム		
○ 一般利用の利用者数	○ 前年度比3%増加		

○ 施設使用料収入以外の収入額	○ 中期目標の最終年度までに20億円 〔第4期中期目標期間：16.1億円〕		
-----------------	--	--	--

【重要度又は困難度】

- 評価指標：国立施設の自己収入比率（各国立施設の総支出に占める自己収入の割合）
  - ・ 持続可能な国立施設の実現に向けて、確かなコスト意識と資源の戦略的配分を前提とした経営的な視点により収支改善を図る取組は重要度の高いものである。

2. 固定的費用の削減

(1) 一般管理費の削減等

一般管理費及び業務経費については、施設の数・規模や宿泊定員の見直し、機能の適正化や再編などの機能別分化の検討、人的資本規模の適正化等により効率化を図る。その際、物価上昇や人件費の高騰の影響等を適切に反映する。また、特殊要因経費のほか、機能別分化・再編等に係る取組や利用者の安全を確保するために必要な施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。

(2) 事業ポートフォリオを踏まえた保有資産の適正化

保有資産については、各国立施設が実施する取組、利用状況、今後見込まれる利用者数や、他の類似施設との競合関係、並びに「機能強化・統廃合計画（案）」（仮称）などを踏まえて、その保有の必要性について見直しを行う。特に、教育事業や研修の受入れに当たって必要不可欠ではない土地や建物等については、その規模を縮小するなどの検討を行う。なお、機構が設置する「独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会」の構成員には、外部の有識者を複数参画させる。

【評価指標／達成水準】

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 一般管理費及び業務費の決算額	○ 中期目標の最終年度において、前中期目標期間の最終年度比でそれぞれの経費について、5%以上削減		
○ 保有する建物延べ面積(m <sup>2</sup> )	○ 中期目標の最終年度までに令和7年度末比で5%削減		

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1. 内部統制・ガバナンスの充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管査第322号）に基づき、内部統制の充実・強化、不断の見直しを図る。

また、理事長が効果的にリーダーシップを発揮できる環境を整備するとともに、役員会や評議員会等の実効性の強化や法人の説明責任と透明性の確保を通じて、健全な組織風土・文化の醸成に向けたガバナンス体制を強化する。

#### （求める取組）

- 定期的な内部監査等によるモニタリングや検証、並びに監査項目の見直し
- 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスとして、第三者を含めた内部統制委員会の設置
- 監事による監査機能・体制の強化
- 法人内部の問題点を分析し、健全な組織風土・文化の醸成に向けた役職員一人一人の内部統制意識やコンプライアンス意識を向上させる取組の実施
- 多様な有識者の知見を法人経営に反映させるため、経営全般について議論する経営委員会の設置により法人経営への助言機能を強化（経営委員会での指摘事項及び対応をHPで公表）

### 2. 人的資本に関する計画

青少年教育のナショナルセンターとして先導的な役割を果たすため、教育事業や研修事業の企画・実施部門を担う職員の育成、青少年教育分野の研究人材の育成に加えて、組織のマネジメントを行うための人材育成等に係る、総合的で体系的な人材育成方針・計画を策定する。

また、変化する社会の環境に柔軟に対応し、「法人の使命」を果たしつつ着実に発展するため、経営の中核となる考え方や価値観（存在価値や社会的価値）の明確化、独自性を持った組織アイデンティティの形成や、職員が職務の重要性を強く意識することなどを通じて、ワークエンゲージメント（仕事のやりがい）及び従業員エンゲージメント（組織への貢献意欲）の向上を図る。

職員が働きやすく、やりがいを持てる職場づくりの実現や、外部機関との人事交流の実施、中途採用者の管理職への登用などにより中核的な人材の多様性の確保を推進し、法人全体の経営能力向上を図る。

#### （求める取組）

- 人事に関する基本方針の改定
- 多様な専門人材を育成するための研修体系の整備
- 人事評価制度の抜本的な見直し
- 全職員意識調査の実施

### 3. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報を適正に取り扱うとともに、職員に対する周知徹底や適切な教育を行う。

「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、これらに基づいたセキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針」（平成 27 年 5 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づいて実施する監査の結果等を踏まえたリスクの評価、並びに情報セキュリティ対策を実施する。

#### （求める取組）

- 毎年度、全役職員を対象とした個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修の実施
- 情報セキュリティポリシーの見直し
- 情報セキュリティ内部監査の実施

### 4. 各業務における安全性確保の徹底

安全に関する情報の速やかな共有に努め、利用者及び関係者、並びに職員等の安全確保に万全を期す。

### 5. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」の見直しを行うとともに、長期的な視野に立った効率的なインフラマネジメント体制を整備する。

#### （求める取組）

- 機構のインフラマネジメント体制の明確化
- 予防保全型インフラメンテナンスに向けた予算の確保

### 6. 効果的な広報の実施

多様な機会を通じて青少年教育に関する情報を広く提供するとともに、機構が実施する取組や成果について社会全体の理解を深めるため、ウェブサイト、SNS、マスメディアなどの多様な手段を活用し、青少年教育の推進に向けた広報活動を行う。

〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 機構の認知度	○ 中期目標期間において増加基調		
○ 機構の取組に対する肯定的評価の割合	○ 中期目標期間において増加基調		

7. 各施設における地域貢献の実施

各国立施設の持つ教育的知見を生かして地域社会に貢献する。また、豪雨や地震などの自然災害時には、広域防災補完拠点として避難者の受入れや、子供の心のケアなどの取組を行う。

# 国立青少年教育振興機構に関する政策体系図

**教育基本法**

(昭和22年法律第25号)

**学校教育法**

(昭和22年法律第26号)

**社会教育法**

(昭和24年法律第207号)

**こども基本法**

(令和4年法律第77号)

**第4期教育振興基本計画**

(令和5年6月16日閣議決定)

**学習指導要領**

**こども大綱**

(令和5年12月22日閣議決定)

【第5期中期目標期間における国立青少年教育振興機構のミッション】

青少年教育のナショナルセンターとして、我が国の人づくりの根幹となる青少年教育に関して先導的な役割を果たす

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

**次代を担う青少年の自立  
に向けた健全育成の推進**

- ・青少年教育指導者等の養成体系の構築
- ・ナショナルセンターとして必要な体験活動等の充実
- ・国立施設における研修事業の実施促進

**青少年教育に関する施設及び団体等  
との相互連携・協力体制の構築・強化**

- ・国内の青少年教育団体等との連携強化
- ・体験活動のマッチング支援の実施

**青少年教育に関する調査研究**

- ・調査研究計画を策定
- ・青少年教育のナショナルセンターとしての基盤的研究の実施
- ・青少年教育のナショナルセンターとしての専門的研究の実施
- ・成果の普及・活用

**青少年教育団体等が  
行う活動に対する助成**

- ・適正な助成事業の実施
- ・申請団体増加に向けた取組の実施

**健全な組織経営**

- ・機能別分化・再編等の実施
- ・効果的・効率的な組織の経営
- ・運営協議会の設置・運営
- ・付加価値を生むための利用者理解の徹底

**業務運営の効率化に関する事項**

- 業務効率化のための体制整備
- 人的資本規模の適正化
- 適正な調達の促進
- 間接業務の共同実施等
- 施設運営における民間活力の活用

**財務内容の改善に関する事項**

- 自己収入の確保
- 固定経費の削減

**その他業務運営に関する重要事項**

- 内部統制・ガバナンスの充実・強化
- 人的資本に関する計画
- 個人情報保護及び情報セキュリティ  
対策の推進
- 各業務における安全性確保の徹底
- 長期的視野に立った施設・設備  
の整備・管理の実施
- 利用者理解の徹底
- 効果的な広報の実施
- 各施設における地域貢献の実施

青少年教育の振興及び青少年の健全育成の推進

# 国立青少年教育振興機構の使命等と目標との関係

## (ミッション)

青少年教育のナショナルセンターとして、我が国の人づくりの根幹となる青少年教育に関して先導的な役割を果たす

## (課題)

- ・子供たちの体験の機会そのものが減少傾向
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、子供たちの体験活動機会の減少に拍車
- ・国立青少年教育施設の建物や設備の老朽化
- ・少子化の影響などによる施設稼働率の低下
- ・家庭の経済環境などによる体験活動の格差

## (環境変化)

- 人口減少社会による児童生徒数の減少が予想される。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされた。
- 施設側の職員による直接指導を積極的に行うことにより、教員の負担軽減に向けた取組を進める必要がある。
- 公立の青少年教育施設の減少など、青少年教育を取り巻く様々な環境が縮小傾向にある。

## (中期目標)

- 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進
- 青少年教育に関する施設及び団体等との相互連携・協力体制の構築・強化
- 青少年教育に関する調査研究
- 青少年教育団体等が行う活動に対する助成

以上の取組等を実施する。

また、施設の数・規模や宿泊定員の見直し、機能の適正化などの機能別分化や再編に関する検討を進め、結論が出た国立施設から順次、機能強化や、統廃合を含む縮小・再編の取組を進める。併せて、国立施設の健全な経営を総合的・戦略的に進めるため、「機能強化・統廃合計画(案)」(仮称)を令和10年度末までに策定し、中期目標の最終年度までに全ての国立施設の在り方について、具体的な結論を得る。

独立行政法人教職員支援機構が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(第7期中期目標)

令和8年 月 日

文 部 科 学 省

## 目 次

I.	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
II.	中期目標の期間	2
III.	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1.	<u>学校教育関係職員に対する研修</u>	2
(1)	実施する研修の基本的な内容	
(2)	質の高い研修を実施するための取組	
(3)	各研修における目標（成果）の達成状況を測るための指標	
2.	<u>公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言</u>	5
3.	<u>学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</u>	6
(1)	研修実施主体の支援及び協働体制の構築	
(2)	学校教育関係職員を対象とした研修の充実のための援助	
4.	<u>学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及</u>	8
5.	<u>免許法認定講習等の認定に関する事務</u>	8
6.	<u>教員資格認定試験の実施に関する事務</u>	9
IV.	業務運営の効率化に関する事項	9
(1)	経費等の縮減・効率化	
(2)	間接業務等の共同実施	
(3)	予算執行及び業務運営の効率化	
V.	財務内容の改善に関する事項	10
(1)	自己収入の確保	
(2)	固定経費の節減	
(3)	財務内容等の透明性の確保	
VI.	その他業務運営に関する重要事項	10
1.	中長期的視点に立った施設・設備等の整備管理の実施	
2.	人事に関する計画	
3.	内部統制の充実・強化	
4.	業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保	

別添 1 教職員支援機構に係る政策体系図

別添 2 教職員支援機構の使命等と目標との関係

※ 下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

## 独立行政法人 教職員支援機構 第7期中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

### I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

#### 〈法人の使命〉

「変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教職員」の姿の実現を目指し、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、研修の実施や研修の在り方の提案、研修担当者間で学び合う環境の醸成、教職員の資質に関する調査研究等を通じて、全国における主体的・対話的で深い教職員の学びの実現や、教職員の資質の向上に寄与する。

#### 〈法人の現状と課題〉

機構は、現在、研修事業、研修関係指導助言援助事業、指標策定者への助言事業、調査研究事業、免許法認定講習等認定事業、教員資格認定試験実施事業の6機能を有している。

令和3年度以降、機構は「研修観の転換」に向けて、機構職員が外部有識者等の知見を取り入れながら対話・協働を重ね、その学びを研修の企画立案に活かしてきた。こうしたプロセスを通じて、探究型研修の実施やインターバル研修の導入など、持続的な研修の質向上を実現するとともに、「変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教職員」の姿の実現に向けて、よりよい研修の在り方について全国に発信している。また、各地域を担当するNITSフェローの委嘱等を通じ、全国で研修担当者と機構職員が共に問い続け試行錯誤する「学び合いのコミュニティ」を醸成し、「研修観の転換」を効果的かつ持続的に推進している。さらに、動画教材を多様なシリーズで展開するとともに、全国教員研修プラットフォーム「Plant」を運用し、全国の教職員に多様な学びの機会を提供している。あわせて、教育委員会等との人事交流やNITSフェローの活用を通じて、専門性を有する多様な人材を確保し、全国との協働体制を強化している。

一方で、探究型研修の実施や「学び合いのコミュニティ」の醸成を通じた研修の効果的な検証・改善をさらに推進し、全国における「教職員の学び」の一層の深まりと「研修観の転換」の持続的な推進を図る必要がある。また、教員の養成・採用・研修は一体的に進めていく必要があり、教職大学院等との更なる連携を図る必要がある。なお、施設面においては、老朽化や防災対策の課題が残されている。

### 〈政策を取り巻く環境の変化〉

社会が大きく変化する中、我が国が将来に向けて持続的に発展し、繁栄を維持していくためには、質の高い人材育成が不可欠であり、その中核を担う学校教育においては、教職員の資質の向上が重要である。

「令和の日本型学校教育」の実現に向けては、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを支える教職員の育成が求められている。また、教職員自身が探究心を持ち、自律的に学び続ける姿勢を確立するため、研修観の転換と質の高い研修の持続的な提供が課題となっている。

一方で、人口減少や学校現場で発生する様々な課題や問題を背景に、教職員に求められる専門性は多様化している。中央教育審議会では、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成に向けて、教師人材の質の向上と入職経路の拡幅の観点から、教職課程の在り方や教師の質を維持向上させるための研修の在り方、多様な専門性を有する社会人等が教職に参入しやすくなるような制度の在り方等について議論がなされている。

加えて、学校における働き方改革の推進や ICT・生成 AI を含む教育 DX の進展に対応し、教員研修の質向上と負担軽減の両立を図ることも喫緊の課題である。

こうした環境変化を踏まえ、機構は第 6 期中期目標期間の取組をさらに発展させ、研修の質向上や学び合いのコミュニティ形成を推進するとともに、多様な専門性を有する教職員集団の形成と教師の学びの持続的支援に寄与していく。

業務遂行に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする政府方針、ならびに機構を取り巻く政策課題や社会情勢の変化を踏まえ、学校教育関係職員の資質向上を図るナショナルセンターとしての役割を的確に果たし、効果的かつ効率的な業務運営を基本とする。

（別添）政策体系図、使命等と目標との関係

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日までの 5 年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 学校教育関係職員に対する研修（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

#### （1）実施する研修の基本的な内容

機構は、国として実施する責務を有する研修（以下の i～iv）を行うほか、機構が企画する研修を関係機関との協働により実施する。機構は研修の実施について中期計

画で定める。

- i 各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の探究に向かう力の涵養を主たる目標とする研修
- ii 各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の学校経営等に資する課題解決力の育成を主たる目標とする研修
- iii 特定の教育課題に関する各学校や地域における指導者の養成等を目標とする研修
- iv 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

機構は、関係機関と連携しつつ、研修事業全体を通して「変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教職員」の姿の実現を目指すものとする。そのため、「研修観の転換」を推進し、参加者の行動変容を図ることを目的として研修事業の検討を続けていくとともに、研修担当者と関係自治体から派遣された教職経験者（特別研修員）等と組織的な研修マネジメント力の協働開発を図る。

各研修においては、対話や自己内省の時間の拡充、問いかけや教材の工夫等を通じて、参加者自身が考え実践に向けて探究する、あるいは課題を自ら発見し、解決していけるようプログラムを設計する必要がある。

また、第6期中期目標期間の調査研究の成果を踏まえ、対面及びリアルタイム・オンライン研修において、実施形態の特徴を生かした効果的な研修を設計するとともに、オンデマンド型動画等を効果的に利用した学習方策についても推進するものとする。

毎事業年度において実施する研修の内容、参加対象、日数等は、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえ、不断の見直しを行うこととし、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において定める。

なお、「第6次男女共同参画基本計画」を踏まえ、女性教職員の研修参加促進を進めることにより、女性管理職の育成に寄与する。

## （2）質の高い研修を実施するための取組

研修の実施に当たっては、第6期中期目標期間における「研修観の転換」に向けた検討の過程を踏まえながら、教職員研修の在り方を問い続けていく。個々の研修内容等について、国の教育政策の方向性や地方自治体等の研修ニーズ等を把握し反映させつつ、参加者の中に「豊かな気付き」が醸成される、参加者を主語とした研修の実施が可能となるよう、研修の構築及び見直しを続ける。また、限られたリソースの中で法人の役割を最大限に発揮するため、教育委員会、教育（研修）センター等との連携を強化し、教育委員会や大学等との人事交流やNITSフェロー等の外部人材を活用するなど体制の充実を図る。

研修の企画に際しては、関係機関及び大学等との連携及び教職員研修に関する調査研究等を通じて内容の深まりを図るとともに、全国的な研修観の転換及び研修の発展

にも繋げる。特に、(1) i 及び ii の研修の評価・改善について、中期目標期間を通して検討を行い、評価の在り方について一定の仮説を持つものとする。また、研修実施によって発現した効果を適切に把握する観点から、(1) iii の研修参加者による各地域への波及効果をモニタリングする。

国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、男女共同参画機構及び機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。

### (3) 各研修における目標（成果）の達成状況を測るための指標

研修全般において、調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修における学びの深まりを推進し、研修機能の強化を図る。

各研修における目標（成果）の達成状況を測るための指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。

- ① 上記(1) i ~ iii の研修については、参加者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る（前中期目標期間の有意義率（大変有意義率）実績（平均値）：99.5%（88.0%））。
- ② 上記(1) i、ii の研修については、参加者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修における学びが自身の教育実践（教育活動等）の質の向上に寄与したかについてアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修の学びが自身の教育実践の質の向上につながった」などのプラスの評価を得る。（前中期目標期間の成果活用率目標値（参考指標）：85%）  
また、「研修観の転換」を通じて学校現場における「学習観の転換」への寄与を図るという観点から、学校からの参加者に関しては、85%以上から「機構での研修の学びが勤務校の教職員の教育実践の質の向上につながった」などのプラスの評価を得る。（前中期目標期間の校内研修成果活用率目標値（参考指標）：85%）
- ③ 上記(1) iii の研修については、参加者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る（前中期目標期間の成果活用率実績（平均値）：90.1%）。

また、学校からの参加者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等）への活用状況について、60%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。（前中期目標期間の校内研修活用率実

績（平均値）：75.4%）。

上記①～③の調査等において、目標値を下回った場合には、研修の廃止を含めた見直し等の措置を講じる。また、機構の取組を適切に評価できる指標や効果測定に必要な情報を得るための適切な手法を文部科学省と連携しながら今後も必要に応じて見直すものとする。

**【重要度：高】**

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として「教職員の資質の向上」という使命を果たす上で、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた「主体的・対話的で深い学び」を支える教職員の育成が求められる中、「研修観の転換」の持続的な推進を図り、質の高い研修の持続的な提供を行うことは、極めて重要であるため。

**【困難度：高】**

教職員に求められる専門性が多様化する中で、研修の質向上と負担軽減の両立を図ることにも留意しながら、「主体的・対話的で深い学び」を支える教職員の育成に向けて、「研修観の転換」の持続的な推進と質の高い研修の持続的な提供を図ることは、新たな試行錯誤を伴うものであり、組織的かつ継続的な取組が必要となるため。

**2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）**

平成 29 年 4 月の機能強化以降、機構が有する知見や全国的なネットワーク等を活用した専門的な助言や好事例の収集、指標データベースの作成等により、各任命権者が抱える指標と研修に関する課題の解決をリードする拠点としての役割を果たしている。

令和 6 年の中央教育審議会答申を踏まえ、校長が果たすべき役割として働き方改革に向けたマネジメントの重要性を位置付ける観点から「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が令和 7 年 2 月に改訂されたところであるが、指針を参酌した各任命権者による指標及び研修計画の改善や研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する指導助言等に対して、引き続き必要な専門的助言を行い、積極的に支援していくものとする。指標策定に関するアンケート調査を年 1 回実施し、「指標に対応した研修計画を策定するための工夫」事例や「指標を活用できるように行っている工夫」事例等の収集を行うとともに、これらの調査結果についての周知を行うなど効果的な情報提供を図る。

### 3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

全国的な「研修観の転換」を図るためには、学校教育関係職員を対象とした研修を実施する全国の主体がそれぞれに実施している研修の質を問い続けることが必要である。そのような環境を形成するためには、互いの取組から学び合う関係を構築することが有効であり、機構は、自らもそのような主体の一つだという認識のもと、研修担当者は元より機構、教育委員会、教育（研修）センター、教職大学院、学校等間の「学び合いのコミュニティ」を醸成する取組を進め、各地域における教職員研修が持続的に深まっていくことを目指していく。

機構は、全国教員研修プラットフォーム（Plant）の効率的な運用管理に努める。さらに、機構自体も、先進的な学習コンテンツの開発・提供主体となる。こうした業務を担うに当たっては、都道府県教育委員会等の任命権者が積極的に参画することにより、機構が都道府県教育委員会等の任命権者ニーズを丁寧に汲み上げるとともに、都道府県教育委員会等の任命権者において蓄積されてきた知見を活用する。

また、校内研修シリーズの拡充や大学等と共同での学習コンテンツの開発、教員免許状を保有するものの教職には就いていない者の資質向上に資する学習コンテンツの開発等を行うなど、教職員の学びの充実に向けて、機構は、教職員及び研修担当者が質の高い有意義なコンテンツにアクセスしやすくなるよう、情報提供やコンテンツの充実を図るとともに、環境の整備を推進する。

学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助事業の成果を把握するため、都道府県市教育センター等が実施する研修の変容等についての調査を行い、対話やリフレクションの充実など、より研修参加者を主語とする研修（学ぶ側が自ら考え深める研修）への工夫・改善が行われているかを把握する。

#### （1）研修実施主体の支援及び協働体制の構築

##### ① 全国的な「学び合いのコミュニティ」形成等支援

「令和の日本型学校教育」を担う教職員の新たな学びの姿の実現に向け、「研修観の転換」に向けて学び合うコミュニティが、学校教育関係職員に対する研修を実施している機構、全国の教育委員会、教育（研修）センター、教職大学院及び学校等の中で形成され、重層的に繋がり発展していくことを通して、各地域における教職員研修が持続的に深まっていくことを目指し「学び合いのコミュニティ」形成支援のための取組を推進する。当該取組のため、各地域を担当する NITS フェローを委嘱し、全国的な展開を図っていく。また、研修マネジメント力協働開発プログラムを推進し、短期・中期・長期の研修ビジョンを描き教育実践につなげていく一連の構想力や、学び手の変化を意識し研修を推進するためのデザイン力の向上を図る。「学び合いのコミュニティ」形成を支援するため、全国を7ブロックに分け、新たな教職員の学びに関する研修等を、ブロックごとに年1回以上実施する。（令和7年度における実施状況：1ブロック当たり2回実施）

## ② 教職大学院等との連携

これまで培ってきた教職大学院との関係性をさらに発展させ、教職大学院が各地域において、教職員研修や「学び合いのコミュニティ」の深まりにこれまで以上に貢献することができるよう連携する。教職大学院との連携を継続するとともに、より一層の連携強化のための新たな教職員の学びに関する協働開発事業を、中期目標期間中に 10 以上の教職大学院とともに実施する。(前中期目標期間における実施状況：11 教職大学院と実施)

## (2) 学校教育関係職員を対象とした研修の充実のための援助

### ① 研修教材等の充実

教職員一人ひとりが質の高いコンテンツにアクセスしやすくするとともに、学校現場及び教育委員会等における研修の質の向上に寄与することを目的として、オンライン講座の一層の充実、教職員の資質向上に関する情報発信、学校現場における優れた実践事例の表彰等、教職員の資質向上に資する教材の作成・発信を行う。教職員に対する研修の充実のため、オンライン講座及び情報発信についてはそれぞれ年 10 件以上の作成・発信等を行い、表彰事業については年 1 回実施する。(令和 7 年度における実施状況：オンライン講座を 11 件作成、表彰事業を 1 回実施)

### ② 研修環境の充実

全国教員研修プラットフォーム(Plant)の運用において、国立特別支援教育総合研究所や大学等とも連携しながら、教職員の資質向上に資する研修コンテンツの充実を図り、これらを Plant に掲載することにより、様々な研修等の情報を円滑に提供する等、限られたリソースの中で法人の役割を最大限に発揮するための体制整備を進める。また、効果的な研修の実施に資する環境整備の在り方について検討・試行し、情報を発信する。

### ③ 地方公共団体単独での実施が困難な研修等における援助

地方公共団体単独での実施が困難な研修等において、援助を行う。

#### 【重要度：高】

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として「教職員の資質の向上」という使命を果たす上で、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた「主体的・対話的で深い学び」を支える教職員の育成が求められる中、全国との協働体制の強化や、全国の教職員への多様な学びの機会の提供を通じて、「研修観の転換」を効果的かつ持続的に推進することは、極めて重要であるため。

#### 【困難度：高】

教職員に求められる専門性が多様化する中で、「主体的・対話的で深い学び」を支える教職員の育成に向けて、全国との協働体制の強化や全国の教職員への多様な学びの

機会の提供を通じて、「研修観の転換」を効果的かつ持続的に推進することは、新たな試行錯誤を伴うものであり、組織的かつ継続的な取組が必要となるため。

#### 4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の改革に資する専門的・実践的な調査研究を計画的に行うこととし中期目標期間中に 3 件程度実施する。（前中期目標期間における実施状況：11 件実施）

教職員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、機構の研修事業をはじめとした各種の事業との有機的連携を強化するものとする。また、限られたリソースの中で法人の役割を最大限に発揮するため、教育委員会、教育（研修）センター、教職大学院等との連携を強化し調査研究を円滑に実施するための体制の充実を図る。

特に、「研修観の転換」に資する研修の在り方及び研修の評価の在り方については、研修事業と連携しつつ、組織的な取組として調査研究を実施する。

調査研究の成果については、機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら調査研究の成果の普及を図るものとする。当該成果を把握するため、都道府県市教育センター等が実施する研修の変容等についての調査を行い、対話やリフレクションの充実など、より研修参加者を主語とする研修（学ぶ側が自ら考え深める研修）への工夫・改善が行われているかを把握する。

#### 【重要度：高】

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として「教職員の資質の向上」という使命を果たす上で、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた「主体的・対話的で深い学び」を支える教職員の育成が求められる中、養成・採用・研修の改革に資する専門的・実践的な調査研究を行い、その成果を機構が実施する各種事業の企画・立案に反映するとともに、全国の教育委員会等に普及していくことは、教職員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。

#### 5. 免許法認定講習等の認定に関する事務（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）に基づく免許法認定講習等の認定について、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、本講習の認定に関する事務を確実に

遅滞なく実施する。

#### 6. 教員資格認定試験の実施に関する事務（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）

免許法に基づく教員資格認定試験の実施について、教員資格認定試験規程（昭和 48 年文部省令第 17 号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、秘密保持に十分留意した上で、本試験の問題作成を行うとともに、試験実施に関する事務を確実に実行する。

また、中央教育審議会において、教員資格認定試験について、様々な専門性を持つ方が教師としての資質を身に付けていけるような試験の在り方等に関する審議が行われているところであり、その審議結果を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。

#### 【重要度：高】

多様な専門性や背景を有する社会人等の教師への入職を推進する上で、教員資格認定試験の重要性が再認識されている。このような背景において、教員資格認定試験の今後の在り方や効果的な試験の実施方法等について検討していくことは、極めて重要であるため。

### IV 業務運営の効率化に関する事項

#### （1）経費等の縮減・効率化

機構の業務運営に際しては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「同閣議決定」という。）等を踏まえ、業務の見直し、調達等の合理化を進め、中期目標期間中、毎事業年度において、退職手当及び特殊要因経費を除き、一般管理費と業務経費の合計について、物価高騰等の状況をみながら対前年度比 1%以上の効率化を目指す。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。

#### （2）間接業務等の共同実施

同閣議決定を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、男女共同参画機構及び機構の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。

#### （3）予算執行及び業務運営の効率化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。

また、研修環境の DX 化を進めるとともに、内部業務の電子化を進める。

## V 財務内容の改善に関する事項

### (1) 自己収入の確保

国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、受益者負担の適正化を図るとともに、施設の有効利用促進等により自己収入の確保を図る。また、自己収入の取扱いにおいては、定期的に各施設の料金を検証するとともに、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

### (2) 固定経費の節減

管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。

### (3) 財務内容等の透明性の確保

機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1. 中長期的視点に立った施設・設備等の整備管理の実施

- (1) 施設・設備については、老朽化・防災対策及び研修環境のDX化等、中長期的視点に立った計画的な整備を推進する。あわせて、他の法人の動向も踏まえて主務省ともよく協議し、施設の必要性やその維持管理及び更新に伴うメリット・デメリットを踏まえた将来的な方向性の検討を行う。このほか、中央教育審議会における議論の状況も踏まえ、結論を得たものから順次実行に移す。具体的な時期については年度計画等において明らかにする。
- (2) 新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染症防止・衛生管理を含め参加者が安全かつ安心して研修に取り組める環境を実現する施設・設備等の整備を積極的に進める。
- (3) 機構の保有する研修施設について、貸出対象の拡充を行い、施設の有効利用促進に取り組む。
- (4) 各施設（研修・宿泊・運動）の稼働率の成果指標については、事業の実施状況も踏まえ、年度計画において適切に設定する。

### 2. 人事に関する計画

機構に求められる社会的使命を全うし、教員の養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点としての業務を実施するため、組織体制を整備するとともに、その活性化を図ることが重要であることから、デジタル技術を活用できる人材など、多様な専門的人材を確保・育成するため、関係機関・団体との人材交流を視野に入れた人材確保・育成方針を策定し、その取組を進める。また、職員の「働きやすさ」と

「働きがい」の両立を図る観点から、多様で柔軟な働き方を可能とするための環境整備を進める。

役職員の報酬・給与・退職手当については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、その適正化を図るとともに、給与水準を公表する。

### 3. 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るため、その体制の整備・運用を推進していくとともに、不断の見直しを行う。さらに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で、組織及び業務の運営がなされるよう、理事長のトップマネジメントの下、機構のミッションを組織内の各層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる取組を行う。

また、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、監事監査及び内部監査等により検証するとともに、その結果を業務の改善に反映させる。

### 4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保

機構全体で、DX 化に対応した環境の整備に努め、機構が主催する研修の充実、参加者の利便性の向上を図るとともに、内部業務の電子化を進める。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に従って、引き続き、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、外部機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、サイバー攻撃等への対応の強化など必要となる情報セキュリティ対策を講じる。

以上

(別添)

# (独)教職員支援機構に係る政策体系図

－教職員に対する総合的支援を行う全国拠点－

## 教職員の資質の向上

(「変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教職員」の姿の実現)

学校教育関係職員 (各地域で中心的な役割を担う教職員、各学校や地域における指導者等)

指標を踏まえた  
研修

研修観の転換

～教える側中心の研修から学ぶ側が自ら考え深める研修へ～

学校教育関係職員に対する研修を実施している機関

大学、教職大学院等

連携協力

教育委員会、  
教育(研修)センター等

多様な専門性や  
背景を有する  
社会人等の入職

学校教育関係職員に対する研修

オンライン講座の充実  
Plantの運用

試験実施事務  
教員資格認定

免許法認定講  
習等認定事務

教職大学院  
との連携

学び合いの  
コミュニティ  
形成支援

指標に関する  
専門的助言

研修に関する  
指導助言援助

調査研究及び成果の普及 例) 研修の評価・改善プロセスの質向上

### 独立行政法人 教職員支援機構

密接な連携

### 文部科学省

政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。(政策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保)

(様式) <独立行政法人 教職員支援機構> (NITS) の使命等と目標との関係

(使命)

学校教育関係職員に対する養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上の実現に向けた支援を行う。(独立行政法人教職員支援機構法第3条)

(現状・課題)

- ◆強み
  - ・持続的な研修の質向上の実現、よりよい研修の在り方の発信
  - ・研修担当者と機構職員による「学び合いのコミュニティ」の醸成を通じた「研修観の転換」の効果的かつ持続的な推進
  - ・多様な動画教材の展開と全国教員研修プラットフォーム「Plant」の運用を通じた多様な学びの機会の提供
  - ・専門性を有する多様な人材確保による全国との協働体制強化
- ◆弱み・課題
  - ・研修の効果的な検証・改善の更なる推進
  - ・全国における「教職員の学び」の一層の深まりと「研修観の転換」の持続的な推進
  - ・施設・設備面における老朽化や防災対策等

(環境変化)

- 「令和の日本型学校教育」の実現に向けては、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを支える教職員の育成が求められている。
- 教職員自身が探究心を持ち、自律的に学び続ける姿勢を確立するため、研修観の転換と質の高い研修の持続的な提供が課題。
- 教職員に求められる専門性が多様化しており、中央教育審議会において、多様な専門性を有する社会人等が教職に参入しやすくなるような制度の在り方等について議論。
- 学校における働き方改革の推進やICT・生成AIを含む教育DXの進展に対応し、教員研修の質向上と負担軽減の両立を図ることが喫緊の課題。



(中期目標)

- 持続的な研修の質の向上や「学び合いのコミュニティ」の醸成を通じて、「教職員の学び」の一層の深まりと「研修観の転換」の効果的かつ持続的な推進を図り、主体的・対話的で深い学びを支える教職員を育成。
- 中央教育審議会の議論等を踏まえた教員資格認定試験の今後の在り方等の検討により、多様な専門性を有する人材の教職への参入に寄与。
- 施設・設備については、老朽化・防災対策等、中長期的視点に立った計画的な整備を推進、併せて、施設の必要性やその維持管理及び更新に伴うメリット・デメリットを踏まえた将来的な方向性を検討。

## 独立行政法人家畜改良センター中期目標（案）

令和8年〇月〇日

農林水産省

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

#### 1 法人の使命

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定、以下「基本計画」という。）に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和7年4月11日農林水産省策定）、家畜改良増殖目標（令和7年4月11日農林水産省策定）及び鶏の改良増殖目標（令和7年4月11日農林水産省策定）の実現に向けた政策実施機関として、独立行政法人家畜改良センター法（平成11年法律第185号）に基づき、全国的な視点での家畜の改良増殖及び飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組み、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に貢献する取組が求められている。

#### 2 法人の現状と課題

第4期中期目標期間では、当時の畜産をめぐる情勢として、農家の高齢化や後継者不足の進展等による生産基盤の弱体化の進行により、省力的な飼養環境の下でも高い生産性を発揮できる家畜が求められてきたほか、CPTPP等の経済連携協定の進展や牛肉輸出の拡大に向けた動き、少子高齢化や健康志向の高まり等による消費者ニーズの多様化等により、これまで以上に消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、「強み」のある畜産物を安定的に供給していくことが課題となった。

さらに第5期中期目標期間においては、飼料等の資材価格の高騰等による生産コストの増大等が大きな課題となり、第6期中期目標期間では、これらへの対応が急務となっている。また、持続的な食料システムの構築に向け、年々進行する地球温暖化や、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理等も求められている。その一方で、消費については、引き続き少子高齢化や健康志向の高まり等を踏まえた国内需要や品質に重きを置いた海外需要を見極めつつ、多様な消費者ニーズに応じた畜産物生産を進める必要がある。このため、これまで以上に「品質」と「価格」の両面で、「強み」のある畜産物を安定的に供給していくことが重要となっている。なお、これらの社会ニーズへの対応に当たっては、生産性を高めつつ我が国の飼養環境に合わせた家畜等の改良を進める必要性に加え、我が国の食料

安全保障の観点から国内での家畜改良の基となる種畜の確保とその改良の推進、改良した家畜の能力を十分に発揮させるための飼養管理技術の向上、流通段階を含めた「食卓（消費者）」からの多様なニーズに対応できるよう特色ある畜産物の生産と関連する情報の提供等の重要性にも留意する必要がある。

センターは、信頼度の高い遺伝的能力評価の活用、繁殖技術等最新の畜産技術の実践等により、基本計画に定める生産努力目標や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号、以下「牛トレーサビリティ法」という。）に基づく牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としての役割を担ってきた。

これに加え、和牛遺伝資源の適正な管理のため、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）に基づき実施される立入検査や和牛遺伝資源の流通管理システムの管理について、長年蓄積してきた知見や技術を活かした協力も求められ、応えてきているところである。

センターにおいては、引き続き、国の政策の実現に向けた事業や法令に基づく事務の実施に直接関わっていることを念頭に置きつつ、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく中期目標管理法人として、本中期目標に則し、求められる取組を実現することによりその役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たしていくためには、センターが保有する施設の整備、家畜等の育種資源及び、これまで長年蓄積してきた技術・知見・人材の活用、海外の革新技术と競争できる技術を持った人材の確保・育成、システム管理に関する専門知識を持った技術者の確保・育成が必要不可欠であり、本中期目標期間において積極的に取り組んでいくことが必要である。

### 3 政策をとりまく環境の変化

センターは、家畜改良増殖法に定める種畜検査及び立入検査、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に定める指定種苗の集取、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号、以下「カルタヘナ法」という。）に定める立入検査及び牛トレーサビリティ法に定める牛個体識別台帳の管理等、法令に基づく事務の実施機関として位置付けられており、法の適正な執行を通じて、我が国における適切な家畜改良の推進、種苗の流通の適正化、国産牛肉等の信頼性や安全性の確保等にも寄与することが求められている。更に、近年の地震や台風等の大規模

な自然災害や豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病により、我が国の畜産生産基盤を揺るがすような甚大な被害が発生しているため、これまで以上に、センターの持つ技術・知見・人材を活用した外部支援に対する畜産の生産現場からの期待が高まっている。

## 第2 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

以下の7業務を、それぞれ一定の事業等のまとまりとし、評価を実施する。

### <想定される外部要因>

センター及び国内での自然災害や家畜伝染性疾病の発生等がないことなどを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

- 1 全国的な改良の推進
- 2 飼養管理の改善等への取組
- 3 飼料作物種苗の増殖・検査等
- 4 調査・研究及び講習・指導
- 5 家畜改良増殖法等に基づく事務
- 6 牛トレーサビリティ法に基づく事務
- 7 センターの人材・資源を活用した支援・援助

### 1 全国的な改良の推進

令和7年4月に公表した家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標では、消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、これまで以上に「強み」のある畜産物を安定的に供給することができるよう、より効率的な畜産物生産を進めるための、「家畜づくり」にデータを生かすことを求めている。

これまでセンターでは、DNA情報を活用した評価（ゲノミック評価）を駆使すること等による改良速度の加速化や遺伝的多様性に配慮した種畜生産等の民間では取り組み難い事業を担い、農家への種畜・種きん供給を行う都道府県や民間事業体に候補種雄牛や育種素材を供給してきた。この結果、第5中期目標の期間においては、

- ① 乳用牛のうちホルスタイン種について、乳量の育種価+78.8kg/年〔第5中期目標の指標は56.4kg/年以上、以下〔 〕内は第5中期の中期目標の指標〕の能力を持つ候補種雄牛を年度平均で33頭作出すること等により、我が国の乳用牛の年間乳量は平成30年8,600kgから令和5年8,800kgに改善
- ② 肉用牛のうち黒毛和種について、増体性等に特長を持つ候補種雄牛（令和6年度の直接検定時の1日当たり増体量1.32kg）を年度平均で39頭作出すること等により、我が国の肥育牛の1日平均増体量は平成30年0.79kgから令和5年0.81kgに改善
- ③ 豚のうちデュロック種について、1日当たり平均増体重1,103g〔概ね1,070g〕の能力を持つ純粋種豚を作出すること等により、我が国の豚の出荷日齢（日）は平成30年188日から令和5年184日に改善
- ④ 鶏のうち、白色レグホン種について、後期産卵率（44～59週齢）の育種価2.79%〔概ね2%〕向上、白色プリマスロック種について、4週齢時体重の育種価+40.86g〔概ね20g〕の能力を持つ種鶏を作出
- ⑤ 重種馬について、けん引能力に関連のある馬格をもとに、種雄馬候補を年度平均で6.5頭作出〔概ね6頭〕すること等により、馬産地へ安定的に供給

等の成果がみられる。また、中立・公平な立場から全国的な規模で家畜の遺伝的能力を評価し、その結果を公表してきたところである。

今後とも、我が国における全国的な家畜改良を推進するため、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・種きんの改良や、遺伝的能力評価の実施、畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供及び多様な遺伝資源の確保・活用に取り組む。

#### （1）種畜・種きんの改良

ゲノミック評価の活用をはじめとした遺伝的能力評価に基づく家畜改良を通じ、遺伝率の低い形質の評価値の信頼性向上や改良速度の加速化を図るとともに、遺伝資源の多様性を確保する観点から、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産に取り組むこととする。

- ① 乳用牛については、泌乳形質とともに、繁殖性や疾病抵抗性等の長命連産性の向上や、日本の飼養環境に適応するための改良に取り組むこととする。
- ② 肉用牛については、遺伝的多様性に配慮しつつ、生産コストの低減を目指した飼料利用性や食味に関連する不飽和脂肪酸等に着眼した改良に取り組むこととする。
- ③ 種豚については、肉質や体型を含めた産肉能力等の向上を図り、我が国独

自の高品質な豚肉やコスト低減に資する豚肉生産に向けた改良に取り組むこととする。

- ④ 種鶏については、地鶏等の特色ある国産鶏の生産振興を図るため、産卵性及び産肉性等に着目した改良に取り組むこととする。
- ⑤ 重種馬については、けん引能力に関連のある馬格に着目した改良に取り組むとともに、新たな育種素材の導入・供給に向けた検討を進めることとする。
- ⑥ めん羊、山羊等の特色ある家畜については、品種・系統の見直しを検討しつつ、育種素材の提供に取り組むこととする。

### 【指標】

(乳用牛)

- 長命連産性や体型、血統等に特長を持つ候補種雄牛の作出に関する取組状況

(中期目標の期間において、ホルスタイン種については、家畜改良増殖目標の育種価目標数値を踏まえ、乳量が+62.5kg/年以上、乳脂肪が+5.0kg/年以上、無脂乳固形分が+7.0kg/年以上、乳蛋白質が+3.3kg/年以上の遺伝的能力を有する等の候補種雄牛を毎年度概ね20頭以上作出)

(肉用牛)

- 遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、増体性等に特長を持つ候補種雄牛の作出に関する取組状況

(中期目標の期間において、黒毛和種については、家畜改良増殖目標を踏まえ、日齢枝肉重量が概ね+5.2g(年当たり)以上、脂肪交雑の改良量は引き続き維持した遺伝的能力を有する等の候補種雄牛を毎年度概ね20頭以上作出)

(種豚)

- ランドレース種及び大ヨークシャー種については繁殖性等に特長を持つ種豚の作出に関する取組状況

- デュロック種については増体性等に特長を持つ種豚の作出に関する取組状況

(中期目標の期間において、家畜改良増殖目標を踏まえ、ランドレース種及び大ヨークシャー種については1腹当たり育成頭数(育種価)が概ね0.1頭以上向上(年当たり)、デュロック種については1日当たり増体量(体重30~105kgの間)が概ね1,110g以上(令和12年度)となる種豚群を作出)

(種鶏)

- 国産鶏種については、産卵性及び産肉性等に特長を持つ種鶏の作出に関する取組状況

(中期目標の期間において、鶏の改良増殖目標及び第5中期目標期間の実績を踏まえ、産卵率の推定育種価が現状より概ね2%以上向上、もしくは4週齢時の体重の推定育種価が概ね20g以上向上となる種鶏の作出(現状の推定育種価の例として、卵用鶏の産卵率(令和元年比、44~59週齢)が白色プリマスロック種2.50%、白色レグホン種2.79%向上、肉用鶏の産卵率(令和2年比、31~35週齢)が白色プリマスロック種5.90%、赤色コーニッシュ種6.79%、4週齢時体重が白色プリマスロック40.86g向上(令和2年比))

(重種馬)

- けん引能力に関連のある馬格の優れた種雄馬の作出に関する取組状況

(中期目標の期間において、家畜改良増殖目標を踏まえ、馬格の優れた種雄馬を毎年度概ね6頭以上作出)

(2) 遺伝的能力評価等の実施・情報提供

民間団体等が取りまとめた泌乳形質や産肉形質等の改良に資する国内のデータをなるべく多く活用して、遺伝的能力評価を行い、その結果の提供・公表に取り組むこととする。

その際、ゲノミック評価をはじめとした遺伝的能力評価の実施に当たっては、より精度を高めることができるよう、必要に応じて評価手法の改善等に取り組むこととする。

加えて、畜種毎の課題に対応した情報の分析を行い、全国や地域ごとの乳量、繁殖性、脂肪交雑など主要な形質の遺伝的能力の推移や飼料利用性など新たな形質等改良に必要な情報提供に取り組むこととする。

【指標】

- 乳用牛、肉用牛及び豚について、遺伝的能力評価の実施と、その結果等の提供・公表に関する取組状況

(第5中期目標期間の実績(乳用牛17回/年、肉用牛5回/年、豚8回/年公表)を踏まえ、実績に合わせて結果をセンターのホームページへの掲載等により公表・提供)

- 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供に関する取組状況

(乳用牛、肉用牛及び豚について、それぞれ1回/年以上分析し、結果をセンターのホームページへの掲載等により公表・提供)

#### <目標水準の考え方>

- ・種畜・種きんの改良については、家畜改良増殖目標、鶏の改良増殖目標及び第5中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・遺伝的能力評価の実施については、第5中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供については、少なくとも年1回はその提供等が行われるよう設定した。

## 2 飼養管理の改善等への取組

我が国畜産の生産基盤強化を図るためには、「農場(生産者)」におけるデータを活用した繁殖性や飼養管理技術の向上を図る取組の実践により、家畜の生産性を高める必要がある。また、生産現場で活用できる持続可能性に配慮した畜産物生産に資するよう、食品安全、家畜衛生管理、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行うHACCP等の考え方を生産現場に採り入れる取組を進める必要がある。

また、ヨーネ病の清浄化対策をはじめ、家畜伝染性疾病の侵入防止や発生予防を図るための防疫業務に取り組んできたところである。

今後とも、省力化機器の活用等によるスマート畜産に資するノウハウや、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術をはじめとした持続可能性に配慮した畜産物生産に資するノウハウ、家畜衛生管理に資するノウハウを活用した飼養管理の改善等への取組により、これまでに培われた飼養管理や家畜衛生管理に係る技術情報の提供に取り組む。

### (1) 持続可能性に配慮した飼養管理の普及

持続可能性の観点から、農場段階でのHACCP等の考え方に基づいた飼養管理を進めるとともに、省力化機器の活用等によるスマート畜産の実践・実証、生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながるアニマルウェルフェアにかかるノウハウ等について、調査・情報提供に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 搾乳牛や肉用牛の省力的かつ効率的な飼養管理のデータを収集、蓄積した上、生産現場の省力管理に資するノウハウの情報提供に関する取組

- 鶏の喧噪性等を低減させる改良手法等に関する調査・検討、始原生殖細胞（PGCs）の復元技術も含めた保存等技術の習得及びこれらに関する情報提供への取組状況
- 食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア、新たな飼養管理技術や持続的な畜産物生産を推進するための生産者や指導者に向けた技術指導及び情報提供  
(それぞれ年1回以上実施)

## (2) 家畜衛生管理の改善

国内における家畜衛生管理の改善に寄与するため、野生動物からの家畜伝染性疾病の感染防止対策も含めた農場の防疫強化、家畜衛生管理に資するノウハウについて情報提供に取り組むこととする。

また、都道府県等が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う家畜衛生管理に関する調査研究への協力等については、積極的に対応することとする。

### 【指標】

- 家畜衛生管理の改善に資するノウハウの情報提供に関する取組状況  
(第5中期目標期間の実績(36回/年)を踏まえ、概ね年に30回以上の研修会やホームページ等を通じた情報提供)
- 家畜衛生管理に関する関係機関との連携協力に関する取組状況

### <目標水準の考え方>

- ・家畜衛生管理の改善に資する情報提供の取組については、第5中期目標期間の実績に基づき設定した。

## 3 飼料作物種苗の増殖・検査等

我が国の国土は南北に長く、寒地、温地、暖地の3つの気候に区分されるが、地球温暖化により、各地の適応草種・品種が変化していることも踏まえ、それぞれの地域に適応した優良品種の普及を進めていくことが重要である。

これまでセンターでは、海外増殖に用いる高品質な原種子を生産するため、飼料作物種苗の増殖に携わる職員に対し熟練者によるOJTにより、技能習得を図り、栽培管理技術や収穫調製技術の向上・定着を図ってきたところである。

今後とも、優良品種の早期普及を図るため、センターが持つ厳格な栽培管理技術や高度な収穫調製技術を駆使し、飼料作物種苗の増殖に取り組む。

またセンターは、飼料作物種苗の品質に対する検査技術について、国際種子

検査協会（以下「I S T A」という。）から証明書を発行できる認定機関として世界中の検査所の中でもトップクラスの評価を維持しており、この検査技術を活用し、海外増殖用原種子の検査、種苗法に基づく表示内容の検査や民間種苗会社等からの委託検査等を通じ、優良な品質の種苗の流通に貢献している。

今後とも、厳正な検査の実施のため、センターが有する高度な知識・技術水準を維持し、経済協力開発機構のO E C D品種証明制度等に基づく検査及び品種証明書の発行業務の適正な実施に取り組む。

#### （１）飼料作物種苗の増殖・検査

我が国の多様な気候に適した国内育成優良品種が安定的に流通するよう、O E C D品種証明制度に基づく要件に適合した飼料作物種苗の増殖に取り組みつつ、I S T A認定検査所として高い技術水準を維持する。

#### 【指標】

- I S T A認定検査所としての認定ステータスを引き続き維持することに関する取組状況、O E C D品種証明制度の取組状況
- 国内育成優良品種の種苗の増殖・在庫の確保に関する取組状況  
（第5中期目標期間の実績（I S T Aの技能試験においてA判定）を踏まえ、B判定（4段階中上位2番目に該当）以上の総合評価の獲得）

#### （２）飼料作物の優良品種の普及支援

国内育成優良品種の早期普及に向け、実証展示ほの設置や栽培管理に関するノウハウの情報発信を行うとともに、地域適応性等に関する検定試験等を実施し、関係機関等へのデータ提供等に取り組むこととする。

また、畜産農家等の生産者へ飼料作物種苗の販売を行う民間種苗会社等に対する種子の検査精度向上のための発芽率や純度分析に関する技術指導に取り組む。

さらに、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、7の（２）の災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を確保した上でさらなる生産に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 国内育成優良品種を活用した効率的な粗飼料生産技術の実証展示等に関する取組状況  
(20 か所程度の実証展示ほの設置及び設置への協力を行うとともに、ホームページ等を通じた情報提供を行う)
- 自家生産しない稲わらやヘイキューブ等を除いた粗飼料自給率

#### <目標水準の考え方>

- ・効率的な粗飼料生産技術の実証展示に関する取組については、設置の要件となる地方自治体等との連携の実績に基づき設定した。

#### 4 調査・研究及び講習・指導

多様な消費者ニーズに応じた特色ある畜産物の生産振興を図るため、食肉の食味に関する客観的評価手法の開発など改良に資する技術開発や、有用形質関連遺伝子、繁殖技術等を活用したセンター自らが取り組む家畜改良や飼養管理の効率的な推進に向け、畜産技術の調査・研究に取り組むことが重要である。

これまでセンターでは、黒毛和種の牛肉における脂肪質（オレイン酸等）や豚肉における脂肪酸組成が食味に及ぼす影響を明らかにするとともに、乳用牛の疾病抵抗性・長命連産性、肉用牛の飼料利用性、豚の産肉能力・繁殖能力、鶏の羽性等の有用形質に係る遺伝子解析、牛の育種改良に資する受精卵評価手法の開発や、生産現場において利用可能な豚の受精卵移植技術の改善等に、高い成果が得られているところである。

加えて、都道府県、団体等とともに畜産物の質の向上や飼養管理技術の改善について、生産者の要望に資するべく共同研究や受託研究に参画している。

今後とも家畜改良増殖目標等の達成に向け、有用形質に係る遺伝子等の解析、牛受精卵段階での能力評価技術の開発、食肉の食味に関する客観的評価手法の開発、衛生面の確保を図りながら改良素材の広域利用に資する豚の受精卵移植関連技術の開発等に取り組むとともに、これらセンターが取り組む調査・研究の成果等の適正なマネジメント及び社会実装に取り組む。また、講習・指導については、調査・研究の成果やセンターが持つ技術の普及を図るため、行政や関係機関と連携し、国、都道府県、関係団体及び農業従事者を対象とした飼養管理や飼料生産に関する技術研修会等の開催を通じ、情報発信の強化に取り組む。

##### (1) 有用形質関連遺伝子等の解析

DNA情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターが

飼養する家畜を用いた有用形質に係る遺伝子解析や、受精卵段階でゲノミック評価を実施できる手法等の開発及び実用化に取り組むこととする。

**【指標】**

- 家畜及び家きんの有用形質関連遺伝子等の解析に関する取組状況
- 受精卵段階でのゲノミック評価手法等の技術の開発及び実用化に関する取組状況

(2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

脂肪の質等の食味に関連する成分等について調査に取り組むこととする。特に牛肉においては、コザシなどの脂肪交雑の形状等が牛肉の食味に与える影響の調査に取り組むこととする。

**【指標】**

- 食肉について、食味に影響を及ぼす脂肪酸等成分とその影響力に関する調査・解析に関する取組状況。特に牛肉においては、食味に影響を及ぼすコザシなどの脂肪形状等とその影響力に関する調査・解析に関する取組状況。

(3) 豚の受精卵移植関連技術の開発及び牛の繁殖性の向上

衛生面の確保を図りながら改良素材の広域利用に資する豚の受精卵供給を促進するための関連技術の開発に取り組むこととする。牛については分娩間隔の短縮等の繁殖性向上に取り組むこととする。

**【指標】**

- 豚の受精卵供給を促進するための関連技術の開発に関する取組状況
- 牛の分娩間隔の短縮に資する繁殖性向上に関する取組状況

(4) 知財マネジメントの強化

センターが取り組む調査・研究の成果については、成果の権利化又は公知化や、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等をはじめ、適正な方法を採用しつつ、成果を活用する見込みがある事業者等への情報提供に積極的に取り組むこととする。

**【指標】**

- 調査・研究に関する業務の推進に当たり、成果の権利化又は公知化、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等知財のマネジメント方針に基づく

## 取組状況

### (5) 講習・指導及び広報

生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術や、アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理等の行政課題の解決に向けた講習を開催するとともに、研修受講者の理解度が高まるよう、研修内容を充実しつつ、指導に取り組むこととする。

併せて、センターの取組や重要性が十分に認知されているとは言い難いことから、講習・指導を含むこれらの取組について、センター内の横断的な連絡体制の整備など安定的に実施できる体制を検討するとともに、行政や関係機関と連携しつつ、全国規模の催事等への積極的な出展など戦略的な広報に取り組む。

以上の取組を通じて、センターで得られた知見や技術の社会実装に資する取組について情報発信を強化する。

### 【指標】

- 中央畜産技術研修、個別研修、海外協力研修について、研修受講者の理解度及び満足度が高まるよう、研修内容の充実等に関する取組状況  
(研修内容について、満足度については概ね80%以上、理解度については概ね80%以上あるいは受講前から相当程度向上すること(研修会後のアンケート調査により把握)。また、前年度のアンケートを踏まえた改善策の実施状況。)
- 家畜人工授精師免許(馬・めん羊・山羊)の取得に係る講習会や、そのほか必要に応じた講習会等の開催  
(講習内容の満足度については概ね80%以上、理解度については概ね80%以上あるいは受講前から相当程度向上すること(講習会後のアンケート調査等により把握)。)

### <目標水準の考え方>

- ・研修受講者の理解度及び満足度については、第5中期目標期間の取組内容に基づき設定した。
- ・家畜人工授精師免許(馬・めん羊)の取得に係る講習会における講習内容の理解度等については、第5中期目標期間の実績に基づき設定した。

## 5 家畜改良増殖法等に基づく事務

これまでセンターでは、家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定す

る検査等について、中立・公正な立場にある事務実施機関として、技術、見識及び経験に優れた職員を検査員として任命し、法の規定に基づき、または、農林水産大臣の指示に従い、検査等を適正に実施してきたところである。これまでに、種畜検査においては、デジタル技術を活用した受検（デジタル受検）の導入に取り組んできた。

今後とも法の適正な執行に貢献できるよう、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、種畜検査におけるデジタル受検の推進も含めこれら検査等の適正な実施に取り組む。

#### （１）家畜改良増殖法に基づく事務

家畜改良増殖法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、種畜検査や立入検査の適正な実施に取り組むこととする。

また、家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務について、農林水産省から、センターの持つ精液等の記録等の管理に係る技術・知見・人材の提供の依頼を受けた場合、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

#### 【指標】

○家畜改良増殖法に基づく事務の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況

○家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務に関する農林水産省からの依頼に対する対応実績

（種畜検査に取り組む職員を毎年度概ね 100 名以上確保、立入検査に取り組む職員を毎年度概ね 20 名以上確保（第 5 中期目標期間の実績は種畜検査に取り組む職員を年度平均 154 名確保、立入検査に取り組む職員を年度平均 37 名確保））

#### （２）種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査

種苗法に基づき、農林水産大臣からの指示により、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、指定種苗の集取及び検査の適正な実施に取り組むこととする。

また、カルタヘナ法に基づき、農林水産大臣からの指示により、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、遺伝子組換え生物等の使用等に関する立入り、質問、検査及び収去の適正な実施に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況
- カルタヘナ法に基づく立入検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況  
(第5中期目標期間の実績(指定種苗の集取及び検査に取り組む職員は年度平均14名確保)を踏まえ、指定種苗の集取及び検査に取り組む職員を毎年度概ね10名以上確保)

<目標水準の考え方>

- ・家畜改良増殖法等に基づく事務を的確に実施するためには、当該立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を安定的に確保することが必要なことから、第5中期目標期間の実績に基づき設定した。

6 牛トレーサビリティ法に基づく事務

センターの技術・知見・人材を活用し、牛トレーサビリティ法に基づき、牛個体識別台帳や牛の出生等の届出並びに個体識別番号の決定及び通知に係る事務等を適正に実施するとともに、牛個体識別システムの利用者の利便性等を高めるため、情報セキュリティ対策の強化を含む、従来の牛個体識別システムの改善等に取り組む。また、全国版畜産クラウド及びその利用者の要望に応じたデータを安定的かつ機動的に提供を行い、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を図る。

(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委理事務の実施

牛トレーサビリティ法に基づき、センターの技術・知見・人材を活用し、牛個体識別台帳の作成・記録・公表、牛個体識別台帳の正確な記録の確保、個体識別番号の決定・通知等に不可欠な耳標の管理等に関する事務を的確に実施し、我が国畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献する。

また、家畜伝染性疾病などの発生等により、農林水産省から牛個体識別台帳に記録・保存されている情報に関する緊急検索等の要請に備え、速やかな実施に向けた体制を維持し、国内での家畜防疫のための措置の適切な実施を支援する。

【指標】

- 牛トレーサビリティ法に基づく委理事務の実施に関する取組状況
- 耳標の管理等に関する事務の実施に関する取組状況
- 家畜伝染性疾病の発生等に伴う緊急検索等の農林水産省からの要請に備え

た体制整備の状況

(2) 利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施

生産者、流通業者等の多様なニーズ等を踏まえ、全国版畜産クラウド及びその牛個体識別情報の利用者の利便性の向上、安定的なデータ提供のための機能の強化、情報セキュリティ対策の強化を含む、牛個体識別システムの改善等に取り組み、牛個体識別番号を基幹情報とする畜産経営における家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化等に貢献する。

【指標】

- 牛個体識別システムの利便性向上に向けた改善等に関する取組状況
- 牛個体識別システムの情報セキュリティ対策(システム開発・改修時の仕様等)の取組状況

(3) 牛個体識別に関するデータの活用

行政施策や各種制度の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通等に資するため、個人情報の管理を適正に実施の上、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を図る。

【指標】

- 牛個体識別データの情報提供等に関する取組状況

7 センターの人材・資源を活用した支援・援助

これまでセンターでは、地震や台風等の大規模な自然災害、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病が発生した場合、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に向けた支援・援助を実施してきたところである。

今後とも、災害等が発生した場合において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、センターの持つ技術・知見・人材、家畜などの資源を活用した支援等について、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。

また、外部からの試験研究に関する協力依頼等の作業受託についても、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。

(1) 外部からの要請に応じた支援・援助

国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病、自然災害が発

生した際の農林水産省又は都道府県等から防疫対応作業等への人員派遣の要請や、家畜等の資源を活用した支援等の要請があった場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

併せて、緊急時における支援を円滑に行うため、情報を速やかに伝達・共有できるよう連絡体制を維持する。

なお、家畜改良増殖や飼養管理の改善等に資するような、家畜等の育種資源の保管・調査・検査等の計画的な実施に関する支援等の協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、業務に支障のない範囲で積極的に対応することとする。

このほか、都道府県、大学、畜産関係団体等からその活動のためにセンターの人材や飼養する家畜などの協力・提供の要請を受けた場合にも、同様に対応することとする。

都道府県等による家畜人工授精師講習会（豚）の開催頻度が大きく減少し、生産者から講習会の開催を求める声が大きいため、都道府県等による家畜人工授精師講習会の開催に向けた援助・協力依頼を受けた場合やセンターの家畜や施設等を活用した支援等の協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、業務に支障のない範囲で積極的に対応する。

#### 【指標】

- 農林水産省又は都道府県からの人員派遣要請に対する対応実績
- センター内における情報の速やかな伝達・共有に関する取組状況
- 飼養管理の改善や家畜衛生に関する調査等に資するような、都道府県、大学、民間等からの協力依頼への対応実績

#### （２）災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省又は都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

なお、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、必要に応じて自然災害への支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を確保した上で、年度繰越量の調整等による適正な在庫管理を適切に行うこととする。

#### 【指標】

- 種畜や粗飼料等の供給等に関する農林水産省又は都道府県からの要請への

## 対応実績

### 第4 業務運営の効率化に関する事項

#### 1 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 一般管理費削減率：前年度比3%以上
- 業務経費削減率：前年度比1%以上

#### 2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、センターが毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき取り組むこととする。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に取り組むこととする。

さらに、契約監視委員会による点検を受け、調達の合理化に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合の低減に関する取組状況

#### 3 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）等を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務の見直し及びネット会議システムの活用による業務の効率化に取り組むこととする。

情報システムの整備及び管理については、情報システムを統括的にマネ

ジメントするPMO体制のもと、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、主務省等と連携の上、人材の確保・育成について検討する。また、ネットワークシステムのクラウド化の整備を行う等より効率的な業務体制の構築を含め、デジタル化を推進する。

#### 【指標】

○業務運営の改善への取組実績

#### 4 役職員の給与水準等

役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスパイレス指数等）等の公表に取り組むこととする。

#### 【指標】

○毎年度の役職員の給与水準等の実績

#### 第5 財務内容の改善に関する事項

##### 1 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的な執行に取り組むこととする。

また、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や一定の事業等のまとまりごとの適正な区分に基づくセグメント情報の開示の徹底に取り組むこととする。

#### 【指標】

○業務区分に基づくセグメント情報の公表実績

##### 2 自己収入の確保

自己収入の確保に当たっては、行政や関係機関と連携しつつ、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、センターが提供するデータの利用料見直しなどの受益者負担の適正化

を含めた新たな財源の確保等により取組を進める。

特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中期目標の方向に則して、適正に取り組むこととする。

#### 【指標】

○毎年度の自己収入額の実績

#### 3 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うことに取り組むこととする。

#### 【指標】

○国庫納付等の実績

### 第 6 その他業務運営に関する重要事項

#### 1 ガバナンスの強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、センターに期待される役割を適正に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するとともに、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ適正な意志決定が行われるよう、各業務に関する進行管理による十分な情報共有に取り組むこととする。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、令和 8 年 6 月頃に内部統制監視委員会で審議される内部統制推進計画に基づく取組を実行することとする。

さらに、業務運営（総務事務を含む。）の横断的な点検を行うため、監事に

よる監査を計画的に実施することとする。

**【指標】**

- 内部統制監視委員会の開催実績
- 各場に対する監事監査の実施実績
- eラーニング等による、法令等遵守に係る職員教育の実施実績

2 人材の確保・育成

人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を適正に把握し適材適所の人事配置を推進することにより、職員の意欲向上を図るとともに、国際学会での発表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成に取り組むこととする。

また、情報セキュリティ対策やデジタル化をはじめとした高い専門性を持つ人材の確保のための採用試験の実施や、人材の確保・育成に関する方針を定めた関連規程に基づく、法人内資格制度を活用した飼養管理技術等の高度化、農林水産省や他の独立行政法人等と連携の上、人事交流や研修等を行うことにより必要な人材の育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性登用に向け取り組むこととする。

**【指標】**

- 人材確保に係る人事評価、農林水産省等との人事交流、職員採用に係る独自試験の実施実績
- 人材育成に係る職員研修、内部資格制度に係る試験の実施実績
- 女性職員の登用実績

3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適正な情報公開に取り組むこととする。

**【指標】**

- 法人情報の公開実績

4 情報セキュリティ対策の強化

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき作成された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、関係規程等を適時適正に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこととする。

また、対策の実施状況を把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護に取り組むこととする。

#### 【指標】

○情報セキュリティ対策(教育・訓練、対処体制・手順の整備等)の実施実績

#### 5 環境対策・安全衛生管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理等により業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組むこととする。

また、職場における事故等を未然に防止するため安全衛生管理に関する取組を推進するとともに、自然災害やヒトの感染症等による緊急時の業務運営体制や対策の整備に取り組むこととする。

#### 【指標】

○環境負荷の低減に向けた取組の実績

○危機管理体制の整備実績

#### 6 施設及び設備に関する事項

本中期目標の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するために必要な施設及び設備の計画的な整備に取り組むこととする。

# 食料・農業・農村基本計画

## 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針 家畜改良増殖目標 鶏の改良増殖目標

### 法人の目的

### 我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活への貢献

家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ること。

### 法人の事業

#### 全国的な改良の推進

- 乳用牛
- 肉用牛
- 豚
- 鶏
- 重種馬
- 山羊等
- めん羊
- 畜種ごとの課題に対応した情報分析・収集
- 遺伝的能力評価の実施

#### 飼養管理の改善等への取組

- 家畜衛生管理の改善
- 持続可能性に配慮した飼養管理の普及

#### 飼料作物種苗の増殖・検査等

- 飼料作物種苗の増殖・検査
- 飼料作物の優良品種の普及支援

#### 調査・研究及び講習・指導

- 有用形質関連遺伝子等の解析
- 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発
- 豚の受精卵移植関連技術の開発及び牛の繁殖性の向上
- 知財マネジメントの強化
- 講習・指導・広報

#### 家畜改良増殖法に基づく事務

- 家畜改良増殖法等に基づく事務
- 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査

#### 牛トレーサビリティ法に基づく事務

- 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施
- システムの開発・改修等
- 牛個体識別に関するデータの活用

#### センターの人材・支援を活用した支援・援助

- 外部からの要請に応じた支援・援助
- 災害等からの復興の支援

# 独立行政法人家畜改良センター（改良センター）の使命等と目標との関係

## （使命）

家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給確保を図り、我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・全国の膨大なデータを活用した信頼度の高い家畜の遺伝的能力評価により、乳用牛では欧米と遜色ない改良速度の維持、肉用牛では増体性や脂肪交雑の改良等に貢献。
- ・民間等では取組が困難な重種馬、めん山羊の生産・供給にも対応。
- ・家畜及びフィールドを活用した最新の畜産技術の実践により、研究機関等と共同した技術開発や研修による技術普及にも貢献。

### ◆弱み・課題

- ・飼料等の資材コストの高止まり等により、最新技術に対応した施設・機材への更新が課題。
- ・情報システム管理や情報セキュリティに精通した技術者の確保が必要。

## （環境変化）

- 農林水産省が新たに策定・公表した「家畜及び鶏の改良増殖目標」（令和7年4月）を達成するため、
- ・国内外の多様な消費者ニーズに対応した畜産物生産のための基盤となる家畜づくりへの取組を推進しつつ、
- ・畜産農家の高齢化や後継者不足の進行、地球温暖化、飼料等の資材コストの高止まり等の課題に対応するため、
  - ①高い生産性を発揮できる家畜への改良や
  - ②省力的・効率的な飼養管理技術等の普及等を推進する必要。

## （中期目標）

- 乳用牛の長命連産性、肉用牛の飼料利用性、豚の肉質及び繁殖能力など、現場の改良ニーズを踏まえた改良の推進。
- 持続可能性に配慮した畜産物生産や家畜衛生管理に資するノウハウを活用した飼養管理の改善、普及。
- 牛個体識別情報の利用者ニーズを踏まえたシステムの開発、改修や種畜検査のデジタル受検等の取組の推進。
- 畜産物等の販売、外部研究資金の獲得等に加え、新たな財源の確保等による自己収入確保の取組の推進。
- 情報システムの整備及び管理や情報セキュリティについて、人材の確保やより効率的な業務体制の構築を含め、デジタル化を強力に推進。

## 独立行政法人海技教育機構 第5期中期目標（案）

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

#### （1）法人の使命

四面を海に囲まれた我が国において、海運業・造船業を中心とした海事産業、それを支える船員などの人材が果たす役割は極めて重要であり、それらが一体となって海事産業群を形成している。外航海運は貿易量（輸出入合計）の99.5%の輸送を占めており、この海上貿易量のうち約6割の輸送を日本商船隊が担っている。内航海運は国内貨物の約4割、鉄鋼、石油製品、セメント等の産業基礎物資に限ると約8割の輸送を担う基幹的輸送インフラである。また、昨今の災害時には緊急輸送等により陸上輸送の代替機能を存分に発揮しているほか、トラック運転手不足等いわゆる「2024年問題」を背景に、モーダルシフトの受け皿としてもより多くの貨物輸送を担っていくことが求められている。国内旅客船は年間7,370万人（令和5年度）が利用するなど、地域住民の移動手段や生活物資の輸送手段等として不可欠な交通インフラとなっている。こうした安定的かつ安全な海上輸送の確保は、高度な専門技術を有する船員により支えられており、船員の養成は、海洋国家である我が国の国民生活の安定や社会経済の健全な発展に資することに加え、経済安全保障の観点からも極めて重要である。

「海洋基本法」（平成19年法律第33号）第20条において「国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるもの」とされ、「交通政策基本法」（平成25年法律第92号）第21条においても「国は、運輸事業その他交通に関する事業の安定的な運営が交通の機能の確保及び向上に資するものであることに鑑み、その健全な発展を図るため、事業基盤の強化、人材の確保（これに必要な労働条件の改善を含む。）の支援、人材の育成その他必要な施策を講ずるもの」とされている。さらに、国土交通省では、安全で活力ある暮らしや環境の実現に向けて、海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図ることを施策目標として掲げ、その一翼を担うものとして船員養成を位置付けている。このような中、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）が、「独立行政法人海技教育機構法」（平成11年法律第214号。以下「機構法」という。）に基づき、船員となろうとする者及び船員（船員であった者を含む。）に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図っている。

## (2) 法人の現状と課題

機構は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、その政策実施機能の強化を図るべく、平成28年4月に独立行政法人海技教育機構と独立行政法人航海訓練所を統合し、全国に計8校の海上技術学校、海上技術短期大学校及び海技大学校と、5隻の大型練習船を擁し、我が国最大規模の養成機能を有する船員養成機関として設立された。

機構は、船舶運航に関する高い専門性を備えた教員（教官）・乗組員を配置し、学科教育と航海訓練を通じた一貫教育により、主として3級海技士及び4級海技士を養成している。また、機構の生徒・学生のほか、商船系大学2校及び商船系高等専門学校5校の学生に対しても、航海訓練を実施し、3級海技士を養成している。このように、機構が有する人的及び物的リソースを活用し、専門教育に特化した養成を行うとともに、船員としての志向性を高めることで、海上産業への極めて高い就職実績を上げており、このことが機構の強みとなっている。近年、内航・外航合わせて毎年1,000人程度の新規就業者がいる中で、機構は、商船系大学・高専の学生を含め、500人以上を堅調に養成しており、我が国における船員養成の中核的な役割を担う機関として機能している。

機構は、統合後の第3期目標期間及び第4期目標期間において、業務運営の効率化と自己収入の拡大に努めながら、「内航未来創造プラン」（平成29年6月内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会とりまとめ）で示された内航船員養成数の拡大に向けた取組のほか、海上技術短期大学校への重点化、航海・機関の両用教育から専科教育への段階的な移行、教育内容の高度化、3級海技士養成課程の入学資格の見直し、練習船の多科・多人数配乗の改善、国際ガス燃料船安全コード（IGFコード）に対応した実務訓練などに取り組んできた。このように、海運業界のニーズや、国際条約の改正、技術革新などの社会の変化を踏まえ、船員政策における諸課題への対応に先導して取り組めることも、機構の強みである。

一方、機構は、引き続き、養成規模を維持するとともに、質の高い船員養成を行うことが求められているが、限られた財源の中、教員（教官）・乗組員の不足、学校施設や練習船の老朽化など人的及び物的なリソースの不足や、練習船における多科・多人数配乗、航海訓練の機会減少など教育訓練の質の低下に直面しており、持続可能な船員養成を確保していく上で課題となっている。また、機構は、中期目標において業務運営の重要事項の1つに位置付けている「内部統制の充実・強化」について、第3期目標期間における期間実績評価及び第4期目標期間における見込評価ともに、中期計画における所期の目標を下回り、改善を要する状況（評定C）にあるため、統合後の組織体制及び人事面の融合を更に進めつつ、内部統制や内部監査のあり方を見直し、国民の信頼を確保していくことが不可欠である。

## (3) 法人を取り巻く環境の変化

現在、少子高齢化による中長期的な生産年齢人口の減少を背景に、様々な業種で担い手の確保が大きな課題とされる中、機構を取り巻く環境も大きく変化している。船員については、

働き方改革による適正な就労体制等の確保が進む一方で、一人当たりの総労働時間が減少するとともに、近年、有効求人倍率が急激に上昇し、約5倍という極めて高い水準に達しており、船員不足が深刻化している。また、大学等への進学率は上昇が続き、中学校・高等学校卒の就職者数の減少に伴い船員養成機関の入学志願者も総じて減少しており、学校によっては、入学者の定員割れが生じている。このような状況を踏まえ、令和7年6月、「海技人材の確保のあり方に関する検討会」において、急速に進む少子化を見据え、中学校・高等学校の卒業者を受け入れることを前提とした現行の養成ルートに加え、一般大学の卒業者や、陸上からの転職者に対応した養成ルートの強化などの方向性がとりまとめられた。

令和7年4月には、「(独)海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会」において、学識経験者、機構を含む船員養成機関、海事関係団体から意見聴取が行われ、持続可能な船員養成の確保に向け、機構と採用船社の役割分担、学校運営や練習船隊のあり方の見直し、教員(教官)・乗組員の採用要件の見直しや処遇改善を進めるとともに、関係者が協力して機構の財務基盤の安定化を図ることなどの方向性がとりまとめられた。また、長期的には、カーボンニュートラルへの対応や、自動運航船の実用化に向けた動きの進展に伴って、船員に求められる能力が変化していくことは避けられないところ、社会が変化しても活躍できる船員を養成していく役割が求められている。

#### (4) 取組の方向性

第5期目標期間においては、第4期目標期間の業務実績に対する評価及び上記の検討会において示された方向性を踏まえ、関係者の協力の下、機構の養成基盤を強化し、引き続き、機構が我が国における船員養成の中核的な役割を担って、質の高い船員を養成し、安定的かつ安全な海上輸送の確保を図る。

その際、費用対効果の観点を踏まえつつ、通信環境や情報セキュリティの確保を早急に進め、デジタル技術の利活用により業務を見直し、リソースを確保する視点も必要である。また、法人の長によるトップマネジメントの下、法人の「使命」及び「ミッション」を踏まえ、法人自身が将来ありたい姿などを含む長期的な組織・業務運営の理念、すなわち「ビジョン」を明確化し、職員一人一人へ浸透させることが重要である。その上で、多様なバックグラウンドを持った役職員が一体となって、海運業界をはじめ国民のニーズに的確に対応した良質なサービスを提供できるよう組織風土を醸成することが重要である。

(別添1) 政策体系図

(別添2) 法人の使命等と目標の関係

## 第2 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（令和6年11月26日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、機構法第11条第1項各号に規定される機構の業務に基づき、「1. 海技教育の実施」、「2. 研究の実施」及び「3. 成果の普及・活用促進」の3つとする。上記「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」のとおり、船員不足の深刻化など法人を取り巻く環境が変化する中で、我が国における船員養成の中核的な役割を担って、安定的かつ安全な海上輸送の確保を図るため、「1. 海技教育の実施」を業務の中心に据えつつ、法人全体としてメリハリのある業務運営とリソースの配分を図りながら、以下のとおり各業務を遂行する。

#### 1. 海技教育の実施

機構法第11条第1項第1号に基づき、船員となろうとする者及び船員（船員であった者を含む。）に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行う。

また、機構法第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（平成16年法律第31号）第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。

これらの業務の実施に当たっては、船員となろうとする者に対する教育（新人船員養成）に重点を置いた業務運営を行う。

##### （1）新人船員養成

機構が学校での座学及び乗船実習期間の前半における練習船での基礎的な教育訓練を担った上で、乗船実習期間の後半においては船社における実務に即した社船実習で対応できるよう環境を整え、採用船社との役割分担を進める。また、学校運営や練習船隊のあり方の見直しや、下記「第6 その他業務運営に関する重要事項」で示すとおり、教員（教官）・乗組員の確保を進めるとともに、下記「第5 財務内容の改善に関する事項」で示すとおり、海運業界等の関係者と協力して財務基盤の安定化を図るなど、養成基盤の強化に取り組む。これらの業務の見直しに当たっては、学校運営のあり方と練習船隊のあり方は密接に関係しているところ、学校教育部門と航海訓練部門が連携して取り組む必要がある。

##### ① 学校運営のあり方

###### （a）採用船社との役割分担

機構は、新人船員養成において基礎的な教育訓練を強化し、高度な内容を含む訓練やより実務に即した訓練については採用船社において行うこととし、機構と採用船社が適切に役割を分担して、質の高い船員を養成する。その際、船舶の自動運航や新燃料などに関係する基礎的な知識については機構での教育に取り入れ、社会の変化に対

応できる船員を養成する。

(b) 海上技術学校等の集約化

海上技術学校等については、教員不足、定員割れ、施設の老朽化が進む中、海上技術短期大学校等への集約化など、学校運営のあり方を見直す。その際、4級海技士養成に係る定員を405名とし、「内航未来創造プラン」も踏まえ、全体として養成規模は維持する。

(c) 海上技術短期大学校の課程再編

第4期目標期間においては、航海及び機関の両用教育から専科教育へ段階的に移行を進めてきたところ、現在、海上技術短期大学校において両用教育を行っている4級海技士の養成課程については、一部に両用教育継続に対するニーズがあることを踏まえ、座学では両用教育を行い、引き続き、航海及び機関両方の海技試験の筆記試験を免除できるようにした上で、乗船実習については、学生が航海又は機関のいずれかを選択できるように見直す。

(d) 海技大学校の養成拡大

海技大学校においては、「海技人材の確保のあり方に関する検討会」での議論も踏まえつつ、入学時に海運会社に雇用されている者と雇用されていない者の両方を対象とし、一般大学等の卒業者に対応する3級海技士の養成数の拡大を目指す。

また、陸上の企業等からの転職者を主として念頭に置いた新たな5級海技士の養成について、「(独)海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会」における議論やとりまとめを踏まえ、令和8年度中に5級海技士(航海)の養成課程を開始するとともに、その後の状況を踏まえつつ、養成数の拡大等について検討を進める。あわせて、5級海技士(機関)の養成や、第二種養成施設を活用したキャリアアップについても検討を行う。

② 練習船隊のあり方

(a) 採用船社との役割分担

従来、機構が乗船実習において行ってきた一連の訓練のうち基礎的な訓練については、実習期間の前半に機構の練習船で行い、実習期間の後半においては、採用船社が実践的な訓練を社船で行うことができるよう、乗船実習のカリキュラムの見直しやマニュアル・教材等を整備し、両者の強みを活かした、効率的かつ効果的な訓練を行う。

また、当該社船実習を普及・拡大させることにより、練習船の余席を確保し、多科・多人数配乗の改善など質の高い訓練環境を創出するとともに、新たな養成ニーズに対応するなど余席を効果的に活用する。

(b) 練習船隊の再編

現在、5隻体制の大型練習船については、老朽化、教官・乗組員不足が進む中で、訓練の質を確保するため、帆船を含め、1隻程度の大型練習船を減船する。その場合

においても、下記(c)の実習生配乗の合理化を通じて、養成規模は維持することが必要である。また、3級海技士と4級海技士を養成する練習船を分離して多科配乗の改善などを図るため、全体としては減船しつつも、練習船の代船建造や、校内練習船の大型化を含め、練習船隊を再編する。

(c) 実習生配乗の合理化

減船分の実習を補うため、上記(a)で示した社船実習の拡大のほか、海技大学校に設置する機関訓練センターにおける陸上工作技能訓練の活用を進める。また、国際海事機関(IMO)において、STCW条約の包括的見直しに向けた議論が行われているところ、シミュレータ訓練の活用などを検討する。

加えて、校内練習船の大型化を含め、機構以外の船員養成機関が保有する校内練習船を乗船実習においても活用していくなど、効率的な運用を検討する。

(d) 航海訓練の充実

上記(b)で示した練習船の減船や代船建造に伴い、航海訓練において実海域における操船や常用出力での機関の運転を実習生が経験できるよう、当直実習のために必要な航海規模を適切に確保する。

【指標】

- ・ 4級海技士養成課程(海上技術学校及び海上技術短期大学校)における航海又は機関のいずれかの海技士国家試験の合格率は、期間中の各年度とも95%以上とする。  
(前中期目標期間実績\* : 海上技術学校97%、海上技術短期大学校99%)
- ・ 4級海技士養成課程(海上技術学校及び海上技術短期大学校)における航海及び機関の両方の海技士国家試験の合格率は、期間中の各年度とも海上技術学校は85%以上、海上技術短期大学校は95%以上とする。  
(前中期目標期間実績\* : 海上技術学校83%、海上技術短期大学校96%)
- ・ 4級海技士養成課程(海上技術学校及び海上技術短期大学校)における海上産業への就職率は、期間中の各年度とも95%以上とする。  
(前中期目標期間実績\* : 海上技術学校96%、海上技術短期大学校99%)
- ・ 3級海技士養成課程(海技大学校)における海技士国家試験の合格率は、期間中の各年度とも95%以上とする。  
(前中期目標期間実績\* : 海技大学校98%)
- ・ 3級海技士養成課程(海技大学校)における海上産業への就職率は、期間中の各年度とも95%以上とする。  
(前中期目標期間実績\* : 海技大学校98%)
- ・ 5級海技士養成課程(海技大学校)における海技士国家試験の合格率は、期間中の各年度とも90%以上とする。

(新規設定)

- ・ 5級海技士養成課程(海技大学校)における海上産業への就職率は、期間中の各年度とも90%以上とする。

(新規設定)

\* 前中期目標期間実績：令和3年度から令和6年度までの平均値

#### 【指標の考え方】

- ・ 4級海技士養成課程(海上技術学校及び海上技術短期大学校)における海技士国家試験の航海又は機関のいずれかの合格率については、前中期目標期間実績が95%以上の高い水準であることを踏まえ、同水準を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 4級海技士養成課程(海上技術学校)における海技士国家試験の航海及び機関両方の合格率については、前中期目標期間実績を踏まえ、同水準以上を目指すとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 4級海技士養成課程(海上技術短期大学校)における海技士国家試験の航海及び機関両方の合格率については、前中期目標期間実績が95%以上の高い水準であることを踏まえ、同水準を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 4級海技士養成課程(海上技術学校及び海上技術短期大学校)における海上産業への就職率については、前中期目標期間実績が95%以上の高い水準であることを踏まえるとともに、海運業界の景気等の外部要因の影響を考慮しつつ、同水準を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 3級海技士養成課程(海技大学校)における海技士国家試験の合格率については、前中期目標期間実績が95%以上の高い水準であることを踏まえ、同水準を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 3級海技士養成課程(海技大学校)における海上産業への就職率については、前中期目標期間実績が95%以上の高い水準であることを踏まえるとともに、海運業界の景気等の外部要因の影響を考慮しつつ、同水準を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 新たな5級海技士養成課程(海技大学校)を設置する場合における海技士国家試験の合格率については、4級海技士養成課程の目標値(95%以上)と同水準を目指しつつも、当初は、5級海技士養成課程の定員が4級海技士養成課程よりも少ないことが見込まれるとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 新たな5級海技士養成課程(海技大学校)を設置する場合における海上産業への就職率については、4級海技士養成課程の目標値(95%以上)と同水準を目指しつつも、当初は、5級海技士養成課程の定員が4級海技士養成課程よりも少ないことが見込まれるとの考えに基づき目標値を設定した。

【重要度：高】

- ・ 海上技術学校、海上技術短期大学校及び海技大学校における海上産業への就職率を95%以上とすることは、上記「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」のとおり、船員不足の深刻化など法人を取り巻く環境が変化する中で極めて重要な要素であり、我が国における船員養成の中核的な役割を担って、安定的かつ安全な海上輸送の確保を図るという本法人の使命から判断しても、最もリソースを重点的に配分して実施すべき事業に係る目標であるため。

【困難度：高】

- ・ 海上技術学校、海上技術短期大学校及び海技大学校における海技士国家試験の合格率を95%以上とすることは、在校生のほぼ全てを国家試験に合格させるという極めて高い水準の目標である。また、海上技術学校における航海・機関両方の海技士国家試験の合格率を85%以上とすることは、前中期目標期間実績を上回るチャレンジングな水準の目標である。海技士国家試験の合否は生徒・学生それぞれの学力や意欲に大きく左右されるものであるが、これらの目標の達成に向けては、上記「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」において示したとおり、機構が質の高い船員養成を行うためのリソースの不足などに直面する中で、学力や意欲が足りない生徒・学生に対しても教員（教官）がきめ細やかな粘り強い指導を行うなど、その達成には相当の努力を必要とするため。
- ・ 海上技術学校、海上技術短期大学校及び海技大学校における海上産業への就職率を95%以上とすることは、在校生のほぼ全てを船員として就職させるという極めて高い水準の目標である。これらの目標の達成に向けては、上記「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」において示したとおり、機構が質の高い船員養成を行うためのリソースの不足などに直面する中で、教員（教官）が生徒・学生の適性や、海運業界のニーズを的確に把握した上で、きめ細やかな指導を行うことにより、「船員」という職業に対する志向性を高めるなど、その達成には相当の努力を必要とするほか、海上産業からの求人状況は、景気等により大きく変動するなど、外部要因の影響を受けるものであるため。

(2) 実務訓練

第4期目標期間において、海技大学校では、国際ガス燃料船安全コード（IGFコード）に対応し、LNGやメタノールといった新燃料の管理・使用や非常事態への対応などの業務に従事する船員に対する実務訓練の拡充に取り組んできた。これは、国際海事機関（IMO）において、2050年頃までに国際海運からの温室効果ガス（GHG）排出をゼロにするという目標を掲げる「2023GHG削減戦略」が2023年7月に採択され、我が国においても低・脱炭

素船の普及を見据えた海技人材の確保・育成を着実に進めることが必要との船員政策への対応として先導的に取り組んできたものである。

第5期目標期間において、海技大学校では、新人船員養成に重点を置いた業務運営を行う一方で、船員（船員であった者を含む。）に対する実務訓練については、国の船員政策との整合、国際条約の動向、技術革新など社会の変化や海運業界のニーズに対応するとともに、実施する各講習の受講状況及び民間の主体による実施可能性を踏まえ、船舶の運航実務に対応した資格取得や訓練を行う運航実務コース及び海事教育通信コースを中心に、講習定員・回数の見直しや講習の休廃止・新設などを適時に行い、機構が実施することが強く求められている実務訓練を重点的かつ効果的に実施する。

#### 【指標】

- ・ 運航実務コース（民間の主体が実施していない講習を除く。）における定員充足率は、本中期目標期間の最終年度において75%以上とする。

（前中期目標期間実績\*：運航実務コース69.1%）

\* 前中期目標期間実績：令和3年度から令和6年度までの平均値

#### 【指標の考え方】

- ・ 運航実務コースにおける定員充足率については、前中期目標期間実績を踏まえ、同水準以上を目指すとの考えに基づき目標値を設定した。なお、国の施策や法令に基づく講習であって、これを実施する民間の主体がないものについては、講習の受講状況にかかわらず、機構が実施することが求められる場合があるため除外した。

#### 【困難度：高】

- ・ 運航実務コースにおける定員充足率を75%以上とすることは、前中期目標期間実績を上回るチャレンジングな水準の目標である。この目標の達成に向けては、上記「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」において示したように、法人を取り巻く環境が今後とも変化していく中で、社会の動向を的確に把握し、海運業界のニーズを見極めた上で、講習計画を立案し、教員・施設の最適な活用を図るなど、その達成には相当の努力を必要とするため。

## 2. 研究の実施

機構法第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行う。

第4期目標期間において、機構は、学校の施設・設備や練習船隊による教育訓練実績に加え、船舶運航に関する豊富な知見・技能を有する専門人材を有し、実証的かつ機動的に

研究を行うことができる強みを活かし、我が国海事産業におけるカーボンニュートラルへの対応や、自動運航船の実用化に向けた動きに合わせて、アンモニア・水素燃料船に乗り組む船員の能力等に関する要件、洋上風車群におけるレーダー偽像、自動運航システムに係る安全評価の基盤となる船員スキルの定量化に関する研究などに取り組んできた。

第5期目標期間においては、「1. 海技教育の実施」に重点を置いた業務運営を行う一方で、上記のような、海事分野において直面する課題に対応した研究を機構ならではの知見やノウハウを活かして組織的に行い、研究成果の最大化その他の研究業務の質の向上を図る。

#### (1) 研究業務の質の向上

行政機関や民間団体・企業との情報交換を密に行うことで、国の政策、最新の技術動向を適時に把握し、先見性と機動性をもって、海事分野において直面する政策課題や研究ニーズに対応した社会的な必要性や緊急性の高い研究を組織的に行う。その際、国立研究開発法人、国立大学法人又は民間団体等と連携し、受託研究及び共同研究（他の機関・団体等からの提案を受け入れ、共同して行う研究をいう。）を中心とした業務運営を行うとともに、当該研究の成果について、機構外の研究者の査読を受けるなど、研究業務の質の向上を図る。

##### 【指標】

- ・ 受託研究及び共同研究は、期間中に30件程度とする。  
（前中期目標期間実績（見込み）：28件）

##### 【指標の考え方】

- ・ 海技教育の実施に重点を置いた業務運営が求められる中においても、受託研究及び共同研究については、研究成果の社会的な活用が期待できる点に着目し、その件数は、前中期目標期間実績と同水準以上を目指すとの考えに基づき目標値を設定した。

##### 【困難度：高】

- ・ 従来、機構の研究業務は、機構内での教育訓練へのフィードバックを念頭に置いたプロジェクト研究や、機構の研究者等を育成するための独自研究も含めてリソースを配分してきたところ、海技教育の実施に重点を置いた業務運営にシフトする中で、最も研究実施の難易度の高い他の機関と連携した受託研究及び共同研究を強化し、研究業務の質の向上を図ることは、チャレンジングな目標である。この目標の達成に向けては、機構が相応の研究能力を備えていなければそもそも研究の委託等の対象とならないことに加え、上記「第1 政策体系における法人の

位置付け及び役割（ミッション）」において示したように、法人を取り巻く環境が今後も変化していく中で、国の政策、最新の技術動向を的確に把握した上で研究計画を立案するとともに、外部の研究委託者や研究者との関係性を構築し、数々の調整を経ながら研究を実施することになるなど、その達成には相当の努力を必要とするため。

### 3. 成果の普及・活用促進

機構法第11条第1項第3号に基づき、海技教育及び研究の附帯業務として、その成果の普及・活用促進等に関する業務を行う。

第5期目標期間においては、上記「1. 海技教育の実施」に重点を置いた業務運営を行うため、海技教育又は研究の成果の普及・活用促進については、従来の事業規模を見直しつつ、その活動の成果を追求する観点から、業務の質の向上を図る。

#### (1) 「船員」という職業に対する国民の理解増進と入学志願者の確保

関係機関とも必要に応じて連携し、学校施設及び練習船を活用した海事広報並びにSNSをはじめとするICT（情報通信技術）を活用した情報発信と、学校の募集活動を有機的に連携させた取組を行うことで、「船員」という職業に対する国民の理解を深めるとともに、潜在層の船員志向性を高め、幅広い分野から、海上技術短期大学校等の入学志願者の確保に結び付ける。また、入学志願者に対してこれらの取組に対する意向・評価等を確認し、海事広報及び募集活動へのフィードバックを行い、より効果的な取組となるよう不断に見直す。

#### 【指標】

- ・ 海上技術短期大学校及び海技大学校（登録船舶職員養成施設の課程のうち、第一種養成施設に区分され、かつ、入学時において、海運会社に雇用（雇用の見込みを含む。）されていない者を対象とするものに限る。）の入学志願者は、本中期目標期間の最終年度において募集定員の1.5倍以上とする。（新規設定）  
（令和7年度入学者の実績：1.37倍）

#### 【指標の考え方】

- ・ 海上技術短期大学校の入学志願者については、入学者が募集定員を充足していた第4期目標期間の期首における水準（令和3年度1.69倍、令和4年度1.42倍）を考慮し、募集定員の1.5倍以上を目指すとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 海技大学校の入学志願者については、新設の課程も含まれるところ、海上技術短期大学校と同水準を目指すとの考えに基づき目標値を設定した。

【困難度：高】

- ・ 海上技術短期大学校及び海技大学校の入学志願者を募集定員の1.5倍以上とすることは、少子化が急速に進む中で、第4期目標期間以降、短期間のうちに減少した入学志願者を、従前の水準まで戻すチャレンジングな目標である。これらの目標の達成に向けては、機構単独の取組のみならず、「海技人材の確保のあり方に関する検討会」において方向性が示されたとおり、関係機関の取組に協力して、「船員」や「船員の仕事」のイメージの再構築を図るなど、その達成には相当の努力を必要とするほか、下記第5の2において示す授業料等の引き上げなどが影響を与えるおそれがあるため。

(2) 海運業界のニーズを反映した人材の輩出

海運団体・事業者等との意見交換会や説明会を通じて、海技教育に対するニーズを体系的に収集・分析し、その結果を教育訓練の内容・手法の改善に反映し、業界ニーズに直結する資質と能力を備えた人材を養成し、輩出する。さらに、業界動向に基づく就職指導を展開し、機構が養成する人材の海上産業での採用率及び定着率向上と海事産業全体の競争力強化に寄与する。その際、採用企業の満足度を可視化させ、より効果的な業務運営となるよう不断に見直し、機構に対する関係者の理解と協力を深める。

【指標】

- ・ 海技教育（新人船員養成に限る。）に対する採用企業の満足度は、本中期目標期間の最終年度において70%以上とする。（新規設定）

【指標の考え方】

- ・ 上記1において述べたとおり、海技教育の実施に当たり、新人船員養成については、最もリソースを重点的に配分して実施することとしており、その指標となる海上産業への就職率は重要度の高いものとして位置付けられている。機構が養成する人材の採用を促進するには、海技教育に対する採用企業の満足度を高めることが重要であるところ、まずは、三分の二以上の企業から満足を得るとの考えに基づき目標値を設定した。なお、海運業界のニーズを体系的に収集・分析し、その結果が教育訓練の内容・手法の改善等に反映されるまでには、一定の時間を要することから、本中期目標期間の最終年度において70%以上を目指すこととした。

(3) 海技教育の成果の普及・活用促進

法人には、業務の成果を我が国のために役立てることが期待されているところ、国際機関、行政機関の審議会・検討会、海事団体等主催の各種委員会等へ、職員を組織的に

派遣し、海技教育を通じて培った高度な知見やノウハウを活かしてプレゼンスを発揮するとともに、これらの関係機関と連携しながら、船員の資格証明のための国際基準の改正、国の政策形成、業界のガイドライン策定等に戦略的に関与するなど、国際・国内の両面でルールメイクを主導する。

また、外国船員養成機関、行政機関、海事団体等から研修員を受け入れ、船舶の運航実務や、船内設備・機器の取扱等に関する研修を行うなど、海事関係の業務に従事する上で必要となる知識・能力の向上に寄与する。

#### 【指標】

- ・ 職員の派遣は、期間中に延べ300名程度とする。  
(前中期目標期間実績(見込み) : 733名)
- ・ 研修員の受入れは、期間中に延べ450名程度とする。  
(前中期目標期間の受入人数(見込み) : 848名)

#### 【指標の考え方】

- ・ 職員の派遣及び研修員の受入れを引き続き行う一方で、学校運営及び練習船隊のあり方の見直しや、教員(教官)の確保を行い、教育訓練の質の向上に注力する必要があること等を考慮し、海技教育の成果の普及・活用促進に具体的に結び付くものを中心に取り組むこととし、職員の派遣については前中期目標期間実績の4割程度の水準、研修員の受入れについては5割程度の水準を目指すとの考えに基づき目標値を設定した。

#### (4) 研究成果の普及・活用促進

法人には、業務の成果を我が国のために役立てることが期待されているところ、国際機関、行政機関の審議会・検討会、海事団体等主催の各種委員会等へ、職員を組織的に派遣し、研究の成果を活かし、これらの関係機関と連携しながら、船員の資格証明のための国際基準の改正、国の政策形成、業界のガイドライン策定等に戦略的に関与するとともに、運輸交通関係の学会・講演会における発表などを積極的に行い、研究成果の社会実装に結び付ける。

#### 【指標】

- ・ 他の機関における受託研究及び共同研究の成果の活用は、研究(令和11年度までに終了する研究に限る。)ごとに1件以上とする。(新規設定)

#### 【指標の考え方】

- ・ 機構内部で研究業務を完結させることなく、実社会において研究の成果が活用さ

れるよう追求していくとの考えに基づき目標値を設定した。なお、機構外に研究成果を発信してから、当該成果が実際に活用されるまでには、一定の時間を要することから、令和11年度までに終了する研究のみを対象とした。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 業務改善の取組

#### (1) 効率的な業務運営体制の確立

全体として養成規模を維持しつつ、質の高い船員養成を着実に実施するために必要なリソースが不足する中、社会の変化や国民のニーズに対応し、船員養成を持続可能なものとするため、海上技術学校等の集約化、練習船の減船に合わせて、法人の長によるトップマネジメントの下、機構本部を含め、組織、業務、職員配置のあり方を見直し、法人全体としてメリハリのある業務運営とリソースの配分を図る。

#### (2) 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務の質の確保に留意しつつ、海上技術学校等の集約化、練習船の減船などの取組により、引き続き効率的な執行に努め、物価の上昇、業務の新規追加・拡充等による影響を除き、本中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の最終年度と同額以下とする。

#### (3) 調達方法の見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内に設置された「調達等合理化検討会」における取組を推進し、また、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について、評価・公表を行う。また、一般競争入札を原則としつつも、会計規程等に則り、随意契約によることが可能なものは実施するなど、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。

#### (4) 人件費管理の適正化

業務の改善に応じて人員を適正に配置するとともに、給与水準については、国家公務員の給与水準、法人の業務実績等も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、その検証結果や取組状況については毎年度公表する。

## 2. 業務の電子化

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、デジタル人材を育成し、PMO（全体管理組織）の下で、基幹情報システム、人事・給与情報システム、個別業務システム等の適切な整備及び管理を行う。各種情報システムについては、費用対効果を精査した上で整備するとともに、クラウドサービスを効果的に活用する。

学校や練習船を含め、情報管理、文書作成、意思決定、文書管理等の事務プロセスにおいて、ICTを利活用し、電子化、ペーパーレス化を図る。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1. 中期計画予算の作成

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、政府として官公需における価格転嫁の徹底が求められているところ、運営費交付金を充当して行う事業については、上記「第4 業務運営の効率化に関する事項」において示した事項について配慮しつつ、機構の特性に応じた物価経済動向を適切に反映した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

### 2. 自己収入の確保・効率的活用

上記「第4 業務運営の効率化に関する事項」に示した効率的な業務運営体制の確立に向けた経営努力に加え、機構による船員養成をより充実させる観点から、入学金、授業料、航海訓練料の水準を見直すとともに、海運事業者等からの協力金を募るなど、関係者の理解と協力を得て、前中期目標期間実績\*を安定的に上回る自己収入の確保に取り組むことで財務基盤の安定化を図る。その際、自己収入の性質に応じて何の運営経費に充当されるかを明示することで、関係者の負担がどのように裨益に繋がるのかが明確な、透明性及び公平性の高い運用を徹底する。なお、授業料等の見直しは、入学志願者の経済状況に応じた支援の拡充と併せて行う。

また、経営努力認定制度を活用し、独自財源の確保に努める。

（前中期目標期間実績\*：令和6年度事業報告 1,366百万円）

### 3. 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性等の観点から、その必要性について不断の見直しを行う。海上技術学校等の集約化や、練習船の減船を行う状況となった場合、学校の建物、練習船等については、不要財産として国庫に納付する。

#### 4. 業務達成基準による収益化

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

#### 5. 管理会計手法の導入

管理会計手法を導入し、機構本部、学校教育(計8校の海上技術学校、海上技術短期大学校及び海技大学校)や航海訓練(5隻の大型練習船)の部門ごとに、収入及び支出を適切に管理し、予算との乖離を含む執行状況や、各業務に必要な費用などを可視化することで、機構の運営状況や課題を適切に把握し、効率的な業務運営や財務内容の改善に活かす。

### 第6 その他業務運営に関する重要事項

#### 1. 施設及び設備の整備

全体として養成規模を維持しつつ、質の高い船員養成を着実に実施し、機構のミッションを確実に達成するため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、計画的かつ効果的な業務運営を図る。

その際、学校については、海上技術学校等の集約化など学校運営のあり方の見直しを踏まえつつ、学校施設の増改築や大規模改修、校内練習船の代船建造、シミュレータ設備の更新、情報基盤の整備等について検討する。練習船については、練習船隊のあり方の見直しを踏まえつつ、減船に伴う代船建造や校内練習船の大型化、大規模修繕の内容及び時期等について検討する。

#### 2. 人事に関する計画

全体として養成規模を維持しつつ、質の高い船員養成を着実に実施するためには、学校の教員、練習船の教官・乗組員などの高い専門性、指導力と熱意を備えた人材が必要であるが、上記「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」において示したとおり、こうした人材が不足している。我が国全体として船員不足が深刻化する中、機構としても、教員(教官)・乗組員たるに相応しい人材を安定的に確保していく必要がある。

その際、全国異動のあり方の見直しや福利厚生充実などの処遇改善に最優先で取り組むとともに、仕事と育児・介護の両立支援など、職員のライフステージの変化に合わせたワークライフバランス(仕事と生活の調和)を推進する環境づくりに取り組む。引き続き、学校教員と練習船教官の共通採用を着実に進めるとともに、海上技術短期大学校等の卒業生などの幅広い人材からの登用が可能となるよう採用要件を見直す。あわせて、商船系大

学・高専や、外航・内航の海運事業者との人事交流を積極的に推進する。他方で、オンライン授業、eラーニングの拡大などICTの活用により省力化を進め、人材の不足を補う。

上記の事項を踏まえ、人材確保・育成方針を策定し、計画的な人事管理を行う。

### 3. 内部統制の充実・強化

上記「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」において示したとおり、前中期目標期間に起きた事故・事案を真摯に受け止め、「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（令和4年4月8日独立行政法人評価制度委員会決定）及び「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（令和4年4月8日独立行政法人評価制度委員会決定）、他の独立行政法人の取組事例並びに外部有識者の知見等を活用し、法人の長によるトップマネジメントの下、法人全体として、内部統制のあり方や、機構の業務を監査するために置かれている監事の機能の実効性を点検し、一層の充実・強化を図る。

その際、法人の「使命」及び「ミッション」を踏まえた「ビジョン」を明確化し、職員一人一人に浸透させ、コンプライアンスを徹底させるとともに、機構本部、学校教育（計8校の海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校）及び航海訓練（5隻の大型練習船）の部門間において、業務や人事面での融合、情報共有の迅速化、管理上の課題への横断的な取組などを着実に進め、事故・事案を防止できるようリスク管理を徹底していくことが必要である。

### 4. 情報セキュリティ対策

基幹情報システムの整備を行うとともに、「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群並びに国家サイバー統括室（National Cybersecurity Office）による助言・情報提供等を踏まえ、情報セキュリティ対策を随時強化し、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期する。

また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、情報開示請求への対応及び保有個人情報の管理を適切に実施するとともに、職員に周知徹底する。

## 海洋基本法第20条

国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、**船員の育成及び確保**、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 交通政策基本法第21条

国は、運輸事業その他交通に関する事業の安定的な運営が交通の機能の確保及び向上に資するものであることに鑑み、その健全な発展を図るため、事業基盤の強化、**人材の確保**(これに必要な労働条件の改善を含む。)の支援、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

## 独立行政法人海技教育機構法第3条

独立行政法人海技教育機構は、船員となろうとする者及び船員(船員であった者を含む。)に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、**船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保**を図ることを目的とする。

(独)海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会  
(令和7年4月とりまとめ)

海技人材の確保のあり方に関する検討会  
(令和7年6月とりまとめ)

目標期間: 令和8年4月1日～令和13年3月31日

## 第5期中期目標

国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

### 1. 海技教育の実施

船舶の運航に関する学術及び技能の教授、並びに航海訓練

- (1) **新人船員養成(重点実施)**
  - ① 学校運営のあり方の見直し
  - ② 練習船隊のあり方の見直し
- (2) 実務訓練

### 2. 研究の実施

船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究

- (1) 研究業務の質の向上

### 3. 成果の普及・活用促進

海技教育及び研究の成果の普及・活用促進

- (1) **船員職業への国民理解増進・入学志願者確保**
- (2) 海運業界のニーズを反映した人材輩出
- (3) 海技教育の成果の普及・活用促進
- (4) 研究成果の普及・活用促進

### 4. 業務運営の効率化

- (1) 業務改善の取組
  - ① 効率的な業務運営体制の確立
  - ② 業務運営の効率化に伴う経費削減等
- (2) 業務の電子化

### 5. 財務内容の改善

- (1) 中期計画予算の作成
- (2) **自己収入の確保・効率的活用**
- (3) **管理会計手法の導入**等

### 6. その他業務運営に関する重要事項

- (1) 施設・設備の整備
- (2) **人事に関する計画**
- (3) 内部統制の充実・強化
- (4) 情報セキュリティ対策

## (使命)

四面を海に囲われた我が国において、国民生活の安定や社会経済の健全な発展に加え、経済安全保障の観点からも、安定的かつ安全な海上輸送が不可欠であり、それを支える高度な専門技術を有する船員の養成及び資質の向上が重要。  
 法人は、我が国における船員養成の中核的な役割を担って、全体として養成規模を維持しつつ、質の高い船員を養成することが求められる。

## (現状・課題)

### ◆強み

- 全国8校の学校と5隻の大型練習船に、船舶運航分野の専門性の高い教員(教官)・乗組員を配置し、我が国最大規模の養成機能を誇る。専門教育に特化した養成を行うとともに、船員としての志向性を高めることで、海上産業への極めて高い就職実績を上げている。
- 国際条約の改正、技術革新等の社会の変化、業界のニーズを踏まえ、IGF講習など、船員政策における諸課題に先導して対応している。

### ◆弱み・課題

- 持続可能な船員養成を確保していく上で、限られた財源の中、教員(教官)・乗組員の不足、学校施設や練習船の老朽化などリソースの不足や、多科配乗、航海訓練の機会減少など教育訓練の質の低下に直面している。

## (環境変化)

### ○船員不足の深刻化

- 船員の働き方改革による適正な就労体制等の確保が進む一方で、一人当たりの総労働時間が減少するとともに、近年、有効求人倍率が急激に上昇し、船員不足が深刻化している。

### ○養成ルート強化

- 大学等への進学率の上昇が続き、船員養成機関の入学志願者の減少が続く中、中学校・高校の卒業生を受け入れることを前提とした現行の養成ルートに加え、一般大学の卒業生や陸上からの転職者に対応した養成ルートの強化などが求められる。

## (中期目標)

- 新人船員養成に重点を置いた業務運営を行う。その際、採用船社との役割分担、学校運営や練習船隊のあり方の見直し、教員(教官)・乗組員の確保等を進めるとともに、海運業界等の関係者と協力して財務基盤の安定化を図るなど、養成基盤の強化に取り組む。また、一般大学の卒業生や陸上からの転職者に対応した養成ルートの新設・拡充を目指す。
- 船員に対する実務訓練については、船員政策との整合、国際条約の動向、技術革新、海運業界のニーズ、講習の受講状況、民間の主体による実施可能性などを踏まえ、講習の休廃止・新設などの見直しを適時に行う。
- 研究については、先見性と機動性をもって、海事分野において直面する政策課題や研究ニーズに対応した受託研究及び共同研究を、組織的かつ重点的に行い、研究成果の最大化その他の研究業務の質の向上を図る。
- 海技教育及び研究に係る成果の普及・活用促進については、従来の事業規模を見直しつつ、海事広報をはじめ、活動成果を追求する観点から、業務の質の向上を図る。

## 独立行政法人航空大学校第6期中期目標

### 第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割

独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、社会経済活動を支える航空輸送の担い手である操縦士を養成する基盤的機関として、昭和29年の運輸省附属機関としての設立以来、我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を安定的に輩出しており、これまで4,500名以上の操縦士（飛行機）を我が国に誕生させている。

また、我が国航空会社の操縦士の年齢構成は50歳以降に偏在し、2030年頃から操縦士の大量退職が見込まれていること等を踏まえ、大学校では、平成30年度入学生より入学定員108名に養成規模を拡大している。

なお、更なる経済成長の推進・観光立国日本の実現に向け、2030年までに訪日外国人旅行者数を6,000万人に増やすことを政府目標として掲げており、令和6年には訪日外国人旅行者数が過去最高を記録した。今後も航空需要は一層の増加が見込まれており、IATA（国際航空運送協会）の推計によると世界の航空旅客数は2030年以降も大幅な増加が見込まれる等、航空業界は中長期的にも成長が期待されている。こうした中、操縦士を安定的に供給していくことは、引き続き、我が国の政府目標の実現や安定的な航空輸送の確保のために極めて重要である。

一方で、入学定員拡大後、大学校において訓練遅延が急激に拡大し、卒業人数は年間70名程度に留まり、入学試験に合格しているにも関わらず従来の修学開始時期（6月、9月、12月、3月頃）から教育を受けられず、修学開始後も各課程間において自宅等において待機を強いられる学生（以下「待機学生」という。）が多く発生し、卒業までの期間が標準となる2年を大きく上回っている状況である。

このような状況を踏まえ、「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会最終とりまとめ」（令和7年3月）において「遅延解消等に向けた取組を着実に進めるとともに、更なる対策について、要因分析の深掘りを含めて、航空局とも連携のうえ早期検討を進め、これらを次期中期計画（令和8年度～12年度）に反映するべきである」とされ、これを受け、「航空大学校の養成に関する検討会」において、必要と考えられる対策についてとりまとめたところ、これについて着実かつ早期に対策を進める必要がある。

「航空大学校の養成に関する検討会とりまとめ」（令和7年10月）において、訓練遅延の要因の一つとして、過去の事故を踏まえた安全意識の高まりや、前中期目標に示された「資格取得率」等の達成に向けた教育の質の向上の取組等により、訓練遅延への意識が相対的に薄まったことが指摘されていることは真摯に受け止めなければならない。一方で、前中期目標期間の令和5年に帯広分校の訓練機が滑走路を逸脱する航空事故が発生し、訓練の中断を余儀なくされ、安全管理体制の強化の重要性が増加していることから、遅延解消には安全確保を前提に取り組む必要がある。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決

定)では、「私立大学等への技術支援等の取組により、民間におけるパイロット養成の規模拡大及び能力の向上を図ること」とされ、大学校では、長年の操縦士養成の知見を活用した民間養成機関への技術支援等、我が国全体の操縦士養成能力の拡充にも寄与してきている。まずは待機学生の解消に優先的に対応する必要があるが、私立大学等の養成レベルは依然として十分とは言えないことから、待機学生の解消後は、私立大学等の民間養成機関に対し、より積極的な技術支援を行い、民間における養成規模拡大及び能力向上を後押ししていく必要がある。

これらの状況を踏まえ、大学校においては、安全確保を大前提に、航空局による体制面での協力や予算の確保等の面での連携を受けながら、令和10年度目途の待機学生の解消に向けて取り組み、その後は我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士の毎年100名規模での安定養成と私立大学等の民間養成機関への技術支援を着実にを行うこと等により、航空会社のニーズにあった資質を有する操縦士を長期的かつ安定的に確保し、我が国の航空輸送の安全・安定に貢献すること等、国土交通政策に係る大学校の任務を的確に遂行する。

なお、運営にあたっては、自律性、自発性及び透明性を備え、より効率的・効果的に行うという独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえつつ、実施していくものとする。

(別添1) 政策体系図

(別添2) 法人の使命等と目標の関係

## 第2 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号)に基づき、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務等を実施する。

安全確保を大前提に、令和10年度目途の待機学生の解消に向けて取り組み、その後は我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を毎年100名規模で安定的に輩出する。

なお、訓練遅延の早期解消等の大きな課題を抱える中で、取組を実施するにあたっては、国においても必要な予算の確保や体制面での協力が不可欠であるため、国と大学校が十分にコミュニケーションを取りながら、密に連携を図ることが重要である。

また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(令和6年11月26日改定)における「一定の事業等のまとめり」は、航空機操縦士養成事業とし、本章(1)から(5)により業務を実施する。

### (1) 航空安全に係る教育等の充実

航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空安全行

政の重要な課題であり、理事長のリーダーシップの下、航空事故・重大インシデント0件を目標に、大学校において以下の事項を行うとともに、これまでの安全対策の見直しによる効果や課題を総括した上で安全管理に係る体制の不断の見直しを行う等により、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ、安全運航の確保を図る。

- ① 航空安全プログラム（SSP）に基づき、次に掲げる取組を実施する。
  - イ 大学校の安全に関する取組目標について、次に掲げる観点から安全指標及び安全目標値を年度計画において設定する。
    - a. 業務の特性を表した指標であること。
    - b. 測定可能な指標であること。
    - c. 過去の実績、今後の事業計画等と照合し、現状と同等以上の安全性を監視できる指標及び目標値であること。
  - ロ 安全管理システム（SMS）のもと、大学校の安全達成度の測定及び監視等により、安全の傾向について把握・分析を行い、安全に関する取組目標等の再設定、安全最優先の意識の徹底、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有等、必要な安全対策を実施する。
  - ハ 大学校の安全に関する情報の収集体制を強化し、必要な場合には国土交通省等に報告する。
  - ニ 組織全体における安全に関する統一的な組織風土の醸成を促進するために、役職員に対する安全教育を実施するとともに、整備委託先等についても安全教育に関する管理を行う。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討、その結果について周知・徹底等を図るための活動を推進する。
- ② 学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図る。
- ③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するとともに、教育の質の確保、平準化を図るために必要な措置を推進する。
- ④ 訓練機の運航に直接関係する部門（整備委託先等を含む）に対する定期的な安全監査や、日常の業務における管理を通じて、最適な安全管理の実施やヒューマンエラーの防止等に努め、安全対策に万全を期す。また、外部養成施設を一時的に活用する場合には、当該施設における訓練機の運航の安全確保に万全を期すように管理する。
- ⑤ 年1回程度、組織全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、適切かつ有効に機能しているか確認し、必要に応じて見直しを行う。

#### 【指標】

- ・航空事故・重大インシデントの発生件数を各年度とも0件とする。（前中期目標期間までの実績：2件）

### <指標の考え方>

- ・航空事故・重大インシデントの発生件数について、前中期目標期間では0件を目標値に設定していたもののこれを達成することができなかったことから、引き続き同水準の目標値を設定して安全確保を促すこととした。なお、前中期目標期間では、訓練中の鳥衝突による航空事故が発生したが、一般に鳥衝突に対して運航者がとり得る措置は限られていることから、明らかに大学校の責によらない同様の事案については指標の対象から除外することとする。

## (2) 待機学生の早期解消や安定養成に向けた取組

### ① 待機学生の早期解消

待機学生の解消にあたっては通常の養成数（年間100名規模）を上回る規模の養成をする必要があるため、令和10年度目途の待機学生解消に向けては、航空局による体制面での協力や予算の確保等の面での連携を受けながら、以下を含めた施策に取り組む。

#### イ 土日フライトの実施

訓練は天候の影響が大きいことから、晴天の機会を逃さずに訓練を行えるよう、予算や体制の制約等を考慮しながら、土日等の休日での訓練を柔軟に実施すること。その際、現場の負担が過度なものにならないよう、適切な労務管理に努めること。

#### ロ リソースを最大限活用した養成

欠員が発生したクラスについては、あるタイミングで後続の待機中のクラスから補完し、卒業時には可能な限り27名単位とするような対策等、現行リソースを最大限活用する手法を検討し、待機学生の解消を図ること。

#### ハ 外部養成施設の活用

現在の訓練手法と訓練リソース（機材数、教官数、寮の収容数等）では年間100名規模を大きく上回る養成を期待することは困難であるため、比較的天候の影響も受けづらく豊富な訓練リソースを有する外部の養成施設の活用を図ること。

### ② 恒常的な安定養成

待機学生の解消後も毎年100名規模の安定養成を継続し、訓練遅延の発生を防止するために、以下に示す養成事業の効率化を実施する。

#### イ 訓練遅延に対する意識の徹底

訓練遅延に対する経営層を含む全職員の意識を高めるとともに、訓練遅延が拡大した場合の分析・対策検討などの組織的な対応を図ること。その際には訓練時間等に係る目標値を定め、訓練進捗の組織的・定期的な管理

を行うこと。

ロ 訓練カリキュラム等の抜本見直し

単発機の資格取得に係る訓練を省略し、飛行訓練装置の更なる活用も図ることで実機訓練時間を大幅に削減した訓練カリキュラムを構築し、令和10年度目途から導入すること。また、教官の任用訓練等の更なる効率化についても検討を進め、着実に導入を図ること。

ハ 追加訓練時間の上限設定

他の養成機関においては、追加訓練に対する上限の設定や訓練生に追加の負担を求める等の措置を設け追加訓練の縮減を図っている状況も参考に、大学校においても、教育効果と追加訓練の実施のバランスも考慮しながら追加訓練の削減のための対策を検討し、令和10年度目途から導入すること。

**【指標】**

- ・待機学生の解消後は毎年100名規模の安定養成を行う。

<指標の考え方>

- ・「航空大学校の養成に関する検討会 とりまとめ」を踏まえたものであり、前中期目標期間では年間108名の入学定員を目標値に設定していたが、待機学生を生じさせないためには入学定員108名に対して資格取得率を考慮し毎年の養成規模を設定することが重要であるため100名規模の安定養成を目標値として設定した。なお、待機学生の解消後も、その時点で在籍していた学生がクラス単位で順繰りに卒業するまでの間は一時的に養成規模が増減する可能性があるため、引き続き安定養成に向けた取組を続ける必要がある。

**【重要度：高】**

- ・「航空大学校の養成に関する検討会 とりまとめ」において、「待機学生の早期解消」と「恒常的な安定養成に向けた環境の整備」を講じることとしており、上記指標はその達成に向けた重要な要素であるため。

**【困難度：高】**

- ・毎年100名規模の安定養成を行うには、まずは待機学生の早期解消を図らなければならないだけでなく、その後も様々な外的要因の影響を受ける可能性がある中で、その状況を適切に把握し、的確に対応していかなければならないため。

(3) 教育の質の確保

基幹的要員となる質の高い操縦士の養成を行うという観点から、以下の施策を実施することにより教育の質の確保を図る。なお、待機学生の解消に係

る対策の取組の実施にあたっては、資格取得率や航空会社等への就職率が極端に低下することがないように継続的にモニタリングを行い必要に応じて追加の対策を講じること。

① 学生への教育の質の確保

イ 航空会社と業務運営等に関して定期的に意見交換や情報交換を行い、エアラインパイロットに要求される知識・技能等を的確に把握し、教育内容、教育体制の充実を図るとともに、より多くの学生が操縦士として就職できるよう就職支援にも活用する。また、待機中の学生のモチベーション向上や有益な経験を積む機会の提供の観点から、航空会社等におけるインターンシップ等の情報を提供すること。

ロ 操縦士養成に係る教育技法及び評価法に関する調査・研究、国内の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させる。

ハ 学科教育については、教育内容の充実等により、学内成績や国家試験合格率の維持・向上を図る。

② 資質の高い学生の確保

イ より資質の高い学生を確保するため、効果的かつ効率的な広報活動に努める。

ロ 入学試験制度については、入学後の成績や航空会社との情報交換等も踏まえ継続的に検証・評価を行う。

③ 訓練環境の改善

安定的な訓練実施のため、訓練環境の維持・向上を図る。

特に、天候や機材不具合等に影響される実機訓練を計画的に実施するため、既存の訓練環境に応じた教育内容の最適化のみならず、必要な訓練環境の整備を図る。また、整備委託先と適切な意思の疎通及び整備情報の共有により十分な機材不具合対応を実施するとともに、安全確保を前提として、可能な整備の効率化を図る。

加えて、効率的で効果的な教育により学生の訓練効果を高めるため、学科教育及び操縦教育における ICT の活用、書類の電子化等を推進する。

④ 教官の質の確保

教育の質の向上や平準化を図るため、操縦士養成における教官の教育技法等の向上及び標準化に向けた取組を充実させる。

【指標】

- ・過去5年以内に卒業生を採用した航空会社に対するアンケートにおいて、80%以上の肯定的な評価を得る。（前中期目標期間までの実績：91.7%）

<指標の考え方>

- ・卒業生を採用した航空会社に対するアンケートについては、前中期目標期間では80%を目標値に設定していたところこれを上回る結果になった。一方、待機学生の解消に伴い一時的に養成数が増加することになることから、引き続き同水準の目標を設定することとした。

#### (4) 私立大学等の民間養成機関への技術支援

民間養成機関における学生等の技量レベルの向上等に資するため、訓練遅延解消後は、他の養成機関の要望に応じ、学科訓練の提供、教官訓練の受託等の更なる支援を検討の上、積極的に実施することで我が国養成機関の技術の底上げを図ること。

#### (5) 裾野拡大

操縦士は極めて高度な技量かつ判断能力等を求められる職業であり、その質を確保するためには、志望者数を維持する必要があるが、我が国の人口動向を踏まえると、裾野拡大が重要である。

そのため、大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う操縦士の確保に向けた取組として、航空思想の普及・啓発のための行事を年16回程度開催する等により、航空の裾野拡大に取り組むとともに地域住民等から継続的に理解を得ることに努める。

また、大学校において低調となっている女性学生の比率を上げ、我が国航空業界全体の女性操縦士の活躍を牽引することが期待されていることから、「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会 最終とりまとめ」に記載された取組（受け入れ体制の充実とその後の女性枠の設置等）を着実に進める。

#### 【指標】

- ・航空思想の普及・啓発のための行事を年16回程度開催する。

#### <指標の考え方>

- ・航空思想の普及・啓発のための行事については、前中期目標期間では16回程度を目標値に設定していたところこれを上回る結果になったが、訓練遅延の解消に注力する必要があることから引き続き同水準の目標を設定することとした。

### 第4 業務運営の効率化に関する事項

#### (1) 業務改善の取組

##### ① 組織パフォーマンスの向上

大学校の使命と役割を役職員ひとりひとりに浸透させ、業務に対するモチベーションと使命感の向上を図るとともに、教育現場の環境を適切にサポー

トする観点から、本校及び分校の業務の見直しや必要な組織体制の整備を図り、組織のパフォーマンスを最大限に発揮する。

② 教育・訓練業務の効率化

現行の養成期間（2年間）を維持するとともに、効果的な学科教育及び操縦教育を実施するため、教育の質を維持しつつ、継続的に見直しを行い、訓練の効率化及び適正化を図る。

③ 調達合理化の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

④ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表する。

⑤ 教育コストの分析・評価

適切な教育コストの把握・縮減に資するため、コスト構造の明確化を図る。

⑥ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、引き続き効率的な執行に努め、物価の上昇による影響を除き、中期目標期間の最終年度（令和 12 年度）において、前中期目標期間の最終年度（令和 7 年度）と同額以下とする。

⑦ 業務経費の効率化

業務経費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の縮減に努め、物価の上昇による影響を除き、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 2 % 程度縮減する。

(2) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

大学校の業務運営の合理化及び効率化に資する訓練管理のシステム化や総務会計業務のデジタル化に取り組むとともに、DX の推進に必要な知見を有する人材の確保・育成を図ること。

その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り行うこと。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### (1) 中期計画に向けた予算の策定

運営費交付金を充当して行う事業については、本中期目標に定めた事項に沿った中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

### (2) 自己収入の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)や「交通政策審議会航空分科会基本政策部会／技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会とりまとめ」(平成26年7月)等を踏まえつつ、適正な受益者負担の水準を確保するため、航空会社及び学生が負担する割合については、直接訓練経費の3分の2とする。なお、受益者負担については、令和6年度に直接訓練経費の55%から3分の2へ引き上げたところであるが、民間養成機関の状況や学生の負担感を勘案したうえで、今後も継続的に検討することとし、負担のあり方については、航空会社等関係者間での情報交換に取り組む。また、前中期目標期間中においては、待機学生への対応を優先し、訓練の受託等により自己収入を得ることが困難であったところ、今中期目標期間においては、訓練遅延の解消を最優先に、訓練の受託等により自己収入の拡大に向けて取り組み、自己収入額を前中期目標期間中の実績額より倍増させる。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、理事長のリーダーシップの下、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を確実に実施する。

また、大学校全体の業務執行及び組織管理・運営等に関し、理事長及び分校長を含めた月1回程度の会議を通じて、これらの実施状況について実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行う。

### (2) 情報セキュリティの確保

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国等と脅威情報を共有しつつ、サイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保すること。

また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。

(3) 人材の確保・育成

高齢化が見込まれる中で高度で専門的な技能を要する教官を継続的に確保するための中長期的な視点に立った人材の採用、教官の教育技法等の向上に資する定期的な研修、事務職員の定期的な異動も考慮した組織運営（業務のマニュアル化、専門的な知見を有する契約職員の活用）等を含む適正な人材確保・育成方針を策定し、効率的・効果的な業務運営のために必要な役職員を確保する。また、国または大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図る。

(4) 施設及び設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定する。特に学生寮については、施設の老朽化が著しく、共同部屋は現代の若者の生活スタイルや価値観とはなじまないものとなっていることから、個室化を前提とした更新について検討すること。

(5) 保有資産の見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について不断に見直しを行う。

(6) 新たな社会ニーズ、環境変化への対応

2030年以降の次期中期目標の到来に備え、当該目標を設定する国の主導のもと、将来の社会情勢、航空業界の状況、他の養成機関の能力、我が国操縦士養成に係る社会的ニーズ、世界の動向等を見極め、大学校に期待される役割、養成規模、より効率的な訓練手法・不測の事態が発生した場合の代替基地の検討その他社会ニーズに適應するための必要な取組について、検討を継続すること。

# (別添)政策体系(国の政策体系における独立行政法人航空大学校の位置付け及び役割)

## 法人の設置目的

独立行政法人 航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）

第三条 独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。

## 法人の役割

我が国の唯一の公的な操縦士教育訓練機関として、その長い歴史と伝統を生かし、航空輸送の中樞を担う質の高いパイロットを計画的に養成するとともに、教育実績と研究活動の成果を広く国の行政と社会に還元することにより、我が国の航空界の発展と安全運航の確立に寄与する。

## 第六期中期目標期間における主な取組

### 航空安全に係る教育等の充実

#### ■ 航空事故・重大インシデントの発生件数0件

- 理事長のリーダーシップの下、安全対策の見直しや課題を総括した上で安全管理に係る体制の不断の見直しを行い、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ、安全運航の確保を図る。

### 待機学生の早期解消と安定養成

#### ■ 待機学生の早期解消

- 土日フライトの実施や、リソースを最大限活用等の取組により、R10年度目途の待機学生解消を目指し取り組む。

#### ■ 100名規模の安定養成

- 待機学生解消後は、毎年100名規模の安定養成を継続、訓練遅延の発生を防止するため、養成事業の効率化を実施。

### 教育の質の確保

#### ■ 学生への教育の質の確保

- 航空会社と意見交換を行い、卒業生に要求される知識・技能を把握し、教育内容へ反映。また、訓練待機中の学生へ航空会社等のインターンシップ等情報を提供。

#### ■ 訓練環境の改善

- 安定的な訓練実施のため、訓練環境の維持・向上。

#### ■ 教官の質の確保

- 教官の教育技法等の向上及び平準化。

### 技術支援及び裾野拡大

#### ■ 民間養成機関への技術支援

- 待機学生解消後、学科訓練の提供や教官訓練の受託等の支援により我が国養成機関の技術の底上げ。

#### ■ 操縦士の裾野拡大

- 操縦訓練への理解及び将来を担う操縦士確保に向けて、航空思想の普及・啓発の行事を実施。
- 低調となっている女性学生の比率を上げるため、受け入れ体制の充実等の取組を進める。

## （使命）

社会経済活動を支える航空輸送に必要となる操縦士を養成する基盤的機関として、我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を安定的に輩出することが求められる。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・昭和29年より操縦士の安定的な供給源としての役割を担い、これまで、航空大学校（以下「大学校」という。）は4,500名以上の操縦士を輩出。平成30年度入学生より養成規模を拡大（年間72名→108名）。
- ・長年の操縦士養成の知見を活用した民間養成機関への技術支援等、我が国全体の操縦士養成能力の拡充に寄与。

### ◆弱み・課題

- ・滑走路外着陸事案（令和5年）が発生しており、航空事故・重大インシデントを未然に防止するために、引き続き安全管理体制の不断の見直しが必要。
- ・コロナ禍における訓練の中断や訓練機の稼働率の悪化等により、操縦士養成に必要な飛行訓練時間が確保できなかったことにより、大幅に訓練が遅延し、待機学生が発生している。
- ・上記の状況により、訓練にリソースを割いており、民間養成機関に対し十分な技術支援が行えていない。

## （環境変化）

- 主要航空会社操縦士の年齢構成は50歳以降に偏在し、2030年頃から操縦士の大量退職が発生。
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」の訪日外国人旅行者「2030年6,000万人」は政府として引き続き重要な政策目標。インバウンド需要に対応できるよう継続的・計画的な操縦士の養成・確保が重要。
- 我が国における継続的・計画的な操縦士養成には、私立大学等の民間養成機関による養成も必要であるが、依然として養成能力が十分とは言えず、航空需要の増大に伴って要求される操縦士の確保ができていない。
- 「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会」において、他国に比べて女性操縦士の割合が低い状況を鑑み、公的機関である航空大学校においては女性活躍を率先して進めるべく、女性学生に配慮した環境整備、入学要件の見直し等が求められている。



## （中（長）期目標）

（上記の使命並びに現状・課題及び環境変化に係る分析に関連して、特に法人が取り組むべき内容として）

- 安全管理体制の不断の見直し等により、安全運航を継続的に確保できる体制を確立
- 令和10年度目途の待機学生解消を目指し、「航空大学校の養成に関する検討会」においてとりまとめられた施策等に取り組む。待機学生の解消後は我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を毎年100名規模で安定的に輩出する
- 待機学生の解消後、学科訓練の提供、教官訓練の受託等、民間操縦士養成機関に対する技術支援をより積極的に実施
- 我が国航空業界全体の女性操縦士の活躍を牽引することが期待されていることから、女性学生に配慮した環境整備、入学要件の見直し等を進める。

## 独立行政法人自動車技術総合機構 第3期中期目標

## I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

我が国においては、依然として多くの人命が自動車事故によって奪われており、また、自動車排出ガス等の大気環境基準に対して改善が必要な地域も存在する。地球温暖化対策については、「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）において「自動車分野は、運輸部門のCO2排出量の86%（2022年度時点）を示しており、カーボンニュートラル化に向け、多様な選択肢を追求し、2050年に自動車のライフサイクルを通じたCO2ゼロを目指す。」と明記され、自動車の電動化が求められている。さらに、鉄軌道輸送については、一たび事故が発生すると甚大な被害を生ずるおそれがある。このようなことから、国土交通省においては、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、安全・環境基準の策定、国際標準化、自動車の型式認証、検査・登録、リコール等の施策を実施している（政策目標5 施策目標17 自動車の安全性を高める）。

自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）は、近年、自動運転技術をはじめ、自動車技術が著しく進展する中で、新技術に対応した基準策定、新車及び使用過程時の審査、リコールについて迅速かつ的確な対応が不可欠となっていることを踏まえ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合すること等とされたことを受けて平成28年4月に設立された法人であり、国土交通省における上記施策の実施機関として、道路運送車両法に基づく基準適合性審査、リコール技術検証等の業務を、引き続き的確で厳正かつ公正に実施するだけでなく、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することにより、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国土交通省が行う自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて自動車基準の国際調和及び鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術的な支援等の役割を果たすことが求められる。

また、自動車機構が求められる役割を適切に果たすためには、自動車の設計から使用段階までの安全確保・環境保全に関する技術的な取組を総合的に行う我が国唯一の機関として、その技術的な知見や高い専門性等を業務に最大限活用するよう努めるとともに、国際的な動向等を踏まえ、自動運転等自動車技術の進展や車両技術情報の高度化、自動車の電動化等に的確に対応しつつ、業務のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、特に令和6年10月より開始された自動車の電子的な検査（以下「OBD検査」という。）の確実な実施及びそのために必要な技術情報の管理の徹底、また、自動車メーカーの型式指定における不正を受けての審査体制の整備を図る必要がある。

（別添1）政策体系図

（別添2）法人の使命等と目標の関係

## II. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8年度～令和12年度までの5年間とする。

## III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（令和6年11月26日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、道路運送車両法に基づきの確で厳正かつ公正な実施が求められる執行業務、及び、自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて自動車基準の国際調和及び鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術的な支援等を行う研究業務等の2つとし、それぞれに対応する本章中の具体的な項は以下のとおりとする。

- ・道路運送車両法に基づく執行業務等（保安基準適合性の審査、登録に係る確認調査、リコールに係る技術的検証等）（1.（1）～（3）、2.（2）～（3）、4.）
- ・自動車及び鉄道等の研究業務等（2.（1）、3.）

### 1. 的確で厳正かつ公正な業務の実施

【重要度：高】

型式認証における基準適合性審査及びリコール技術検証については、自動車技術の進展に伴う業務の高度化への対応が、検査における基準適合性審査については、的確で厳正かつ公正な実施を確保するためのDXを活用した審査体制構築、環境整備及び不正事案の再発防止の徹底等が、登録確認調査については、近年における自動車通関証明書の偽造事案等を踏まえたより一層の着実な実施が、それぞれ求められている。こうした業務を取り巻く環境の変化に着実に対応することを通じ、これら道路運送車両法に基づき自動車機構に委任された業務を的確で厳正かつ公正に実施することは自動車機構の重要な責務であり、その目的達成のために必要不可欠である。

#### （1）自動車の審査業務

##### ①型式認証における基準適合性審査等

自動車が市場に投入される前に実施する型式認証における基準適合性審査について、安全かつ的確で効率的な実施に向けた取組を推進すること。

また、近年、自動運転技術が進展していることを踏まえ、自動運転車の安全性を一層確保するための新たな国際基準の導入が検討されていることから、これらの基準に的確に対応するための審査体制の強化を進めること。さらに量産されている型式指定車の保安基準適合性の確認や相談窓口の体制を整備するとともに、関係団体との意見交換会を実施していくことにより、型式指定申請に係る不正行為の再発防止を推進すること。

##### ②検査における基準適合性審査

自動車の使用段階における基準適合性審査（いわゆる車検時の審査。以下「検査業務」という。）を的確で厳正かつ公正に実施すること。

また、審査事務規程に則った検査業務が行えるよう、必要な機器・設備を整備するとともに、

職員への研修や、受検者へ検査業務の理解を求める周知活動等に取り組むこと。

これらの対策を推進することによって、受検者の利便性を確保しつつ検査業務を的確で厳正かつ公正に実施することを目的として、コース稼働率を年平均 99.6%以上とするため、故障を起因とするコース閉鎖時間を年平均 1,700 時間以下とすること。

検査業務の実施にあたっては、受検者の安全性・利便性の向上も重要であることから、地方検査部及び地方事務所（以下「地方検査部等」という。）の専門案内員を引き続き配置するとともに、リスクアセスメントの手法を活用したハード・ソフト対策を組み合わせることで実施し、これら対策を推進することによって、中期目標期間中の重大な事故の発生にかかる度数率を年平均 1.15※以下とすること。

※ 厚生労働省がまとめる事業所規模が 100 名以上の特掲産業別労働災害率のうち自動車整備業の度数率が、令和 6 年度は 1.77 であったが、第 2 期中期目標の目標値が 1.15 と下回っていることを踏まえ、第 2 期中期目標と同等の値とすることを目指すもの。

社会的要請が高い街頭検査への重点化を図るため、街頭検査の実施にあたっては、例えば、特に社会的要請が高い騒音対策について、遠隔測定技術の活用による検査手法高度化の検討を進めるなど、検査効果の向上に努めること。また、これらの取組にあたっては国と連携して、車両番号自動読取り技術と組み合わせることを検討すること。さらに、通常の街頭検査に加え、検査場構内や企業における検査も実施するなど実効性の向上に努めること。

これらの取組を通じ、引き続き、保安基準に適合しない車両を排除するとともに、点検整備の必要性・重要性を自動車ユーザー等に広く周知することを目的として、中期目標期間中に 55 万台以上の街頭検査を実施することを目指すこと。

さらに、国や関係機関と連携し、不正改造車対策のため、深夜における街頭検査を実施するなど抑止効果を高める活動にも取り組むこと。

検査業務時の車両の状態を画像等で取得する機器及び検査業務の結果等について電子的に記録・保存する高度化施設を有効に活用することにより、業務の適正化と不正改造車対策を推進すること。

また、検査機器の判定値についても高度化施設において一元管理し、車両毎に適用される基準が異なる場合や、基準改正があった場合等に迅速かつ一律に対応できるよう、高度化施設の機能向上を図ること。

## （２）自動車の登録確認調査業務

自動車の登録申請事項に係る事実確認をするために必要な登録確認調査について、引き続き国土交通省と連携し、遅滞なく、確実な実施に向けた取組を推進するため、登録確認調査業務の質の向上を目的として、本部主催のオンライン研修及び地方検査部等によるブロック研修を 60 回以上実施し、法令知識の習得やケーススタディ活用による実践力の強化を図ること。

## （３）自動車のリコール技術検証業務

国土交通省との連携の下、自動車の不具合の原因が設計又は製作の過程にあるか、また、リコールの改善措置の内容が適切であるかどうかについての技術的な検証を実施すること。

この技術的な検証に活用するため、国土交通省からの依頼に応じて市場における不具合情報を確実に分析することとし、25,000件以上の分析に努めるとともに、国土交通省の要請に応じ、リコール等の疑いのある自動車の事故・火災見分への立会いや知見の提供を250件程度行い、専門知識を活かして原因究明に努めること。

## 2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援

目まぐるしく進展する新技術や国際動向などを踏まえた社会的要請に対して、国土交通省の自動車・鉄道技術行政を支援すること。

### (1) 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項

自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に資する研究等を交通安全環境研究所において行うものとする。また、自動車基準の国際調和及び鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術的な支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行うものとする。

これらの研究等を進めるにあたっては、安全性に留意しつつ、中期目標期間における研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上のため、的確な研究マネジメント体制を整備するとともに、以下の①から④までに掲げる取組を推進するものとする。

また、研究業務に係る評価については、研究業務全体を一定の事業等のまとまりと捉え、評価に当たっては、下記に掲げる評価軸及び①から④までに掲げる指標等に基づいて実施するものとする。

更に、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化及び高度化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、効率化等に資する調査等を実施すること。

#### 【重要度：高】

自動車及び鉄道等の陸上交通に係る技術は、自動運転システムや電動化に代表されるとおり、日進月歩が激しい。これらの最新の技術に対応した自動車及び鉄道等の陸上交通に係る安全・環境政策を行うためには、これらの技術に対応した安全・環境基準を策定するとともに、自動車の型式認証、自動車の検査、リコール等においても、最新技術に対応させていく必要がある。そのためには、最新の技術に関する知見・データを有しつつ、公正・中立的な立場で実際に研究、調査等を行い、科学的な根拠を持って国への貢献ができる基盤が必要である。さらには、自動車基準の国際調和及び鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術的な支援を行っていくためにも、科学的根拠や最新技術に関する知見は必要不可欠である。

#### 【評価軸】

- 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究であるか。  
具体的には、自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資するとされた調査及び研究であるか。
- 行政ニーズを的確にとらえた研究テーマの設定後においても、研究内容の進捗を定期的

に内部で確認するのみならず、外部有識者の参加する会議においても確認し、必要に応じて助言・方向性の修正を行う等、研究開発の成果の最大化に資する取組が促進されているか。

### ①研究内容の重点化・成果目標の明確化

国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための自動車及び鉄道等の研究等に特化し、その成果の最大化のため、重点的に推進すべき研究開発の方針は別紙1に掲げるとおりとする。

なお、自動車・鉄道技術の急速な進展を踏まえ、必要に応じて、別紙1は変更する場合がある。

### ②外部連携の強化・研究成果の発信

国内のみならず諸外国も含めた、公的研究機関、大学、民間企業等との共同研究や人的交流等の連携を強化し、研究の効率的かつ効果的な実施を図ること。

また、研究成果について、国の施策立案への貢献及び国内学会等を通じた研究成果の社会還元に努めるとともに、国際学会での発表等の国際活動を推進すること。

これらの目標達成のため、具体的には、共同研究を90件程度実施すること。

#### 【指標】

- 基準の策定等に資する調査、研究等の実施状況（モニタリング指標）
- 学会発表等の状況（モニタリング指標）
- 査読付き論文の発表状況（モニタリング指標）等

### ③受託研究等の実施

自動車機構の設立目的に合致する行政及び民間からの受託研究、受託試験等の実施に努めること。

これらの目標達成のため、具体的には、国等からの受託研究等を300件程度実施すること。

また、国際動向などを踏まえた行政ニーズに対応すること。

### ④知的財産権の活用と管理適正化

研究者の意欲向上を図るため、知的財産権の活用を図るとともに、その管理を適正に行うこと。

これらの目標達成のため、具体的には、特許等の知的財産権の出願や実施を24件程度行うこと。

#### （2）自動車の審査業務の高度化

##### ①型式認証における基準適合性審査等

自動運転等の新技術に対応した審査を的確に実施するため、自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE・WP29）の専門家会議へ積極的に参加するとともに、外部専門家による研修（15回）等により、新たな審査内容への対応に向けた知識及び技能の習得を図ること。

また、アジアを含む諸外国の関係機関との交流を促進し、審査業務の国際的な高度化を図り、国際相互承認制度の進展に努めること。

## ②検査における基準適合性審査

自動運転などの進展する自動車技術に対応するため、審査事務規程の改訂や検査業務の実施方法の高度化を図ること。

特に、令和6年より開始された OBD 検査については、その運用等に必要な技術情報を自動車機構が一元的に管理しているところ、自動車整備事業者、軽自動車検査協会及び自動車機構の各検査実施機関が確実に合否判定を行えるよう、これらの情報の適切な管理・提供を確保するとともに、技術情報管理及び自動車整備事業者が検査等を行うために構築している OBD 検査システムの利便性の向上を図るなど、自動車整備事業者が必要な点検整備及び検査を適切に行える環境を整備すること。

また、地方検査部等においても、OBD 検査のために必要となる技術情報の適正な管理・提供の確保に必要な自動車整備事業者における運用状況調査や当該技術情報の提供等に係る自動車整備事業者への技術的支援等が対応可能な体制を強化すること。

さらに、OBD 検査制度について、車両から読み出す情報の拡充やその活用などにより、国土交通省が行う自動車技術の高度化に対応した施策の展開を支援すること。加えて、我が国の OBD 検査制度について、国際自動車検査委員会（CITA）その他の国際会議等において普及活動を行うとともに、アジア・オセアニア等我が国の自動車メーカーが生産・販売した車両が普及している地域の検査機関等に対する OBD 検査等に係る技術的協力の可能性を検討するなど、検査の海外展開推進の支援に努めること。

【重要度：高】

OBD 検査に必要な技術情報の管理に係る事務をはじめ、自動車技術の電子化及び急速な進展に対応するための検査の高度化は、自動車機構の目的に照らして最も重要な取組である。

### （3）自動車のリコール技術検証業務の高度化

自動運転技術の進展や自動車の電動化等に的確に対応するため、市場調査能力の向上や外部機関との連携等、業務体制の強化を図ること。

これらの目標達成のために具体的には、国土交通省からの依頼に応じて排出ガス不正制御等に係る市場サーベイランスを実施するとともに、必要に応じ要員配置の見直しを実施すること。また、技術検証において必要となった場合に対応すること及び将来の技術検証に活用するための知見を蓄積することを目的として、検証実験を 50 件程度行うことに努めること。加えて、諸外国のリコール関連情報の活用を進めること。

## 3. 自動車基準国際調和及び鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術支援

これまでの研究成果や技術評価・認証審査の知見を活用して、自動車基準の国際調和及び鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術的な支援のため、試験方法等について積極的な提案を着実に進めること。

【重要度：高】

『インフラシステム海外展開戦略 2030』（令和6年12月）においては、国際標準の策定にお

ける人材面の関与や我が国の技術・規格の国際標準化対応の推進が掲げられており、自動車基準の国際調和並びに我が国鉄道産業の活性化及び国際競争力の確保を図る必要がある。

#### **(1) 自動車基準の国際調和への支援**

我が国技術の国際標準の獲得を目指した国土交通省の自動車基準調和世界フォーラム (UN/ECE/WP29) 等における活動を支援するため、職員を我が国代表の一員として同フォーラム傘下の専門家会議等に技術専門家として積極的に参加させ、交通安全環境研究所の研究成果を基に基準策定に貢献することや専門家会議等の議長職等を務めることにより、我が国が主導して国際基準調和を進めることが出来るよう努めること。

これらの目標達成のために具体的には、専門家会議等において基準案に不可欠な要件に関する提案について、職員が 30 回程度発表を行うとともに、国内における国際基準調和に向けた検討にも積極的に参画すること。

#### **(2) 鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術支援**

##### **① ISO、IEC 等への参画**

ISO (国際標準化機構)、IEC (国際電気標準会議) 等の国際標準化活動に参画し、我が国の優れた鉄道技術・規格の国際標準化の推進に貢献すること。

これらの目標達成のために具体的には、関係する国内での ISO、IEC 等の専門家会議へ 70 回程度参加すること。

##### **② 国際的な認証審査・規格適合性評価の推進等**

鉄道の認証審査及び規格適合性評価を積極的に行うこと。これらの目標達成のために具体的には、認証審査及び規格適合性評価等を延べ 75 規格程度行うこと。加えて、需要のある新たな規格への対応についても調査の上、検討を進めること。また、国際規格適合性認証機関として海外での認知度向上に努めること。

##### **③ 国際的な規格適合への理解度向上**

認証審査及び規格適合性評価に当たっては、受審する側の国際的な規格への理解度向上が重要であるため、認証審査及び規格適合性評価に関する国際的な規格の理解度向上に取り組むこと。

#### **4. その他国土交通行政への貢献**

##### **(1) 盗難車両対策**

自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん等の盗難や不正が疑われる受検事案があった場合には、速やかに国土交通省へ通報すること。

##### **(2) 点検・整備促進への貢献等**

適切な点検・整備及びリコール改修の促進のため、国土交通省と連携して啓発活動を行い、また、国土交通省が行う指定自動車整備事業者の検査員研修等に講師を派遣するなどの支援に努め

ること。

また、自動車特定整備事業者が行う点検・整備についても、自動車製作者等が提供する技術情報等を踏まえて OBD 検査システムの利便性の向上を図るなど、自動車整備事業者が必要な点検・整備及び検査を適切に行える環境を整備し、促進を図ること。

#### 【指標】

- 国土交通省が実施する検査等に係る研修等への講師の派遣状況（評価指標）

### （3）関係機関との連携の促進

今後、自動運転車の社会実装が進められた場合の諸問題等の社会的要請に対応するため、自動車機構の有する自動運転や自動車の電動化をはじめとした様々な知見を活用し、自動車の安全の確保、環境の保全等に資する活動を支援するなど、より一層関係機関との連携を強化すること。

また、大規模災害等に備えてハード、ソフト面で国土交通省や関係機関との連携を図ること。

## IV. 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 業務運営

#### （1）一般管理費及び業務経費の効率化目標等

運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度、それぞれ合理化すること。

#### （2）調達の見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、調達の効率化、コスト縮減を図ること。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

#### （3）業務運営の情報化・電子化の取組

自動車機構内の効率的な情報共有を図り、円滑かつ迅速な意思決定プロセスを推進するため、情報システム基盤の整備及びセキュリティ対策を進めるとともに、各業務システムについても、自動車機構が保有するシステム全体としての最適化の観点から見直しを検討するなど、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うことにより、業務運営の合理化及び効

率化を図ること。

## 2. 組織運営

### (1) 要員配置の見直し

自動車機構においては、新技術や社会的要請に対応するため、OBD 検査に必要な技術情報の管理、的確で厳正かつ公正な審査業務に対応するための保安基準適合性審査業務及び型式指定に係る審査業務について、重点的に要員を配置するなど体制の強化を図ること。

特に、OBD 検査に必要な技術情報の管理に関する業務については、約9万もの自動車整備事業者を含め、全国で OBD 検査が円滑に行われるために必要なシステム運用・高度化など、極めて重要な役割を担うものであることから、地方検査部等を含め必要な体制を整備すること。

さらに、検査施設適正配置計画や標準的な検査の処理台数等の考え方についても見直しを行い、検査コース数の柔軟な運用により、職員の負担軽減及び受検者利便の向上を図ること。

### (2) その他実施体制の見直し

自動車機構の業務が全体として効果的・効率的に実施されるよう必要な見直しを行うとともに、OBD 検査等、新たに行うこととされた業務の状況を把握した上で、関係機関との調整を担う本部機能の強化を含め、本部のあり方について検討すること。

また、今後、国土交通省において、自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否の検討を行う際には、自動車機構の事務所等の集約・統合化の可否も併せて検討すること。

### (3) 人事に関する計画

年功主義にこだわらない能力に応じた適正な人員配置を行い、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

## V. 財務内容の改善に関する事項

### (1) 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図ること。

「独立行政法人会計基準」(令和7年9月29日改訂)に基づき、運営費交付金の会計処理における収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行うこと。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこと。

### (2) 自己収入の拡大

知的財産権の実施許諾の推進、研究・試験・研修施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ること。

これらの目標達成のため、具体的には、国等からの受託研究等を300件程度実施すること。

### (3) 保有資産の見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行うこと。

## VI. その他業務運営に関する重要事項

### (1) 自動車の設計から使用段階までの総合的な対応

自動車の設計から使用段階までの安全確保・環境保全に関する技術的な取り組みを総合的に行う我が国唯一の機関として、中期目標期間中の研究開発の方針（別紙1）の見直し要否の定期的な検討や、シナジー効果を更に創出する連携方策を検討するため、理事長及び全理事からなる会議体（総合技術戦略本部）を設置すること。

#### 【重要度：高】

自動車の設計から使用段階までを総合的に対応する我が国唯一の機関として、中期目標期間中の研究開発の方針（別紙1）の見直し要否の定期的な検討や部門間の連携方策を総合的に検討することは、自動車に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るために極めて重要である。

#### 【指標】

- 総合技術戦略本部の開催状況（モニタリング指標）

### (2) 施設及び設備に関する計画

業務の確実な遂行、女性の就業促進や熱中症対策の義務化及び温室効果ガスの排出削減等、国の動向を踏まえた施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めること。

### (3) 人材確保、育成及び職員の意欲向上

自動車機構の役割に合致した人材の確保のため、採用分野の拡大等を図ること。

また、国からの出向職員と自動車機構採用職員との効果的な配置により、職員の能力発揮や意欲向上、組織力の強化を図ること。さらに、研修の実施体制の充実及びDXに対応すべくIT人材の育成を進めるとともに、関係機関等との人事交流の拡大等に取り組むこと。交通安全環境研究所においては、基準策定・国際相互承認の推進のための国際会議参加や研究発表等を通じて、人材育成に取り組むこと。

さらに、職員の満足度（ES）及びエンゲージメントを高めるため、柔軟な職務体系や勤務環境を整備するとともに、働き方改革を推進すること。

上記の留意すべき事項を踏まえ、人材確保・育成方針を必要に応じて改正すること。

### (4) 広報の充実強化を通じた国民理解の醸成

自動車機構の活動について、ホームページ等を活用して広報の充実強化を図るとともに、SNSでのイベント案内、採用情報、プレスリリース等の配信や、インターンシップの実施に取り組むなど、積極的な情報提供を進めることを通じ、自動車の安全確保・環境保全に対する国民意識の向

上に貢献すること。

#### (5) 内部統制の徹底

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施すること。

また、理事長及び全理事を構成員とする内部統制委員会及び検査業務適正化推進本部を引き続き設置し、理事長のリーダーシップのもと、内部統制の取組について実態把握、継続的な分析、必要な見直しを踏まえつつ、業務の的確な実施を確保するため、本部、交通安全環境研究所及び全ての地方検査部等に対し、中期目標期間中に内部監査等を実施すること。

また、不適切事案の防止に向けた対策に引き続き取り組むこと。

研究不正の防止に向けた取組については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に従って、適切に取り組むこと。

個人情報の保護、情報セキュリティについては、「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティの強化を図ること。

（別紙1）令和8年度～令和12年度までの中期目標期間において重点的に推進すべき研究開発の方針

（独立行政法人 自動車技術総合機構 政策体系図）

（独立行政法人 自動車技術総合機構（NALTEC）の使命等と目標との関係）

(別紙1) 令和8年度～令和12年度までの中期計画期間において重点的に推進すべき研究開発の方針

	研究課題	何のために※1、どのような研究を、当中期目標期間に、どういう成果※2を目指して行うか
自動車	自動運転車両等の機能要件の検討・安全性評価及び予防安全技術の効果評価	自動運転車の安全な普及へとつなげるために、自動運転車両の機能要件及び安全性評価手法に関する研究を行う。事故実態に即した予防安全装置の作動条件の解明やAI等の最新技術を活用した新たな車両制御の評価手法に関する研究を行う。これらにより、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。
	交通事故における被害軽減のためのシミュレーション技術を活用した衝突試験方法の検討	多様な衝突事故に対応し、交通事故における被害軽減に即した試験方法を策定するために、実車衝突試験に加え、シミュレーション技術も活用し、さらなる充実を図る。これらにより、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。
	ヒューマンファクタが関わる安全評価手法の強化	予防安全技術の高度化が進む現状を踏まえ、人間の認知・行動特性に基づく安全性評価手法を研究する。高齢ドライバー等の交通事故予防対策、新型灯火器の性能評価、周辺交通参加者への情報伝達手法などについて研究を行う。これらにより、将来の基準化に資する研究課題に取り組む。
	燃料電池自動車、電気自動車等の新技術搭載車の安全・環境性能評価のための主要車載システムに関する性能情報の収集・活用方法の検討	燃料電池自動車、電気自動車等の新エネルギーを活用する自動車について、それぞれの車種に特有の影響（バッテリーの安全・環境側面の性能劣化等）も踏まえつつ、安全・環境性能を評価するための手法に関する研究を行う。また、環境性能評価手法の高度化を目指した使用過程での車両及びOBFCM等での主要車載システムの性能情報の活用方法の検討を行う。これらにより、基準化を含めた新エネルギーの車両への活用、普及に関する国の施策への反映等に対して貢献を行うものとする。
	燃料・エネルギー製造プロセス、自動車走行時における環境負荷及び新たな有害排出物質等の評価手法等の検討	自動車のカーボンニュートラル化に関連し、国の施策として挙げられている「電動化技術、水素及び次世代燃料等」の導入を踏まえ、燃料・エネルギー製造プロセスでの環境負荷及び走行時におけるエネルギー消費効率の評価等に関する多角的な研究を行うとともに、自動車エネルギー源の多様化に伴う走行時の新たな有害排出物質（例えばアンモニア等）の評価方法を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。また、環境負荷のもう一つの側面である交通騒音への対策として、自動車の走行時での騒音評価に関する研究等にも取り組むものとする。
	車両の制御等に係る情報の保全性確保のための評価手法等の検討	車両の安全性の確保や環境性能の維持等に必要な制御に係る情報の保全性を確保するため、車両及び自動車メーカーがとるべき手段に関して適切に評価する手法等について研究を実施し、国主導の国際基準化や車両検査の高度化等に対して貢献を行うものとする。
鉄道等	陸上交通システムの自動運転等に対応する安全性評価	鉄道やバス等の陸上交通システムの自動運転等に関わる安全性に関し、的確な評価を行うための研究を行い、陸上交通システムの導入促進に貢献を行うものとする。
	列車の安全性確保を前提とした施設の維持管理の省力化に資する技術の検討	状態監視技術や汎用技術等を活用し、列車の安全性を確保しつつ車両や施設の維持管理の省力化等に資する技術の開発を行い、低コストで輸送の安全確保を前提とする陸上交通システムの維持に貢献を行うものとする。
	地域公共交通・物流システムの改善のための地域に応じた交通計画の評価	超高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に対応するため、新技術を活用した効率化や利便性、カーボンニュートラル等の観点を踏まえた、人や物の移動を含む交通計画に関する評価の研究を行い、地域公共交通等の改善に貢献を行うものとする。

※1 事故防止、事故被害軽減、環境負荷軽減、省エネルギー等 ※2 基準策定、国際標準獲得、新技術等を踏まえた試験方法等の評価手法見直し等

道路運送車両法(抄)	鉄道事業法(抄)
------------	----------

(この法律の目的)  
 第一条 この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

(目的)  
 第一条 この法律は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

「自動運転に係る制度整備大綱」  
(平成30年4月)

インフラシステム海外展開戦略2030  
(令和6年12月)

第7次エネルギー基本計画  
(令和7年2月)

独立行政法人自動車技術総合機構法(抄)

(機構の目的)  
 第三条 独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)は、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。)が同法第四十六条に規定する保安基準(以下「保安基準」という。)に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。

独立行政法人 自動車技術総合機構(第3期中期目標期間における重点事業)

1. 基準適合性審査	2. リコール技術検証	3. 研究・国際標準化等支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 的確で厳正かつ公正な審査                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車メーカーの認証不正を受けての審査体制の整備</li> <li>・ 自動車技術の進展に伴う業務の高度化への対応</li> <li>・ 的確で厳正な実施を確保するためのDXを活用した審査体制構築及び環境整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国からの依頼に基づく不具合情報の分析、事故・火災見分への立会い</li> <li>○ 市場調査能力向上や外部機関との連携等業務体制の強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排ガス不正制御等に係る市場サーベイランス、検証に必要な実験</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準策定等の国の施策推進に資する研究</li> <li>○ 国連における自動運転等の国際基準策定への貢献</li> <li>○ 鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術的な支援</li> </ul>

## （使命）

自動車等の陸上交通における総合的な機関として、安全・安心の確保及び環境の保全の実現に向けて、進展する自動車技術に対応し、型式認証から使用段階の検査、リコールの技術的検証を厳正かつ公正に実施し、また、鉄道を含む基準策定の研究や国際標準化活動の支援を実施することが求められる。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・道路運送車両法に基づく自動車に関する審査・調査・リコールに係る技術的検証の実施に係る高い専門性
- ・自動車や鉄道の安全・環境基準の策定を支援するための試験・研究や国際標準化活動の支援に係るノウハウ、国連専門化会議共同議長等の人材

### ◆弱み・課題

- ・自動運転等自動車技術の高度化への検査方法に対応する機器の整備や人材の確保・育成

## （環境変化）

- 自動運転等自動車技術の高度化による業務の複雑化
- 自動車メーカーによる認証不正事案の発生への対応
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)を踏まえた検査場をはじめとする業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

## （中（長）期目標）

- 自動車メーカー等による認証不正防止を実施するための量産車適合性監視制度に対する体制整備と的確な実施
- 自動運転等自動車技術の進展や電動化等に的確に対応した業務のDX推進及び市場調査能力の向上
- 業務の複雑化及び増加や国土交通省が推進する登録・検査業務のデジタル化に対応した業務のDX推進
- OBD検査について、技術情報の適切な管理・提供の確保、システム及び車両から読み出す情報の拡充やその活用、地方を含めた体制強化、海外展開推進の支援の実施

## 独立行政法人水資源機構 第6期中期目標

### 1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割

#### (1) 法律・計画・政策体系上の水資源機構の位置づけ

水資源機構（以下「機構」という。）は、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）に基づき閣議決定された国土交通大臣が指定する水系（以下「水資源開発水系」という。）において、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行い、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ること（独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第4条）を目的とする法人である。

また、機構は、洪水防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む多目的ダム等の河川管理施設である「特定施設」（機構法第2条）の新築・改築・管理を行うこととされている（機構法第17条）。

さらに、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号。以下「海外インフラ展開法」という。）第5条に規定する水資源の開発又は利用であって海外において行われるものに関する調査、測量、設計等の業務を行うこととされている（機構法第12条第2項）。

国の政策体系について、機構との関係は、まず、利水面では、国土交通省における水資源の確保一般及び水道用水の確保、農林水産省における農業用水の確保、経済産業省における工業用水の確保、それぞれについて、機構は実施の役割を担っており、国土交通省の政策体系では「水資源の確保、水源地域活性化等の推進」及び「良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化の推進」、農林水産省の政策体系では「農業水利施設の戦略的な保全管理及び農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策」、経済産業省の政策体系では「経済構造改革の推進及び地域経済の発展」の目標が掲げられ、これらの目標の達成に向けて機構の果たす役割が期待されているところである。

また、治水面では、国土交通省の政策体系における「水害・土砂災害の防止・減災の推進」の目標の達成に向けて、機構が担う「特定施設」の新築・改築・管理及び流域治水の推進という役割が期待されているところである。

#### (2) 水資源政策における基本理念

上記の役割に基づき、機構は、前身の水資源開発公団の時代を含め平成15年の発足時から、特定施設を含む水資源の開発又は利用のための施設の新築・改築・管理を行っており、水資

源開発水系における水の供給や水害の防止・減災に大きな役割を果たしてきたところである。

一方で、近年、我が国では、気候変動等の要因により、渇水及び洪水リスクが増大するとともに、水インフラの老朽化に伴う断水等のリスクが増大している。また、大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性、専門的技術を有する人材の不足とそれに付随する技術力の低下等の課題に直面しており、それらに対応するための施策を講ずることが急務となっている。

このような中、令和5年10月の国土審議会では、気候変動の影響や水需要の変化、新たなニーズ、大規模災害・事故の既に顕在化してきたリスクに対応するための解決すべき課題が示され、リスク管理型の「水の安定供給」に向けた取組の深化・加速化が求められている。

さらに、令和7年6月の国土審議会・社会資本整備審議会では、渇水リスクの増大や水インフラの老朽化・災害による水供給リスクの増大等に対応するため、「流域総合水管理」の推進が求められている。

### (3) 機構の役割

このような背景を踏まえ、機構は、主たる役割である水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」について、引き続き適正に実施するとともに、水資源分野におけるインフラシステム海外展開の推進及び海外展開を通じた国際貢献に取り組む必要がある。

その際、機構の強みである、安全で良質な水の安定した供給能力、洪水被害の防止・軽減能力、災害時等の危機的状況への的確な対応力、利水と治水を中立的な立場で一元的に管理する能力を発揮するとともに、将来にわたって維持していくことが重要である。

今後、老朽化した施設が更に増加することに加えて、人口減少や社会構造の変化による将来的な水需要の変化や災害等の水供給リスクに対応し、安定的に水を供給するための水資源開発施設等の適切な維持管理を継続できるような体制を強化する必要がある。また、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進や最新技術の導入等により一層の業務効率化、生産性向上が求められている中、デジタル技術を活用するための専門人材の確保・育成に取り組みつつ、国内外の関係機関に機構の有する知見やノウハウを展開していくことが必要である。

併せて、カーボンニュートラル実現の観点から水資源開発施設等を活用した発電施設の導入や施設の省エネ化等の取組を推進することが重要である。

機構は、機構の有する強みにDXを融合させ、その能力を更に発展・向上させることで、将来に向けてその役割と責務を果たしていくことが求められており、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るものとする。

（別紙1－1）政策体系図

## 2. 中期目標の期間

機構の第 6 期の中期目標の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

## 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、主たる役割である「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」について、引き続き適正に実施する。そのため、「流域総合水管理」が目指す方向性を踏まえ「一定の事業等のまとめり」として目標設定する「水資源開発施設等の管理業務の適正な実施」及び「水資源開発施設等の建設業務の適正な実施」の事業等を実施すること。

また、水資源開発施設等の管理業務及び建設業務において、引き続き ICT を積極的に活用するとともに、更なる生産性の向上、品質の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化のため DX を推進し、これまで機構が培ってきた技術力の更なる向上に取り組むこと。

### 3-1 水資源開発施設等の管理業務の適正な実施

#### 3-1-1 安全で良質な水の安定した供給

機構は、水資源開発施設等の管理を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、年間を通じて、各利水者に対し、安全で良質な水の安定した供給を行うこと。

また、利水者が効率的に水利用できるよう、水管理に関する情報発信の充実を図るとともに、利水者や水を利用する一般の方々に対して、安全で良質な水を安定して供給する機構の役割を広報すること。

#### (1) 安定した用水の供給等

施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めること。

#### (2) 安全で良質な用水の供給

日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、迅速に河川管理者、利水者及び関係機関へ情報提供を行いながら対応策の調整を図るなど、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。

### (3) 危機的な渇水への対策推進

気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、今後の危機的な渇水に備えるため、水資源開発水系において、関係者が協働して渇水による影響等を想定し、渇水対応の手順を明らかにする「渇水対応タイムライン」の策定に積極的に参画するなど地域と一体となって、関係者相互の連携強化や渇水対応力の向上に重点的に取り組むこと。

### (4) 水に関わる環境の保全と創出

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献するため、環境負荷低減や環境保全の取組を進めるとともに、地域とのコミュニケーションを通じて職員の環境保全に対する意識の向上を図り、より良い環境の創出につながる取組を推進すること。

- ① 水系全体の視点から未利用エネルギーの活用やエネルギーロスの解消に向けた取組を行い、脱炭素・資源循環型社会への貢献に向け、地球温暖化対策として、カーボンニュートラルに向けた取組を推進すること。
- ② 外来種対策や水質改善に取り組むとともに、生物情報や水質情報の可視化を進め、ネイチャーポジティブに貢献する取組を推進すること。

これらの良好な水環境を創出するとともに、地方公共団体、住民、企業など多様な主体と連携、協力しながら、その流域ならではの魅力や価値の向上に寄与し、水源地域のブランディングの推進に取り組むこと。その際、クリーンエネルギーを地域の付加価値として位置付ける地域振興策の検討、地域に開かれたダムにおける施設利用や湖面利用並びに水源地域ビジョンの更なる深化に加え、ダム湖及びその周辺の様々な地域資源を活用した上下流交流などの地域の活性化等の支援に取り組むこと。

#### <定量目標>

- ・各年度の補給日数割合：補給必要日数※1に対する実補給日数の割合 100%
- ・各年度の供給日数割合：供給必要日数※2に対する実供給日数の割合 100%

※1 補給必要日数：ダム下流の各取水地点における取水量や河川維持流量等を確保するため、ダムに貯留した水を補給する必要がある日数（応急復旧に要する期間を控除）。

※2 供給必要日数：各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設及び幹線水路等を介して水の供給が必要となる日数（応急復旧に要する期間を控除）。

#### <指標>

- ・水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率 100%
- ・渇水への対応（情報発信、渇水対応タイムラインに基づく行動、渇水対応タイムラインの策定など）
- ・本社に設置した全社横断的な環境委員会及び有識者に助言を得るための会合を実施した回数

〈目標水準の考え方〉

- ・ 国民生活・経済への影響を最小限とするため、応急復旧に要する最低限の期間を控除した実補給日数・実供給日数を 100%とする。

〈想定される外部要因〉

自然災害や第三者に起因する事故等、機構の責によらない事象等により、目標の達成に影響が生じる場合がある。

【重要度：高】 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。

【困難度：高】 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。

具体的には、

- ① 気候変動等により渇水の回数の増加と期間の長期化の傾向にあるため。
- ② 取水地点等における流況予測の困難性に加え、気候変動等に伴う渇水リスクが増大する中で、日々変化する利水者の必要水量や河川流況を的確に把握しなければならないため。
- ③ 渇水時には、利害の異なる多用途、複数の利水者、河川管理者等との調整を図り、その影響の軽減に努めなければならないため。
- ④ 高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を治水機能にも配慮して的確に実施するとともに、大規模かつ多目的な水路施設について、必要な通水機能を確保しつつ、的確に施設管理しなければならないため。

### 3-1-2 洪水被害の防止・軽減

機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図ること。

また、流域治水を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生や複数ダムの容量再編による洪水調節機能の増強、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組むこと。

なお、洪水時には、防災や避難等の判断に資する情報提供を関係機関に対し適時・適切に行うとともに、過去の台風や豪雨等の災害発生時に機構が関係者と連携して取り組んだ事例や成果等を、より多くの関係者に分かりやすく情報発信すること。

また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努めること。

#### <定量目標>

- ・各年度の洪水調節適正実施割合 100%

#### <指標>

- ・機構が管理する特定施設及び利水ダムの関係者（国や地方公共団体を除く。）への洪水被害軽減のための取組事例や成果等を情報発信するための説明会等の実施件数

#### <目標水準の考え方>

- ・洪水発生時に、的確な体制を構築し、適切に水文情報を把握して、確実に洪水調節操作を実施することが必要。このため、各年度の洪水調節適正実施割合を100%とする。

【重要度：高】 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダムの建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。

#### 【困難度：高】

- ① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であり、依然として精度上の技術的制約がある中で、確実な洪水調節を実施する必要があるため。
- ② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量等、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。
- ③ 下流の河川整備の状況を踏まえつつ、河川管理者の指示や、下流の地方公共団体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。
- ④ ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、出水後の利水容量の回復操作

及び治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。

### 3-1-3 危機的状況への的確な対応

#### (1) 機構施設の危機的状況への的確な対応

地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、日頃から危機的状況を想定し、対応マニュアルの整備・更新や訓練等を実施するなど、危機管理体制を強化することにより、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。

また、被災した施設の災害復旧工事等を迅速かつ的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有を行うことで、災害時における円滑な融通につながるよう、日頃から関係機関との連携を図ること。

#### (2) 災害時等における他機関への支援

機構は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定公共機関に指定されていることから、第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）を踏まえ、必要な装備・体制の強化を図るとともに、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努めること。

そのために、これまでの災害支援の実績を踏まえ、引き続き関係機関等と災害支援協定を締結するなどの連携を推進し、速やかな支援の実施等に努めること。

なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努めること。

加えて、都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。

#### <指標>

- ・各年度の災害対応訓練の実施回数
- ・各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数

#### <想定される外部要因>

他機関への支援については、機構施設の被災状況や周辺状況、必要とされる支援の内容等により、支援要請に対応できない場合がある。

【重要度：高】 近年、風水害、渇水、地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要不可欠な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。

また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。

【困難度：高】

- ① 風水害、大規模地震、異常渇水等の事態の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて迅速な施設復旧を行う必要があるため。
- ② 被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行う必要があるため。

#### 3-1-4 施設機能の確保と向上

水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組むこと。

確実な施設機能の確保のため、水資源開発施設等用地の適切な保全、計画的な施設・設備の点検等に加えて、定期的な機能診断を実施することにより、施設の状態を確実に把握すること。

今後、老朽化した施設が更に増加することから、政府が定めたインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）及びこれに基づき主務省が策定・改定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減を図りつつ、予防保全型のインフラ老朽化対策を重点的に推進するとともに、不可視部分の機能診断調査やネットワークカメラ等による遠隔監視等の遠隔管理を導入するなど、デジタル技術を活用した点検・診断・補修等の高度化・効率化により、施設が有する機能を将来にわたって適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンスに向け、計画的に取り組むこと。

また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」（平成 29 年 6 月 国土交通省）を踏まえ、ダムの長寿命化、アンサンブル降雨予測情報を用いたダムの洪水調節や利水操作の高度化など施設能力を最大に発揮するための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進するとともに、水資源開発、水資源管理分野における新たな技術力を向上させ、この分野において日本国内のみならず、世界をリードするような持続可能なダム管理を推進する観点から DX を積極的に推進すること。

さらに、機構法第 12 条第 1 項第 2 号ハの規定に基づく施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び機構法第 17 条第 5 項の規定に基づく河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施すること。

加えて、既存施設の徹底活用や、予防保全型のインフラ老朽化対策を行っても、なお適切な施設機能の確保が困難な場合、その他施設の改築等を事業化することが合理的な場合には、主務大臣や利水者等と調整を図りつつ、施設の改築等の事業化も含めて検討すること。

なお、機構が管理する施設は、国、地方公共団体、各種用水の利水者等、関係機関が多岐にわたり、その改築等に当たっては関係者の合意形成や費用負担が必要となることから、関係者と施設の長寿命化に向けた共通認識を醸成しつつ、施設の戦略的な維持管理・更新への設備投資の平準化に留意すること。

#### <指標>

- ・インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づく個別施設計画の新規策定又は見直しの回数、見直しに向けた機能診断調査を行った地区数。

（特定施設についてはダム定期検査等に基づく見直し 49 回、水路等施設については見直しに向けた機能診断調査 21 地区を予定している）

#### 3-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施

海外インフラ展開法第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年8月30日）に従い、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進めるため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与すること。

その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用しつつ、戦略的に海外の水資源案件の調査等に取り組むこと。

また、インフラシステムの海外展開にあたっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決・SDGsの達成への貢献に取り組むこと。

なお、海外展開を進めるに当たり、案件形成から施設整備・運営までの知識を備え、国内外で活躍できる人材の育成に取り組むこと。

#### <指標>

- ・水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会の開催実績
- ・調査対象とする案件候補への対応実績

#### <想定される外部要因>

- ・政治リスク、自然災害リスク等、機構の責によらない事象等により、調査等の実施に影響が生じる場合がある。

### 3-2 水資源開発施設等の建設業務の適正な実施

機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、第6期中期目標期間を通じて、水資源開発基本計画に基づく施設の改築等を行うこと。

#### (1) 計画的で的確な施設の整備

- ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置、新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。

また、事業に附帯する業務についても、的確に実施すること。

- ② 工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するため、可能な範囲で特定事業先行調整費制度等を活用することにより、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。

なお、第6期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条の規定に基づき、第6期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。

- ③ 「ダム再生ビジョン」を踏まえ、「3-1 水資源開発施設等の管理業務の適正な実施」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化するなど高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。
- ④ 都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。

#### <定量目標>

- ・ 思川開発事業 令和8年度に概成させ、令和10年度に事業を完了させる。
- ・ 早明浦ダム再生事業 令和10年度に事業を完了させる。
- ・ 寺内ダム再生事業 令和11年度に事業を完了させる。
- ・ 成田用水施設改築事業 令和10年度に事業を完了させる。
- ・ 第6期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、同計画に定める工期内に完了させる。

## <指標>

- ・木曾川水系連絡導水路事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和7年度実績見込3.0%）（令和18年度までに事業完了）
- ・筑後川水系ダム群連携事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和7年度実績見込8.7%）（令和19年度までに事業完了）
- ・旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和7年度実績見込11.8%）（令和13年度までに事業完了）
- ・利根川河口堰大規模地震対策事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和7年度実績見込4.6%）（令和20年度までに事業完了）
- ・群馬用水施設改築事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和7年度実績見込7.5%）（令和12年度までに事業完了）
- ・木曾川用水濃尾第二施設改築事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和7年度実績見込14.4%）（令和18年度までに事業完了）
- ・豊川用水二期事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和7年度実績見込54.9%）（令和17年度までに事業完了）
- ・筑後川下流用水総合対策事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和7年度実績見込3.8%）（令和19年度までに事業完了）
- ・福岡導水施設地震対策事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和7年度実績見込41.8%）（令和14年度までに事業完了）
- ・第6期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、その進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行率）。

（注）当該年度までの事業執行額には、翌年度に繰り越して使用する経費分も含んでいる。

## <目標水準の考え方>

機構法第13条の規定に基づき主務大臣の認可を受けた事業実施計画に定められた工期

## <想定される外部要因>

- ・社会・経済情勢の激変により、目標の達成に影響が生じる場合がある。
- ・自然災害や第三者に起因する事故等、機構の責によらない事象等により、目標の達成に影響が生じる場合がある。

【重要度：高】 国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築及び改築や適切な維持管理を行うことで、施設の機能維持、長寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安定供給を可能とするとともに、ダム再生の取組等を行うことによ

り、洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。

【困難度：高】

- ① 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、目的の異なる広域的かつ複数の利水者や水源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。
- ② ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再生の取組については、高度な技術力を要するため。

#### 4. 業務運営の効率化に関する事項

##### 4-1 業務運営の効率化

業務運営の効率化を確保するため、「6-3 その他当該中期目標を達成するために必要な事項（1）内部統制の充実・強化」の取組とあわせ、以下の取組を行うこと。

##### （1）業務運営の効率化

- ① 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備及び機動的な組織運営を行うこと。また、本社、支社局等の機能維持、水資源開発施設等の適切な維持管理や建設事業を継続できる体制を整備すること。

なお、組織体制については、本社、支社局、総合管理所等において、職員の孤立防止、大人数でのコミュニケーションの活性化、防災時における機動的な人員配置等を目的として実施した総合管理所化のフォローアップも含めて、事業の進捗状況等を踏まえた検証を行い、適正な人員配置となるよう随時見直しを行うこと。

- ② 機構は、中期目標管理型の独立行政法人であり、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための国からの交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営している。

こうしたことから、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくとともに、業務運営の透明性の向上を図りつつ、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行う必要がある。事業監理を行う上で、事業費については、デジタル技術の活用等による事業の効率的な執行を図るとともに、計画・設計等の見直しや工事発注の効率化等によりコスト縮減に努めるなど、コスト構造の改善を推進すること。

さらに、一般管理費（人件費、公租公課、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）と第6期中期目標期間の最終年度（令和11年度）を比較して同額以下とすること。

- ③ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、適切

に実施するとともに、情報システムの整備及び管理を担う PJMO を支援するため、PMO による一元的なマネジメントを行うこと。

(注1) PJMO : Project Management Office (プロジェクト推進組織)

(注2) PMO : Portfolio Management Office (全体管理組織)

## (2) 入札契約制度の競争性・透明性の確保

機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。

また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、一者応札・応募となっている案件については、真に競争性が確保されているか点検を行い、必要に応じて発注方法等の見直しを行うとともに、随意契約については、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、随意契約の結果等については契約監視委員会に報告し点検を受けるなど、競争性・透明性を確保しつつ調達に関するガバナンスの徹底を図ること。

## (3) 一般事務業務における DX の推進 (ICT 等の活用)

水資源開発施設等の管理業務及び建設業務以外の一般事務業務においても、引き続き ICT を積極的に活用することで、業務の効率化、執務環境の整備をより一層進め、生産性向上、職員の働きやすい職場環境を目指すとともに、職員のデジタル技術や組織全体としての DX に関する意識の向上を図ること。

その際、デジタル社会形成基本法等に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」等の政府の計画等に留意すること。

## 5. 財務内容の改善に関する事項

### 5-1 財務内容の改善

第6期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき、第6期中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行うこと。

#### (1) 安定的かつ効率的な資金調達

機構は、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることから、引き続き、水資源債券の発行に当たっては、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な資金調達に努めること。

## (2) 適切な資産管理

保有する資産については、山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることを無きよう留意しつつ保有の必要性について不断の見直しを行うこと。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### 6-1 技術力の維持・向上のための取組及び技術力を活かした支援

#### (1) 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上

大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等に加え、既存の点検等技術の継承のための講習会やダムの定期検査等を通じて検査員の養成を行うことや、技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続して行うこと等、機構の技術力の維持・向上に取り組むこと。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信すること。

#### (2) 機構の技術力を活かした支援

機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。

また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。特に、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。併せて、利水・治水に係る取組全体に関して機構が有するノウハウを、分かりやすく取りまとめて地方公共団体等へ提供していくこと。

さらに、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。

### 6-2 広報・広聴活動の充実

機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組むこと。

その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報

を推進するとともに、その効果の検証に努めること。また、関係者との対話や広報誌等を通じた広聴活動を行うこと。

さらに、職員の働く姿を発信するなど、機構の魅力を積極的に発信することで社会における認知度や信頼度を高め、業務運営に必要な人材の確保につながるよう、広報と採用が一体となった効果的な取組を図ること。

### 6-3 その他当該中期目標を達成するために必要な事項

#### (1) 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下、「4. 業務運営の効率化に関する事項」及び「5. 財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、コンプライアンス体制の強化、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することで、内部統制システムの実効性を高め、内部統制に関する取組の不断の見直しにより自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。

また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

#### (2) 施設・設備に関する計画

機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。

#### (3) 人事に関する計画

計画的な人員配置を行うため、本社、支社局及び総合管理所ごとに作成する要員配置計画に基づき、業務量に応じて適時適切に人員配置を見直し、業務運営の効率化を図ること。その際、働き方改革の観点に留意すること。

また、山間・僻地等の地域状況や災害時に昼夜を問わず長時間少人数で業務に当たる厳しい状況を考慮し、業務継続や、職員の士気向上の観点から、職員の勤務環境等の改善に努めること。

#### (4) 人材の確保・育成

通年の経験者採用の実施、「人材育成プログラム」に基づく研修やOJTの実施、DX推進による業務の効率化や多様な働き方への対応、職場環境の改善などを通じて、機構の組織機能や水資源開発施設の適切な管理が維持できるよう、計画的な人材の確保・育成に取り組むこと。

また、研修等による高度な専門知識の習得、ITリテラシーの向上、蓄積されたノウハウの

次世代への承継の促進を図ること。

(5) 給与水準の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、給与水準については機構の事務・事業の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表すること。

また、通則法の規定に基づき、国家公務員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切に反映するとともに、給与体系の適切な運用を図ること。

(6) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第6期中期目標期間を超える債務負担を検討すること。

(7) 積立金の使途

将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、省力化に向けたDXの推進、組織力の維持・強化のために組織変革(CX)の推進、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用すること。

(8) 利水者負担金に関する事項

利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。

## 水資源開発促進法（昭和36年11月13日 法律第217号）

- 国土交通省が、重点的に水資源開発を行う水系を水資源開発水系として指定（閣議決定）  
 【水資源開発水系】利根川・荒川水系、豊川水系、木曾川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系
- 各水系毎に、国土交通省が、関係省庁及び都道府県知事等との調整を経て、水資源開発基本計画を決定（閣議決定）

## 独立行政法人水資源機構法（平成14年12月18日 法律第182号）

- 機構は、水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の新築・改築を行うとともに、施設の操作・維持・修繕その他の管理を行う。
- 機構は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(海外インフラ展開法)に規定する業務(海外調査等業務)を行う。  
 （機構法第12条）

## ■ 第6期中期目標（期間：令和8年4月1日～令和12年3月31日の4年間）

<水資源機構の使命> 「**安定的かつ良質な用水の供給、洪水被害の防止・軽減**」

### ● 水資源機構の業務

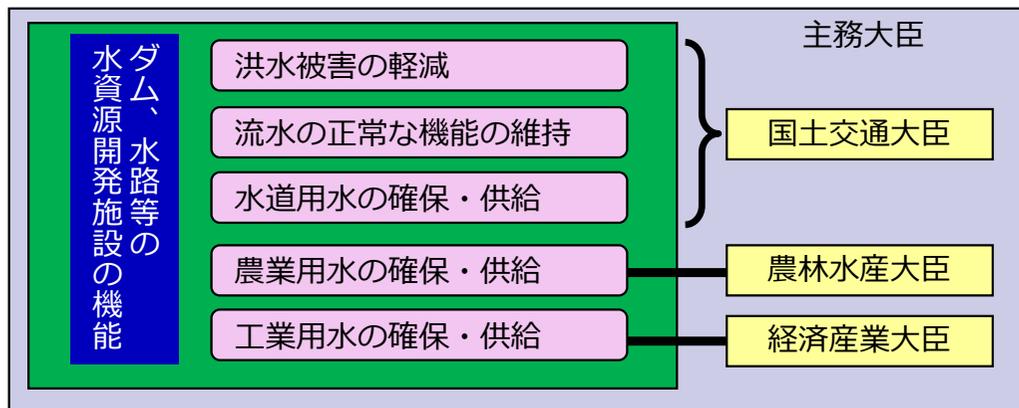
建設事業	新築、改築	13事業
管理業務	操作、維持、修繕等	55施設

※R8.4.1 現在

➡ 水資源開発水系の開発水量の約83%は水資源機構事業による

### ● 水資源機構の特色

複数省庁の所管にまたがる多目的かつ広域的な業務を一元的に実施



一元的に実施

多目的で複数の都府県にまたがる、広域かつ利害が対立する事業を、水資源機構が中立的な立場に立って、効率的かつ適切に運営

## (使命)

国民生活・経済にとって特に重要な「水」に携わる政策実施機関であり、全国7つの水資源開発水系における「安全で良質な水の安定供給」及び「洪水被害の防止・軽減」等の取組を通じて安全で豊かな社会づくりに貢献する。

## (現状・課題)

### ◆強み

- ・安全で良質な水の安定した供給能力
- ・洪水被害の防止・軽減能力
- ・災害時などの危機的状況への的確な対応力
- ・「利水」と「治水」を中立的な立場で一元的に管理する能力と技術力

### ◆弱み・課題

- ・機構が管理する水資源開発施設等の老朽化が進行しており、老朽化対策が課題
- ・人材不足に伴う、処理能力の低下や技術力の継承が課題
- ・デジタル技術を活用するための専門人材の確保・育成が課題

## (環境変化)

- 地球温暖化に伴う気候変動の影響で危機的な渇水、洪水等の大規模災害、水資源開発施設等の老朽化に伴う事故など水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化しており、機構のこれまでの取組を更に深化・重点化していくことが必要。
- 人口減少や社会構造の変化による将来的な水需要の変化や災害等の水供給リスク等に対応し、水資源開発施設等の適切な管理を継続できる体制整備が必要。
- DXの推進や最新技術の導入等により業務効率化や生産性向上を一層推進するとともに、そのための専門人材の確保・育成が必要。

## (中期目標)

- 主たる役割である「安全で良質な水の安定した供給」及び「洪水被害の防止・軽減」を適正に実施。
- 日頃から危機的状況を想定した訓練等を実施し、災害時等においては技術力を活かした支援。
- 予防保全型のインフラ老朽化対策を重点的に推進。
- 水資源開発施設等の管理業務・建設業務、一般事務業務におけるDX・デジタル化の推進。
- 機構の魅力を積極的に発信し、人材の確保につながるよう、広報と採用が一体的となった効果的な取組を実施。
- 研修等による高度な専門知識の習得や蓄積されたノウハウの次世代への承継の促進。

## 独立行政法人 空港周辺整備機構の中期目標（6期）案

### 1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割

航空輸送の急激な発展に伴うジェット機の運航の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港の周辺地域に深刻な騒音問題を引き起こしたことから、国は、特定飛行場（国が設置する公共用飛行場であって騒音等による障害が著しいと認める空港）について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づき、その周辺地域の住宅の騒音防止工事の助成や移転補償等の環境対策事業を実施している。

福岡空港は、特定飛行場の中でも、特に空港周辺が市街化されているため、騒防法により、計画的な周辺地域の整備を行う周辺整備空港に指定されており、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を着実に実施する役割を担っている。

環境対策事業の実施にあたり、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、機構は、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきた結果、機構は、長年にわたり事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、関係自治体や住民からも高い評価及び信頼を得ている。また、地元調整等の関連業務の経験を有する国・県・市からの出向者の能力を最大限に活かした地域に根ざした事業実施体制を構築している。

一方、住宅騒音防止対策事業や移転補償事業は、住民による申請に基づくものであるため、住民感情に配慮した情報発信が重要であり、申請者の高齢化に伴い、より丁寧なコミュニケーションやデジタルとアナログの併用等、高齢化社会に即した対応が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症後の働き方の変化や、デジタル化へ対応した取組を行う必要がある。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年閣議決定」という。）」及び「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局）」に基づき、滑走路増設事業の完了から4年後（令和11年3月予定）に機構の廃止が予定されている中、環境対策事業については、今後、滑走路増設事業の完了後に予定されている騒音対策区域の見直しに伴う対応を機構が一定の期間行ったうえで、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。

令和7年3月には滑走路増設事業が完了したことから、今後、機構の廃止を見据えながら、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進し、安定的な空港運営の継続につなげる必要がある。

なお、機構の業務及び組織の運営については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、存続期間を見据えた業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施し、機構が廃止されるまでの間、これらの環境に応じた業務運営を行うとともに、運営権者へ確実に環境対策事業の承継を行う。

(別添 1) 政策体系図

(別添 2) 法人の使命等と目標の関係

## 2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

## 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、令和 4 年 3 月 2 日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、騒防法に基づく再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業及び緑地造成事業の 4 つとする。

### (1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設<sup>※1</sup>」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、法定計画である福岡空港周辺整備計画に基づき、地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組み、郵便集配施設・郵便局、ホームセンターなどの騒音斉合施設を整備し、地域の活性化に繋がっている。

今後も事業の健全性を維持するため賃借料の安定的な確保を図ること。

また、騒音斉合施設の適切な維持管理等を行うほか、保全情報や修繕記録データの更新を進めるとともに契約情報等の業務資料を整理し、運営権者と協議等を通じて、電子化により円滑に移管を行うこと。

※ 1 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

### 【指標】

- ・ 定期巡回による全施設月 1 回の点検実施  
(前中期目標期間実績<sup>※2</sup> 全施設月 1 回の点検実施)
- ・ 全賃借人との情報交換のための面談等の実施 年 1 回以上

(前中期目標期間実績<sup>※2</sup> 全貸借人との面談等 年1回以上実施)

※2 前中期目標期間実績：令和5年度から令和7年度までの実績

#### <指標の考え方>

- ・定期巡回については、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いの的確な把握を行い、対処することができることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・全貸借人との情報交換のための面談等については、経営状況や施設修繕等の要望の把握により貸付料滞納や急な退去等リスクに備えられること、また、承継に向けて、円滑に運営権者が賃借人と交渉を行える環境づくりが必要であることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

#### (2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や関係自治体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器に関して10年以上経過し故障したものへの更新工事に対する助成を行う事業である。また、県市町が独自に実施する住宅騒音防止対策事業費補助金交付業務についても機構で取り纏め等を行っている。

今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域見直しにあたっては、国や自治体等と協調した丁寧な広報活動に取り組むことに加え、申請者が増加することを想定した業務体制の確保及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。

#### 【指標】

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内  
(前中期目標期間目標値 処理日数 60日以内)

#### <指標の考え方>

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数については、交付申請書類の審査及び検査並びに国への資金請求手続きに必要な日数を勘案したうえで、今後、騒音対策区域見直しに伴い申請者が増加することを想定してなお、前中期目標期間と同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

### (3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び効果的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しにあたっては、国や自治体等と協調した丁寧な広報活動に取り組むことに加え、申請者が増加することを想定した業務体制の確保及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。

#### 【指標】

- ・ 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内  
(前中期目標期間目標値 原則処理日数 270 日以内)

#### <指標の考え方>

- ・ 申請者や周辺住民との合意形成を図りつつ、着実な事業の進捗のため、必要な調査期間を確保する必要があることに加え、今後、騒音対策区域見直しに伴い申請者が増加することを想定してなお、前中期目標期間と同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

#### 【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

### (4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備及び管理を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、地域住民の意見を把握しながら、事業を着実に推進していくこと。

## 4. 業務運営の効率化に関する事項

## (1) 業務改善の取組

### ① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、騒音対策区域見直しや機構廃止、運営権者への事業承継に向けた取組による業務増にも留意しつつ、デジタル技術の利活用や業務の標準化も含めた更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

### ② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で3%程度に相当する額を削減すること。

### ③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で9%程度に相当する額を削減すること。

### ④ 契約の適正化・調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

### ⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

## (2) デジタル化の推進

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

また、機構廃止までの間、既存の情報システムの効果的な活用による業務の効率化を図るとともに、運営権者との協議等で収集したニーズを踏まえた文書の電子化

及びデータベース化をすすめ、円滑な移管を行うこと。

## 5. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

指示の伝達・情報共有、人材育成及び職員のモチベーション維持・向上等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。

### (2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、引き続き、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に基づいて定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、保有する個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を推進すること。

### (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

#### ① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

#### ② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

また、国及び運営権者と連携を図りながら、騒音対策区域見直しの進捗状況や結果も踏まえたうえで、機構廃止と運営権者への事業承継についても適切に情報

発信を行うこと。

このため、ホームページを常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

#### (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、業務上の文書の電子化やデータベース化に取り組みながら、事業承継に影響を及ぼさないよう、承継に向けた準備を着実に進めること。また、機構の廃止及び運営権者との協議に向けて課題や具体的な取組等をまとめた「機構廃止に向けた全体計画」を策定した上で、同計画に基づき、運営権者との協議等を通じて、円滑に環境対策事業の承継を行うこと。

#### (5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等のまとめをデジタル化し、承継するとともに公表すること。

## 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（抄）

第一条 この法律は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について定めることにより、関係住民の生活安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。



## 空港周辺整備機構が果たすべき役割

独立行政法人空港周辺整備機構は、周辺整備空港（福岡空港）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。（騒防法第20条）

### 住宅騒音防止対策事業

第1種区域指定の際に存在した住宅について、障害軽減に資する防音工事や防音工事で設置したエアコン等の故障に伴う更新費用を助成する。

### 移転補償事業

第2種区域指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請があれば、その建物の移転補償や土地の買入れを行う。

### 緑地造成事業

第3種区域において、移転補償事業により取得した土地を対象に、造成工事や植栽工事などを実施し、緑地帯を整備及び管理することによって、騒音の軽減及び生活環境の改善を図る。

### 再開発整備事業

移転補償事業により国が取得した土地を、当機構が有償で借受け、周辺生活環境へ配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る。

※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

## 独立行政法人空港周辺整備機構の使命等と目標との関係

### (使命)

福岡空港の周辺地域において、航空機の騒音により生じる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資する環境対策事業を着実に実施し、運営権者（FIAC）が円滑に環境対策を実施できるように承継に向けた取り組みを行うことにより、安定的な空港運営の継続につなげる。

### (現状・課題)

#### ◆強み

- 長年にわたり数多くの環境対策事業を実施し豊富なノウハウを蓄積
- 地元調整等の関連業務の経験を有する国・県・市からの出向者による能力を最大限に活かすことができる事業体制を構築

#### ◆弱み・課題

- 住宅騒音防止対策事業や移転補償事業は、住民による申請に基づくものであるため、住民感情に配慮した情報発信が重要
- 増設滑走路供用開始に伴う騒音対策区域見直しへの対応や運営権者への円滑な環境対策事業の承継及び機構廃止に向けた対応

### (環境変化)

- 申請者が高齢化しており、より丁寧なコミュニケーションやデジタルとアナログの併用等、高齢化社会に即した対応が必要
- 増設滑走路供用開始に伴う騒音対策区域見直しが予定されており、国や自治体等と協調した丁寧な広報活動と、騒音対策区域の見直しにより申請者が増加するケースを考慮した業務体制の見直しや事務処理の効率化が必要
- 機構の存続期間を踏まえた、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組が必要

### (中期目標)

- 騒音対策区域の見直しに伴うものを含めた環境対策事業の着実な実施及び運営権者への確実な承継
- 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けたデータベース化の推進、運営権者との協議に向けた計画的な取り組みの実施

## 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 中期目標（第6期）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて（平成15年12月22日政府・与党申し合わせ）」（以下「民営化の基本的枠組み」という。）において、「民間にできることは民間に委ねる」との原則に基づき、以下の3つの民営化の目的が提示されている。

- 1 道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済
- 2 有料道路として整備すべき区間について、民間の経営上の判断を取り入れつつ、必要な道路を早期に、かつできるだけ少ない国民負担の下で建設
- 3 民間のノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定、サービスエリアを始めとする道路資産や関連情報を活用した多様なサービス提供等を図る

このため機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することが求められている。

また、民営化後10年を迎えた平成27年7月に国土交通省がとりまとめた「高速道路機構・会社の業務点検」では、民営化の目的に加え、民営化後の重大な災害や事故の発生による、国民の安全・安心な通行の確保に対する意識の高まり等を踏まえ、機構及び会社は、民営化時点では明示されていなかった役割についても適切に対応していく必要があるとされた。

それからさらに10年が経過した令和7年8月に国土交通省がとりまとめた「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ」において、この10年間、高速道路を取り巻く情勢も大きく変化し、物流環境の改善、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請の高まりや自動運転・DX等の技術革新を踏まえた高速道路の適切な進化・改良に向けて、機構及び会社がこうした社会的役割を果たすとともに、高速道路運営の根幹を成すシステムの障害など様々なリスクに対しても確実なサービスの提供に取り組む必要があるとされたところである。

これらの業務の実施にあたって、機構は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営の下、国の政策実施機関としての機能の最大化を図ることとする。

(別添 1) 政策体系図

(別添 2) 法人の使命等と目標の関係

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け、債務の返済等の業務を実施することにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるよう、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援する目的を達成すること。

※ 独立行政法人の目標の策定に関する指針における「一定の事業等のまとめり」は、高速道路事業(本章中の 1～7 及び 9)、鉄道事業(本章中の 8)の 2 つとする。

### 1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け

① 機構は、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施すること。

② 機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、笹子トンネル天井板崩落事故(平成 24 年 12 月発生)後の道路法改正等により、橋梁やトンネルなどの道路構造物の定期点検が全道路管理者に義務化されたこと等を踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策(特定更新等工事等)を計画的に推進するとともに、耐震対策の早期完了に向けて迅速かつ確実に実施すること。また、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させること。さらに、維持管理・修繕・更新に当たっては、国及び会社と連携し、新技術を活用した効率化やコスト縮減を推進するとともに、ライフサイクルコストや持続可能性などの観点から、会社が実施する高速道路の維持管理等のあり方について検討を加え、適切な見直しを進めることにより、効率的な維持管理等を図ること。なお、実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況、老朽化対策や耐震対策の進捗状況等の情報について

は、全ての会社の高速道路の管理等に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図ること。

- ③ 機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、機構がリーダーシップを持って、その達成が適切になされるよう会社と連携しつつ取り組むとともに、高速道路毎の特性等も考慮しつつ、高速道路サービスとして達成すべき水準・考え方を明確化して統一的に中期的な目標を設定する。また、会社の努力を可視化できる指標の設定、高速道路を取り巻く環境を踏まえた指標の組替えに加え、中期的な目標の見直しや新たな設定などの継続的な実施を通じ、会社が自らの経営指標として計画的に取り組むことや社会的課題解決の取組を促し、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図ること。

特に中期的な目標については、中期的なサービス水準を示すとともに、その進捗状況を確認することなどを通じて、適切な維持管理の実施、事故・渋滞対策の推進、過積載車両の取締りの強化、SA・PAにおけるサービスの向上等について、会社による計画的かつ実効的な事業実施を確保すること。

【重要度：高】

アウトカム指標の適正な設定は、高速道路の安全性・利便性の向上に対する各社の取組状況を分かりやすく高速道路利用者に伝えるとともに、会社がこれを自らの経営指標として計画的に取り組むことを促すために重要であるため。

- ④ 高速道路の適切な利用のため、料金水準や割引については、これまでの対応による影響を検証しつつ、社会状況の変化等も踏まえ、他の交通機関への影響も考慮した上で、国及び会社と連携して必要に応じて柔軟かつ多様な料金設定となるよう見直すこと。

具体的には、企画割引については、観光振興や地域活性化の観点から更なる推進を図るため、会社や関係機関と連携しながら、会社が貸付料の支払いに支障が生じない範囲で柔軟に運用できるように検討すること。

また、休日割引等についても、交通状況等を定期的かつ適切に評価し、会社と連携して柔軟な運用を検討すること。

加えて、混雑状況等に応じた料金の本格的実施に向け、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会での議論や東京湾アクアラインにおける社会実験の結果を踏まえ、会社と連携して適切に検討を行うこと。

- ⑤ 機構は、引き続き社会的な要請を踏まえ、高速道路の機能強化を図るため、会社と連携して、強靱性の向上、安全・安心の確保及び快適性の向上並びに持続可能性の確保及び地域活性化の促進の観点において、SA・PAにおける利便

性向上のニーズ、高速道路を取り巻く技術の進展、その他高速道路に係る国が定める方針等を踏まえつつ、高速道路の更なる進化・改良を進めること。

特に、自動運転等を見据えた中継物流拠点やMaaSに対応した交通結節点等の高速道路の更なる進化・改良に向けて、事業者や地方公共団体等のニーズを把握し、必要な設備・施設や整備・運営スキーム、負担のあり方等について、機構がリーダーシップを持って、関係機関と連携しながら検討すること。

## 2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済

- ① 会社との協定の締結に当たっては、将来調達金利、交通量、経済動向等の見通しについて十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間（協定の締結日から起算して50年以内）、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定めること。

なお、更新等については、協定変更時における点検技術等を前提に、国及び会社と連携し、ライフサイクルコストの算出及び推計を踏まえ必要性及び合理性を確認すること。

また、債務引受限度額は、事業費の管理を適切に行うことができる範囲を単位として、適正な額を設定するとともに、機構が会社から債務を引き受ける際、会社から引き受けた実際の債務の額と債務引受限度額との乖離の要因分析及びその結果を踏まえた設定方法の見直しの徹底に取り組み、今後の債務引受限度額の設定に適切に反映すること。

- ② 機構は、会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を貸付期間内（協定の締結日から起算して50年以内）に償うものとなるよう定めること。

その際、毎事業年度の「全国路線網」、「地域路線網」、「一の路線」ごとの貸付料の額については、それぞれの走行台キロベースの交通量、会社が徴収する料金収入及び高速道路の管理費の実績や将来の見通しを勘案して定めること。

また、計画管理費が計画値と実績値で乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、維持管理等に係る費用の適正性を確認した上で、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることにより、適正な貸付料の算定を図ること。

- ③ おおむね5年ごとに、機構法第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変更があり、これに対応して協定を変更する必要があると認められるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われる

とともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、適切な措置を講ずること。

なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たすこと。

- ④ 機構は、承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握し、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で常時適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次に掲げる点に留意すること。

(指標)

- ・有利子債務残高
- ・目標期間中の債務返済額

【重要度：高】

適切に債務残高の管理を行い、有利子債務の早期の確実な返済に努めることが、民営化の基本的枠組みにおける目的の1つである「道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済」する上で重要であるため。

- 1) 全国路線網に属する高速道路（機構法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。
- 2) 首都高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。）第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。）及び阪神高速道路（道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。
- 3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額（機構法第12条第1項第5号又は第8号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。）は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。
- 4) 全国路線網に属する高速道路にあつては、東日本高速道路株式会社、中

日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。

5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあつては、業務実施計画（機構法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。）の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。

⑤ 機構が、会社から引き受ける債務の額は、対象となる道路資産に対し、適正なものであるとともに、道路資産を機構に帰属させる場合には、当該資産の内容の確認を適正に実施すること。

⑥ 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、長期的な観点から、将来の借換えに伴う金利上昇リスクの軽減や効率的な債務返済を継続的に行うため、金利の変動状況等に応じた適時適切な調達年限の設定や調達手段の選定を行うことにより、支払利子の圧縮に努めるとともに、今後の金利変動や資金調達環境の変化に対応するため、国と連携して、より安定的な資金調達や柔軟な調達計画について検討すること。

また、会社の資金調達について、会社から引受ける債務を含めた機構の資金調達需要の平準化を図るため、資産帰属計画の活用や会社発行債券の発行年限等の調整を行うこと。

(指標)

・ 会社発行債券の平均発行年限

【重要度：高】

民営化の基本的枠組みにおける目的の1つである「道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済」を遂行するためには、できる限り支払利子の圧縮に努める必要があるため。

⑦ 債務の確実な返済のため、計画の変更等に伴い発生する不要資産の売却等を図ること。

3 会社に対するスマートIC等の整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け

機構が国から交付されるスマートICやSA・PAにおける通行者又は利用者の利便の確保に資する施設と一体的に整備される自動車駐車場の整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を協定で定めるとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。

その際、機構は協定で定めた貸付計画等に基づき実施する事業については、適時進捗状況を確認することを通じて、会社の計画的な事業実施を促すとともに、課題が生じた場合には、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力して適切に対応すること。

#### 4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け

機構は、国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。

#### 5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み

① コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行うよう、会社に促す仕組みを適正に運用するとともに、更新・修繕分野における更なるコスト縮減や、会社における安全性や資産価値の向上等を図るための技術開発等が促され、会社にとってより活用しやすい制度となるよう更なる運用改善について検討を行うこと。

(指標)

- ・インセンティブ助成認定件数
- ・更新・修繕分野のインセンティブ助成認定件数

② 助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、透明性の向上を図ること。

③ 本制度については、高速道路が果たすべき役割を踏まえ、物流環境の改善やカーボンニュートラルの実現、デジタル化に関する取組のように、我が国全体

として進めている社会的課題解決に向けた政策について、会社における取組が促されるよう、機構と会社との間で設定しているアウトカム指標と連動させた本制度の運用のあり方について検討を行うこと。

## 6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務

- ① 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施すること。

また、その事務手続のあり方については、継続的に点検を行い、道路管理事務の効率化、申請者の負担の軽減・利便性の向上等を図るため、引き続きシステムの導入及び改良等のデジタル化の推進による手続の効率化・迅速化を進めること。

- 1) 車両制限令の限度超過車両への対応については、会社と連携し、特殊車両通行許可手続の更なる迅速化に努めるとともに、国と連携して、「限度超過車両の新たな通行確認制度」の利用促進を図るため、スマートICランプ部等の道路情報の電子化を進めること。

（定量目標）

- ・特殊車両通行許可支援システムの年間平均事務処理期間については、引き続き、標準処理期間の2分の1に短縮する。（標準処理期間：新規・変更申請許可21日、更新申請許可14日）

（指標）

- ・スマートICの道路情報の電子化済箇所数

<目標水準の考え方>

- ・申請者の負担軽減が図られるよう、目標値を標準処理期間の2分の1とすることが適当。

- 2) 車両制限令違反車両の削減目標を設定することに加え、会社に自動軸重計の増設や違反者に対するペナルティの厳格な運用等の計画的な実施を促すなど、国及び会社と連携し、違反車両の取締り強化を図ること。

（指標）

- ・自動軸重計による基準超過車両の割合

- 3) 高速道路上の落下物について、会社と連携しつつ、物流事業者等へ車両の積載の事前点検の強化を促すとともに、早期発見・早期回収に向けた体

制強化等を図ること。

4) 大雪時の対応について、会社と連携しつつ、物流事業者等に冬用タイヤ・チェーン装着の事前点検の強化を促すとともに、大規模滞留の発生を防ぐための予防的通行止めを含む早期の通行規制やその早期解除等の実施に向け、関係機関との連絡体制の強化等を図ること。

5) 高架下等の有効活用や道路空間への脱炭素化施設の設置の促進、占用料の収入増による債務の早期返済を図るため、占用入札制度の積極的な実施や占用許可手続の簡素化・迅速化に取り組むこと。

また、利用者のサービスの向上、地域活性化、連結料の収入増による債務の早期返済を図るため、高速道路利便施設の連結について、国・会社・地方公共団体等との連携を図りながら、計画的かつ積極的に実施すること。

(指標)

- ・ 占用料収入額
- ・ 連結料収入額

② 通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図ること。

## 7 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務の実施に当たっては、本州四国連絡高速道路株式会社と連携を図りつつ、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図ること。

## 8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務

本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を適切に行うこと。

なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施すること。

また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収すること。

## 9 業務遂行に当たっての取組

業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上、高

速道路の利用促進及び技術開発への貢献に努めること。

① 高速道路事業の総合的なコストの縮減

協定の締結又は変更に際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、新技術を活用した効率化やコスト縮減を推進するとともに、会社の継続的かつ自律的な効率化を促すよう措置すること。

② 高速道路の利用促進

債務の返済に要する費用等を貸付期間内（協定の締結日から起算して50年以内）に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促すこと。

なお、高速道路利便増進事業について、交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用すること。

③ 利用者サービスの向上等

利用者の安全性や利便性等の向上を図るため、ネットワークの機能拡充等による生産性の向上、耐震対策、暫定2車線区間の対策、逆走対策、大雪時の対策等の安全確保、ETC専用化などについて、協定の締結又は変更に際して、会社の計画的かつ効率的な実施を促すよう措置するとともに、会社が関連事業により実施するSA・PAを活用した観光振興や物流関係者等への支援、地域活性化の取組と連携を図ること。また、自動運転への対応、ETC2.0の普及促進・活用等や高速道路システムの海外輸出など、今後の高速道路の検討課題について、国及び会社と一体となって取り組むこと。

さらに、機構・会社が所有する資産について、一層の活用が図られるよう柔軟な運用を検討し、SA・PAについては、大型車用を始めとする駐車スペースを十分に確保するとともに、電動車の増加に対応できるよう急速充電器や水素ステーション等のインフラ整備を計画的に推進するなど、利用者サービスの充実に向けて、会社と連携しながら取り組むこと。

④ 調査・研究の実施

高速道路事業や業務上の諸課題、高速道路における自動運転の実装や多様な燃料等、車のあり方が将来的に進化していくことへの対応等の新たな課題に関し、大学等の研究機関とも適宜連携しつつ、調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、会社をはじめ関係機関に情報提供すること。

⑤ 環境への配慮

会社に対し、高速道路の整備・管理や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創造に配慮するとともに、国が定める道路脱炭素化基本方針に即して道路脱炭素化推進計画を策定し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進める

よう促すこと。

#### ⑥ デジタル化の推進

資産保有者として、新技術の活用や道路交通データのデジタル化等を促進するとともに、デジタル化の推進に向けた会社間連携に努めること。特に、機構がリーダーシップを持って、管理に係る3次元データの仕様の統一をはじめとするデータ連携基盤の構築など、デジタル技術を活用しながら、高速道路に関する各種データを高速道路全体として適切に管理できるよう国及び会社と連携して取り組むとともに、一般道路を含む道路全体のデータの活用を念頭に置きながら、他の道路管理者の取組との連携に積極的に努めること。

また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）」に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、外部専門人材（最高情報責任者補佐官）の知見も得ながら、デジタル化の推進に取り組み、もって業務運営の簡素化及び効率化を図ること。

#### ⑦ 会社横断的な協調領域の取組の実施

データ連携基盤の構築や次世代交通に対応した整備スキームの具体化に向けた調査・検討など、会社横断的に共通で連携が必要となる協調領域を設定し、機構がリーダーシップを持って、会社と連携しながら、この協調領域の取組を進めること。

### IV 業務運営の効率化に関する事項

機構は、会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保を前提とした上で、業務運営の効率化に努めること。

#### 1 組織運営の効率化

機構は、効率的な業務運営が行われるようその組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。

#### 2 一般管理費の縮減

機構は、必要最小限の組織として、業務運営全体の効率化を図り、一般管理費（人件費、公租公課、システム関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）については、令和7年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに4%以上削減すること。

なお、人件費及びシステム関連経費についても、可能な限り効率的な執行に努めること。

### 3 調達等合理化の取組の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公平性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むこと。

（指標）

・入札・契約手続運営委員会における契約の点検率（令和7年度点検率：100%）

### 4 業務評価の実施

業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務実績の評価を実施すること。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1 財務体質の強化

債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図ること。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 業務の実施について

機構が実施すべき業務を厳格に実施するため「出向職員は出向元に関係する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための措置を講じること。

また、多様な働き方の観点から、リモートワークの推進など効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努めること。

### 2 積極的な情報公開

機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、財務諸表等の法定の開示事項に加え、道路資産の保有及び貸付けの実態並びに債務の返済状況について、積極的な情報公開を行うこと。

また、老朽化対策・耐震対策の進捗状況や交通量などの高速道路事業の状況や機構の業務運営に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用すること。この場合において、そのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図ること。

### 3 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

### 4 内部統制について

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

### 5 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進

業務の実施に当たっては、国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携を図ること。

### 6 環境への配慮

物品等の調達を行うに当たっては、環境物品等の調達等により、環境への負荷の低減に配慮すること。

### 7 危機管理

会社及び関係行政機関と協力して、大規模な交通事故、地震災害等不測の事態が生じたことによる影響を最小限度にとどめるために、より一層の迅速、的確かつ効果的な対応を取ることができるよう体制を確立し、日頃から高速道路の供用に重大な影響を与える事態を想定した情報の収集、伝達等に関する訓練を実施するなど、これまでの取組状況も踏まえ、会社とも連携を図りつつ、危機管理能力の一層の向上を図ること。

特に、今後想定されている大規模災害に対し、迅速な復旧活動を可能とするため、会社や関係機関と連携の上、道路啓開計画の策定や計画に基づく道路啓開の実施に対する事前の備え等を実施すること。

（指標）

- ・会社及び関係行政機関と連携した当該事態を想定した訓練の実施回数
- ・災害に備えた機構独自の非常参集訓練等の実施回数

### 8 人事に関する事項

- ① 機構の業務に必要な能力・専門性を向上させるため、外部専門人材の確保・活用も含めた人材育成・確保を計画的に行い、機構の組織力向上と職員間のノ

ノウハウの承継を図ること。

また、職員の能力発揮や意欲向上に努めるとともに、ダイバーシティの推進、ワークライフ・バランスの推進やコンプライアンスの徹底などに積極的に取り組むこと。

- ② 人員の適正な配置により業務運営の効率化を図ること。
- ③ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、事務・事業の特性を踏まえ、合理的な給与水準とするとともに、その検証結果を公表すること。

## 主な政府方針

※「会社」とは、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第1条に規定する会社をいう。以下同じ。

道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて(平成15年12月22日 政府・与党申し合わせ)【民営化の目的】

約40兆円に上る有利子債務の確実な返済

真に必要な道路を会社<sup>※</sup>の自主性を尊重しつつ  
早期に出来るだけ、少ない国民負担で建設

民間のノウハウの発揮により、多様で弾力的な  
料金設定や多様なサービスを提供

✦ 民営化の目的に加え、高速道路を取り巻く情勢変化を踏まえた社会的役割の高まり

高速道路機構・会社の業務点検(平成27年7月)

重大な災害や事故の発生を踏まえた、安全・安心なサービスの提供

高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ  
(令和7年8月)

社会的要請の高まりや技術革新を踏まえた、高速道路の適切な進化・改良

高速道路運営の根幹を成すシステムの障害など様々なリスクに対しても確実にサービスを提供

## 機構が果たすべき役割

機構は、高速道路に係る道路資産の保有及び会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。

### 高速道路に係る資産の保有及び貸付け

会社による管理の適正な水準の確保を通じた  
高速道路資産の適切な保有及び貸付けを実施

- 高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付を適切に実施
- 貸付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策や耐震対策の計画的な実施及び管理水準を向上
- 機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、高速道路毎の特性等も考慮しつつ、高速道路サービスとして達成すべき水準・考え方を明確化して統一的に中期的な目標を設定する等、機構がリーダーシップを持って取り組む
- 社会的な要請を踏まえ、会社と連携して、強靱性の向上、安全・安心の確保及び快適性の向上並びに持続可能性の確保及び地域活性化の促進の観点において、高速道路を取り巻く技術の進展等を踏まえつつ、高速道路の更なる進化・改良を推進 等

### 債務の早期の確実な返済

高速道路に係る国民負担の軽減を図りつつ、  
債務の早期の確実な返済を実施

- 会社との協定の締結に当たっては、将来調達金利、交通量、経済動向等の見通しを検討した上で、高速道路の工事等の内容及び貸付期間(協定の締結日から起算して50年以内)等を定め、貸付料については、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うものとなるよう設定
- 債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握し、常時適切な債務残高の管理を実施
- 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たって、長期的な観点から、金利の変動状況等に応じた適時適切な調達年限設定・手段選定により支払利子を圧縮するよう努力 等

### 高速道路に関する事業の円滑な実施の支援

国民が良好な高速道路網を活用できるよう、  
会社による高速道路事業の円滑な実施を支援

- 高速道路の新設等に要する費用の縮減を助長するための仕組みを適正に運用するとともに、更新・修繕分野における更なるコスト縮減や技術開発等が促され、会社にとってより活用しやすい制度となるよう更なる運用改善を検討
- 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務を適正かつ効率的に実施
  - ・ 道路管理事務の効率化、申請者の負担軽減・利便性向上等のため、引き続きシステムの導入及び改良等のデジタル化の推進による手続の効率化・迅速化等を推進
  - ・ 車両制限令違反車両の削減目標を設定するなど、国及び会社と連携し、取締りを強化
- データ連携基盤の構築など、会社横断的に共通で連携が必要となる協調領域を設定し、機構がリーダーシップを持って、この協調領域の取組を推進 等

## (使命)

「道路関係四公団民営化の基本的枠組み」の民営化の目的や、高速道路を取り巻く情勢変化を踏まえ、高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社に対する貸付け、債務の早期の確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援する。

## (現状・課題)

### ◆強み

- 高速道路会社と緊密に連携しながら、民営化の目的に即して、有利子債務を着実に返済するとともに、ネットワーク整備や機能強化による効果が発現
- 老朽化対策は、メンテナンスサイクルが確立されているとともに、道路整備特別措置法の改正を踏まえて、更新事業を追加する協定変更を実施し、必要な財源を確保

### ◆課題

- 社会的な要請を踏まえた高速道路の更なる進化・改良への対応
- 高速道路会社間の連携強化
- 出向者で構成されている組織特性を踏まえた組織力向上と職員間のノウハウの承継

## (環境変化)

- 市場金利の上昇
- 社会的要請の高まり(物流環境の改善、カーボンニュートラルの実現など)
- 技術革新(自動運転、DX等)

## (中期目標)

- 債務返済にかかる借換資金等の資金調達にあたって、長期的な観点から、金利の変動状況等に応じた適時適切な調達年限の設定や手段の選定により 支払利子を圧縮するよう努力
- 社会的な要請や技術の進展等を踏まえ、高速道路会社と連携して、高速道路の更なる進化・改良を推進
- データ連携基盤の構築など、高速道路会社横断的に共通で連携が必要となる協調領域の取組を推進
- 外部専門人材の確保・活用も含めた人材育成・確保の計画的な実施

## 国立研究開発法人 国立環境研究所の達成すべき 業務運営に関する目標（中長期目標）案

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を次のとおり定める。

令和 8 年〇月〇日

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

#### 1. 法人の使命

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、我が国の環境科学における中核的研究機関であり、その活動は、国の環境政策への科学的、技術的基盤を提供するとともに、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 30 条において国が環境の保全に関する科学技術の振興のために講ずべきとされる「研究開発の推進及び成果の普及、研究者の養成」等について、環境研究・技術開発の面から、大きく貢献してきた。

国環研は、国立研究開発法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号。以下「国環研法」という。）第 3 条に基づき、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ること」を目的として、国環研法第 11 条に基づく次の業務を行うこととされている。

- ① 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（国環研法第 11 条第 1 項第 1 号。以下「環境研究に関する業務」という。）。
- ② 環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供（国環研法第 11 条第 1 項第 2 号。以下「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」という。）。
- ③ 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「適応法」という。）第 11 条第 1 項に関する業務（国環研法第 11 条第 2 項。以下「気候変動適応に関する業務」という。）。

## **2. 法人の現状及び課題**

国環研は、国立公害研究所として昭和49年に設立されて以来、幅広い環境研究に学際的・総合的に取り組む研究機関として、環境問題の解決に資する情報の発信や環境政策への科学的知見の提供を通じ、行政や社会に貢献してきた。

第5期中長期目標期間においては、環境研究・環境技術開発の推進戦略の実現に向けた「戦略的研究プログラム」をはじめ、政策的・学術的な源泉となる幅広い「基礎・基盤的取組」を進め、有識者における外部研究評価においても高い評価を得た。

国の計画に沿った大型事業としては、エコチル調査と衛星観測を実施してきた。エコチル調査では、各センターと連携し全国10万組の親子を対象として環境と健康にかかわるデータ・試料の蓄積・活用を着実に進めている。また、衛星観測では温室効果ガス観測技術衛星2号(GOSAT-2)及び令和7年度に3号機として打ち上げられた温室効果ガス・水循環観測技術衛星(GOSAT-GW)からのデータ処理を1号と合わせて進めている。適応法に基づく業務としては、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のために情報発信や研修等を通じた技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組んできた。さらには、「気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)」や「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を通じ、科学的知見や取組事例などの情報を活用しやすい形で提供してきた。

また、地方組織として福島地域協働研究拠点及び琵琶湖分室を設置し、それぞれの地域に根ざした地域協働型の研究も進め、地域の環境回復・創生や地方づくりに貢献している。

一方、複雑化・多様化する環境問題へ対応するためには、研究体制の強化や学際的ネットワークの構築が不可欠であり、将来的な研究活動の持続性という観点において、人材の確保・育成が課題となっている。また、昭和49年の設立以来50年以上が経過したことにより、研究本館をはじめとする施設・研究設備の更新を迫られているほか、個別に収集・管理されてきた研究データを一元的に集約し、研究者のみならず自治体・企業といった利用者に対し付加価値を高めて情報提供するための環境情報基盤を整備することが今後の課題として挙げられる。

## **3. 政策を取り巻く環境の変化**

現在、人類は気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの深刻かつ世界的な環境危機に直面しており、これは人類の活動が、地球の環境収容力(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあり、自らの存続の基盤である環境、自然資本の安定性を脅かしつつあることを示している。

現下の危機的状況を克服するためには、現代の経済社会システムの延長線上

での対応ではなく、新たな経済社会システムへの転換が必要である。第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）では、目指すべき持続可能な社会の姿を、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」と定めている。そして、その実現のため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）やトレードオフといった分野間の関係性を踏まえ、環境負荷の総量を減らし、経済社会の構造的課題の解決にも結びつけていくこととしている。

また、複雑化する環境・経済・社会の課題を横断的に解決するためには、自然科学のみならず人文・社会科学をも含めた多様な「知」の創造とこれらの知の総合的な活用（「総合知」の活用）、さらにはこれらを担う人材育成が必須である。科学技術・イノベーションは、気候変動を始めとする社会課題の解決を成長の源泉へと転換し、持続的な経済成長を実現する原動力である。同時に、感染症や自然災害等の脅威に対し、国民の安全・安心を確保する観点からも、国家の生命線となっている。そのため、環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和6年8月23日環境大臣決定）にも示すとおり、環境科学研究における中核的機関である国環研の発展はより一層重要になる。

#### **4. 第6期中長期目標期間における国立環境研究所のミッション**

以上の位置付け及び役割の下、第5期中長期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、第6期中長期目標期間における国環研のミッションを次のとおりとする。

- ① 重点的に取り組むべき課題への分野横断的・統合的な研究活動の推進
- ② 各分野を中核とした研究・技術開発の着実な推進
- ③ 研究成果の実装・社会転換の強化・推進
- ④ 環境データを活用した環境研究の推進
- ⑤ 国の計画に沿った大型事業、及び気候変動適応に関する業務の着実な実施
- ⑥ 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務の着実な実施

#### **(別添1) 国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図**

### **第2 中長期目標の期間**

通則法第35条の4第2項第1号の中長期目標の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

### **第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項**

通則法第35条の4第2項第2号の研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

第6期中長期目標期間においては、国環研法第11条に基づく国環研の主要な業務である「環境研究に関する業務」、「環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務」及び「気候変動適応に関する業務」を一定の事業等のまとまりと捉え、目標を設定し、1.(1)及び3.を重要度「高」と設定して集中して取り組むこととする。

なお、評価にあたっては、別添2の評価軸及び評価指標等に基づき、総合的な判断により、評価・評定を実施するものとする。

#### **1. 環境研究に関する業務**

環境研究に関する業務については、第6期中長期目標期間においては、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進
- (2) 環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進
- (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する大型事業の着実な推進
- (4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進

#### **(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進**

第六次環境基本計画が提示する環境・経済・社会の統合的向上を目指す持続可能な「循環共生型社会」の具体化・実現において、科学的側面からの課題解決を先導的に推進するべく統合型研究プログラムを設定し、(2)の取組と密な連携のもとで、統合的な観点での研究開発を推進する。

なお、研究活動の進捗状況や国内外の環境面、経済面、社会面での情勢の変化に応じて、中長期目標期間中に実施内容を見直し又は追加する場合がある。

#### **① 脱炭素・資源循環・自然再興の早期実現に向けてシステムチェンジを加速する研究プログラム**

将来世代を環境的脅威から守り、人々のウェルビーイングが高まる社会を作るために、脱炭素・資源循環・自然再興を早期実現することの意義や必要性を明らかにする。その上で、実現の要となるシステムチェンジの同定と加速化手段の提案に多角的に取り組み、システムチェンジの社会実装を促進する科学的基盤を構築する。

- ② 自然を活用した解決策（NbS）の実装と展開に向けた研究プログラム  
自然を活用した解決策（Nature-based Solutions）の有効性を科学的に検証し、社会制度や技術を統合して地域社会に実装するための研究拠点を形成し、持続的でレジリエントな社会基盤の構築に貢献する研究と社会実装を推進する。
- ③ 水・大気・土壌などの媒体を横断する環境汚染に伴う人や生態系への新たな脅威の包括的把握・解決を目指す研究プログラム  
人間活動によって引き起こされた未知・未規制物質を含むパーフルオロもしくはポリフルオロアルキル化合物（PFAS）ほか残留性・移動性の高い媒体横断物質・プラスチックおよびその添加剤・薬剤耐性菌および抗微生物剤の3つの新たな脅威となる環境汚染問題に対して、発生源・排出解析、多媒体横断動態解析、影響解析を同時に行い、ワンヘルスの観点から、人間の健康と生態系の健全性の向上に資する研究を行うことにより、レギュラトリーサイエンスの推進に貢献する。

**【重要度：高】【困難度：高】**

重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進は、推進戦略に提示されている各領域における重点課題に対応し、我が国の環境政策の意思決定の科学的根拠となるものであるため重要度は高い。また、従来の個別分野を超えた分野横断的な連携により複合課題の解決に取り組むものであり、困難度が高い。

**（2）環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進**

推進戦略で提示する社会像の実現に向け、環境研究の柱となる4つの分野と、地域社会の関係主体と協働してより統合的・実践的な取組を推進する分野を設定し、第5期中長期目標期間での戦略的研究プログラムと基礎・基盤を担う研究分野での取組を進展させつつ、各分野を中核とした研究・技術開発を戦略的に推進する。なお、環境計測、観測手法の高度化等の先端的な計測研究は、各分野の研究と一体的に推進し、環境計測の精度管理等に関する共通・基盤的な計測業務、人間社会システムを中心に据えた一連の研究（社会システム研究）や災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発（災害環境研究）は分野横断的に推進する。

それぞれの分野では、今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する「先見的・先端的な基礎研究」を設定する。また、

随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する「政策対応研究」とともに、研究分野それぞれの重要課題に関して統合的・実践的な取組を指向する「プロジェクト型研究」を設定し、分野間の連携や（１）の取組との相互連携も活用しつつ、創造的・先端的な科学の探究を基礎とする研究から実践的研究、社会実装に関わる事業的取組に至るまで幅広い段階を含む取組を体系的に実施する。

これらに加えて、今後も我が国が環境科学分野における牽引役となりうるよう、分野横断的に、環境科学に関する知的研究基盤の整備を推進する。

なお、気候変動適応に関する研究は、３．気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。

#### ア．各分野における研究・技術開発の戦略的推進

##### ① 気候変動分野

気候変動の緩和及び地球規模汚染の改善に資する研究を行い、世界の気候変動に関する政策決定に必要な科学的基盤を提供し、地球の大気質を改善し気候を安定化させる 1.5℃目標の実現に貢献することを目指す。

##### ② 資源循環分野

システム研究、リスク研究、技術開発研究の3つの専門分野の視点から、資源循環システムの包括的分析、資源循環過程における物質の資源性と有害性の評価、廃棄物処理処分の計画と技術開発に関する研究を実施し、資源循環・廃棄物行政や政策立案を支援する。

##### ③ 自然共生分野

野生生物の保全と管理、外来生物等による影響の評価と対策及び環境変動による生態系影響の解明と保全に関する研究を進め、生態系の健全性の回復に資する政策提言を行い、自然再興の実現、ヒトと自然との共存及び持続可能な生態系利用を推進させる。

##### ④ 安全確保分野

未知・未規制の化学物質や、化学物質や微生物等の環境中での複合的な要因による環境汚染に対する安全確保と環境媒体の管理・改善に資するため、化学物質等によるヒト健康・生態系リスクの評価と対策案、大気、水、土壌における物質動態の理解と保全策に関する研究を行い、併せてレギュラトリーサイエンスに係わる研究の推進を図る。

⑤ 地域協働/社会協働分野

これまでの災害・復興及び持続可能な地域形成に資する研究蓄積を統合・発展させ、分野横断的な課題解決と持続可能性の向上を通じて地域社会への貢献を強く志向する研究を行う。地域の関係者との協働を基盤とし、実践と理論の両輪で進め、方法論の構築、実践知の整理と理論化した上での提示、さらには地域協働論の発展を先導する。

イ. 知的研究基盤の整備に関する取組

知的研究基盤の整備については、モニタリング、データベース・情報ツール、計測標準化、試料保存・提供それぞれに、以下の取組を推進する。

① モニタリングに関する取組

長期的視点に立った世界・地域スケールでの気候変動や汚染物質等に関する大気・海洋・陸域でのモニタリングや気候変動影響モニタリング、生物・生態系に関するモニタリング、霞ヶ浦・琵琶湖での水質や気象に関する観測等を継続的に推進する。

② データベース・情報ツールに関する取組

温室効果ガス観測データ・インベントリ等の公開や、資源・マテリアル、生物多様性、大気汚染予測情報、化学物質等に関するデータベースや情報ツールの整備や維持・管理及び充実を図るとともに、情報発信やアウトリーチに努める。また、知的研究基盤整備に関する他の取組も含め、(4)③の環境研究共創拠点を通じた管理・提供等、各種情報・データ全体のアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を目指す。

③ 計測標準化に関する取組

国内の生態影響試験のリファレンスラボラトリーとしての取組や生態影響試験法の国際標準化、国際基準に合致した環境標準物質の開発・分譲等による環境試料の化学分析の標準化の取組を推進する。また、環境研究の基盤となる良質な計測データの提供や、多数の物質を効率的に分析するための一括的な分析法の活用に関する検討、計測精度の維持・向上のため観測・計測・解析手法の開発や応用についても取り組む。

④ 試料保存・提供に関する取組

生物資源の収集・保存を通じた絶滅危惧種の域外保全に関する取組や、

環境試料の系統的な収集・分析と長期保存に関する取組、微細藻類をはじめとする生物資源の持続的利用推進のための取組、生物応答試験や微小プラスチックを含めた各種化学物質の安全性評価のための実験水生生物の分譲に関する取組を推進する。

### (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する大型事業の着実な推進

国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務のうち、特に、国の計画に沿って、実施組織の中で中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業と子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に関する事業を着実に推進する。

#### ① 衛星観測に関する事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）及び「宇宙基本計画」（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定）に基づき、令和 7 年度に打ち上げられた 3 号機を含む GOSAT シリーズによる温室効果ガス等のモニタリングを実施する。特にデータ処理システムの改良と運用や処理結果の検証に重点的に取り組み、パリ協定の実施に資する観測データを国際社会に提供する。さらに気候変動に関する科学への貢献等を目指し、4 号機の検討を進める。

#### ② エコチル調査に関する事業

「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日環境省策定、令和 5 年 3 月 30 日改定）や「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）研究計画書」（平成 22 年 8 月 10 日国環研エコチル調査コアセンター策定、令和 7 年 6 月 2 日改定）等に基づき、平成 22 年度に開始された全国 10 万組の親子を対象とした出生コホート調査について、全体を対象とした質問票調査及び対面式で行う学童期検査や青年期検査、並びに、約 5000 名を対象とした詳細調査等を着実に実施する。

### (4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進

推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省をはじめとした関係省庁や大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、さらには地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。

そこで、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第6期科学技術・イノベーション基本計画や統合イノベーション戦略2025（令和7年6月6日閣議決定）を踏まえ、国内外機関との連携の強化や研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、以下の取組を行う。

① 中核的研究機関としての国内外機関及び関係主体との連携の組織的推進

- ・環境研究における中核的研究機関として、国内外の大学や他の国立研究開発法人、地方環境研究機関との共同研究・研究交流等や、民間企業との連携・ネットワーク構築を推進する。また、国環研の地方拠点等も活用しながら、地方公共団体、NPO、NGO、市民等を含む多様な関係主体との協働を推進する。
- ・国際連携に関しては、環境研究の国際拠点としての機能強化を図り、我が国の環境対策の経験を活用した支援、国際機関や国際学術団体の活動への貢献等に取り組むほか、国際標準的な試験評価手法の確立等の国際ルール作りに向けた国際機関の活動に参画し、国環研の研究成果と能力を活かした積極的な貢献を果たす。
- ・国内外の大学との連携においては、連携大学院制度やインターンシップ制度も活用し、次世代の若手研究人材の育成にも取り組む。

② 成果の社会還元及び社会実装

- ・個別の研究成果の発表については、査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数について第5期中長期計画期間中と同程度の水準を目安として推進するとともに、学協会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。
- ・関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に貢献し、政策貢献等を通じて、研究開発成果の社会実装を推進する。
- ・データベース、保存試料、環境標準物質等の外部研究機関等への提供に努める。
- ・知的財産については、知的財産ポリシーに基づいて、知的財産マネジメントを行う。さらに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の6第1項の規定に基づき、国環研が所有する知的財産又は国環研に関連する技術・知識等の研究成果を活用したスタートアップ等の育成・支援のための組織的な取組を行う。

③ データ連携を通じた環境研究の推進及び成果の普及

環境・経済・社会の多岐にわたる情報の統合的解析及び AI 研究を含むデータサイエンス研究を推進し、並びに、国内外の関係研究機関等とのデータ連携を推進する「環境研究共創拠点」\*を構築する。

※ 環境研究共創拠点は、統合的な環境研究情報基盤であり、情報システムのハードウェア・ソフトウェアのみならず、所内での体制構築や外部研究者との連携推進まで含めた総称である。

## 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務

### (1) 環境情報の収集、整理及び提供

国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組への参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、国環研ウェブサイトや「環境研究共創拠点」を通じて提供する。

これまで運用してきた環境情報を発信する総合的なウェブサイト「環境展望台」は、近年の多様化するユーザーニーズに応えるべく発展的に解消し、必要な機能・コンテンツを環境研究共創拠点等へ移行し、各種情報・データ全体のアクセシビリティ及びユーザビリティの向上やオープンデータ化に取り組む。

- ・国民が正確な情報の拠り所として参照することを意識した、学術的な背景や最新の法令等に基づく環境技術解説を、図表等を用いてわかりやすく提供する。
- ・オープンサイエンスの推進に向け、研究成果の公開に取り組む。また、各種のデータセットへのデジタルオブジェクト識別子 (DOI、永続的かつ一意に識別可能な国際標準規格) 付与を推進し、研究データの流通および利活用の促進を図る。
- ・環境研究共創拠点を通して提供する環境データセットについて、研究データ管理、データ構造化や品質管理を推進することにより、透明性・利便性を向上させる。
- ・インタラクティブな視覚化ツールや地理情報システム (GIS) 技術を活用し、国環研が提供する環境データの内容を俯瞰的・直感的にわかりやすく伝える。

### (2) 広報・アウトリーチ活動

- ・プレスリリース、ホームページ、SNS 等を組み合わせたクロスメディア戦略により、国民にわかりやすく最新の情報を発信する。

- ・ホームページ改善を進め、利用者の利便性向上と迅速な情報提供を図る。
- ・シンポジウムや施設公開を通じ、成果を直接国民に届ける場を創出する。
- ・見学対応や講師派遣などのアウトリーチ活動を積極展開し、双方向の対話を促進することで、社会の声を研究へ反映し、国民との信頼関係を深める。
- ・上記の取組等を通じ、研究所を支える優秀な次世代人材等の育成・確保にもつなげていく。

### **3. 気候変動適応に関する業務**

適応法に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に一体的・総合的に取り組む。

適応法施行 5 年を経て適応施策及び研究が一定程度進展してきた状況を踏まえ、今期は中でも特に、研究成果の社会実装及び適応策の実践強化を推進していく。

#### **(1) 気候変動適応推進に関する技術的援助**

##### **① 情報基盤の整備・運用**

- ・国、地方公共団体、事業者、国民の適応策を推進するための情報基盤(A-PLAT)を整備・運用する。これを通じ、(2)に掲げる調査研究の成果を含む気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、分析、整理及び提供を行う。
- ・国の気候変動適応推進会議による関係行政機関の緊密な連携協力体制の下、「気候変動適応に関する研究機関連絡会議」及び「気候変動適応の研究会」を運営する。これにより、地域の機関も含む関係研究機関の間の情報交換・連携を深め、研究成果の社会実装促進や適応策の実践強化に貢献する。
- ・国、地方公共団体、事業者等幅広い主体の動向について情報収集し、またこれら主体との意見交換を通じ、幅広い関係主体のニーズや課題を把握し、さらなる科学的知見の活用促進や研究成果の社会実装、適応策の実践につなげる。
- ・A-PLAT を通じた各主体に向けた分かりやすい情報提供、メルマガ・SNS を通じたプッシュ型情報発信を継続実施する。また今期は特に、国や関係する事業者等とも連携し、国民の理解及び行動を促進することを目指す。

##### **② 地方公共団体等各主体に対する技術的援助**

- ・委員・講師派遣、問合せ対応、データ・資料・ツール・科学的知見の提供等、幅広い活動を通じて、都道府県又は市区町村による地域気候変動適応計画の策定又は推進等に係る技術的援助、地域気候変動適応センターに対する技術的援助、また、事業者等各ステークホルダーの取組推進のための技術的援助

を行う。

- ・地方公共団体や地域気候変動適応センターに対しては、積極的にコミュニケーションを図り地域ごとの実情を的確に把握しつつ、多様なニーズに応じた各種研修の実施、意見交換会の開催、科学的知見を施策に活用するための資料やツールの開発・提供等を実施する。今期は特に、地域の実情に応じた地域計画や地域センターのさらなる充実に向け、それらを適切に評価するための手法・指標等を開発する。また、適応策の主流化や他の分野の施策とのシナジー強化を目指し、地方創生につながる適応策のあり方について検討する。
- ・事業者に対しては、業種・業態ごとのニーズや課題を把握した上で、A-PLATを通じた適応取組事例の収集・発信、セミナー・シンポジウム等の開催、e-learning等のツールの開発・提供等を行い、気候リスク管理と適応ビジネスの両面での取組を推進する。今期は特に、金融機関や経済団体へのアプローチを通じて、より幅広い事業者への適応策の浸透を目指していく。

### ③ 国際的な連携・協力

- ・国内外の関係機関等と連携しつつ、気候変動影響・適応に関する科学的情報の収集やツール開発を行い、これらを AP-PLAT を通じて提供することにより、主にアジア太平洋地域における気候変動適応の推進に貢献する。今期は特に、これら地域における適応策推進のための資金アクセスを支援するツールの開発に着手する。

## (2) 気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務

- ・基礎的取組として萌芽的研究を含む基礎研究を継続しつつ、応用的取組として1(2)に示すプロジェクト型研究を行うとともに、これら研究成果を(1)の技術的援助業務につなげるための知的基盤整備(地方公共団体等との共同研究の構築、研究データベース構築、ツール開発等)を併せて行うことにより、研究成果の社会実装を加速し、適応策の充実強化に貢献する。
- ・その際、関連分野が多岐にわたることから、気候変動適応に関する研究機関連絡会議の構成機関(20の国研)、その他関連する大学・研究機関、及び地域気候変動適応センターと緊密に連携して取組む。
- ・これら研究の成果は、(1)の技術的援助業務に積極的に活用するほか、A-PLAT や AP-PLAT を通じた発信、ケーススタディエリアでの利活用を通じ、国内における国(政府影響評価報告書・適応計画の改訂)及び地方公共団体等の適応推進に貢献するのみならず、アジア太平洋地域の適応推進への貢献も目指す。
- ・さらには、国際プロジェクト ISIMIP など国際的な研究活動にも積極的に取り組むほか、IPCC や ISO などの国際枠組への貢献を目指す。

以上（１）及び（２）に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。

**【重要度：高】**

気候変動適応に関する調査研究・技術的支援等の取組は、喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取組であり重要度は高い。

**第４ 業務運営の効率化に関する事項**

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。

**1. 業務改善の取組に関する事項**

**（１）経費の合理化・効率化**

国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る人件費を除く業務費（「衛星による地球環境観測経費」及び「子どもの健康と環境に関する全国調査経費」を除く。）のうち、毎年度業務経費及び一般管理費ともに 1%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

**（２）人件費管理の適正化**

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、検証を行った上で、給与の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

**（３）調達等の合理化**

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進する。また、内部監査や契約監視委員会等における点検・見直し等により契約の適正化を推進する。

## 2. 業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) に関する事項

業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) 推進による業務の効率化と利便性の向上等を図るため、技術革新を踏まえながら情報システムの充実に取り組む。そのため、情報セキュリティと DX 推進を一体的に推進する体制を整備し、職員の情報リテラシーの向上及び IT 人材の育成を図るとともに、積極的な AI 利活用の促進で生産性の向上を図る。また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定) に則り、業務運営を支える情報基盤、情報システムの適切な整備及び安定的な運用管理を行う。

### 第 5 財務内容の改善に関する事項

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は次のとおりとする。

第 4 の 1 「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、独立行政法人会計基準の改訂(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 7 年 9 月 29 日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理するとともに、セグメント情報(行政コスト、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト、事業収益、事業損益、総損益及び総資産額を、一定の事業等のまとまりごとに区分した情報)を引き続き開示する。

#### (1) バランスのとれた収入の確保

健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、第 3 の 1. (4) や第 3 の 2. の成果を活用しつつ、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らし妥当であることを前提に、外部資金を利用する研究の形成及び実施の支援を行う。

#### (2) 保有財産の処分等

研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用率のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に

沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。

## **第6 その他の業務運営に関する重要事項**

通則法第35条の4第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

### **1. 内部統制の推進**

#### **(1) 内部統制に係る体制の整備**

理事長のリーダーシップの下、幹部クラスで構成する会議をはじめ階層的な所内会議を定期的で開催し、中長期的視点を含めた組織運営のあり方や課題への対応方策について検討するとともに、研究所のミッションの浸透、モチベーション・使命感の向上を図る。

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会を中心に、モニタリング体制等内部統制システムの整備・運用を推進する。また、統制環境の有効性、効率性を定期的に確認し、その結果を踏まえ、内部統制制度の強化を図る。さらに、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施する等、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。

#### **(2) コンプライアンスの推進**

我が国における環境研究の中核的機関として、社会から高い信頼性を得てその使命を果たすべく、コンプライアンスの徹底を図る。このため、所内にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの実践の推進や取組状況のフォローアップを着実にを行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。

研究不正・研究費不正使用については、管理責任の明確化、教育研修等事前に防止する取組を推進するとともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。

#### **(3) 研究セキュリティ・研究インテグリティの確保**

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応するため、機微技術・情報の流出防止措置など研究セキュリティ・研究インテグリティの確保に引き続き取り組むこととし、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日関係府省申合せ）等の政策方針も踏まえ、関連部署

が連携してその体制の一層の整備と運用強化を図る。

#### (4) 情報セキュリティ対策等の推進

##### ① 情報セキュリティ対策の推進

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和 7 年 6 月 27 日国家サイバー統括室(NCO)サイバーセキュリティ戦略本部決定)等を踏まえ、情報セキュリティポリシーや基準を適宜見直し、これに基づく適切な情報セキュリティ対策強化を講じるとともに、教育や遵守に向けた活動を包括的に対応する組織運営を実施する。さらに、研究セキュリティも考慮しつつ最新の技術に対応しながら、情報セキュリティに関する組織的対応能力の維持・向上に取り組む。また、これらの実施状況を踏まえた PDCA サイクルによる改善を図る。

##### ② 個人情報等の管理体制の整備

個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備、個人情報保護研修や管理状況の点検の実施などを行うことにより、安全で適切な管理を確保する。

#### (5) PDCA サイクルの徹底

業務の実施に当たっては、組織横断的な研究活動を含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCA サイクルを徹底するものとする。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用する等して適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。

#### (6) リスク対応のための取組の推進

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、リスク管理委員会での議論等を踏まえリスクの発生防止、発生の可能性の低減、発生した場合の被害の最小化、早期復旧及び再発防止等に関する取組を推進する。

## 2. 人事の最適化

### (1) 優れた人材の確保

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 15 条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化や優れた人材の確保等に努め、研究の活性化を促進する。

事務系職員についても、適正な組織運営及び研究成果の最大化に貢献するべく、経験者採用も含めた積極的な職員採用等を進め、優れた人材の確保に努める。

## (2) 若手研究者等の能力の活用

若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進するため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条に基づく「人材活用等に関する方針」（平成23年2月3日国環研決定）等に基づいて取組を進める。

また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。

さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。

## (3) 管理部門の能力向上

主体性、協調性及び専門性を備えた人材を育成するために、実効的な研修計画を立案・実施し、能力及び士気の向上を図る。

また、個人の資質、能力及び適性を考慮した配置を行い、関係機関との人事交流等も含め多様な業務経験を通じて国環研の研究・業務活動を支援・推進するとともに、組織の適正な運営に努める。

加えて、管理部門のうち特に研究支援を担当する部門において、豊富な知識、技術、経験等を持つシニア職員がその能力を存分に発揮して活躍できる制度を運用する。

## (4) 適切な職務業績評価の実施

職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。

また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。

## 3. 施設・設備の整備及び管理運用

良好な研究環境を維持・向上するため、施設及び設備の老朽化対策をはじめ、業務の実施に必要な施設及び設備について、環境研究の中核的機関としての、環境への配慮の取組も進めつつ、計画的な整備・改修・保守管理に努める。

また、研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分を進めるほか、老朽化が顕著である研究本館等を集約する「新研究本館（新居室棟）」等の工事等において、環境面も含めて効率的・効果的な運営を図るとい

理念を元に、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、より具体的な整備計画を立て、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。

#### **4. 安全衛生管理の充実**

勤務する者の安全と心身の健康の保持増進を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取組を行う。

##### **(1) 職員の健康保持増進**

定期健康診断の他特殊な業務に応じた各種健康診断を確実に実施するとともに、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。

##### **(2) 危機管理体制の充実**

人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定や化学物質リスクアセスメント制度等職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練等各種安全・衛生教育訓練の推進等危機管理体制の一層の充実を図る。

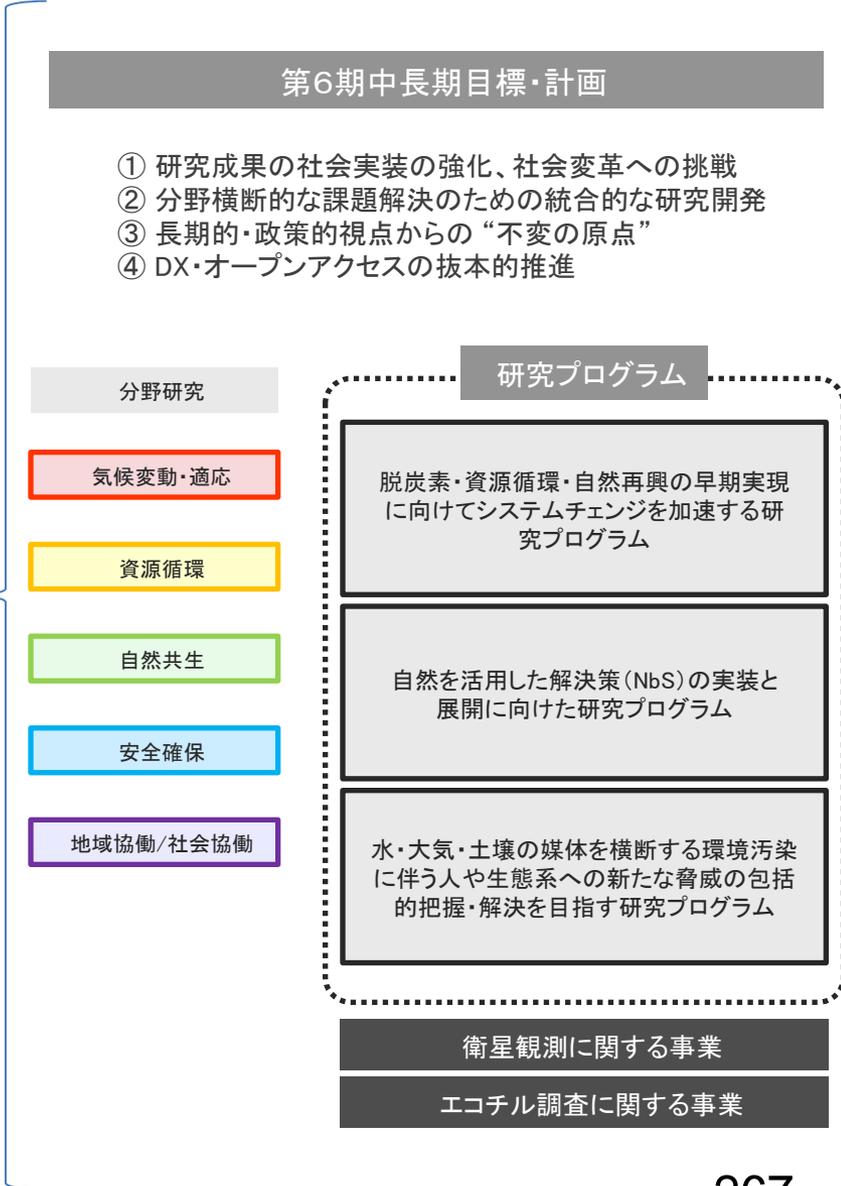
#### **5. 業務における環境配慮等**

我が国における環境研究の中核的機関として、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減及び適正処理、化学物質の適正管理に努める等自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。

また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表するとともに、国民の環境配慮の取組を増進させるために、国環研の業務における環境配慮の取組・成果についての積極的な発信に努める。

別添1：国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図

別添2：国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等



## （使命）

国立研究開発法人国立環境研究所は、我が国の環境科学における中核的機関として、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。

## （現状・課題）

### ◆強み

- 設立以来、継続的に蓄積された研究成果と環境問題の広がりによって必要な様々な分野を含む研究体制を構築してきた結果、観測・計測、現象解明に関する研究から、影響の評価、問題の同定・解決・緩和・適応のための方策の提示まで、幅広い環境研究に学際的・総合的に取り組むことが可能。
- 設立以来培ってきた、地方公共団体の研究機関含む広範な研究ネットワークが存在。

### ◆弱み・課題

- 扱う課題が複雑化・多様化する中、政策貢献・社会貢献を通じた社会実装など、社会とより近いところでの研究展開にも応えるため、長期的な視点に立った人的リソースの確保・育成が課題。

## （環境変化）

- 人類は気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの深刻かつ世界的な環境危機に直面しており、これは人類の活動が、地球の環境収容力を超えつつあり、自らの存続の基盤である環境、自然資本の安定性を脅かしつつあることを示している。
- 環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果やトレードオフといった分野間の関係性を踏まえ、環境負荷の総量を減らし、経済社会の構造的課題の解決にも結びつけていく。
- 複雑化する環境・経済・社会の課題を横断的に解決するためには、自然科学のみならず人文・社会科学をも含めた多様な「知」の創造とこれらの知の総合的な活用（「総合知」の活用）、さらにはこれらを担う人材育成が必須である。

## （中長期目標）

- 第5期中長期目標期間の「8つの基礎・基盤的取組」と「8つの戦略的研究プログラム」を発展的に一体化した研究の柱となる4つの分野研究（気候変動・適応、資源循環、自然共生、安全確保）と、地域社会の関係主体と協働してより統合的・実践的な取組を推進する分野研究（地域協働/社会協働）を設定し、基礎・基盤から応用的研究（プロジェクト型研究）までを一体的に推進することでつながりを強化する。  
また、長期モニタリング観測/環境試料の長期保存などの知的研究基盤の取り組みは、分野横断的に実施する。
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの統合化など、分野横断的かつ総合的な取り組みを必要とする研究課題への対応として、新たな「研究プログラム」において、複数分野からの研究参画を得て、新たな時代の要請に対応する研究を戦略的に推進する。
- 環境・経済・社会の多岐にわたる情報の統合的解析及びAI研究を含むデータサイエンス研究を推進し、並びに、国内外の関係研究機関等とのデータ連携を推進する「環境研究共創拠点」を構築する。
- 研究から成果活用、社会還元や社会実装までの一体的実施に向け、研究成果の最大化に必要なリソースの確保や人的リソースの確保・育成にも努め、中核的研究機関としての国内外機関及び関係主体との連携を組織的に推進する。

## 国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等

	評価軸(案)	指標(案)
<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 環境研究に関する業務</p> <p>(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進</p> <p>統合型研究プログラム</p>	<p>○課題に対して十分な取り組みが行われ、成果が得られているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な研究開発成果</li> <li>・課題に対する取組の進捗状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点 等</li> </ul>
<p>(2) 環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進</p> <p>ア. 各分野における研究・技術開発の戦略的推進</p>	<p>○環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいのか</p> <p>○環境政策への貢献、またはその源泉となる成果が得られているか</p> <p>○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な研究開発成果</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点 等</li> </ul> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境政策への貢献状況</li> <li>・事業的取組の実施状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点 等</li> </ul>
<p>イ. 知的研究基盤の整備に関する取組</p>	<p>○各分野における重要課題に対して十分な取り組みが行われ、成果が得られているか</p> <p>○知的基盤整備における実施事項は十分な独自性を有し、高い水準で実施されたといえるか</p> <p>○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な研究開発成果</li> <li>・課題に対する取組の進捗状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点 等</li> </ul> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業的取組の実施状況</li> <li>・実施内容の学術的水準・規模</li> <li>・実施内容の希少性</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>外部研究評価における評点 等</li> </ul>
(3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する大型事業の着実な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画に沿って主導的に実施されているか</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施の状況</li> <li>外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>外部研究評価における評点 等</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロダクト配布システム登録ユーザー数</li> <li>プロダクト等の配布件数</li> <li>追跡率（現参加者／出生数） 等</li> </ul>
(4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核的研究機関としての役割を發揮しているか</li> <li>○様々な主体との連携・協働は適切に実施されているか</li> <li>○環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか</li> </ul>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誌上発表、口頭発表の状況</li> <li>大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況</li> <li>職務発明の認定件数、知的財産の保有状況、特許等の実施状況</li> <li>国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況</li> <li>成果の集積、情報基盤の構築状況</li> <li>外部機関との共著率</li> <li>国際機関等の活動への参加・協力</li> <li>学術的な会議や学会等での活動・貢献状況</li> <li>環境政策をはじめとした政策貢献の状況 等</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誌上・口頭発表件数</li> <li>共同研究契約・機関数</li> <li>地方環境研究所等との共同研究数</li> <li>協力協定数・大学との交流協定数</li> <li>大学の非常勤講師等委嘱数</li> <li>客員研究員等の受入数</li> <li>外部からの研究者・研修生の受入数</li> <li>一般向け講演・ワークショップ等の数</li> <li>招待講演数</li> <li>誌上・口頭発表・研究業績等に対する受賞数</li> <li>各種審議会等の委員数 等</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
<p>2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務</p> <p>(1) 環境情報の収集、整理及び提供</p> <p>(2) 広報・アウトリーチ活動</p>	<p>○環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか</p> <p>○研究成果を適切に発信しているか</p> <p>○公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等に適切に取り組んでいるか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地理情報システム (GIS) 等を活用するなどした、わかりやすい方法での提供状況</li> <li>・環境に関する情報発信・提供に関する状況 等</li> </ul> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信の取組状況</li> <li>・イベント等への取組状況 (オンラインを含む) 等</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する情報発信数 (記事の公開、データセットの公開、メルマガの発信数を含む)</li> <li>・機関リポジトリからの公開コンテンツ数</li> <li>・研究データへの DOI 付与数</li> <li>・プレスリリース件数</li> <li>・HP からの公開コンテンツ数・SNS 投稿数</li> <li>・メディア露出数</li> <li>・研究所の施設公開など主催イベントの開催状況・参加者数</li> <li>・公式 SNS アカウントの登録者数</li> <li>・講師派遣等の状況</li> <li>・研究所視察・見学受け入れ数 等</li> </ul>
<p>3. 気候変動適応に関する業務</p> <p>(1) 気候変動適応推進に関する技術的援助</p> <p>(2) 気候変動適応に関する調査研</p>	<p>○適応に関する情報基盤として適切に関連情報の収集・整理・提供がなされているか、また地方公共団体等への技術的援助が適切になされているか</p> <p>○適応に関する研究開発が適切になされているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体による気候変動適応策に対する技術的援助等の状況</li> <li>・気候変動適応情報の分かりやすい方法での提供状況</li> <li>・研究開発の実施状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価の評点 等</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
究・技術開発業務		<p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的援助（研修等の開催、講師派遣、各種審議会等への委員としての参画、質問に対する情報・教材等の提供、計画等への助言、共同研究の実施等）の件数</li> <li>・主催したイベント、講師派遣した講演会等の参加人数</li> <li>・新たに収集・整理し、気候変動適応情報プラットフォーム等に掲載した情報の発信件数（A-PLAT、AP-PLAT、SNS 発信数等）</li> <li>・気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT、AP-PLAT 等）へのアクセス数</li> <li>・誌上・口頭発表件数、研究データの報告件数 等</li> </ul>
<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>1. 業務改善の取組に関する事項</p> <p>(1) 経費の合理化・効率化</p> <p>(2) 人件費管理の適正化</p> <p>(3) 調達等の合理化</p>	<p>○経費節減に適切に取り組んでいるか</p> <p>○給与水準の適正化等は適切に実施されているか</p> <p>○調達等の合理化は適切に実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務経費及び一般管理費の削減状況等</li> <li>・給与水準の適正化のための取組状況</li> <li>・国家公務員と比べた給与水準の状況（ラスパイレス指数） 等</li> <li>・内部監査・契約監視委員会等の点検・見直しの状況</li> <li>・関連公益法人等との契約状況（件数・金額） 等</li> </ul>
2. 業務のデジタルトランスフォーメーション（DX）に関する事項	○情報技術等を活用した各種業務の効率化は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種情報システムの整備及び運用管理の状況</li> <li>・安全かつ適切なAIの利活用状況 等</li> </ul>
<b>第5 財務内容の改善に関する事項</b>		

	評価軸(案)	指標(案)
(1) バランスの取れた収入の確保	○自己収入は質も考慮した適切なバランスで確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争的外部資金、受託収入の獲得状況</li> <li>・自己収入全体の獲得額、競争的外部資金等の獲得額及び受託収入の獲得額(外的要因による変動を考慮した)の状況</li> <li>・競争的外部資金、受託収入の獲得額の所属研究者数に対する割合</li> <li>・競争的外部資金、受託収入の獲得件数の所属研究者数に対する割合 等</li> </ul>
(2) 保有財産の処分等	○保有資産について継続的に自主的な見直しを行っているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所における大型研究施設や高額な研究機器に係る現状把握及び見直し等の状況 等</li> </ul>
<b>第6 その他の業務運営に関する重要事項</b>		
1. 内部統制の推進		
(1) 内部統制に係る体制の整備	○内部統制システムは適切に整備・運用されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の長のトップマネジメントによる法人の改善状況</li> <li>・内部統制委員会の設置等内部統制システムの整備・運用状況</li> <li>・内部統制に関する研修等の実施状況(受講率) 等</li> </ul>
(2) コンプライアンスの推進	○コンプライアンスは確実に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会の取組状況</li> <li>・研究不正・研究費不正使用防止のための取組状況(研修受講率) 等</li> </ul>
(3) 研究セキュリティ・研究インテグリティの確保	○研究セキュリティ・研究インテグリティの確保に係る取組は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利益相反マネジメント委員会の取組状況。</li> <li>・研究セキュリティ・研究インテグリティの確保のための取組状況(研修受講率) 等</li> </ul>
(4) 情報セキュリティ対策等の推進	○情報セキュリティ対策は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム脆弱性診断及び情報セキュリティ監査実施状況</li> <li>・情報セキュリティ研修、自己点検の実施状況 等</li> </ul>
	○個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等を安全で適切に管理しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等管理の取組状況 等</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
(5)PDCA サイクルの徹底	○PDCA サイクルを徹底し、業務の進行管理を適切に実施しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階層的な所内会議等を活用した進行管理や評価、フォローアップ等の実施状況</li> <li>・研究業務に対する研究責任者の研究内容の調整・進行管理の実施状況</li> <li>・研究評価や助言会合の実施状況</li> <li>・外部の専門家による研究評価・助言を受けた対応状況 等</li> </ul>
(6) リスク対応のための取組の推進	○業務実施の障害となる要因の把握と対応体制等の整備は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理体制の整備・運用状況 等</li> </ul>
2. 人事の最適化		
(1) 優れた人材の確保	<p>○クロスアポイントメント制度や年俸制の導入への取組が実施されているか</p> <p>○研究活動に関する人材の採用・活用は適切に実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロスアポイントメント制度の導入・運用状況</li> <li>・年俸制の導入・運用状況 等</li> <li>・常勤職員の採用・活用状況</li> <li>・研究系契約職員の採用・活用状況</li> <li>・客員研究員等、外部の研究者の活用状況 等</li> </ul>
(2) 若手研究者等の能力の活用	○所内人材の職場環境整備は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人研究者に係る職場環境整備の状況</li> <li>・男女共同参画等に係る職場環境整備の状況 等</li> </ul>
	○所内人材の研究能力開発は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材活用方針に基づく取組の実施状況 等</li> </ul>
(3) 管理部門の能力向上	○管理部門における事務処理能力の向上等は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等の実施状況（受講率）</li> <li>・管理部門における高度技能専門員等の活用状況（人数） 等</li> </ul>
(4) 適切な職務業績評価の実施	○職務業績評価等能力向上のための取組は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務業績評価の実施状況 等</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
3. 施設・設備の整備及び管理運用	<p>○施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているか</p> <p>○研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備の維持管理の状況</li> <li>施設・設備に関する計画的な整備・改修・保守管理状況 等</li> <li>スペースの効率的な利用に向けた取組状況 等</li> </ul>
4. 安全衛生管理の充実		
(1) 職員の健康保持増進	○健康管理は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>カウンセリングの実施状況</li> <li>保健指導の実施状況</li> <li>健康診断の実施状況(受診率)</li> <li>メンタルヘルス対策等の実施状況 等</li> </ul>
(2) 危機管理体制の充実	<p>○作業環境は適切に確保されているか</p> <p>○所内教育は適切に実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法に基づく作業環境測定の実施状況</li> <li>作業環境における放射線量の測定状況 等</li> <li>実験に伴う事故・災害の発生を予防する教育訓練等の実施状況(参加率)</li> <li>労働安全衛生に関するセミナー等の実施状況 等</li> </ul>
5. 業務における環境配慮等	○業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮の徹底による環境負荷の低減等の状況(環境報告書の作成・公表、環境マネジメントシステムの運用状況) 等</li> </ul>